

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年9月29日
【中間会計期間】	自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日
【会社名】	ドイツ銀行 (Deutsche Bank Aktiengesellschaft)
【代表者の役職氏名】	取締役会会長 ジョン・クライアン (John Cryan, Chairman of the Management Board) 取締役 マルクス・シェンク (Marcus Schenck, Member of the Management Board)
【本店の所在の場所】	ドイツ連邦共和国 60325 フランクフルト・アム・マイン タウヌスアンラ ゲ12 (Tausananlage 12, 60325 Frankfurt am Main, Federal Republic of Germany)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 箱田 英子
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内2丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03(6212)8316
【事務連絡者氏名】	弁護士 箱田 英子 同 飯村 尚久 同 尾登 亮介
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内2丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03(6212)8316
【縦覧に供する場所】	該当なし

(注1) 本書において、別段の記載がある場合を除き、「提出会社」または「当行」とはドイツ銀行を指し、「当行グルー
プ」とはドイツ銀行とその連結子会社を指す。

(注2) 本書において便宜上記載されている日本円への換算は、1ユーロ = 114.95円の換算率(平成28年8月31日現在の株式
会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値)による。

(注3) 本書の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しないことがある。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

1 会社制度等の概要

(1) 提出会社の属する国・州等における会社制度
変更なし

(2) 提出会社の定款等に規定する制度
変更なし

2 外国為替管理制度

変更なし

3 課税上の取扱い

変更なし

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(a) ドイツ銀行グループ(連結ベース)(注1)

年度/期間	1/1 - 12/31 2014	1/1 - 12/31 2015	1/1 - 6/30 2014	1/1 - 6/30 2015	1/1 - 6/30 2016
	百万ユーロ (億円)	百万ユーロ (億円)	百万ユーロ (億円)	百万ユーロ (億円)	百万ユーロ (億円)
純収益合計(注2)	31,949 (36,725)	33,525 (38,537)	16,253 (18,683)	19,553 (22,476)	15,454 (17,764)
税引前利益(損失)	3,116 (3,582)	-6,097 (-7,009)	2,597 (2,985)	2,708 (3,113)	987 (1,135)
純利益(損失)	1,691 (1,944)	-6,772 (-7,784)	1,341 (1,541)	1,377 (1,583)	256 (294)
ドイツ銀行株主に帰属する純利益(損失)およびその他の資本構成要素	1,663 (1,912)	-6,794 (-7,810)	1,320 (1,517)	1,339 (1,539)	232 (267)
包括利益(損失)合計(税引後)	6,102 (7,014)	-4,278 (-4,918)	2,332 (2,681)	3,582 (4,118)	-378 (-435)
普通株式	3,531 (4,059)	3,531 (4,059)	3,531 (4,059)	3,531 (4,059)	3,531 (4,059)
株主持分合計	68,351 (78,569)	62,678 (72,048)	64,686 (74,357)	70,762 (81,341)	61,865 (71,114)
資産合計	1,708,703 (1,964,154)	1,629,130 (1,872,685)	1,665,410 (1,914,389)	1,694,176 (1,947,455)	1,803,290 (2,072,882)
基本的流通株式1株当たり純資産(ユーロ(円))	49.32 (5,669)	45.16 (5,191)	46.62 (5,359)	50.64 (5,821)	44.54 (5,120)
基本的1株当たり利益(損失)(ユーロ(円))	1.34(注3) (154)	-5.06(注4) (-582)	1.20(注3) (138)	0.80(注4) (92)	-0.03(注4) (-3)
希薄化後1株当たり利益(損失)(ユーロ(円))	1.31(注3) (151)	-5.06(注4) (-582)	1.17(注3) (134)	0.78(注4) (90)	-0.03(注4) (-3)
Tier1自己資本比率(%) (注5)	12.9	12.3	12.4	12.5	12.0
規制自己資本合計比率(%) (注5)	16.0	15.4	15.7	15.5	15.1
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,052 (2,359)	67,252 (77,306)	119 (137)	3,928 (4,515)	29,747 (34,194)
投資活動によるキャッシュ・フロー	-12,824 (-14,741)	-8,242 (-9,474)	-6,554 (-7,534)	-6,422 (-7,382)	-4,026 (-4,628)
財務活動によるキャッシュ・フロー	5,795 (6,661)	-5,583 (-6,418)	7,074 (8,132)	-3,781 (-4,346)	-1,413 (-1,624)
現金および現金同等物の中間期末残高または期末残高	51,960 (59,728)	105,478 (121,247)	56,806 (65,298)	48,557 (55,816)	129,295 (148,625)
従業員数(常勤換算)(人)	98,138	101,104	96,733	98,647	101,307

(注1) IFRSによる。

(注2) 信用リスク引当金繰入額控除前

(注3) ドイツ銀行株主に帰属する純利益を調整せずに計算されている。

(注4) AT1証券にかかる利払いについて調整されたドイツ銀行株主に帰属する純利益に基づき計算されている。

(注5) CRR/CRD4完全適用ベースに基づいている。

(b) ドイツ銀行（非連結ベース）

ドイツ銀行（非連結ベース）の情報は、中間報告書において公表されていない。

2【事業の内容】

(1) 会社の目的 変更なし

(2) 事業の内容

ドイツ、フランクフルト・アム・マインに本店を置くドイツ銀行はドイツ最大の銀行であり、その資産合計（2016年6月30日現在1兆8,030億ユーロ）からみてヨーロッパおよび世界における最大級の金融機関である。2016年6月30日現在で、当行は、常勤相当で101,307名の従業員を雇用し、2015年12月31日現在で、世界70か国で2,790支店（そのうち65%はドイツ国内）を運営している。当行は、多岐にわたる投資、金融商品およびこれらに関連する商品やサービスを、世界中の個人顧客、事業法人および機関投資家に提供している。

2016年6月30日現在、当行は、以下の6つのコーポレート部門で構成されている。

- グローバル・マーケット（GM）
- コーポレート・アンド・インベストメント・バンキング（CIB）
- プライベート・ウェルス&コマーシャル・クライアント（PW&CC）
- ポストバンク
- ドイツ・アセット・マネジメント（Deutsche AM）
- 非中核事業部門（NCOU）

これらの6つのコーポレート部門は管理（インフラストラクチャー）部門により支えられている。さらに、当行は、世界の各地域を統括するリージョナル・マネジメント部門を有している。

当行は、世界の多くの国の既存もしくは潜在顧客と取引を行う体制を整えている。こうした体制には下記の拠点が含まれる。

- 多数の国における子会社および支店
- 上記以外の多数の国における駐在員事務所
- 上記以外の国々の顧客に対応する1名以上の営業担当者

(3) 日本における業務活動 変更なし

3【関係会社の状況】

(1) 親会社

当行には親会社はない。

(2) 子会社および関連会社等 (2016年6月30日現在)

下記は当行の主要な連結子会社である。

名称	住所	資本金	ドイツ銀行グループの所有割合 (%)	主要な事業の内容	ドイツ銀行との関係内容
DBOIグローバル・サービス・プライベート・リミテッド	ムンバイ	554,554,550 インド・ルピー	100.0	その他サービス業(ドイツ銀行グループ会社のシェアードサービスセンター)	-
ドイチェ・バンク(チャイナ)Co., Ltd.	北京	4,426,000,000 人民元	100.0	商業銀行業(ドイツ国外)	-
ドイチェ・バンク・ルクセンブルクS.A.	ルクセンブルク	3,959,500,000 ユーロ	100.0	商業銀行業(ドイツ国外)	-
ドイチェ・バンク・プライベート・ウント・ゲシェフツクンデン・アクチエンゲゼルシャフト	フランクフルト	550,000,000 ユーロ	100.0	商業銀行業(ドイツ国内)	-
ドイチェ・バンクS.A. - バンコ・アレミアオ	サンパウロ	996,550,987.99 ブラジル・レアル	100.0	商業銀行業(ドイツ国外)	-
ドイチェ・バンク・セキュリティーズ Inc.	ウィルミントン	2,000米ドル	100.0	証券業	-
ドイチェ・バンク・ソシエダード・アノニマ・エスパニョーラ	マドリッド	101,526,918 ユーロ	99.9	商業銀行業(ドイツ国外)	-
ドイチェ・バンク・ソチエータ・ペル・アツィオーニ	ミラノ	412,153,993.80 ユーロ	99.8	商業銀行業(ドイツ国外)	-
ドイチェ・バンク(スイス)SA	ジュネーブ	100,000,000 スイス・フラン	100.0	商業銀行業(ドイツ国外)	-
ドイチェ・バンク・トラスト・カンパニー・アメリカズ	ニューヨーク	2,127,308,670 米ドル	100.0	商業銀行業(ドイツ国外)	-
ドイチェ・CIB センター・プライベート・リミテッド	ムンバイ	10,020,160 インド・ルピー	100.0	その他サービス業(ドイツ銀行グループ会社のシェアードサービスセンター)	-
ドイチェ・ポストバンクAG	ボン	547,000,000 ユーロ	100.0	商業銀行業(ドイツ国内)	-
ドイチェ・アセット・マネジメント・インベストメントGmbH	フランクフルト	115,000,000 ユーロ	100.0	金融投資マネジメント会社	-
サル・オッペンハイムjr. & Cie. AG & Co. KGaA	ケルン	700,000,000 ユーロ	100.0	商業銀行業(ドイツ国内)	-
000ドイチェ・バンク	モスクワ	1,237,450,000 ロシア・ルーブル	100.0	商業銀行業(ドイツ国外)	-
ドイツ証券株式会社	東京	72,728,000,000円	100.0	金融商品取引業	-
ドイチェ・アジア・パシフィック・ホールディングスPte Ltd	シンガポール	1,016,687,663 シンガポール・ドル	100.0	金融持株会社	-

名称	住所	資本金	ドイツ銀行グループの所有割合 (%)	主要な事業の内容	ドイツ銀行との関係内容
ドイチェ・ナレッジ・サービス Pte. Ltd.	シンガポール	17,800,978 米ドル 2シンガポール・ドル	100.0	その他サービス業(ドイツ銀行グループ会社のシェアードサービスセンター)	-

4 【従業員の状況】（2016年6月30日現在）

(1) ドイツ銀行グループ（連結）

従業員数（常勤相当）	101,307人
グローバル・マーケッツ（GM）	4,671
コーポレート・アンド・インベストメント・バンキング（CIB）	7,178
プライベート・ウェルス&コマーシャル・クライアント（PW&CC）	25,525
ドイチェ・アセット・マネジメント（Deutsche AM）	2,569
ポストバンク	18,728
非中核事業部門（NCOU）	132
管理部門／リージョナル・マネジメント	42,505

（注）常勤相当の人数算出につき四捨五入されているため合計が一致しない可能性がある。

(2) ドイツ銀行AG

ドイツ銀行（非連結ベース）の情報は、中間報告書において公表されていない。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

2016年上半期は、厳しい市場環境、顧客取引の減少および戦略的決定事項の実行の影響を受け、前年上半期に比べ減収となったが、主として訴訟および報酬費用の減少や資産の処分活動に起因する利息以外の費用の減少により部分的に相殺された。

2016年上半期の当行グループの純収益は、2015年上半期の196億ユーロから41億ユーロ、率にして21%減少し、155億ユーロとなった。これは主に厳しい市況、ボラティリティの上昇およびGM、コーポレート・ファイナンスおよびDeutsche AMにおいて特に顕著であった顧客取引の減少の影響によるものである。低金利環境は、トランザクション・バンキング、PW&CCおよびポストバンクの収益に影響を与えた。NCOUの収益は、資産の売却および特定の訴訟費用の組み戻しがなかったことを主な要因として、2015年上半期から減少した。

2016年上半期の連結税引前利益は、2015年上半期の27億ユーロに対し、10億ユーロとなった。この減少は主に、収益の減少によるものであるが、利息以外の費用（主に訴訟費用）の減少により一部相殺された。

2016年上半期の純利益は、2015年上半期の14億ユーロに対し、2億5,600万ユーロとなった。2016年上半期の法人所得税費用は、2015年上半期の13億ユーロに対し、7億3,100万ユーロであった。2016年上半期の実効税率は、主に税控除の対象外となるのれんの減損および訴訟費用、ならびに株式に基づく報酬に関連する税効果を受けて、74%となった。2015年上半期の実効税率は49%であった。

2【生産、受注及び販売の状況】

該当事項なし

3【対処すべき課題】

変更なし

4【事業等のリスク】

変更なし

5【経営上の重要な契約等】

変更なし

6【研究開発活動】

該当事項なし

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(無監査)

経営および財務の概況

経済環境

世界経済

経済成長(%) ¹	2016年6月30日	2016年3月31日	主な要因
世界経済	3.2 ²	3.4	世界の貿易量の低迷、高水準にある債務や構造的財政赤字を考慮すると、
このうち：先進国	1.4 ²	1.7	世界の経済成長率は引き続き伸び悩む可能性が高い。
このうち：新興市場	5.0 ²	5.0	新興国市場が停滞する中、先進国の成長率は減速する可能性が高い。
ユーロ圏経済	1.6 ²	1.7	2016年の年初から現在までのユーロの上昇、世界の経済活動の低迷および季節要因による建設投資の減少により、第2四半期の経済成長は鈍化している。これらの要因による影響は、原油安や大胆な金融緩和政策がもたらす成長支援効果を上回ると考えられる。
このうち：ドイツ経済	1.3 ²	1.6	消費者支出および政府支出は堅調であるが、ドイツ国外からの阻害要因の影響がある。
米国経済	1.4 ²	2.1	米ドル高により輸出主導型企業の業績は悪化し、エネルギー・セクターは原油安によるマイナスの影響を受けているが、国内経済(消費者支出、住宅建築)は堅調である。
日本経済	0.2 ²	0.0	国内経済は低迷しているが、ある程度外需に支えられている。
アジア経済 ³	6.4 ²	6.3	中国および先進諸国からの需要が減少。
このうち：中国経済	6.7	6.7	工業分野の成長率は好転したが、民間企業による投資は引き続き減少した。サービス分野は好調であった。

1 出典：別途記載のものを除き各国の当局。

2 出典：ドイツ銀行リサーチ予測。

3 中国、インド、インドネシア、韓国および台湾を含む。

銀行業界

2016年年初において高い水準にあった世界の株式市場やクレジット市場のボラティリティは、2016年第2四半期には落ち着きを取り戻したが、英国における欧州連合離脱の是非を問う国民投票の結果を受け、新たなボラティリティ上昇の局面を迎えている。

2016年第2四半期、ユーロ圏の銀行における伝統的な銀行業務はやや伸びたが、これは主に、個人向け貸出しが前年同四半期から2%増加したこと起因している。コーポレート事業は停滞した状態が続いたが、欧州中央銀行(ECB)が新たに実施する、対象を限定した一連の長期資金供給オペレーション(TLTRO)によってこのような停滞傾向は改善すると予想される。個人預金および法人預金の残高は、3.8%の大幅な増加となった。継続的な低金利のため長期預金の魅力が低下する中、短期預金の割合が増加した。

ドイツにおける銀行業務は、法人向け貸出しが2.4%増加、リテール貸出しは、主に住宅ローン取引高の増加によって3%近く増加し、再びユーロ圏の平均を大きく上回る良好な業績を達成した。しかしながらドイツの銀行の総資産は、銀行間取引やデリバティブ事業の縮小を主な要因として2.4%減少した。

米国では、堅調な経済状況の恩恵を受け、銀行業界も好調を維持した。法人向け貸出しは前年第2四半期から10%近く増加し、消費者向け貸出しも同じく1桁台後半の増加率となった。また、モーゲージ貸出高も6.6%増加し、長期トレンドを大幅に上回った。預金受入れについては、米国の銀行はこれまでの四半期を超える堅調な伸びを示した。

日本においては、民間企業への貸出業務が好調で2.2%の伸びとなった。資金の受入れに関しては、2016年第2四半期、日本の銀行の預金高が、特に法人預金において堅調に増加した。

中国の伝統的な貸出しは高い伸び率を維持し、個人向け貸出しは最近になって再び増加に転じたが、法人向け貸出しの増加はやや鈍化した。

ドイツ銀行の業績

2016年第2四半期、ドイツ銀行の各部門は引き続き厳しい収益環境に置かれ、とりわけグローバル・マーケット、プライベート・ウェルス&コマーシャル・クライアントおよびコーポレート・ファイナンスにおいて顕著であった。減収の一部は、訴訟の減少や報酬費用の減少によって利息以外の費用が減少したことにより相殺されたが、かかる利息以外の費用の減少は、ドイチェ・アセット・マネジメントからグローバル・マーケットへの事業譲渡の結果生じた、2億8,500万ユーロののれんおよび無形資産の減損によって一部減殺された。当行は、引き続きストラテジーの実施に注力し、今後も戦略的決定事項の実行を進めていく。また、継続的なリスク低減戦略や再編策においても大きく進展している。

2015年上半期および2016年上半期におけるドイツ銀行グループの主要な財務上の業績指標（KPI）の詳細は、以下の表の通りである。

当行グループの主要な業績指標	2016年6月30日	2015年6月30日
純収益	155億ユーロ	196億ユーロ
税引前利益	10億ユーロ	27億ユーロ
純利益	3億ユーロ	14億ユーロ
税引後平均有形株主資本利益率 ¹	0.9%	4.8%
税引後平均株主資本利益率 ¹	0.7%	3.8%
調整済コスト ²	127億ユーロ	134億ユーロ
費用収益比率 ³	90.0%	84.3%
リスク・ウェイトed・アセット	4,022億ユーロ	4,158億ユーロ
普通株式等Tier 1資本比率（CRR/CRD 4完全適用ベース） ⁴	10.8% ⁵	11.4%
CRR/CRD 4完全適用ベースのレバレッジ比率 ⁶	3.4%	3.6%

- 1 ドイツ銀行株主に帰属する純利益およびその他の資本構成要素に基づく。詳細は、第6 経理の状況、1 中間財務書類、注記「その他の情報（無監査）：GAAP以外の財務的尺度」を参照のこと。
- 2 利息以外の費用合計から、のれんおよびその他の無形資産の減損、訴訟、保険業務に係る費用、再編および退職費用を除いたもの。詳細は、第6 経理の状況、1 中間財務書類、注記「その他の情報（無監査）：GAAP以外の財務的尺度」を参照のこと。
- 3 利息以外の費用合計が、信用リスク引当金繰入前の純利息収益合計に利息以外の収益を加えた額に占める比率。
- 4 普通株式等Tier 1資本比率（CRR/CRD 4完全適用ベース）は、CRR/CRD 4の暫定的な規定を考慮しない当行の普通株式等Tier 1資本比率の計算を表す。本比率の計算に関する詳細は、リスク・レポートに記載されている。
- 5 2016年度について普通株式の無配当を提案するとする取締役会の決定に基づく。
- 6 本比率の計算に関する詳細は、リスク・レポートに記載されている。

連結業績

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2016年6月30 日に終了した 3ヶ月	2015年6月30 日に終了した 3ヶ月	変動額	増減 (%)	2016年6月30 日に終了した 6ヶ月	2015年6月30 日に終了した 6ヶ月	変動額	増減 (%)
純収益								
このうち：								
GM	2,420	3,344	(924)	(28)	5,238	7,011	(1,774)	(25)
C I B	1,888	2,154	(265)	(12)	3,713	4,290	(577)	(13)
P W & C C	1,861	2,091	(230)	(11)	3,597	4,183	(586)	(14)
Deutsche A M	706	769	(63)	(8)	1,397	1,518	(120)	(8)
Postbank	903	803	101	13	1,764	1,660	103	6
N C O U	(349)	223	(572)	N/M	(333)	618	(951)	N/M
C & A	(45)	(206)	161	(78)	78	273	(196)	(72)
純収益合計	7,386	9,177	(1,792)	(20)	15,454	19,553	(4,099)	(21)
信用リスク引当金 繰入額	259	151	108	72	564	369	195	53
利息以外の費用：								
報酬費用	2,959	3,447	(488)	(14)	6,153	6,880	(727)	(11)
一般管理費	3,221	4,335	(1,114)	(26)	6,957	9,404	(2,447)	(26)
保険業務に係る 費用	74	10	64	N/M	118	163	(45)	(28)
のれんおよびそ の他の無形資産 の減損	285	0	285	N/M	285	0	285	N/M
再構築費用	179	6	173	N/M	390	29	361	N/M
利息以外の費用合 計	6,718	7,798	(1,080)	(14)	13,903	16,476	(2,573)	(16)
税引前利益	408	1,228	(821)	(67)	987	2,708	(1,721)	(64)
法人所得税費用	388	410	(23)	(5)	731	1,331	(600)	(45)
当期純利益	20	818	(798)	(98)	256	1,377	(1,121)	(81)

N/M：意味のある比較不能

2015年と2016年の四半期比較

2016年第2四半期、当行グループの純収益は、厳しい市場環境に加え、主に中央銀行の政策および英国における欧州連合離脱を問う国民投票を取り巻く不透明感、ならびに当行の戦略的決定事項の実行による影響を受けたが、主として訴訟および報酬費用の減少や資産の処分活動に起因する利息以外の費用の減少により一部相殺された。

2016年第2四半期の当行グループの純収益は、18億ユーロ、率にして20%減少し、74億ユーロとなった。この減少は主に、グローバル・マーケット(GM)、コーポレート・ファイナンスおよびドイチェ・アセット・マネジメント(Deutsche AM)といった、市場の動向の影響を受けやすいビジネスにおける大幅な減収によるものであり、またトランザクション・バンキング、プライベート・ウェルス&コマーシャル・クライアント(PW&CC)およびポストバンクといった低金利環境の影響を受けやすいビジネスにおける減収の影響もある程度反映されている。非中核事業部門(NCOU)において長期デリバティブ取引を解消することによりリスク低減を図ったこともまた、減収の一因となった。コーポレート・アンド・インベストメント・バンキング(CIB)の純収益は、主にグローバルな株式発行高の減少による影響を受けた。その他、当行グループの純収益には、VISA Europe Limitedの当行持ち分の売却によって得られたポストバンクおよびPW&CCにおける収益合計1億9,200万ユーロや、非中核事業におけるRed Rock Resortsの新規株式公開による2億5,500万ユーロの収益が含まれている。

信用リスク引当金繰入額は、2015年第2四半期から1億800万ユーロ、率にして72%増加し、2016年第2四半期は2億5,900万ユーロとなった。この増加は、主に船舶セクターにおける市場の長期低迷や金属および鉱業セクターにおけるコモディティ価格の下落を反映して、CIBやGMにおける引当金繰入額が増加したことに起因している。

利息以外の費用は、主に訴訟費用の減少により、2015年第2四半期から11億ユーロ、率にして14%減少し、2016年第2四半期は67億ユーロとなった。報酬費用は、2015年第2四半期から4億8,800万ユーロ、率にして14%減少し、30億ユーロとなった。この減少は主に変動報酬の減少によるものであるが、固定報酬の増加により一部相殺されている。一般管理費は、2015年第2四半期から11億ユーロ、率にして26%減少し、32億ユーロとなった。これは主に2015年第2四半期に比べ訴訟費用が大幅に減少したことによるが、情報技術(IT)コストの増加によって一部相殺された。また利息以外の費用には、主にインフラの最適化に起因する事業再編費用1億7,900万ユーロ、ならびにDeutsche AMからの一定の事業譲渡に伴い、GMにおいて計上された2億8,500万ユーロののれんおよび無形資産の減損の影響も含まれている。

2016年第2四半期の税引前利益は、2015年第2四半期の12億ユーロに対し、4億800万ユーロを計上した。この減少は主に、収益の減少によるものである。

2016年第2四半期の純利益は、2015年第2四半期の8億1,800万ユーロに対し、2,000万ユーロとなった。2016年第2四半期の法人所得税費用は、2015年第2四半期の4億1,000万ユーロに対し、3億8,800万ユーロであった。2016年第2四半期の実効税率は、主に税控除の対象外となるのれんの減損および訴訟費用、ならびに株式に基づく報酬に関連する税効果を受けて、95%となった。2015年第2四半期の実効税率は、33%であった。

2015年と2016年の半期比較

2016年上半年は、厳しい市場環境、顧客取引の減少および戦略的決定事項の実行の影響を受け、前年上半年に比べ減収となったが、主として訴訟および報酬費用の減少や資産の処分活動に起因する利息以外の費用の減少により部分的に相殺された。

2016年上半年の当行グループの純収益は、2015年上半年の196億ユーロから41億ユーロ、率にして21%減少し、155億ユーロとなった。これは主に厳しい市況、ボラティリティの上昇およびGM、コーポレート・ファイナンスおよびDeutsche AMにおいて特に顕著であった顧客取引の減少の影響によるものである。低金利環境は、トランザクション・バンキング、PW&CCおよびポストバンクの収益に影響を与えた。NCOUの収益は、資産の売却および特定の訴訟費用の組み戻しがなかったことを主な要因として、2015年上半年から減少した。

2016年上半年の信用リスク引当金繰入額は、2015年上半年から1億9,500万ユーロ、率にして53%増加し、5億6,400万ユーロとなった。これは主に、NCOUにおいて、当行グループの欧州のモーゲージ・ポートフォリオ内でIAS第39号に従って区分変更された資産に関する引当金繰入額が増加したことに加え、船舶セクターにおける市場の長期低迷や金属および鉱業セクターにおけるコモディティ価格の下落を反映して、CIBやGMにおける引当金繰入額が増加したことに起因している。また、これらの増加は、特に貸出金ポートフォリオの質および良好な経済環境を反映したPW&CCおよびポストバンクにおける引当金繰入額の減少により一部相殺されている。

2016年上半年の利息以外の費用は、2015年上半年から26億ユーロ、率にして16%減少して、139億ユーロとなった。利息以外の費用の減少の主な要因としては、訴訟関連費用の減少が挙げられる。報酬費用は、2015年上半年から7億2,700万ユーロ、率にして11%減少して、62億ユーロとなった。これは主に変動報酬の減少によるものであるが、固定報酬の増加により一部相殺されている。一般管理費は、2015年上半年から24億ユーロ、率にして26%減少し、70億ユーロとなった。これは主に訴訟費用の減少によるものであるが、情報技術(IT)コストの増加によって一部相殺された。また利息以外の費用には、事業再編費用3億6,100万ユーロの増加、ならびに前述のGMにおいて計上された2億8,500万ユーロののれんおよび無形資産の減損の影響も含まれている。

2016年上半年の連結税引前利益は、2015年上半年の27億ユーロに対し、10億ユーロとなった。この減少は主に、収益の減少によるものであるが、利息以外の費用(主に訴訟費用)の減少により一部相殺された。

2016年上半年の純利益は、2015年上半年の14億ユーロに対し、2億5,600万ユーロとなった。2016年上半年の法人所得税費用は、2015年上半年の13億ユーロに対し、7億3,100万ユーロであった。2016年上半年の実効税率は、主に税控除の対象外となるのれんの減損および訴訟費用、ならびに株式に基づく報酬に関連する税効果を受けて、74%となった。2015年上半年の実効税率は49%であった。

部門別業績

以下の表は、2016年6月30日および2015年6月30日に終了した3ヶ月間および6ヶ月間における事業部門別の業績（IFRSに基づく連結業績への調整を含む。）を示すものである。当行の部門別の開示の記載方法の変更に関する情報については、中間連結財務諸表の注記の「セグメント情報」を参照されたい。

	2016年6月30日に終了した3ヶ月							
	グローバル・マーケット	コーポレート・アンド・インベストメント・バンキング	プライベート・ウェルス&コマーシャル・クライアンツ	ドイチェ・アセット・マネジメント	ポストバンク	非中核事業部門	連結および調整	連結合計
単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)								
純収益	2,420	1,888	1,861	706	903	(349)	(45)	7,386
信用リスク引当金繰入額	39	115	66	0	34	5	(1)	259
利息以外の費用:								
報酬費用	408	440	615	138	345	17	996	2,959
一般管理費	1,626	842	928	298	345	263	(1,080)	3,221
保険業務に係る費用	0	0	0	74	0	0	0	74
のれんおよびその他の無形資産の減損	285	0	0	0	0	0	0	285
再構築費用	32	59	64	26	0	(1)	0	179
利息以外の費用合計	2,351	1,341	1,608	535	690	278	(84)	6,718
非支配持分	2	0	0	0	0	(0)	(2)	0
税引前利益（損失）	28	432	187	171	179	(632)	42	408
費用収益比率（%）	97	71	86	76	76	N/M	N/M	91
資産	1,194,698	200,389	193,743	26,173	141,846	15,224	31,218	1,803,290
リスク・ウェイトド・アセット (CRD 4完全適用ベース)	169,861	85,296	49,820	12,581	44,848	27,376	12,436	402,217
CRD 4レバレッジ・エクスポージャー測定尺度（報告日におけるスポットの価額）	732,680	283,994	201,668	4,510	146,966	19,311	25,410	1,414,538
平均株主資本	24,344	11,846	8,877	6,403	5,838	4,654	50	62,011
税引後平均有形株主資本利益率（%） ¹	0.3	10.5	6.7	29.1	8.4	N/M	N/M	0.1
税引後平均株主資本利益率（%） ¹	0.3	9.5	5.5	7.0	8.0	N/M	N/M	0.1

N/M：意味のある比較不能

- 1 当行グループの税引後平均有形株主資本利益率および税引後平均株主資本利益率は、当行グループの報告ベースの実効税率95%を反映している。各セグメントの税引後平均有形株主資本利益率および税引後平均株主資本利益率に関しては、適用税率は35%となっている。

	2015年6月30日に終了した3ヶ月							
単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	グローバル・マーケット	コーポレート・アンド・インベストメント・バンキング	プライベート・ウェルス&コマーシャル・クライアランス	ドイチェ・アセット・マネジメント	ポストバンク	非中核事業部門	連結および調整	連結合計
純収益	3,344	2,154	2,091	769	803	223	(206)	9,177
信用リスク引当金繰入額	5	39	74	0	26	6	1	151
利息以外の費用：								
報酬費用	624	578	644	188	339	19	1,055	3,447
一般管理費	1,605	938	892	307	350	1,066	(822)	4,335
保険業務に係る費用	0	0	0	10	0	0	0	10
のれんおよびその他の無形資産の減損	0	0	0	0	0	0	0	0
再構築費用	2	3	(1)	(0)	0	3	(0)	6
利息以外の費用合計	2,231	1,519	1,534	504	688	1,088	234	7,798
非支配持分	22	(0)	0	(0)	0	(0)	(22)	0
税引前利益(損失)	1,086	595	483	265	88	(870)	(418)	1,228
費用収益比率(%)	67	71	73	66	86	N/M	N/M	85
資産	1,149,844	142,562	174,381	33,320	140,439	30,090	23,540	1,694,176
リスク・ウェイトド・アセット(CRD 4完全適用ベース)	167,830	87,516	49,936	6,187	41,787	42,269	20,255	415,780
CRD 4レバレッジ・エクスポージャー測定尺度(報告日におけるスポットの価額)	764,366	268,892	181,714	5,198	143,715	63,384	33,766	1,461,035
平均株主資本	25,923	12,867	10,723	5,706	8,395	6,806	1,446	71,865
税引後平均有形株主資本利益率(%) ¹	11.9	13.4	15.1	78.6	4.1	N/M	N/M	5.7
税引後平均株主資本利益率(%) ¹	10.8	12.0	11.6	12.0	2.7	N/M	N/M	4.4

N/M：意味のある比較不能

- 1 当行グループの税引後平均有形株主資本利益率および税引後平均株主資本利益率は、当行グループの報告ベースの実効税率33%を反映している。各セグメントの税引後平均有形株主資本利益率および税引後平均株主資本利益率に関しては、適用税率は35%となっている。

2016年6月30日に終了した6ヶ月								
単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	グローバル・マーケット	コーポレート・アンド・インベストメント・バンキング	プライベート・ウェルス&コマーシャル・クライアーツ	ドイチェ・アセット・マネジメント	ポストバンク	非中核事業部門	連結および調整	連結合計
純収益	5,238	3,713	3,597	1,397	1,764	(333)	78	15,454
信用リスク引当金繰入額	54	251	103	1	76	80	(1)	564
利息以外の費用：								
報酬費用	917	939	1,261	308	693	32	2,003	6,153
一般管理費	3,431	1,643	1,865	606	694	717	(1,999)	6,957
保険業務に係る費用	0	0	0	118	0	0	0	118
のれんおよびその他の無形資産の減損	285	0	0	0	0	0	0	285
再構築費用	102	132	120	31	0	4	(0)	390
利息以外の費用合計	4,736	2,715	3,245	1,063	1,387	753	4	13,903
非支配持分	24	0	0	0	0	(0)	(25)	0
税引前利益(損失)	423	747	249	334	301	(1,165)	99	987
費用収益比率(%)	90	73	90	76	79	N/M	N/M	90
資産	1,194,698	200,389	193,743	26,173	141,846	15,224	31,218	1,803,290
リスク・ウェイトド・アセット(CRD 4完全適用ベース)	169,861	85,296	49,820	12,581	44,848	27,376	12,436	402,217
CRD 4レバレッジ・エクスポージャー測定尺度(報告日におけるスポットの価額)	732,680	283,994	201,668	4,510	146,966	19,311	25,410	1,414,538
平均株主資本	24,177	11,978	9,136	6,396	5,786	4,850	70	62,393
税引後平均有形株主資本利益率(%) ¹	2.5	9.0	4.4	28.5	7.1	N/M	N/M	0.9
税引後平均株主資本利益率(%) ¹	2.3	8.2	3.6	6.8	6.8	N/M	N/M	0.7

N/M：意味のある比較不能

- 1 当行グループの税引後平均有形株主資本利益率および税引後平均株主資本利益率は、当行グループの報告ベースの実効税率74%を反映している。各セグメントの税引後平均有形株主資本利益率および税引後平均株主資本利益率に関しては、適用税率は35%となっている。

	2015年6月30日に終了した6ヶ月							
	グローバル・ マーケット	コーポレ ート・アン ド・インベ ストメン ト・バンキ ング	プライベ ート・ウェル ス&コマー シャル・ク ライアンツ	ドイチェ・ア セット・マネ ジメント	ポストバン ク	非中核事業 部門	連結および 調整	連結合計
単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)								
純収益	7,011	4,290	4,183	1,518	1,660	618	273	19,553
信用リスク引当金繰入額	6	89	154	0	84	35	1	369
利息以外の費用：								
報酬費用	1,280	1,141	1,296	383	676	49	2,055	6,880
一般管理費	4,534	1,737	1,846	606	699	1,720	(1,739)	9,404
保険業務に係る費用	0	0	0	163	0	0	0	163
のれんおよびその他の無 形資産の減損	0	0	0	0	0	0	0	0
再構築費用	22	6	(0)	(1)	0	3	(0)	29
利息以外の費用合計	5,836	2,884	3,142	1,151	1,376	1,772	315	16,476
非支配持分	38	(0)	0	(0)	0	0	(38)	0
税引前利益（損失）	1,131	1,316	887	366	201	(1,188)	(6)	2,708
費用収益比率（％）	83	67	75	76	83	N/M	N/M	84
資産	1,149,844	142,562	174,381	33,320	140,439	30,090	23,540	1,694,176
リスク・ウェイトド・ア セット(CRD 4完全適用ベ ース)	167,830	87,516	49,936	6,187	41,787	42,269	20,255	415,780
CRD 4レバレッジ・エク ス ポージャー測定尺度 (報告日におけるスポット の価額)	764,366	268,892	181,714	5,198	140,439	63,384	33,766	1,461,035
平均株主資本	24,601	12,276	10,403	5,593	8,492	7,509	2,424	71,299
税引後平均有形株主資本利 益率（％） ¹	6.5	15.5	14.2	56.7	4.6	N/M	N/M	4.8
税引後平均株主資本利益率 (％) ¹	5.9	13.9	11.0	8.5	3.1	N/M	N/M	3.8

N/M：意味のある比較不能

- 1 当行グループの税引後平均有形株主資本利益率および税引後平均株主資本利益率は、当行グループの報告ベースの実効税率49%を反映している。各セグメントの税引後平均有形株主資本利益率および税引後平均株主資本利益率に関しては、適用税率は35%となっている。

コーポレート部門

グローバル・マーケット（GM）

単位：百万ユーロ （別途記載のものを除く）	2016年6月 30日に終了 した3ヶ月	2015年6月 30日に終了 した3ヶ月	変動額	増減 （%）	2016年6月 30日に終了 した6ヶ月	2015年6月 30日に終了 した6ヶ月	変動額	増減 （%）
純収益：								
株式セールス/トレーディング	720	1,040	(319)	(31)	1,471	2,149	(677)	(32)
債券およびその他の商品の セールス/トレーディング	1,817	2,254	(437)	(19)	3,893	5,152	(1,258)	(24)
セールス/トレーディング	2,538	3,294	(756)	(23)	5,365	7,300	(1,936)	(27)
その他	(117)	50	(168)	N/M	(127)	(289)	162	(56)
純収益合計	2,420	3,344	(924)	(28)	5,238	7,011	(1,774)	(25)
信用リスク引当金繰入額	39	5	35	N/M	54	6	48	N/M
利息以外の費用：								
報酬費用	408	624	(216)	(35)	917	1,280	(363)	(28)
一般管理費	1,626	1,605	21	1	3,431	4,534	(1,103)	(24)
保険業務に係る費用	0	0	0	N/M	0	0	0	N/M
のれんおよびその他の無 形資産の減損	285	0	285	N/M	285	0	285	N/M
再構築費用	32	2	30	N/M	102	22	80	N/M
利息以外の費用合計	2,351	2,231	120	5	4,736	5,836	(1,100)	(19)
非支配持分	2	22	(21)	(93)	24	38	(14)	(36)
税引前利益	28	1,086	(1,058)	(97)	423	1,131	(708)	(63)

N/M：意味のある比較不能

2015年と2016年の四半期比較

2016年第2四半期のグローバル・マーケット（GM）の純収益は、2015年第2四半期から9億2,400万ユーロ、率にして28%減少し、24億ユーロとなった。これは、不透明なマクロ経済環境や政情不安および英国における欧州連合離脱を問う国民投票に関連する懸念の影響を受けた顧客取引の減少によるものであった。また、この減収の要因としては、リスク低減や拠点の合理化といったストラテジー2020の諸施策の実施の影響もあった。

2016年第2四半期の債券およびその他の商品のセールス/トレーディングの純収益は、2015年第2四半期から4億3,700万ユーロ、率にして19%減少し、18億ユーロとなった。外国為替からの収益は、英国における欧州連合離脱の是非を問う国民投票を受けて顧客取引が増大したこともあり、好調であった前年同四半期とほぼ同じ水準となった。金利からの収益は、米国ユニシバル事業における堅調な業績や欧州における好調な顧客フローを反映して、前年同四半期から若干増加した。クレジットからの収益は、高リスク・ウェイト証券化トレーディングにおけるリスク低減およびディストレスト商品における減収により、好調であった前年同四半期から減少した。エマージング・マーケットは、ストラテジー2020の実施ならびに英国における欧州連合離脱を問う国民投票を受けた不透明なマクロ経済環境および政情不安の影響を受けて減収となった。アジア太平洋地域の現地の市場からの収益は、中国の経済成長に関する継続的な懸念や厳しい取引環境を要因として、減少した。

2016年第2四半期の株式セールス/トレーディングの純収益は、2015年第2四半期から3億1,900万ユーロ、率にして31%減少し、7億2,000万ユーロとなった。現物株式は、欧州およびアジアにおける顧客取引高の低下を主な要因として減収となった。株式デリバティブも、顧客取引の減少や厳しい市場環境により大幅な減収となった。2016年第2四半期のプライム・ファイナンスからの収益は、平均顧客残高の減少、顧客取引の低迷および市場の不透明感による影響を反映して、2015年第2四半期を下回った。

2016年第2四半期のその他商品からの純収益は、1億1,700万ユーロの損失となった(2015年第2四半期は5,000万ユーロの収益)。その他商品からの純収益には、顧客カバレッジおよび商品販売に起因するコーポレート・アンド・インベストメント・バンキングとの間で行われた事業譲渡の影響と、相殺要因としての3つの評価調整項目を含んでいる。評価調整項目の1つ目は、信用評価調整(CVA)から生じたRWAの軽減への取り組みに関連した4,300万ユーロの評価益(2015年第2四半期は9,800万ユーロの評価益)、2つ目は、調達評価調整(FVA)に関連する3,000万ユーロの損失(2015年第2四半期は4,000万ユーロの損失)、3つ目は、特定のデリバティブ負債に対する債務評価調整(DVA)の影響に関連する1,100万ユーロの損失(2015年第2四半期は1億500万ユーロの利益)である。

2016年第2四半期のGMの信用リスク引当金繰入額は、2015年第2四半期の500万ユーロ(純額)に対し、3,900万ユーロ(純額)となった。これは、主に金属および鉱業セクターにおける限られた数のエクスポージャーを要因とするものである。

2016年第2四半期のGMの利息以外の費用は、前年同四半期から1億2,000万ユーロ増加し、24億ユーロとなったが、これには2億8,500万ユーロののれんの減損が含まれている。2016年第2四半期に、ファンド・ソリューションズおよび証券およびワラント事業がドイチェ・アセット・マネジメントからGMに譲渡された。ドイチェ・アセット・マネジメントからの事業譲渡の一環として、のれんもIFRSに従った相対的価値に基づきGMに移管された。その後行われた減損見直しにより、GMにおける減損損失は2億8,500万ユーロとなった。報酬費用および訴訟費用の減少は、情報技術および管理関連の支出の増加により一部相殺された。

2016年第2四半期の税引前利益は、2015年第2四半期の11億ユーロに対し、2,800万ユーロとなった。この減少は、主に収益の減少によるものであった。

2015年と2016年の半期比較

2016年上半期のGMの業績は、各国中央銀行による政策決定および英国における欧州連合離脱を問う国民投票を取り巻く不透明感を反映した厳しい市場環境や顧客取引の減少による影響を受けた。また、リスク低減および拠点の合理化といったストラテジー2020の一部の施策の実施による影響も収益に反映された。2016年上半期のGMの純収益は、2015年上半期から18億ユーロ、率にして25%減少し、52億ユーロとなった。

2016年上半期の債券およびその他商品のセールス/トレーディングからの純収益は、2015年上半期から13億ユーロ、率にして24%減少し、39億ユーロとなった。外国為替からの収益は、好調であった2015年上半期を下回った。金利からの収益は、特に2016年第1四半期における厳しい市場環境を受けて、減少した。クレジットからの収益も、ファイナンス商品が引き続き堅調な業績を収めたものの、フロービジネスに影響を与えた厳しい市場環境を受けて減少した。また、高リスク・ウェイト証券化トレーディングにおけるストラテジー2020に基づくリスク低減も収益に影響を及ぼした。エマージング・マーケットからの収益は減少したが、これはストラテジー2020の実施の一環として行われた一部の国からの撤退や、不透明なマクロ経済環境の影響を受けた厳しい環境によるものであった。

2016年上半期の株式セールス/トレーディングからの純収益は、2015年上半期から6億7,700万ユーロ、率にして32%減少し、15億ユーロとなった。現物株式からの収益は、欧州およびアジアにおける顧客取引高の低下を主な要因として大幅に減少した。株式デリバティブも顧客取引の減少や厳しい市場環境により大幅な減収となった。プライム・ファイナンスからの収益は、2015年上半期とほぼ同水準となった。

2016年上半期のその他商品からの純収益は、1億2,700万ユーロの損失(2015年上半期は2億8,900万ユーロの損失)となった。その他商品からの純収益には、顧客カバレッジおよび商品販売に起因するコーポレート・アンド・インベストメント・バンキングとの間で行われた事業譲渡の影響と、相殺要因としての3つの評価調整項目による合計1億4,500万ユーロの利益を含んでいる。評価調整項目の1つ目は、信用評価調整(CVA)から生じたRWAの軽減への取り組みに関連した6,500万ユーロの評価益(2015年上半期は8,000万ユーロの評価益)、2つ目は、調達評価調整(FVA)に関連する1億1,200万ユーロの損失(2015年上半期は計算の精緻化に係る8,400万ユーロのマイナスの影響を含む1億8,400万ユーロの損失)、3つ目は、特定のデリバティブ負債に対する債務評価調整(DVA)の影響に関連する1億9,100万ユーロの利益(2015年上半期は9,200万ユーロの利益)である。

2016年上半期のGMの信用リスク引当金繰入額は、2015年上半期では600万ユーロ(純額)であったのに対し、5,400万ユーロ(純額)となった。これは、主に金属および鉱業セクターにおける限られた数のエクスポージャーを要因とするものである。

2016年上半期のGMの利息以外の費用は、2015年上半期から11億ユーロ、率にして19%減少した。この減少は主に、訴訟費用の14億ユーロの減少、現金賞与と人材確保費用の減少および外国為替レートの有利な変動によるものであったが、その一部は前述の2億8,500万ユーロののれんの減損により相殺された。この減損は、IFRSに従った相対的価値に基づき、事業譲渡の一環としてドイツ・アセット・マネジメントからGMに移管されたものである。

2016年上半期のGMの税引前利益は、2015年上半期では11億ユーロであったのに対し、4億2,300万ユーロとなった。この減少は主に減収によるものであるが、訴訟関連費用の減少により一部相殺された。

コーポレート・アンド・インベストメント・バンキング(CIB)

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2016年6月 30日に終了 した3ヶ月	2015年6月 30日に終了 した3ヶ月	変動額	増減 (%)	2016年6月 30日に終了 した6ヶ月	2015年6月 30日に終了 した6ヶ月	変動額	増減 (%)
純収益：								
貿易金融および事業法人 向けキャッシュ・マネジ メント	635	677	(42)	(6)	1,292	1,379	(86)	(6)
金融機関向けキャッ シュ・証券サービス	483	468	15	3	940	903	37	4
株式オリジネーション	124	254	(130)	(51)	188	457	(270)	(59)
債券オリジネーション	409	468	(59)	(13)	703	906	(203)	(22)
アドバイザー	74	145	(71)	(49)	225	290	(65)	(22)
貸出しおよびその他商品	164	141	23	16	365	355	10	3
純収益合計	1,888	2,154	(265)	(12)	3,713	4,290	(577)	(13)
信用リスク引当金繰入額	115	39	76	194	251	89	162	181
利息以外の費用：								
報酬費用	440	578	(138)	(24)	939	1,141	(202)	(18)
一般管理費	842	938	(96)	(10)	1,643	1,737	(94)	(5)
保険業務に係る費用	0	0	0	N/M	0	0	0	N/M
のれんおよびその他の無 形資産の減損	0	0	0	N/M	0	0	0	N/M
再構築費用	59	3	56	N/M	132	6	127	N/M
利息以外の費用合計	1,341	1,519	(178)	(12)	2,715	2,884	(169)	(6)
非支配持分	0	(0)	0	N/M	0	(0)	0	N/M
税引前利益	432	595	(163)	(27)	747	1,316	(570)	(43)

N/M：意味のある比較不能

2015年と2016年の四半期比較

2016年第2四半期においては、特に顧客取引が低い水準に留まったコーポレート・ファイナンスにおいて引き続き厳しい状況が続き、発行ビジネスは、同年第1四半期における市場の不透明感による影響から回復することができなかった。トランザクション・バンキングの収益は、長引く低金利環境により引き続き影響を受けたものの、概して健闘した。コーポレート・ファイナンスの収益が低い水準に留まったことにより、税引前利益は2015年第2四半期から減少した。

2016年第2四半期のCIBの純収益は、前年同四半期から2億6,500万ユーロ、率にして12%減少し、19億ユーロとなった。株式オリジネーションからの収益は、2016年第1四半期からは改善したものの、手数料プールの43%の減少により、2015年第2四半期からは1億3,000万ユーロ、率にして51%減少した。債券オリジネーションの2016年第2四半期の収益は、継続する低金利環境や投資家のより高利回りの資産に対する強い需要を要因として、2016年第1四半期から39%増加し、前年同四半期からの減少は第1四半期に比べて第2四半期はわずかに留まった。アドバイザーからの収益は、完了する予定であった一部の取引が中止され、残りの取引も2016年第3四半期および同年第4四半期に延期されたため、2015年第2四半期から7,100万ユーロ、率にして49%減少した。貿易金融および事業法人向けキャッシュ・マネジメントからの収益は、欧州における長引く

低金利環境により法人顧客向けキャッシュ・マネジメントビジネスが影響を受けたため、2015年第2四半期から4,200万ユーロ、率にして6%減少した。金融機関向けキャッシュ・証券サービスからの収益は、米国における金利の上昇や取引高の増加を受けて、2015年第2四半期から1,500万ユーロ、率にして3%増加し、堅調な業績を示した。貸出しおよびその他商品からの収益は、法人向け貸出し業務やGMとの間で行われた事業譲渡に関連して、2015年第2四半期から2,300万ユーロ、率にして16%増加した。

2016年第2四半期のCIBの信用リスク引当金繰入額は、2015年第2四半期から7,600万ユーロ増加した。これは、船舶セクターと金属および鉱業セクターのエクスポージャーに対する引当てが引き続き行われたことによるものであった。

2016年第2四半期のCIBの利息以外の費用は、2015年第2四半期から1億7,800万ユーロ、率にして12%と大きく減少して13億ユーロとなった。この減少の要因は、2015年第2四半期に計上されていた訴訟費用がなくなったことと、報酬費用の減少およびより厳格なコスト管理によるプラスの影響であった。こうした要因は、当行による各事業の買収に先立つオランダにおける中堅企業(SME)顧客向けデリバティブ販売に関する金融業界全体の自主的な改善スキームによる影響を上回った。

2016年第2四半期のCIBの税引前利益は、2015年第2四半期から1億6,300万ユーロ、率にして27%減少し、4億3,200万ユーロとなった。これは、減収が諸費用の減少により一部しか相殺されなかったことと、信用リスク引当金繰入額が増加したことによるものであった。

2015年と2016年の半期比較

2016年上半期のCIBの業績は、2015年上半期を大きく下回った。トランザクション・バンキングからの収益は継続する低金利環境の中にあってもほぼ横ばいで、利息以外の費用も減少したが、市場の不透明感とそれに伴う発行ビジネスの低迷を要因とするコーポレート・ファイナンスにおける減収を完全に相殺することはできなかった。

2016年上半期のCIBの純収益は、2015年上半期から5億7,700万ユーロ、率にして13%減少し、37億ユーロとなった。コーポレート・ファイナンスからの収益は、厳しい市場環境を反映して、2015年上半期から25%減少した。株式オリジネーションは不透明な株式市場環境を受けて減収となり、発行市場取引は、市場の不透明感による影響から回復することができなかった。2016年上半期の債券オリジネーションからの収益は、継続する低金利環境や投資家のより高利回りの資産に対する強い需要を要因として増加したが、2015年上半期からの業績の落込みを相殺するには至らなかった。アドバイザリーからの収益は、2015年上半期から6,500万ユーロ、率にして22%減少したが、これは、2016年第2四半期に予定されていた一部の重要な取引が中止され、同年第2四半期に完了する予定であった残りの取引も2016年第3四半期以降に延期されたことによるものである。トランザクション・バンキングにおいて、貿易金融および事業法人向けキャッシュ・マネジメントからの収益は、2015年上半期から8,600万ユーロ、率にして6%減少した。これは、欧州におけるさらなる金利引下げによる低金利環境、特にアジア太平洋地域における市場ボラティリティの高まりおよび貿易金融取引高の減少といったマクロ経済の動向すべてが下方圧力となったことによるものであるが、金融機関向けキャッシュ・証券サービスの堅調な業績により一部相殺された。金融機関向けキャッシュ・証券サービスの純収益は、米国内における金利の上昇や取引高の増加により、2015年上半期から3,700万ユーロ、率にして4%増加した。

2016年上半期のCIBの信用リスク引当金繰入額は、2015年上半期から1億6,200万ユーロ増加した。これは、船舶セクターと金属および鉱業セクターのエクスポージャー(新興国市場の2016年第1四半期における特定の1件を含む。)に対する引当てが引き続き行われたことによるものであった。

2016年上半期のCIBの利息以外の費用は、2015年上半期から1億6,900万ユーロ、率にして6%減少し、27億ユーロとなった。固定報酬費用および変動報酬費用の減少、利息以外の費用のより厳格な管理ならびに訴訟費用の減少による影響は、当行による各事業の買収に先立つオランダにおける中堅企業(SME)顧客向けデリバティブ販売に関する金融業界全体の自主的な改善スキームによる影響のみならず、各部門の再編費用の増加を相殺して余りあるものであった。

2016年上半期のCIBの税引前利益は、2015年上半期から5億7,000万ユーロ、率にして43%減少し、7億4,700万ユーロとなった。これは、減収が諸費用の減少により一部しか相殺されなかったことと、信用リスク引当金繰入額が増加したことによるものであった。

プライベート・ウェルス&コマーシャル・クライアント(PW&CC)

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2016年6月 30日に終了 した3ヶ月	2015年6月 30日に終了 した3ヶ月	変動額	増減 (%)	2016年6月 30日に終了 した6ヶ月	2015年6月 30日に終了 した6ヶ月	変動額	増減 (%)
純収益：								
クレジット商品	563	530	33	6	1,103	1,070	32	3
預金商品	288	339	(52)	(15)	600	682	(83)	(12)
投資および保険商品	265	335	(70)	(21)	565	713	(148)	(21)
支払・クレジットカー ド・口座管理	141	149	(8)	(5)	278	294	(16)	(5)
その他商品	108	39	69	177	182	63	120	192
プライベート・アンド・コ マーシャル・クライアント (PCC)の収益合計	1,365	1,393	(28)	(2)	2,727	2,822	(95)	(3)
純利息収益	201	202	(2)	(1)	414	400	13	3
マネジメント・フィー	178	196	(18)	(9)	354	394	(40)	(10)
運用報酬および取引フィー	93	138	(45)	(33)	193	282	(89)	(32)
その他の収益	19	19	(0)	(1)	28	18	10	56
ウェルス・マネジメント (WM)の収益合計	490	555	(65)	(12)	988	1,094	(106)	(10)
華夏銀行	6	143	(138)	(96)	(118)	267	(385)	N/M
純収益合計	1,861	2,091	(230)	(11)	3,597	4,183	(586)	(14)
信用リスク引当金繰入額	66	74	(8)	(10)	103	154	(51)	(33)
利息以外の費用：								
報酬費用	615	644	(28)	(4)	1,261	1,296	(35)	(3)
一般管理費	928	892	37	4	1,865	1,846	18	1
保険業務に係る費用	0	0	0	N/M	0	0	0	N/M
のれんおよびその他の無 形資産の減損	0	0	0	N/M	0	0	0	N/M
再構築費用	64	(1)	65	N/M	120	(0)	120	N/M
利息以外の費用合計	1,608	1,534	74	5	3,245	3,142	103	3
非支配持分	0	0	0	N/M	0	0	0	N/M
税引前利益	187	483	(296)	(61)	249	887	(638)	(72)

N/M：意味のある比較不能

2015年と2016年の四半期比較

2016年第2四半期において、PW&CCの事業環境は厳しい状態が続いた。継続する低金利環境と高い市場のボラティリティにより、特に投資事業において当行の顧客取引が減少した。PW&CCの収益は、VISA Europe Limitedの当行持ち分の売却の恩恵を受けた。2016年第2四半期のPW&CCの利息以外の費用は、ストラテジー2020の変革のための諸施策に関連する再編費用を含んでいる。2016年第2四半期における前年同四半期からの収益の大幅な減少は、華夏銀行の当行の持ち分保有による計上がなくなったことによるものであった。

2016年第2四半期のPW&CCの純収益は、2015年第2四半期から2億3,000万ユーロ、率にして11%減少し、19億ユーロとなった。この減収の半分強は、華夏銀行の当行持ち分に関連する1億3,800万ユーロの影響によるものであり、2015年第2四半期には当該持ち分の保有による一定の影響が含まれていた。2016年第2四半期のプライベート・アンド・コマーシャル・クライアント（PCC）の収益は、前年同四半期から2,800万ユーロ、率にして2%減少した。混乱した市場環境を受けて当行の顧客取引が減少したことにより、投資商品および保険商品からの収益は、2015年第2四半期から7,000万ユーロ、率にして21%減少した。預金商品からの純収益は、欧州において継続する低金利環境を要因として、前年同四半期から5,200万ユーロ、率にして15%減少した。

こうした減収は、クレジット商品が融資残高の増加およびマージンの若干の改善を受けて3,300万ユーロ、率にして6%の増収となったことにより一部相殺された。その他商品からの収益には、VISA Europe Limitedの当行持ち分の売却から得られた8,800万ユーロが含まれている。2016年第2四半期のウェルス・マネジメント（WM）の収益は、非常に好調であった前年同四半期から6,500万ユーロ、率にして12%減少した。この減少は主に運用報酬および取引手数料が4,500万ユーロ、率にして33%減少したことによるものであったが、その要因は、より厳しい市場環境の中で当行の顧客取引が減少したことと、相場環境の低迷を受けてマネジメント・フィーが1,800万ユーロ、率にして9%減少したことであった。米国の株式資本市場における取引が極めて低調であったことによる当行の個人顧客サービスユニット（PCS）における減収も、2016年第2四半期のWMにおける減収の一因であった。純利息収入は、2015年第2四半期とほぼ同水準となった。

2016年第2四半期のPW&CCの信用リスク引当金繰入額は、貸出金ポートフォリオの質が引き続き良好であったことおよび良好な経済環境を反映して、2015年第2四半期から800万ユーロ、率にして10%減少し、6,600万ユーロとなった。2015年第2四半期の信用リスク引当金繰入額には、ポートフォリオを選択的に売却した効果が含まれていた。

2016年第2四半期のPW&CCの利息以外の費用は、2015年第2四半期から7,400万ユーロ、率にして5%増加し、16億ユーロとなった。この増加には、再編費用の6,500万ユーロの増加および訴訟関連費用の800万ユーロの増加が含まれている。これらの費用を除くと、利息以外の費用は、ソフトウェアの償却に要する費用の計上、デジタル化のための投資およびストラテジー2020に関する追加支出にもかかわらず、前年同四半期とほぼ同水準となった。これは、2016年第2四半期におけるPW&CCの厳格なコスト管理を反映したものである。

2016年第2四半期のPW&CCの税引前利益は、2015年第2四半期から2億9,600万ユーロ、率にして61%減少し、1億8,700万ユーロとなった。この減少の半分近くは、前述の華夏銀行の持ち分に係る影響によるものである。PW&CCの業績は、ストラテジー2020に関する費用や減収の要因となった厳しい市場環境による影響を受け、VISAの売却によるプラスの影響はその一部しか相殺しなかった。

2016年6月30日現在のPW&CCの運用資産は2016年3月31日から20億ユーロ増加した。これは主に相場上昇および外国為替に関連した影響によるものであったが、その一部はWMビジネスにおける20億ユーロの純資金流出により相殺された。アジア太平洋地域、米州および欧州における純資金流出は、当行の顧客取引に関する継続的なレバレッジ解消およびリスク管理の最適化の取組みによるものであったが、ドイツのWMビジネスの主に預金における30億ユーロの純資金流入により一部相殺された。PCCビジネスでは、預金における10億ユーロの純資金流入が証券における純資金流出を上回った。

2015年と2016年の半期比較

2016年上半年期においては、主要な市場における低金利の継続および市場環境の混乱が見られ、これにより特に投資事業において顧客取引が減少した。また、利息以外の費用には、ストラテジー2020の変革のための諸施策に関連する1億3,900万ユーロの再編および退職費用が含まれている。2016年上半年期の収益は、プライベート・アンド・コマーシャル・クライアント（PCC）における保有株式から受領した5,000万ユーロの配当およびVISA Europe Limitedの当行持ち分の売却による8,800万ユーロの一時的な影響の恩恵を受けた。しかしながら、華夏銀行の当行の持ち分保有による計上がなくなったことおよび華夏銀行の持ち分に関連した1億1,800万ユーロの正味マイナスの評価の影響により、2016年上半年期の収益は2015年上半年期から3億8,500万ユーロの大幅な減少となった。

2016年上半期のP W & C Cの純収益は、2015年上半期から5億8,600万ユーロ、率にして14%減少し、36億ユーロとなった。この減収の3分の2近くは、華夏銀行の当行持ち分に関連した3億8,500万ユーロの影響によるものであった。2016年上半期には前述の1億1,800万ユーロの正味マイナスの評価の影響が含まれている一方、2015年上半期には華夏銀行の当該持ち分の保有による通常の影響が含まれていた。P C Cビジネスからの収益は、2015年上半期から9,500万ユーロ、率にして3%減少した。これは主に、市場環境の混乱による当行の顧客取引の減少を受けて、投資商品および保険商品からの収益が1億4,800万ユーロ、率にして21%減少したことによるものであった。預金商品からの純収益は、欧州で金利が一段と低下したことを受けて、2015年上半期から8,300万ユーロ、率にして12%減少した。このP C Cビジネスにおける減収は、クレジット商品が融資残高の増加およびマージンの若干の改善を受けて3,200万ユーロ、率にして3%の増収となったことにより一部相殺された。その他商品からの収益には、V I S A Europe Limitedの当行持ち分の売却から得られた8,800万ユーロと、2015年の被投資会社の売却取引後にP C Cにおける保有株式から受領した5,000万ユーロの配当が含まれている。ウェルス・マネジメント(W M)の収益は、2015年上半期から1億600万ユーロ、率にして10%減少した。これは主に、市場環境の混乱および当行の顧客取引の減少により、運用報酬および取引手数料が8,900万ユーロ、率にして32%減少し、マネジメント・フィーが4,000万ユーロ、率にして10%減少したことによるものであった。米国の株式資本市場における取引が極めて低調であったことによる当行の個人顧客サービスユニット(P C S)における減収も、2016年上半期のW Mにおける減収の一因であった。その一部は、主に預金からの純利息収入の1,300万ユーロ、率にして3%の増加と、その他商品の1,000万ユーロの増収により相殺された。

2015年上半期のP W & C Cの信用リスク引当金繰入額は、貸出金ポートフォリオの質が引き続き良好であったことおよび良好な経済環境を反映して、2015年上半期から5,100万ユーロ、率にして33%減少し、1億300万ユーロとなった。2015年上半期の信用リスク引当金には、ポートフォリオを選択的に売却した効果が含まれていたが、2016年上半期もこれによる同程度の恩恵を受けている。

2016年上半期のP W & C Cの利息以外の費用は、2015年上半期から1億300万ユーロ、率にして3%増加し、32億ユーロとなった。この増加は、再編費用の1億2,000万ユーロの増加および報酬費用のうち退職費用の1,400万ユーロの増加によるものである。これらの費用を除くと、利息以外の費用は、デジタル化のための投資、ストラテジー2020に関する追加支出およびソフトウェアの償却に要する費用の計上にもかかわらず、若干減少した。これは、2016年上半期におけるP W & C Cの厳格なコスト管理を反映したものである。

2016年上半期のP W & C Cの税引前利益は、2015年上半期から6億3,800万ユーロ、率にして72%減少し、2億4,900万ユーロとなった。この減少は、前述の華夏銀行の当行持ち分に関連した前年上半期比較で3億8,500万ユーロの影響、ストラテジー2020関連の費用および厳しい市場環境を要因とした減収によるものであった。

2016年6月30日現在のP W & C Cの運用資産は2015年12月31日から210億ユーロ減少したが、これは主に相場上昇および外国為替に関連した160億ユーロの影響によるものであった。2016年上半期の純資金流出は60億ユーロであった。W Mビジネスにおける40億ユーロの純資金流出の主な要因は、当行の顧客取引に関する継続的なレバレッジ解消と、リスク管理を最適化し、クロス・ボーダーのサービス提供の効率を向上させる取組みであった。こうした純資金流出は、新規預金およびアドバイザーの委託による純資金流入により一部相殺された。P C Cビジネスにおいては、純資金流出は20億ユーロであった。預金における純資金流出は、証券における資金流入により一部相殺された。

ドイチェ・アセット・マネジメント (Deutsche A M)

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2016年6月 30日に終了 した3ヶ月	2015年6月 30日に終了 した3ヶ月	変動額	増減 (%)	2016年6月 30日に終了 した6ヶ月	2015年6月 30日に終了 した6ヶ月	変動額	増減 (%)
純収益：								
マネジメント・フィー	540	595	(55)	(9)	1,082	1,176	(94)	(8)
運用報酬および取引 フィー	26	67	(41)	(62)	47	111	(64)	(58)
その他の収益	70	106	(36)	(34)	154	53	101	191
アピーライフの保険契約 のポジションに係る時価 の変動	71	1	70	N/M	114	178	(64)	(36)
純収益合計	706	769	(63)	(8)	1,397	1,518	(120)	(8)
信用リスク引当金繰入額	0	0	(0)	(94)	1	0	0	12
利息以外の費用合計：								
報酬費用	138	188	(50)	(27)	308	383	(75)	(20)
一般管理費	298	307	(10)	(3)	606	606	(0)	(0)
保険業務に係る費用	74	10	64	N/M	118	163	(45)	(28)
のれんおよびその他の無 形資産の減損	0	0	0	N/M	0	0	0	N/M
再構築費用	26	(0)	26	N/M	31	(1)	32	N/M
利息以外の費用合計	535	504	31	6	1,063	1,151	(88)	(8)
非支配持分	0	(0)	0	N/M	0	(0)	0	N/M
税引前利益	171	265	(93)	(35)	334	366	(32)	(9)

N/M：意味のある比較不能

2015年と2016年の四半期比較

2016年第2四半期のDeutsche A Mの業績は、2015年第2四半期においては市場環境が良好で、公正価値利得および運用報酬からの収益が堅調であったのに対して、世界経済の成長の長引く低迷による不透明な市場環境の継続や英国における欧州連合離脱を問う国民投票によるボラティリティの上昇といった厳しい市場環境の影響を受けた。2016年第2四半期に、ファンド・ソリューションズと証券およびワラントのビジネスがDeutsche A Mからグローバル・マーケットに事業譲渡された。ファンド・ソリューションズは、オルタナティブ資産クラスのリスク・エクスポージャーを提供する機関投資家向けヘッジファンドおよびFXソリューションビジネスである。証券およびワラントは、主に個人顧客に対して幅広い市場/資産クラスを提供する仕組み債投資家プラットフォームである。

2016年第2四半期のDeutsche A Mの純収益は、2015年第2四半期から6,300万ユーロ、率にして8%減少し、7億600万ユーロとなった。マネジメント・フィーは、相場環境の悪化や純資金流出を受けて平均運用資産が減少したことにより、2015年第2四半期から5,500万ユーロ、率にして9%減少した。運用報酬および取引手数料は、特にオルタナティブ商品に関して好調であった2015年第2四半期から4,100万ユーロ、率にして62%減少した。その他商品からの収益は2015年第2四半期から3,600万ユーロ、率にして34%減少したが、これは、2015年第2四半期においてはアクティブ商品の公正価値利得が金利環境の改善を受けて好調であったことによるものであった。アピーライフの保険加入者のポジションに係る時価評価の変動は、時価評価益の増加を受けて、7,000万ユーロの増加となった。

2016年第2四半期のDeutsche A Mの利息以外の費用は、2015年第2四半期から3,100万ユーロ、率にして6%増加し、5億3,500万ユーロとなった。これは、保険加入者からの保険金請求の増加(主に収益により相殺された。)および再編関連費用の増加によるものであるが、報酬費用の減少により一部相殺された。

2016年第2四半期のDeutsche A Mの税引前利益は、2015年第2四半期から9,300万ユーロ、率にして35%減少し、1億7,100万ユーロとなった。これは前述のとおり2015年第2四半期の純収益が好調であったことによるものである。

2016年6月30日現在のDeutsche A Mの運用資産は、2016年3月31日から80億ユーロ増加して7,190億ユーロとなった。これは、良好な市場環境による100億ユーロの影響や外国為替レートの有利な変動による70億ユーロの影響によるものであるが、その一部は90億ユーロの純資産（利回りが1桁台のベースポイントとなった50億ユーロの流動性商品を含む。）の流出により相殺された。

単位：十億ユーロ	オルタナティブ	キャッシュ	エクイティ	債券	マルチ・アセット	運用資産合計
2016年3月31日現在残高	84	66	171	307	84	711
流入	5	4	9	17	6	40
流出	(5)	(8)	(12)	(18)	(7)	(49)
正味流入	0	(4)	(3)	(1)	(1)	(9)
為替の影響	1	1	1	4	0	7
市場の動き	1	0	(1)	6	3	10
その他	(1)	0	0	1	(1)	(1)
2016年6月30日現在残高	85	63	168	317	85	719
平均手数料率（bps）	55	8	54	15	40	31

2015年と2016年の半期比較

2016年上半期のDeutsche A Mの業績は、市場環境が良好であった2015年上半期に対して、世界経済の成長の長引く低迷による不透明な市場環境の継続や英国における欧州連合離脱を問う国民投票によるボラティリティの上昇といった厳しい市場環境の影響を受けた。

2016年上半期のDeutsche A Mの純収益は、2015年上半期から1億2,000万ユーロ、率にして8%減少し、14億ユーロとなった。マネジメント・フィーは、相場環境の悪化や純資金流出を受けて平均運用資産が減少したことにより、前年上半期から9,400万ユーロ、率にして8%減少した。運用報酬および取引手数料は、特にオルタナティブ商品が好調であった前年上半期から6,400万ユーロ、率にして58%減少した。その他商品からの収益は、2015年上半期におけるH E T Aに対するエクスポージャーに関する評価減および2016年上半期におけるアセット・マネジメント・インディアの売却益により、2015年上半期から1億100万ユーロ、率にして191%増加した。アピーライフの保険加入者のポジションに係る時価評価の変動は、時価評価益の減少を受けて、2015年上半期から6,400万ユーロの減少となった。

2016年上半期のDeutsche A Mの利息以外の費用は、2015年上半期から8,800万ユーロ、率にして8%減少し、11億ユーロとなった。これは、報酬費用の減少および保険加入者からの保険金請求の減少（主に収益により相殺された。）によるものであるが、再編関連費用の増加により一部相殺された。

2016年上半期のDeutsche A Mの税引前利益は、前述の純収益の減少（利息以外の費用の減少により一部相殺された。）により、2015年上半期から3,200万ユーロ、率にして9%減少し、3億3,400万ユーロとなった。

2016年6月30日現在のDeutsche A Mの運用資産は、2015年12月31日から250億ユーロ減少して7,190億ユーロとなった。これは、200億ユーロの純資産の流出、外国為替レートの不利な変動による70億ユーロの影響および資産売却による30億ユーロの影響によるものであるが、市場の有利な動向による60億ユーロの影響により一部相殺された。

単位：十億ユーロ	オルタナティブ	キャッシュ	エクイティ	債券	マルチ・ア セット	運用資産合計
2015年12月31日現在残高	84	77	183	313	87	744
流入	8	5	21	36	10	80
流出	(8)	(15)	(26)	(40)	(12)	(100)
正味流入	1	(11)	(4)	(4)	(2)	(20)
為替の影響	(1)	(1)	(2)	(3)	(1)	(7)
市場の動き	2	(1)	(8)	12	2	6
その他	(1)	(1)	0	(1)	(1)	(4)
2016年6月30日現在残高	85	63	168	317	85	719
平均手数料率 (bps)	55	8	54	15	40	31

ポストバンク

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2016年6月 30日に終了 した3ヶ月	2015年6月 30日に終了 した3ヶ月	変動額	増減 (%)	2016年6月 30日に終了 した6ヶ月	2015年6月 30日に終了 した6ヶ月	変動額	増減 (%)
純収益：								
当座預金	273	296	(23)	(8)	555	597	(42)	(7)
貸出金	296	291	5	2	598	585	13	2
普通預金	150	178	(28)	(16)	312	355	(43)	(12)
住宅貯蓄融資	54	55	(1)	(2)	113	113	(0)	(0)
投資および保険商品	25	23	2	8	51	53	(2)	(3)
ポスタル	55	58	(3)	(5)	113	117	(4)	(4)
NCOU	(58)	(22)	(36)	160	(98)	(81)	(16)	20
その他	110	(75)	185	N/M	120	(79)	199	N/M
純収益合計	903	803	101	13	1,764	1,660	103	6
信用リスク引当金繰入額	34	26	8	31	76	84	(8)	(9)
利息以外の費用合計：								
報酬費用	345	339	7	2	693	676	16	2
一般管理費	345	350	(5)	(1)	694	699	(5)	(1)
のれんおよびその他の無 形資産の減損	0	0	0	N/M	0	0	0	N/M
再構築費用	0	0	0	N/M	0	0	0	N/M
利息以外の費用合計	690	688	2	0	1,387	1,376	11	1
非支配持分	0	0	0	N/M	0	0	(0)	N/M
税引前利益	179	88	91	103	301	201	100	50

N/M：意味のある比較不能

2015年と2016年の四半期比較

2016年第2四半期は、継続する低金利環境により、ポストバンクにとって厳しい状況が続いた。しかしながら、VISA Europe Limitedの当行持ち分の売却益1億400万ユーロによる増収、リスク引当金の減少および継続的なコスト管理により、税引前利益は2015年第2四半期から率にして103%と大幅に増加し、1億7,900万ユーロとなった。ポストバンクは、2016年第2四半期末をもって、当行グループからの事業分離を完了した。

2016年第2四半期のポストバンクの純収益合計は、2015年第2四半期から1億100万ユーロ、率にして13%増加した。継続する低金利環境の影響を受けた当座預金および普通預金からの収益の減少は、住宅ローンおよび消費者金融による新規の貸付け業務により一部相殺された。ポストバンクの非中核事業部門の純収益は、2015年第2四半期から3,600万ユーロの減少となったが、これは前年同四半期にはデリバティブ商品からのプラスの評価による影響があったことによるものである。純収益のその他の項目の増加は、主にV I S A Europe Limitedの当行持ち分の売却から得られた1億400万ユーロのプラスの影響によるものであった。住宅貯蓄融資、投資商品および保険商品ならびにポスタルからの純収益は、前年同四半期とほぼ同水準であった。

2016年第2四半期のポストバンクの信用リスク引当金繰入額は、2015年第2四半期から800万ユーロ、率にして31%増加したが、これは前年同四半期には不良債権(N P L)売却による引当金の減少があったことによるものである。この影響を除くと、ドイツにおける引き続き良好な経済環境を反映して、信用リスク引当金繰入額は減少したことになる。

ポストバンクは、引き続きコスト管理や効率性向上のための施策に注力した。2016年第2四半期のポストバンクの利息以外の費用の合計は、当行グループからの事業分離が完了したことによるシナジー効果の減少、欧州の預金保険制度(E D I S)のための費用、効率性向上およびデジタル化のための投資があったものの、前年同四半期とほぼ同水準となった。訴訟費用を除くと、利息以外の費用は、2015年第2四半期から2,500万ユーロ、率にして4%の減少となった。

2016年第2四半期のポストバンクの税引前利益は、2015年第2四半期から9,100万ユーロ、率にして103%増加し、1億7,900万ユーロとなった。この大幅な増加の要因は、主にV I S A Europe Limitedの当行持ち分の売却による増収であった。

2015年と2016年の半期比較

2016年上半年は、継続する低金利環境により、ポストバンクにとって厳しい状況が続いた。しかしながら、V I S A Europe Limitedの当行持ち分の売却益1億400万ユーロによる増収、リスク引当金の減少および継続的なコスト管理により、税引前利益は2015年上半年から率にして50%と大幅に増加し、3億100万ユーロとなった。ポストバンクは、2016年上半年末をもって、当行グループからの事業分離を完了した。

2016年上半年のポストバンクの純収益合計は、2015年上半年から1億300万ユーロ、率にして6%増加した。継続する低金利環境の影響を受けた当座預金および普通預金からの収益の減少は、住宅ローンおよび消費者金融による新規の貸付け業務により一部相殺された。ポストバンクの非中核事業部門の純収益は2015年上半年から1,600万ユーロの減少となったが、その要因の一つとして、前年上半期にはデリバティブ商品からのプラスの評価による影響があったことが挙げられる。純収益のその他の項目の増加は、主にV I S A Europe Limitedの当行持ち分の売却から得られた1億400万ユーロのプラスの影響によるものであった。住宅貯蓄融資、投資商品および保険商品ならびにポスタルからの純収益は、前年上半期とほぼ同水準であった。

2016年上半年のポストバンクの信用リスク引当金繰入額は、前年上半期から800万ユーロ、率にして9%減少したが、これは2015年第2四半期には不良債権(N P L)売却による引当金の減少があったことによるものである。このN P L売却による影響を除くと、ドイツにおける引き続き良好な経済環境を反映して、信用リスク引当金繰入額はさらに減少したことになる。

ポストバンクは、引き続きコスト管理や効率性向上のための施策に注力した。2016年上半年のポストバンクの利息以外の費用の合計は、当行グループからの事業分離が完了したことによるシナジー効果の減少、欧州の預金保険制度(E D I S)のための費用、効率性向上およびデジタル化のための投資があったものの、前年上半期とほぼ同水準となった。訴訟費用を除くと、2016年上半年の利息以外の費用は、前年上半期から2,000万ユーロ、率にして1%の減少となった。

2016年上半年のポストバンクの税引前利益は、前年上半期から1億ユーロ、率にして50%増加し、3億100万ユーロとなった。この大幅な増加の要因は、主に2016年第2四半期におけるV I S A Europe Limitedの当行持ち分の売却による増収であった。

2016年6月30日現在のポストバンクの運用資産は、2015年12月31日から30億ユーロ減少し、720億ユーロとなった。2016年6月30日現在の顧客資産は、2015年12月31日から変わらず1,100億ユーロとなった。

非中核事業部門（NCOU）

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2016年6月 30日に終了 した3ヶ月	2015年6月 30日に終了 した3ヶ月	変動額	増減 (%)	2016年6月 30日に終了 した6ヶ月	2015年6月 30日に終了 した6ヶ月	変動額	増減 (%)
純収益	(349)	223	(572)	N/M	(333)	618	(951)	N/M
信用リスク引当金繰入額	5	6	(1)	(10)	80	35	45	130
利息以外の費用：								
報酬費用	17	19	(2)	(12)	32	49	(17)	(34)
一般管理費	263	1,066	(803)	(75)	717	1,720	(1,004)	(58)
保険業務に係る費用	0	0	0	N/M	0	0	0	N/M
のれんおよびその他の 無形資産の減損	0	0	0	N/M	0	0	0	N/M
再構築費用	(1)	3	(4)	N/M	4	3	1	48
利息以外の費用合計	278	1,088	(810)	(74)	753	1,772	(1,019)	(58)
非支配持分	(0)	(0)	(0)	N/M	(0)	0	(0)	N/M
税引前利益（損失）	(632)	(870)	239	(27)	(1,165)	(1,188)	23	(2)

N/M：意味のある比較不能

2015年と2016年の四半期比較

2016年第2四半期において、NCOUはリスク低減のための戦略を推進し、とりわけ自己資本比率の向上およびレバレッジ低減努力に注力した。リスク低減の取組みは、厳しい市場環境や残りの資産の複雑さによる影響を受けた。

2016年第2四半期のNCOUの純収益は、2015年第2四半期から5億7,200万ユーロ減少して、3億4,900万ユーロの損失となった。これは主に、長期のデリバティブ資産の解消やモノラインのエクスポージャーの減少によるリスク低減によるものであるが、Red Rock Resortsの新規株式公開に関連する2億5,500万ユーロの増収により一部相殺された。また、ポートフォリオ収益は資産売却により減少した。NCOUによるリスク低減への取組みにより、2015年第2四半期には純額で7,100万ユーロの増収効果をもたらされたのに対し、2016年第2四半期には4億6,000万ユーロの損失が生じた。

2016年第2四半期のNCOUの信用リスク引当金繰入額は、2015年第2四半期とほぼ同じ低い水準となった。

2016年第2四半期のNCOUの利息以外の費用は、2015年第2四半期から8億1,000万ユーロ、率にして74%減少し、2億7,800万ユーロとなった。これは主に、訴訟関連費用が減少したことや、2015年のマヘル・プリンス・ルパートを含む資産の売却によるものである。

2016年第2四半期のNCOUの税引前損失は、2015年第2四半期から2億3,900万ユーロ縮小し、6億3,200万ユーロとなった。この減少は主に、訴訟関連費用の計上時期によるものであったが、前述のリスク低減の取組みによる損失により一部相殺された。

2015年と2016年の半期比較

2016年上半年期において、NCOUはリスク低減のための戦略を推進し、とりわけ自己資本比率の向上およびレバレッジ低減に注力した。リスク低減への取組みは、厳しい市場環境による影響を受け、リスク低減による純損失をもたらした。

2016年上半期のNCOUの純収益は、2015年上半期から9億5,100万ユーロ減少した。これは主に、2015年第1四半期に特定の訴訟に関する2億1,900万ユーロの組み戻しがあったことによるものであった。また、2016年上半期におけるリスク低減による5億5,000万ユーロの純損失には、Red Rock Resortsの新規株式公開に関連する2億5,500万ユーロの増収も含まれている。ポートフォリオ収益は資産売却により減少傾向であったが、時価評価により正味の影響を受けたことにより一部相殺された。

2016年上半期のNCOUの信用リスク引当金繰入額は、2015年上半期から4,500万ユーロ増加して8,000万ユーロとなった。これは主に、欧州のモーゲージ・ポートフォリオ内のIAS第39号に基づき区分変更された資産に対する引当てを増加したことによるものである。

2016年上半期のNCOUの利息以外の費用は、2015年上半期から10億ユーロ、率にして58%減少し、7億5,300万ユーロとなった。これは主に、訴訟関連費用の減少によるものである。訴訟関連費用を除いた利息以外の費用は、2015年のマヘル・プリンス・ルパートの売却を含む継続的なリスク低減の取組みにより、2015年上半期から14%の減少となった。

2016年上半期のNCOUの税引前損失は、2015年上半期から2,300万ユーロ縮小して12億ユーロとなったが、これは、訴訟関連費用の減少の大部分がリスク低減の取組みの影響により相殺されたことによるものであった。

連結および調整 (C & A)

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2016年6月 30日に終了 した3ヶ月	2015年6月 30日に終了 した3ヶ月	変動額	増減 (%)	2016年6月 30日に終了 した6ヶ月	2015年6月 30日に終了 した6ヶ月	変動額	増減 (%)
純収益	(45)	(206)	161	(78)	78	273	(196)	(72)
信用リスク引当金繰入額	(1)	1	(2)	N/M	(1)	1	(2)	N/M
利息以外の費用：								
報酬費用	996	1,055	(59)	(6)	2,003	2,055	(52)	(3)
一般管理費	(1,080)	(822)	(258)	31	(1,999)	(1,739)	(259)	15
保険業務に係る費用	0	0	0	N/M	0	0	0	N/M
のれんおよびその他の 無形資産の減損	0	0	0	N/M	0	0	0	N/M
再構築費用	0	(0)	0	N/M	(0)	(0)	0	N/M
利息以外の費用合計	(84)	234	(318)	N/M	4	315	(311)	(99)
非支配持分	(2)	(22)	21	(92)	(25)	(38)	13	(35)
税引前利益 (損失)	42	(418)	460	N/M	99	(6)	105	N/M

N/M：意味のある比較不能

2015年と2016年の四半期比較

C & Aの税引前損益は、2015年第2四半期の4億1,800万ユーロの税引前損失に対し、2016年第2四半期は4,200万ユーロの税引前利益であった。これは主に、2015年第2四半期には1億5,600万ユーロの下記のようなマイナスの影響があったのに対して、2016年第2四半期には7,100万ユーロの評価および期間差異による利益があったことによるものであった。このマイナスの影響は、ユーロ/米ドルのベース・スプレッドが拡大したことや、米ドルとユーロそれぞれのイールドカーブの下降によるものであるが、これは、当行のクレジット・スプレッドの縮小により相殺された。2015年第2四半期には調達スプレッドの拡大を要因とした1億900万ユーロのマイナスの影響があったのに対して、2016年第2四半期には1,100万ユーロの無担保の会社間内部デリバティブ取引に関する調達評価調整 (FVA) によるマイナスの影響があった。ポストバンクの連結対象からの分離の準備に関する費用については、2015年第2四半期は3,000万ユーロであったのに対して、2016年第2四半期は4,700万ユーロであった。また、2016年第2四半期にはキルヒ・グループとの和解合意に関連した7,300万ユーロの保険金支払いの影響もあった。

2015年と2016年の半期比較

C & Aの税引前損益は、2015年上半期の600万ユーロの税引前損失に対し、2016年上半期は9,900万ユーロの税引前利益であった。これは主に、2015年上半期には1億6,800万ユーロの下記のようなマイナスの影響があったのに対して、2016年上半期

には2億4,300万ユーロの評価および期間差異による利益があったことによるものであった。このマイナスの影響は、ユーロ/米ドルのベース・スプレッドが拡大したことや、米ドルとユーロそれぞれのイールドカーブの下降および当行のクレジット・スプレッドの拡大によるものであった。2015年上半期には調達スプレッドの拡大を要因とした1億800万ユーロのマイナスの影響があったのに対して、2016年上半期には2,000万ユーロの無担保の会社間内部デリバティブ取引に関する調達評価調整(FVA)によるマイナスの影響があった。英国債券建てのAT1証券の発行に係る外国為替評価損益に関しては、2015年上半期は8,300万ユーロの評価益であったのに対して、2016年上半期は9,900万ユーロの評価損であった。また、ポストバンクの連結対象からの分離の準備に関する費用については、2015年上半期は3,000万ユーロであったのに対して、2016年上半期は8,700万ユーロであった。

2016年上半期は、キルヒ・グループとの和解合意に関連した7,300万ユーロの保険金支払いや、2015年上半期にポストバンク株式の購入により生じた6,200万ユーロのマイナスの影響がなかったことにより恩恵を受けた。

財政状態

単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く）	2016年6月30日	2015年12月31日	変動額	増減（％）
現金および中央銀行預け金	122,868	96,940	25,928	27
インターバンク預け金（中央銀行以外）	11,346	12,842	(1,496)	(12)
中央銀行ファンド貸出金、売戻条件付買入有価証券（逆レボ）および借入有価証券	54,074	56,013	(1,939)	(3)
トレーディング資産	178,559	196,035	(17,476)	(9)
デリバティブ金融商品のプラスの時価	615,426	515,594	99,832	19
損益計算書を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	117,401	109,253	8,148	7
このうち：				
売戻条件付買入有価証券	64,095	51,073	13,022	25
借入有価証券	20,373	21,489	(1,116)	(5)
貸出金	428,411	427,749	662	0
満期保有有価証券	3,224	0	3,224	N/M
ブローカー業務および有価証券に関連する債権	151,138	94,939	56,198	59
残りの資産	120,843	119,765	1,078	1
資産合計	1,803,290	1,629,130	174,160	11
預金	565,645	566,974	(1,329)	(0)
中央銀行ファンド借入金、買戻条件付売却有価証券（レボ）および貸付有価証券	20,426	13,073	7,352	56
トレーディング負債	65,810	52,304	13,506	26
デリバティブ金融商品のマイナスの時価	598,837	494,076	104,761	21
損益計算書を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債	55,126	44,852	10,275	23
このうち：				
買戻条件付売却有価証券	43,661	31,637	12,024	38
貸付有価証券	201	554	(353)	(64)
その他の短期借入金	24,682	28,010	(3,329)	(12)
長期債務	162,905	160,016	2,889	2
ブローカー業務および有価証券に関連する債務	179,392	134,637	44,756	33
残りの負債	63,658	67,563	(3,905)	(6)
負債合計	1,736,481	1,561,506	174,975	11
資本合計	66,809	67,624	(815)	(1)

N/M：意味のある比較不能

資産の変動

2016年6月30日現在の資産合計は、2015年末から1,742億ユーロ、率にして11%増加した。

この増加は主に、スワップ・スプレッドの縮小による金利および外国為替レートの変動を要因として、デリバティブ金融商品のポジティブ・マーケット・バリューが998億ユーロ増加したことや、年度末に低水準となり期中では取引高が増加する当行が通常観測する周期的なパターンに従って、またデリバティブ金融商品のネガティブ・マーケット・バリューの増加に応じて担保要件が増加したことを要因として、ブローカー業務および有価証券に関連する債権が562億ユーロ増加したことによるものであった。

流動性の高い有価証券から中央銀行預け金への変更を含む当行の流動性管理の取組みにより、現金および中央銀行預け金とインターバンク預け金は合わせて244億ユーロ増加した。

償却原価および公正価値の両方に基づき評価されている、中央銀行ファンド貸出金、売却条件付買入有価証券および借入有価証券は100億ユーロ増加したが、これは主に担保として利用可能なトレーディングの棚卸資産の減少や顧客のショート・ポジションの増加を背景とした現金借入れに起因するものである。

トレーディング資産は175億ユーロ減少したが、これは主に株式に対する顧客の志向の減少や相場の下落に起因するものであった。

2016年から、当行の戦略的流動性準備金として保有される一部の有価証券は、売却可能金融資産から満期保有有価証券に分類変更された。2016年6月現在、満期保有有価証券の32億ユーロの計上は、売却可能金融資産（残りの資産の一部として計上される）の同額の減少に相当する。

バランスシートは全体としては増加したが、これには英ポンドおよび米ドルに対するユーロの上昇を主な要因とする外国為替レートの変動による150億ユーロの減少の影響が含まれている。外国為替レートの変動によるこれらの影響は、本項に記載されるバランスシート項目ごとの変動に含まれている。

負債の変動

2016年6月30日現在の負債合計は、2015年末から1,750億ユーロ、率にして11%増加した。

この増加は主に、デリバティブ金融商品のネガティブ・マーケット・バリューの変動（1,048億ユーロの増加）およびブローカー業務および有価証券に関連する債務の変動（448億ユーロの増加）によるものであり、前述のデリバティブ金融商品のポジティブ・マーケット・バリューならびにブローカー業務および有価証券に関連する債権の変動と同様の理由によるものであった。

償却原価および公正価値の両方に基づき評価されている、中央銀行ファンド借入金、買戻条件付売却有価証券および貸付有価証券は、2016年第1四半期における流動性の高い保有資産に関する担保付資金調達増加による136億ユーロの増加や、第2四半期における顧客取引の増加による54億ユーロの増加により、合計で190億ユーロ増加した。

トレーディング負債は、新規取引およびヘッジ活動ならびに顧客ポジションの減少によるネットティングの減少を主な要因として、135億ユーロ増加した。

長期債務は、2016年第1四半期における満期到来の債務額が当行の公開買付けの影響と併せた定期的な新規発行を上回ったことによる87億ユーロの減少が、第2四半期における資金調達が満期到来の債務額を上回ったことを主な要因とする115億ユーロの増加により相殺され、29億ユーロ増加した。

その他の短期債務は、主に2016年上半年期におけるコマーシャル・ペーパー残高がその他の資金調達源によって置き換えられて減少したことにより、33億ユーロ減少した。

預金は、主に外国為替レートの変動に関連する第1四半期における78億ユーロの減少が、投入された流動性の増加を主な要因とする第2四半期における65億ユーロの増加により一部相殺され、13億ユーロ減少した。

資産合計と同様に、2016年上半年期の外国為替レートの変動が相殺効果を及ぼしており、これは既に本項に記載の負債の全体としての変動に組み込まれている。

流動性

2016年6月30日現在の流動性準備金は、2,230億ユーロであり（2015年12月31日現在では2,150億ユーロ）、2016年6月30日現在のストレス下（複合的シナリオに基づく）でプラスの内部流動性ポジションを維持することができた。また、当行の2016年6月30日現在の流動性カバレッジ比率は124%であった（2015年12月31日現在では119%）。

資本

2016年6月30日現在の資本合計は、2015年12月31日から8億1,500万ユーロ減少した。この減少の主な要因は、（特に対米ドルにおける）為替レートの変動による7億2,000万ユーロの純損失、その他の資本構成要素に関する2億7,600万ユーロ（税引後）の利払い、確定給付制度に関連した2億7,400万ユーロの再測定損失および自己株式の1億8,100万ユーロの純増であった。これらは、売却可能金融資産に係る3億1,900万ユーロの未実現純利益ならびに2億3,200万ユーロのドイツ銀行株主に帰属する純利益およびその他の資本構成要素によって一部相殺された。

規制自己資本

2016年上半年期において当行のCET 1資本（CRR/CRD 4の経過規定による）は、35億ユーロ減少して490億ユーロとなった。2016年6月30日現在のリスク・ウェイトド・アセット（CRR/CRD 4の経過規定による）は、2015年末現在の3,974億ユーロに対し、4,027億ユーロとなった。このCET 1資本の減少およびリスク・ウェイトド・アセットの増加により、2016年6月30日現在のCET 1資本比率（CRR/CRD 4の経過規定による）は、2015年末現在の13.2%から12.2%となった。

2016年6月30日現在の当行のCET 1資本（CRR/CRD 4完全適用ベースによる）は、2015年12月31日現在の441億ユーロから6億ユーロ減少して435億ユーロとなった。2016年6月30日現在のリスク・ウェイトド・アセット（CRR/CRD 4完全適用ベースによる）は、2015年末現在の3,967億ユーロに対し、4,022億ユーロとなった。このCET 1資本の減少およびリスク・ウェイトド・アセットの増加により、2016年6月30日現在のCET 1資本比率（CRR/CRD 4完全適用ベースによる）は、2015年末現在の11.1%から10.8%となった。

規制自己資本およびリスク・ウェイトド・アセットの変動に関する詳細は、本書のリスク・レポートの「規制自己資本」の項に記載されている。

IAS第39号およびIFRS第7号の改訂、「金融資産の区分変更」

2015年12月31日および2016年6月30日現在の区分変更された資産の公正価値がそれぞれ43億ユーロおよび21億ユーロであったのに対し、同日現在の区分変更された資産の帳簿価額は、それぞれ44億ユーロおよび23億ユーロであった。これらの資産はNCOUにおいて保有されている。

これらの資産や区分変更の影響に関する追加の情報は、第6 経理の状況、1.中間財務書類、注記、連結貸借対照表に関する情報（無監査）、「IAS第39号およびIFRS第7号の修正、「金融資産の分類変更」」の項に記載されている。

モノライン保険会社に対するエクスポージャー

以下は、モノライン保険会社からの購入プロテクションの推移の直近の情報である。

米国住宅用モーゲージ関連モノライン・エクスポージャー

単位：百万ユーロ	2016年6月30日				2015年12月31日			
	額面金額	CVA ¹ 前の価値	CVA ¹	CVA ¹ 後の公正 価値	額面金額	CVA ¹ 前の価値	CVA ¹	CVA ¹ 後の公正 価値
AAモノライン ² ： その他のサブプライム	10	2	0	2	97	24	(5)	19
Alt-A	171	62	(7)	55	400	97	(12)	84
AAモノライン合計 ³	181	64	(7)	57	497	120	(17)	103

1 活発に取引されるCDSを伴うモノラインについては、信用評価調整（CVA）は、全面的にCDSを基礎とした評価モデルを用いて算定される。活発に取引されるCDSを伴わないモノラインについては、多様な入力要因を伴うモデル・ベースのアプローチが使用される。入力要因には、市場由来の債務不履行発生確率、（条件変更または支払不能のいずれかの）事象が発生する可能性、条件変更発生時における潜在的決済の評価、および条件変更または支払不能発生時における回収率が含まれる。

2 格付けは、スタンダード・アンド・プアーズ、ムーディーズまたは当行グループの内部信用格付けのうち最も低い格付けを採用している。

3 モノラインの時価評価されたエクスポージャーの一部は、他の市場参加者とのCDSプロテクションやその他の経済的ヘッジ手法により軽減されている。額面金額の変動は、外国為替レートの換算によるものを含んでいる。2015年12月31日現在のエクスポージャーは、2016年第1四半期に行われた資産の区分変更を反映している。

その他のモノライン・エクスポージャー

単位：百万ユーロ	2016年6月30日				2015年12月31日			
	額面金額	CVA ¹ 前の価値	CVA ¹	CVA ¹ 後の公正 価値	額面金額	CVA ¹ 前の価値	CVA ¹	CVA ¹ 後の公正 価値
AAモノライン ² ：								
TPS - CLO	608	137	(26)	112	1,288	332	(64)	268
CMBS	310	0	0	0	378	0	0	0
学生ローン	353	63	(8)	55	360	52	(14)	38
その他	166	4	0	4	749	84	(29)	55
AAモノライン合計	1,437	204	(34)	170	2,774	467	(107)	361
投資不適格モノライン ² ：								
TPS - CLO	22	5	(3)	2	23	5	(2)	3
CMBS	634	0	0	0	1,443	(1)	0	(1)
企業向けシングル・ネーム/企業向けCDO	20	3	0	3	24	4	(1)	3
学生ローン	0	0	0	0	746	84	(14)	70
その他	313	55	(24)	31	502	97	(31)	66
投資不適格モノラインの合計	989	63	(27)	36	2,737	189	(48)	141
合計 ^{3 4}	2,426	267	(61)	205	5,512	656	(155)	501

- 1 活発に取引されるCDSを伴うモノラインについては、信用評価調整(CVA)は、全面的にCDSを基礎とした評価モデルを用いて算定される。活発に取引されるCDSを伴わないモノラインについては、多様な入力要因を伴うモデル・ベースのアプローチが使用される。入力要因には、市場由来の債務不履行発生確率、(条件変更または支払不能のいずれかの)事象が発生する可能性、条件変更発生時における潜在的決済の評価、および条件変更または支払不能発生時における回収率が含まれる。
- 2 格付けは、スタンダード・アンド・プアーズ、ムーディーズまたは当行グループの内部信用格付けのうち最も低い格付けを採用している。
- 3 ラップ債に関連したモノラインに対するカウンターパーティ・エクスポージャー(2016年6月30日現在2,600万ユーロ、2015年12月31日現在2,300万ユーロ)は含まれていない。これらの額は、モノラインがデフォルトに陥った際に評価減される可能性のあるラップ資産の額を示している。
- 4 モノラインの時価評価されたエクスポージャーの一部は、他の市場参加者とのCDSプロテクションやその他の経済的ヘッジ手法により軽減されている。額面金額の変動は、外国為替レートの換算によるものを含んでいる。2015年12月31日現在のエクスポージャーは、2016年第1四半期に行われた資産の区分変更を反映している。

関連当事者間取引

当行グループは、当行が相当額の出資持分を保有する複数の会社と取引関係がある。当行はまた、当行の取締役会メンバーが取締役または非業務執行役員の役職を有する多くの会社と取引関係がある。これらの会社と当行グループとの取引関係は、当行グループが顧客全般に提供する金融サービスの多くにわたっている（詳細については、第6 経理の状況、1 中間財務書類、注記、その他の財務情報（無監査）の項参照）。

取締役会および監査役会

ユルゲン・フィッチェンは、2016年5月19日開催の株主総会終了時をもって取締役会メンバーを退任し、それ以降、ジョン・クライアンが単独の取締役会会長を務めている。

クインティン・プライスは、本人の希望により、2016年6月15日付けで、取締役会メンバーを退任した。

2016年5月19日開催の株主総会終了時をもって、キャサリン・ギャレット・コックスの監査役会メンバーとしての任期は満了した。

キャサリン・ギャレット・コックスおよび2015年10月に裁判所により監査役会メンバーに任命されたりチャード・メディングスは、2020年度に関する経営行為の承認につき決議する株主総会の終了時までを任期として、2016年5月19日開催の株主総会により監査役会メンバーに選任された。

ゲオルグ・F・トーマは、2016年4月28日に、監査役会メンバーを退任する旨を当行に通知した。定款に基づき、同氏の職務は、一ヶ月の通知期間後の2016年5月28日に終了した。同氏はまた同時に、監査役会のインテグリティ（健全性）委員会の委員長および委員の職からも退いた。

後発事象

第6 経理の状況、1 中間財務書類、注記、「その他の財務情報」の項を参照のこと。

戦略

当行の2015年の年次報告書には、よりシンプルで効率的であり、リスクが低減され、かつ自己資本が強化された銀行となるべく、商品およびサービスのユニバーサルな提供に注力することが企図された当行の新たな戦略的計画「ストラテジー2020」についての詳細が記載されている。

当行が設定した4つの目標の詳細は、以下のとおりである。

- 第1に、よりシンプルで効率的になること
- 第2に、リスクを低減すること
- 第3に、自己資本を強化すること
- 第4に、より確固とした規律をもってドイツ銀行を運営していくこと

これらの4つの目標は、明確な財務目標により具体化されている。当行は、重要な規制自己資本比率をはじめとした資本基盤の強化を目指しており、2018年末以降の普通株式等Tier 1資本比率を12.5%以上とし、2018年末時点のレバレッジ比率を4.5%以上、2020年末時点のレバレッジ比率を5%以上とすることを目指している。さらに、当行は、2018年までに調整済みコストを220億ユーロ未満に抑え、費用収益比率を2018年までに約70%、2020年までに約65%にすることを目指している。株主還元については、2018年までに10%超の平均有形株主資本利益率（税引後）を達成することを目指している。

ストラテジー2020は、既に実行に移されている。2016年6月末には当行とドイツにおける従業員代表らとの間の第1段階の交渉が終了し、複数の分野における様々な組織上の課題につき合意がなされた。PW&CC、GTB、リスク、ファイナンスおよびCOOの対象分野において、合計約3,000の業務がドイツにおいて合理化される。従業員代表らとの交渉による合意を受け、ドイツにおけるPW&CCの閉鎖対象支店が特定され、閉鎖へ向けた準備が開始された。支店閉鎖の大部分は2017年末までに行われる予定である。CIBは、収益性の高い商品および顧客関係への注力および資源配分を通じて、引き続き顧客基盤の重点的な成長と継続的な強化を追求する。GMIは、ストラテジー2020の目標に従い証券化トレーディング事業を再構築し、エージェンシー住宅ローン担保債券（RMBS）におけるストラテジー2020のレバレッジ低減目標の半分以上を達成した。グローバル・マーケットの拠点の対象国からの撤退も50%が完了している。NCOUの縮小は2016年第2四半期も引き続き進められ、2016年年初以降、RWAは約30億ユーロ、CRD 4のレバレッジエクスポージャーは約120億ユーロ、IFRSに基づく資産は約40億ユーロと、大幅に削減された。当行は拠点網の合理化も進めており、2016年第2四半期にはデンマークおよびノルウェーから撤退した。さらに、当行は連邦準備制度理事会に提出した中間持株会社設立の基本実施計画に従い、当行の米国でのビジネスおよび管理部門の大部分を保有することとなる米国中間持株会社（IHC）であるDB USAコーポレーションを2016年7月1日に設立した。これは、ストラテジー2020の実施における重要事項であり、米国での強固な事業基盤の構築へ向けた当行の強いコミットメントを示すものである。当行はこうして、米国での事業に関するコーポレート・ガバナンス、資本管理、リスク管理および報告の強化を図っている。

リスク・レポート

はじめに

以下のリスク・レポートは、国際財務報告基準第7号（IFRS第7号）の原則に従った信用リスク、マーケット・リスクおよびその他のリスクに関する定量的および定性的開示を提供している。したがって、ここでの報告は原則としてIFRSの評価および連結原則に基づいている。しかし、特定の規制上の開示については、規制上の連結原則が重要であり、当行の財務書類に適用されている原則と異なる。これらの二つの連結制度の主な違いに関する詳細は、当行の2015年の第三の柱の報告書に記載されている。

CRR/CRD 4の資本フレームワーク

欧州連合では、2013年6月27日に公表された、金融機関および投資会社に対する健全性要件に関する規制（EU）第575/2013号（所要自己資本規制または「CRR」）、ならびに金融機関の活動へのアクセスならびに金融機関および投資会社に対する健全性の監視に関するEU指令第36/2013号（所要自己資本指令第4次改正または「CRD 4」）によってバーゼル3自己資本フレームワークが導入された。この新たな規制上のフレームワークは経過規定を条件として2014年1月1日に発効した。当行は、当該経過規定に基づくドイツ銀行の結果に言及する際には「CRR/CRD 4（による）」という用語を使用し、最終的なフレームワークの完全適用に基づく結果に言及する際（適用される経過手法を考慮しない）には、「CRR/CRD 4完全適用ベース（による）」という用語を使用する。CRR/CRD 4が、従前のバーゼル2またはバーゼル2.5による適正自己資本のフレームワークにおいて採用されていた経過規定を維持している場合もある。

当行の規制上のエクスポージャーおよび適用される自己資本比率に関する詳細は、本書または2016年6月30日付けの当行の第三の柱の報告書に記載されている。

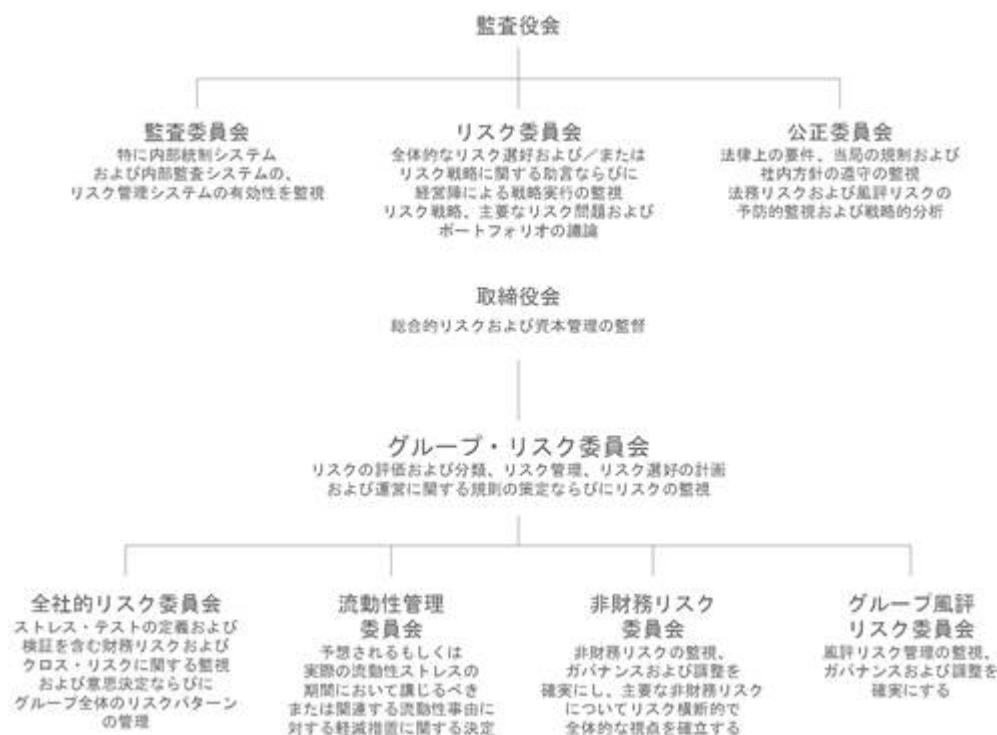
ICAAP / ILAAPおよびSREP

バーゼル3の第二の柱に規定される内部適正自己資本評価プロセス（以下「ICAAP」という。）は、リスクを識別および評価し、当該リスクに対応するための十分な資本を維持し、かつ適切なリスク管理技法を適用することによって適正自己資本を維持することを銀行に求めるものである。ICAAPと類似する内部適正流動性評価プロセス（以下「ILAAP」という。）は、十分な流動性リスク管理を維持することを重視する。監督上の検証・評価プロセス（以下「SREP」という。）は、一元化した銀行監督メカニズム（SSM）に基づく役割において欧州中央銀行（ECB）が使用する一般的な手法および基準を指す。所要自己資本指令第4次改正（CRD 4）第97条に従い、監督当局は、銀行が実施する取決め、戦略、プロセスおよびメカニズムを定期的に検証し、(a)銀行がさらされる可能性のあるリスク、(b)銀行が財務システム全般をさらす可能性のあるリスクおよび(c)ストレス・テストにより明らかになったリスクを評価する。

リスク管理の枠組み

当行のビジネスモデルは多岐にわたるため、そのリスクを識別、評価、測定、集計し管理すること、および資本を各業務に割り当てることが不可欠である。リスクおよび資本は、各部門およびビジネス・ユニットの活動と密接なつながりを持った原則、組織構造ならびに測定手続および監視手続の枠組みを通じて管理されている。詳細は、2015年度の有価証券報告書の「リスク管理原則およびガバナンス」ならびに「リスク・ガバナンス」の項に記載されている。

2016年4月から、リスク執行委員会（以下「リスクExCo」という。）ならびに資本およびリスク委員会（以下「CaR」という。）は、新たに設置されたグループ・リスク委員会（以下「GRC」という。）に統合された。GRCは、グループ風評リスク委員会（以下「GRRC」という。）、非財務リスク委員会（以下「NFRRC」という。）、全社的リスク委員会および流動性管理委員会から成る4つの小委員会によって支えられている。



当行のすべての重大なリスク（信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスク、流動性リスク、ビジネス・リスク、風評リスク、モデル・リスクおよびコンプライアンス・リスク）の定義、識別および管理に関する情報は、当行の2015年度の有価証券報告書の「リスクおよび資本管理」の項に記載されている。

オペレーショナル・リスクの中では、規制上および民事上の請求により生じる法務リスクが主要な構成要素である。当行の法務部内の法務リスク管理（以下「LRM」という。）機能は、法務リスクの識別および管理に特化している。当該機能は、法務リスクの積極的な管理を目的とした幅広い種類の任務を引き受けている。これには、将来において法務リスクが懸念される分野の特定を目指す年間法務リスク評価プログラムの考案、実行および監視、ならびに法務教訓プロセスの管理が含まれる。

法務リスクは、通常、訴訟の係属中これらのリスクに関連して必要となる経済的資源の金額の見込みおよび見積もりについて入手可能な情報が増えることに伴い、複数年にわたって発生する。当行の法務リスク管理の枠組みは、本書の「オペレーショナル・リスク」の項に詳細に記載される訴訟のライフサイクルにおける訴訟手続の様々な段階を考慮することにより、特に法務リスクの計測においてこれらの変化する確実性の水準を反映している。

重大であると評価されるすべてのリスクは、本リスク・レポートの「内部適正自己資本」の項に記載される内部適正自己資本評価プロセスによりカバーされている。主要なリスク・クラスにわたって、モデル化ならびに資本および需要の数量化のための計測手法が実施されている。重大である標準的でないリスク（風評リスク、モデル・リスク、コンプライアンス・リスク）は、当行の経済的資本のフレームワークにおいて主にオペレーショナル・リスクおよび戦略的リスクによって事実上カバーされている。計測手法に関する詳細は、当行の2015年の第三の柱の報告書の「リスクの数量化および計測」の項に記載されている。

リスクおよび資本の概要

主要なリスク指標

下記に記載されているものは、個別のリスク種類にわたって実施される当行の総括的なリスク管理から選ばれた主要なリスク比率や対応する指標である。普通株式等Tier 1比率（CET 1）、内部適正自己資本比率（ICA）、レバレッジ比率（LR）、流動性カバレッジ比率（LCR）、ストレスのかかった正味流動性ポジション（sNLP）は、ハイレベルな指標として戦略的な計画や、リスク選好のフレームワーク、ストレス・テスト、再建および破綻処理計画の実務に完全に組み込まれている。これらは少なくとも年に1回は当行の取締役会によりレビューされ、承認されている。内部適正自己資本比率および経済的資本合計の他には、下記の比率や指標がCRR/CRD 4規則（完全適用ベース）に基づいている。

普通株式等Tier 1比率		リスク・ウェイトド・アセット合計	
2016年6月30日 ¹	10.8%	2016年6月30日	4,022億ユーロ
2015年12月31日	11.1%	2015年12月31日	3,967億ユーロ
内部適正自己資本比率 ²		経済的資本合計	
2016年6月30日	149%	2016年6月30日	392億ユーロ
2015年12月31日	158%	2015年12月31日	384億ユーロ
レバレッジ比率		レバレッジ・エクスポージャー	
2016年6月30日	3.4%	2016年6月30日	1兆4,150億ユーロ
2015年12月31日	3.5%	2015年12月31日	1兆3,950億ユーロ
流動性カバレッジ比率		ストレスのかかった正味流動性ポジション (sNLP)	
2016年6月30日	124%	2016年6月30日	290億ユーロ ³
2015年12月31日	119%	2015年12月31日	460億ユーロ

- 1 2016年度について普通株式の無配当を提案とする取締役会の決定に基づく。
- 2 内部適正自己資本比率の計算を目的とする資本供給の定義は、CRR/CRD 4規則に対応しており、のれんおよびその他の無形資産は、経済的資本需要に追加せずに、資本供給から除外されている。詳細な情報は、「内部適正自己資本」の項に記載されている。
- 3 暫定額。

詳細については、本リスク・レポートの「リスク・プロファイル」、「内部適正自己資本」、「資本性金融商品」、「規制自己資本の変動」、「リスク・ウェイトド・アセットの変動」および「レバレッジ比率」ならびに2015年度の有価証券報告書の「リスク選好およびリスク能力」、「再建および破綻処理計画」、「ストレス・テスト」および「内部適正自己資本評価プロセス」の項に記載されている。

総合的なリスク評価

主要なリスク区分には、1)財務リスク、例えば、信用リスク（相手先リスク、業界リスク、カントリー・リスクおよびプロダクト・リスク）、マーケット・リスク（トレーディング・マーケット・リスク、トレーディング以外のマーケット・リスク、取引債務不履行リスク）、流動性リスク、ビジネス・リスク（税務リスクおよび戦略的リスクを含む。）、2)非財務リスク（NFR）、例えば風評リスクやオペレーショナル・リスク（コンプライアンス・リスク、法務リスク、モデル・リスク、情報セキュリティ・リスク、不正リスクおよびマネーロンダリング・リスクなどの重要なサブ・カテゴリーを含む。）が含まれている。当行は、内部のガバナンスのプロセスならびにリスク管理手法およびプロセスの使用を通じて、最大のリスクおよび新たに発生しつつあるリスクの識別、評価および軽減を管理している。識別および影響の評価に対する当行のアプローチは、当行の業績、長期戦略目標および風評に係るこれらのリスクの影響を確実に軽減することを目的としている。主要なリスクの管理の詳細な情報については、2015年度の有価証券報告書の「リスクおよび資本管理」の項に記載されている。

当行の通常のリスクおよびクロス・リスク分析の一環として、ボトムアップのリスク評価ならびにトップダウンのマクロ経済および政治シナリオ分析を用いて、主要なポートフォリオ・リスクの感応度がレビューされる。この二方面からのアプローチにより、当行のリスク全般および事業部門全体に影響を与えるリスクだけでなく、特定のポートフォリオのみに関連するリスクも把握することが可能になる。

2016年6月23日の英国における欧州連合からの離脱の決定は、第2四半期の主要なポートフォリオの注目点であった。国民投票の結果は、金融市場に大きなボラティリティをもたらし、主要な株式市場はその後回復したものの、英ポンドの大幅安は続いており、ドイツ国債および米国債の利回りは史上最低を記録し、EUの銀行の株価は平均を下回った。英国とEUの将来の関係については不確実な期間が長引くことが見込まれる。当行は、リスク・ポートフォリオの安定を確保することを目的として、投票に先立ち徹底的な準備を行った。当行は、英国経済への影響ならびにより広範な欧州の政治的リスクおよび潜在的な悪影響を厳重に監視している。

これらのリスク要因の潜在的影響の評価は、ストレス事象が生じた場合に当行が吸収する能力を評価する当行のグループ全体のストレス・テストに統合される。これらのテストの結果は、当該リスクがストレス・テストのパラメーターに従い現実化した場合に、当行がその影響を吸収するために十分な資本および流動性準備金を現在有していることを示した。

2016年上半年には、金融サービス業における国際的な規制を増やすトレンドが引き続き見られた。当行は、これが今後も持続する可能性が高いと考えている。また、当行は、政治的および規制上の変更の可能性を識別し、当行のビジネス・モデルまたはプロセスに起こりうる影響を評価することに重点を置いている。

リスクおよび資本管理の全体的な焦点は、当行のリスク戦略に従って当行のリスク・プロファイルを維持すること、当行の資本基盤を増加させることおよび貸借対照表の最適化に焦点を当てた当行の戦略的経営の取り組みを支援することであった。

2016年6月29日、連邦準備制度理事会は、2016年の包括的資本分析検査（C C A R）の結果を公表した。ドイツ・バンク・トラスト・コーポレーション（D B T C）を含む33行がこの検査に参加した。D B T Cは、当行の米国のウェルス・マネジメントおよびグローバル・トランザクション・バンキングのビジネスを行う事業体であり、当行の米国資産の15%未満およびグループ全体の総資産の3%未満を占める。連邦準備制度理事会は、D B T Cの資本計画案を定量的な基準では承認したと発表し、進捗を認めていたが、定性的理由により反対を表明した。当行は、将来のC C A Rに向けて資本計画プロセスを強化するため、今年得た教訓を今後実行に移すよう努める。

リスク・プロファイル

以下の表は、信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクおよびビジネス・リスクについて計算された経済的資本使用額により測定された、2015年12月31日および2016年6月30日現在の当行の総合的リスク・ポジションを示している。当行は通常、総合的（規制対象外）リスク・ポジションを算定するために、リスク・タイプ間の分散効果を考慮している。

リスク・タイプ別経済的資本使用額により測定された総合的リスク・ポジション

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2016年 6月30日現在	2015年 12月31日現在	増減	
			単位： 百万ユーロ	単位：%
信用リスク	14,427	13,685	742	5
マーケット・リスク：	17,447	17,436	11	0
トレーディング・マーケット・リスク	4,827	4,557	270	6
トレーディング以外のマーケット・リスク	12,620	12,878	(258)	(2)
オペレーショナル・リスク	11,066	10,243	823	8
ビジネス・リスク	4,948	5,931	(983)	(17)
分散効果 ¹	(8,731)	(8,852)	121	(1)
経済的資本使用額合計	39,157	38,442	715	2

1 信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクおよび戦略リスク（最も大きなビジネス・リスク）間の分散効果

当行の2016年6月30日現在の経済的資本使用額合計は、2015年12月31日現在の384億ユーロから7億1,500万ユーロ、率にして2%増加し、392億ユーロとなった。

2016年6月30日現在の信用リスクの経済的資本使用額は、2015年末現在から7億4,200万ユーロ、率にして5%増加した。この増加の主な要因は、グローバル・マーケットにおけるリスク・エクスポージャーの増加であった。

2016年6月30日現在のトレーディング・マーケット・リスクの経済的資本使用額は、2015年末現在の46億ユーロから増加して、48億ユーロとなった。この増加は主に、公正価値のバンキング勘定の要素の増加によるものである。トレーディング以外のマーケット・リスクの経済的資本使用額は2億5,800万ユーロ、率にして2%減少した。これは主に、構造的外国為替リスク・エクスポージャーの減少によるものであるが、年金リスクの増加により一部相殺された。

2016年6月30日現在のオペレーショナル・リスクの経済的資本使用額は、2015年12月31日現在の102億ユーロから8億2,300万ユーロ、率にして8%増加し、111億ユーロとなった。この増加は主に、訴訟費用引当金を含む訴訟に関連するオペレーショナル・リスク損失および業界全体でのオペレーショナル・リスク損失プロファイルの増加によるものであった。これは、経済的資本使用額の増加を生じさせ、主に訴訟、調査および規制上の執行措置に関連するアウトフローによるオペレーショナル・リスク損失データに反映されている。

当行のビジネス・リスクに関する経済的資本に係る手法は、借換および風評リスク等の標準的でないリスクも潜在的に含む戦略的リスクならびに税務リスクの要素を把握する。2016年6月30日現在のビジネス・リスクは、9億8,300万ユーロ減少し、49億ユーロとなった。この減少は、戦略的リスク要素に関する経済的資本使用額が減少したことによるものであった。

2016年6月30日現在の信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクおよび戦略的リスクの間の経済的資本使用額の分散効果は、1億2,100万ユーロ、率にして1%減少した。この減少は、2016年第1四半期におけるモデル・パラメーターの変更によるものであるが、分散の前に経済的資本使用額が増加したことにより一部相殺された。

当行が様々な事業活動を組み合わせていることは、当行の事業部門によって多様なリスクがとられていることにつながる。それぞれのビジネス・モデルに特有の主要なリスクは、各事業部門のリスク・プロファイル（グループ・レベルでのクロス・リスクの影響を考慮しない）を反映した、分散前の経済的資本（EC）合計の測定基準を通じて測定される。

経済的資本（EC）によって測定された当行の事業部門のリスク・プロファイル

2016年6月30日									
	グロー バル・ マー ケツ	コーポ レー ト・ア ンド・ インベ ストメ ント・ バンキ ング	プライ ベ ー ト・ ウェル ス&コ マー シャ ル・ク ライア ンツ	ドイ チエ ・アセ ット・ マネジ メント	ポスト バンク	非中核 事業部 門	連結お よび調 整	合計	
単位：百万ユーロ（別 途記載のものを除く）								百万 ユーロ	%
信用リスク	5,525	3,972	1,673	81	2,700	381	95	14,427	37
マーケット・リスク	5,363	741	2,361	2,145	1,641	1,574	3,622	17,447	45
オペレーショナル・リ スク	6,965	1,683	928	438	697	355	0	11,066	28
ビジネス・リスク	4,572	143	2	3	0	235	(8)	4,948	13
分散効果 ¹	(5,392)	(1,044)	(897)	(355)	(593)	(359)	(92)	(8,731)	(22)
EC合計	17,033	5,496	4,066	2,312	4,445	2,187	3,617	39,157	100
EC合計（%）	43	14	10	6	11	6	9	100	N/M

N/M：意味のある比較不能

- 1 信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクおよび戦略的リスク（ビジネス・リスクの最大部分）全体にわたる分散効果である。

2015年12月31日 ¹									
	グロー バル・ マー ケッツ	コーポ レート・ ア ンド・ インベ ストメ ント・ バンキ ング	プライ ベート・ ウェル ス&コ マー シャ ル・ク ライア ンツ	ドイ チェ・ アセッ ト・マ ネジメ ント	ポスト バンク	非中核 事業部 門	連結お よび調 整	合計	
単位：百万ユーロ（別 途記載のものを除く）								百万 ユーロ	%
信用リスク	4,838	3,899	1,678	90	2,601	537	42	13,685	36
マーケット・リスク	4,971	819	2,564	2,095	1,611	899	4,478	17,436	45
オペレーショナル・リ スク	6,274	1,613	958	282	600	452	64	10,243	27
ビジネス・リスク	5,154	405	1	0	0	261	110	5,931	15
分散効果 ²	(5,123)	(1,172)	(964)	(373)	(647)	(369)	(204)	(8,852)	(23)
EC合計	16,112	5,564	4,237	2,093	4,165	1,780	4,490	38,442	100
EC合計（%）	42	14	11	5	11	5	12	100	N/M

N/M：意味のある比較不能

- 1 事業セグメントに配分される金額は、2016年6月30日現在の構造に従った比較数値を反映するよう修正再表示されている。
- 2 信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクおよび戦略的リスク（ビジネス・リスクの最大部分）全体にわたる分散効果である。

グローバル・マーケット(GM)のリスク・プロファイルは、主にオリジネーション、ストラクチャリングおよびマーケット・メーカー活動を支援するトレーディング業務から生じるマーケット・リスクおよび信用リスクで占められる。GMのリスク・プロファイルにおけるオペレーショナル・リスクの割合は、業界における損失プロファイルの増加および内部損失を反映し、2016年第1四半期に増加した。GMの残るリスク・プロファイルは、収益変動リスクを反映するビジネス・リスクによるものである。

コーポレート・アンド・インベストメント・バンキング(CIB)の収益は、異なるリスク・プロファイルを伴う様々な商品から発生する。そのリスクの大部分は、貿易金融事業およびコーポレート・ファイナンス事業における信用リスクに関連しており、その他の事業からの信用リスクは低いか存在しない。マーケット・リスクは、主に顧客預金のモデル化およびトレーディングから生じる。

プライベート・ウェルス&コマーシャル・クライアント(PW&CC)のリスク・プロファイルは、リテールおよび中堅企業向けビジネス(SMEs)貸出およびウェルス・マネジメント(WM)業務からの信用リスクと、投資リスク、顧客預金のモデル化およびクレジット・スプレッド・リスクからのトレーディング以外のマーケット・リスクで構成されている。

ドイチェ・アセット・マネジメント(Deutsche AM)の業務の主要なリスク要因は、投資ファンドに係る保証であり、当行はこれをトレーディング以外のマーケット・リスクとして報告している。それ以外には、Deutsche AMのアドバイザーおよび手数料に重点を置いた業務から主にオペレーショナル・リスクが発生する。

ポストバンクのリスク・プロファイルは主に、リテールおよび法人顧客向けの貸付および預金業務によるものであり、これにより信用リスク、マーケット・リスクにおいてカバーされるバンキング勘定におけるクレジット・スプレッド・リスクおよびある程度のオペレーショナル・リスクが発生する。

非中核事業部門(NCOU)のポートフォリオには、当行の将来の戦略の中核とはならない活動、リスク低減のための資産、分離に適した資産、高い資本需要があるがリターンが低い資産および法的リスクにさらされている資産が含まれている。NCOUのリスク・プロファイルは、リスク低減の加速化の対象となりうる、主に信用リスクおよびマーケット・リスクからなる当行の事業全般にわたるリスクをカバーしている。2016年上半年期におけるNCOUのリスク・プロファイルの増加は、公

正価値のバンキング勘定のマーケット・リスクの計算に追加のポジションを含めたことによるCVAリスクによるものであった。

連結および調整は、主に構造的外国為替リスク、年金リスクおよび株式報酬リスクに関するトレーディング以外のマーケット・リスクで構成されている。2016年上半期におけるトレーディング以外のマーケット・リスクの減少は、主に、構造的外国為替リスクの減少によるものである。

リスクおよび資本のパフォーマンス

規制自己資本

適正自己資本

当行の規制自己資本の計算は、ドイツの法律に組み込まれた金融機関および投資会社に対する健全性要件に関する規制(EU)第575/2013号(所要自己資本規制または「CRR」)ならびに金融機関の業務に対するアクセスならびに金融機関および投資会社の健全性の監督に関するEU指令第36/2013号(所要自己資本指令第4次改正または「CRD 4」)に基づいた自己資本水準に立脚している。本項および「リスク・ウェイト・アセットの変動」の項における情報は、規制上の連結の原則に基づいている。

CRR/CRD 4の経過規定に基づき、適格でなくなった資本商品は段階的に廃止され、他方で規制上の調整に関する新たな規則が段階的に導入される。これらの規定は、各銀行がCRR/CRD 4完全適用ベースの資本規制に移行することを容易にするために認められている。CRR/CRD 4完全適用ベースの測定基準は、これらの経過規定を考慮していない(すなわち、適格でなくなった資本商品はすべて排除され、すべての新しい規制上の調整が適用される)。同時に、CRR/CRD 4は、特定の種類の資産に係るリスク・ウェイトに関して、従前のパーゼル2.5に基づく自己資本規制に関する枠組みにおいて適用されていた経過規定(100%のリスク・ウェイトによる持分投資の適用除外を許容する規定等)と同様の規定を引き続き適用する。この場合、当行のCRR/CRD 4の手法は、2017年末の当該適用除外規定の失効前に原資産を売却またはその他の手段によって処分することにより、当該経過規定の失効の影響を軽減することができるものと想定している。

資本性金融商品

当行の取締役会は、2020年4月末までに1億3,790万株を上限に当行株式を買い戻すことにつき、2015年年次株主総会から承認を取得済みである。そのうち6,900万株はデリバティブを用いて買い戻すことができる。この権限は、2014年年次株主総会により付与された権限に取って代わるものである。当行は、新たなCRR/CRD 4規則に基づく2015年の自社株買戻しにつき、B a F i nから承認を取得済みであり、2016年の自社株買戻しにつき、E C Bから承認を取得済みである。2015年年次株主総会から2016年年次株主総会(2016年5月19日開催)までの間に、3,790万株が買い戻され、そのうちコール・オプションの行使によるものは470万株であった。買い戻された株式は、同期間において株式報酬のために使用され、次の期間においても使用される予定である。その結果、2016年年次株主総会の開催日現在、買戻しによる保有自己株式数は1,210万株であった。

2016年年次株主総会において、2021年4月末までに1億3,790万株を上限に当行株式を買い戻す権限が取締役に付与された。そのうち6,900万株はデリバティブを用いて買い戻すことができる。この権限は、2015年年次株主総会により付与された権限に取って代わるものである。2016年年次株主総会から2016年6月30日までの間に、買い戻された株式はなかった。2016年6月30日現在、買戻しによる保有自己株式数は1,210万株であった。

2015年年次株主総会以降、取締役会が利用可能な授權資本は、17億6,000万ユーロ(6億8,800万株)である。条件付資本は変わらず4億8,600万ユーロ(1億9,000万株)であった。

当行の従来のハイブリッドTier 1資本商品(ほぼ全額が非累積的信託優先証券)は、主に当該商品が元本削減または資本転換の性質を有していないことから、CRR/CRD 4完全適用ベースの規則のもとではその資本性は完全には認められない。ただし、当該商品の多くは、CRR/CRD 4の経過規定においてその他Tier 1資本として認められ、CRR/CRD 4完全適用ベースの規則においてもTier 2資本として一部が認められる可能性がある。2012年12月31日現在のパーゼル2.5規則に準拠した発行によるその他Tier 1商品の認識可能な最大金額は、段階的廃止の移行期間中に、2022年度まで各会計年度の期首において10%、額にして13億ユーロ減少する予定である。これによりCRR/CRD 4経過措置に基づくその他Tier 1適格の資本商品は、2016年6月30日現在では109億ユーロ(すなわち新規発行のAT 1証券46億ユーロと移行期間中に認識可能な従来のハイブリッドTier 1商品63億ユーロ

の合計額)となった。従来のハイブリッドTier 1資本商品のうち58億ユーロは、CRR/CRD 4完全適用ベースの規則においてTier 2資本として認められる可能性がある。額面元本総額が2億ユーロ(適格の認識相当額1億ユーロ)である1つのハイブリッドTier 1資本商品は、2016年第1四半期に繰上償還された。

CRR/CRD 4の経過規定適用期間中に認識された2016年6月30日現在の当行のTier 2資本の合計は、69億ユーロであった。同日現在、それ以外に経過規定に基づいてTier 2資本とみなされる従来のハイブリッドTier 1商品はない。2016年6月30日現在のTier 2資本商品の額面元本総額は、81億ユーロであった。2015年末以降、Tier 2資本商品の繰上償還は行われていない。

2016年5月19日、当行は、総額で7億5,000万ユーロとなる固定金利のTier 2劣後債の新規発行を行った。当該債券の券面額は10万ユーロで、2026年4月19日を満期とする。当該債券は米国外で発行されたため、米国の1933年証券法(改正済)に基づく登録に服さず、米国内での募集または売出しは行われていない。

さらに、2016年6月15日、当行は、総額で3,100万ユーロとなる固定金利のTier 2劣後債の新規発行を行った。当該債券の券面額は10万ユーロで、2026年6月15日を満期とする。当該債券は米国外で発行されたため、米国の1933年証券法(改正済)に基づく登録に服さず、米国内での募集または売出しは行われていない。

最低自己資本水準および追加的な自己資本バッファ

2015年以降、当行グループに適用される普通株式等Tier 1(CET 1)資本の最低自己資本水準は、リスク・ウェイトド・アセット(RWA)の4.5%である。8%の合計所要自己資本には、AT 1資本を最大1.5%およびTier 2資本を最大2%充当できる追加のリソースが要求される。

これらの最低所要自己資本に加えて、以下の資本バッファの要件は、2016年から段階的に導入され、2019年以降、全面的に施行される。2015年3月に、当行は、ドイツ連邦金融監督庁(BaFin)のドイツ連邦銀行との合意によりグローバルにシステム上重要な金融機関(G-SII)に指定された。その結果、G-SIIの資本バッファとして2019年にCET 1資本でRWAの2%が要求され、2016年から0.5%ずつ段階的に導入される。2019年にCET 1資本でRWAの2.5%が要求される資本保全バッファは、CRD 4第129条に基づいて、ドイツ銀行法第10c条に導入され、2016年から0.625%ずつ段階的に導入される。当行に適用される機関特有のカウンターシクリカル資本バッファは、当行の関連する信用エクスポージャーが所在する法域に適用されるカウンターのシクリカル資本バッファの加重平均である。2016年6月30日現在のカウンターのシクリカル資本バッファは、0.01%である。

また、欧州中央銀行(ECB)は、監督上の検証・評価プロセス(SREP)に従って、各銀行に対し、法定よりも厳しい自己資本要件を課すことができる。2015年12月4日、ECBは、CRR/CRD 4のもとで適用される経過規定に基づき、連結グループが段階的導入ベースで常に最低10.25%のCET 1比率の維持を要求されることを当行に通知した。0.5%のG-SIIバッファおよび0.01%のカウンターのシクリカル資本バッファを考慮すると、当行の2016年6月30日現在のCET 1最低所要自己資本は、10.76%となる。

最低自己資本水準および追加的な自己資本バッファの詳細は、当行の2015年度の有価証券報告書に記載されている。

規制自己資本の変動

2016年6月30日現在の当行のCRR/CRD 4に基づくTier 1資本は564億ユーロであり、490億ユーロの普通株式等Tier 1(CET1)資本と74億ユーロのその他Tier 1(AT1)資本で構成されている。CRR/CRD 4に基づくTier 1資本は、2015年末から18億ユーロ減少した。これは、主に、CET 1資本が2015年末から35億ユーロ減少した一方で、同期間にAT1資本が16億ユーロ増加したことによるものである。

CRR/CRD 4に基づくCET 1資本が35億ユーロ減少したことは、主に、段階的導入の割合が2015年の40%から2016年の60%に上昇したことによって、規制上の調整が増加したことによるものである。さらに、2016年において7億ユーロの通貨換算調整によるマイナスの影響や3億ユーロの確定給付年金制度に関連した再測定の影響による損失があったことも、2016年におけるCET 1資本の減少の要因となった。当行の改訂された普通株配当に係る方針は、取締役会が各年で異なる配当水準を決定し公表しない限り、CET 1資本における中間または年末の利益の認識に関するECB決定(EU)(2015/4)を参照する。2016年度について普通株式の無配当を提案するとする取締役会の決定に基づき、2016年上半年に株式の配当は計上されていない。

CRR/CRD 4に基づくAT1資本の16億ユーロの増加は、主に、AT1資本から段階的に控除された規制上の調整額（2015年末から18億ユーロの減少）の減少によるものである。これらの控除は、一定のCET 1控除の残存金額を反映しており、これは「完全適用ベース」に基づく場合はCET 1資本から控除されるが、移行期間中はAT 1資本から減額することが認められている。CET 1資本の水準に対するこれらの控除の段階的導入率は、2016年に60%に増加し（2015年は40%であった）、それに対応して、AT1資本の水準は2016年に40%に減少した（2015年は60%であった）。AT1資本の水準に対する規制上の控除額の減少は、主に当行による従来のハイブリッドTier 1資本性金融商品の償還および当行の米ドル建て金融商品における外国為替によるマイナスの影響によるCRR/CRD 4の適用後のAT1資本性金融商品の2億ユーロの減少（2015年12月31日現在と比較）を大きく超えるものであった。

2016年6月30日現在の当行のCRR/CRD 4の完全適用によるTier 1資本は、2015年末の487億ユーロに対して、481億ユーロであった。2016年6月30日現在の当行のCRR/CRD 4の完全適用によるCET 1資本は、2015年12月31日現在の441億ユーロに対して、435億ユーロであった。2016年6月末現在の当行のCRR/CRD 4の完全適用によるその他のTier 1資本は、2015年末から増減がなく、46億ユーロであった。

当行のCRR/CRD 4の完全適用によるCET 1資本が、2015年末から6億ユーロ減少したのは、主に、7億ユーロの通貨換算調整によるマイナスの影響が自己資本の控除項目における外国為替によるプラスの反対効果によって一部相殺されたことによるものであった。3億ユーロの確定給付年金制度に関連した再測定損失もまた減少の要因となった。

[次へ](#)

規制自己資本、RWAおよび自己資本比率に関する暫定的なテンプレート（無監査）

単位：百万ユーロ	2016年6月30日現在		2015年12月31日現在	
	CRR/CRD 4の 完全適用	CRR/CRD 4	CRR/CRD 4の 完全適用	CRR/CRD 4
普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本：金融商品および準備金				
資本性金融商品および関連する株式プレミアム勘定	36,948	36,948	37,088	37,088
利益剰余金	20,112	20,112	27,607	27,607
その他の包括利益（損失）累計額、税引後	3,937	3,981	4,096	4,281
独立してレビューされた中間利益 （予測可能な費用または配当を控除後）	175	175	(7,025)	(7,025)
その他	0	67	0	92
規制上の調整前の普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本	61,173	61,284	61,766	62,042
普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本：規制上の調整				
追加的な価値の調整（マイナスの金額）	(1,541)	(1,541)	(1,877)	(1,877)
その他のブルデンシャル・フィルター（追加評価調整以外）	(970)	(696)	(622)	(330)
のれんおよびその他無形資産（関連する税金負債を控除後）（マイナスの金額）	(8,341)	(5,005)	(8,439)	(3,376)
一時差異から発生するものを除く、将来の収益性に依存する繰延税金資産（CRR第38条(3)の条件が満たされる場合には、関連する税金負債を控除後）（マイナスの金額）	(3,650)	(2,190)	(3,310)	(1,324)
予想損失額の計算から生じたマイナスの金額	(471)	(298)	(106)	(58)
確定給付年金基金資産（マイナスの金額）	(1,127)	(676)	(1,173)	(469)
機関による自己のCET 1金融商品の直接的、間接的またはシンセティックな保有（マイナスの金額）	(35)	(27)	(76)	(39)
機関が金融部門事業体に対する重要な投資を有している場合における、機関による当該事業体のCET 1金融商品の直接的、間接的またはシンセティックな保有（15%基準超過額。適格なショート・ポジションを相殺後）（マイナスの金額）	(584)	(298)	(818)	(278)
一時差異から生じた繰延税金資産（CRR第38条(3)の条件が満たされる場合には、関連する税金負債を控除後）（15%基準超過額）（マイナスの金額）	(647)	(330)	(953)	(324)
その他の規制上の調整	(286)	(1,247)	(291)	(1,537)
普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本に対する規制上の調整合計	(17,653)	(12,308)	(17,665)	(9,613)
普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本	43,520	48,977	44,101	52,429
その他Tier 1 (AT1) 資本：金融商品				
資本性金融商品および関連する株式プレミアム勘定	4,676	4,676	4,676	4,676
AT1からの段階的廃止の対象となる、CRR第484条(4)に言及されている適格項目の金額および関連する株式プレミアム勘定	N/M	6,316	N/M	6,482
規制上の調整前のその他Tier 1 (AT1) 資本	4,676	10,991	4,676	11,157
その他Tier 1 (AT1) 資本：規制上の調整				
機関による自己のAT1金融商品の直接的、間接的またはシンセティックな保有（マイナスの金額）	(125)	(51)	(125)	(48)
CRR第472条に従って移行期間中にCET 1資本からの控除に関連してAT1資本から控除される残存金額	N/M	(3,535)	N/M	(5,316)
その他の規制上の調整	0	0	0	0

その他Tier 1 (AT1) 資本に対する規制上の調整合計	(125)	(3,586)	(125)	(5,365)
その他Tier 1 (AT1) 資本	4,551	7,405	4,551	5,793
Tier 1資本 (T1 = CET 1 + AT1)	48,071	56,382	48,651	58,222
Tier 2 (T2) 資本	12,600	6,690	12,325	6,299
自己資本合計 (TC = T1 + T2)	60,671	63,071	60,976	64,522
リスク・ウェイト・アセット合計	402,217	402,677	396,714	397,382
自己資本比率				
普通株式等Tier 1資本比率 (リスク・ウェイト・アセットに対する比率)	10.8 ¹	12.2	11.1	13.2
Tier 1資本比率 (リスク・ウェイト・アセットに対する比率)	12.0	14.0	12.3	14.7
自己資本合計比率 (リスク・ウェイト・アセットに対する比率)	15.1	15.7	15.4	16.2

N/M: 意味のある比較不能

1 2016年度について普通株式の無配当を提案するとする取締役会の決定に基づく。

株主持分の規制自己資本への調整

単位: 百万ユーロ	2016年6月30日現在	2015年12月31日現在
	CRR/CRD 4	CRR/CRD 4
会計上の貸借対照表による株主持分合計	61,865	62,678
事業体の非連結/連結	(635)	(681)
このうち、資本剰余金	(6)	(5)
このうち、利益剰余金	(519)	(369)
このうち、その他の包括利益 (損失) 累計額、税引後	(110)	(307)
規制上の貸借対照表による株主持分合計	61,230	61,997
経過規定に基づく非支配持分	67	92
未払配当およびAT1クーポン	(56)	(231)
移行期間における非連結/連結に係るその他の包括利益 (損失) 累計額の戻入れ、税引後	44	184
規制上の調整前の普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本	61,284	62,042
ブルデンシャル・フィルター	(3,197)	(3,453)
このうち、追加評価調整	(1,541)	(1,877)
このうち、証券化資産に起因する資本の増加	(25)	(20)
このうち、キャッシュ・フロー・ヘッジに係る利得または損失に関連した公正価値準備金および自己の信用状態の変動に起因する、公正価値で測定するものとして指定された負債に係る利得または損失	(671)	(310)
このうち、CRR第467条および468条に基づく未実現利得および損失に関連した規制上の調整	(960)	(1,246)
規制上の調整	(9,110)	(6,159)
このうち、のれんおよびその他の無形資産 (関連する税金負債を控除後)	(5,005)	(3,376)
このうち、将来の収益性に依存する繰延税金資産	(2,520)	(1,648)
このうち、予想損失額の計算から生じたマイナスの金額	(298)	(58)
このうち、確定給付年金基金資産	(676)	(469)

このうち、機関が金融部門事業体に対する重要な投資を有している場合における、機関による当該事業体のCET 1金融商品の直接的、間接的およびシンセティックな保有	(298)	(278)
このうち、リスク・ウェイトド・アセットに含まれない証券化ポジション	0	0
このうち、その他 ¹	(313)	(330)
普通株式等Tier 1資本	48,977	52,429
その他Tier 1資本	7,405	5,793
その他Tier 1ノート(AT1 ノート)	4,624	4,627
貸借対照表上の数値	4,675	4,675
事業体の非連結/連結	0	0
貸借対照表のポジションに対する規制上の調整	(51)	(48)
ハイブリッド資本証券	6,301	6,464
貸借対照表上の数値	6,171	7,020
事業体の非連結/連結	286	388
貸借対照表のポジションに対する規制上の調整	(156)	(944)
このうち、上限によりその他Tier 1から除外される金額	0	0
このうち、その他	(156)	(944)
その他の規制上の調整	15	18
その他Tier 1資本からの控除	(3,535)	(5,316)
Tier 1資本	56,382	58,222
Tier 2資本	6,690	6,299
劣後債務	6,601	6,263
貸借対照表上の数値	7,857	7,826
事業体の非連結/連結	0	0
貸借対照表のポジションに対する規制上の調整	(1,256)	(1,563)
このうち、CRR第64条に基づく償却	(933)	(1,321)
このうち、その他	(324)	(242)
その他の規制上の調整	287	289
このうち、上限によりその他Tier 1から除外される金額の加算	0	0
このうち、その他	287	289
Tier 2資本からの控除	(199)	(252)
自己資本合計	63,071	64,522

1 主に、住宅ローンおよび預金保護のための資金(Fonds zur baupartechnischen Absicherung)に関するブルデンシャル・フィルターに関連する。

リスク・ウェイトド・アセットの変動

以下の表は、リスク・ウェイトド・アセット（RWA）の概要を、リスク・タイプおよび業務部門別に示している。これらは、インフラストラクチャー関連ポジションのセグメント別の再配分（該当する場合）の影響の合計およびセグメント間の再配分の影響の合計を含んでいる。

リスクタイプおよび業務部門別のリスク・ウェイトド・アセット

2016年6月30日現在								
単位：百万ユーロ	グローバル・マーケット	コーポレート・アンド・インベストメント・バンキング	プライベート・ウェルス&コマースシャル・クライアント	ドイチェ・アセット・マネジメント	ポストバンク	非中核事業部門	連結および調整等	合計
信用リスク	65,797	68,367	41,279	8,489	38,206	10,243	15,926	248,308
決済リスク	16	0	0	0	0	0	0	16
信用評価調整（CVA）	9,899	22	65	124	470	2,925	11	13,516
マーケット・リスク	32,496	753	0	4	102	11,060	77	44,491
オペレーショナル・リスク	60,637	14,656	8,079	3,817	6,070	3,087	0	96,345
合計	168,845	83,797	49,423	12,434	44,849	27,315	16,015	402,677

2015年12月31日現在								
単位：百万ユーロ	グローバル・マーケット	コーポレート・アンド・インベストメント・バンキング	プライベート・ウェルス&コマースシャル・クライアント	ドイチェ・アセット・マネジメント	ポストバンク	非中核事業部門	連結および調整等	合計
信用リスク	61,132	70,748	41,310	8,194	37,553	11,558	11,524	242,019
決済リスク	9	0	0	0	0	0	0	9
信用評価調整（CVA）	11,971	8	74	309	391	3,082	41	15,877
マーケット・リスク	32,502	1,191	6	1,262	32	14,286	275	49,553
オペレーショナル・リスク	54,777	14,165	8,518	2,739	5,266	3,972	487	89,923
合計	160,391	86,112	49,909	12,504	43,242	32,898	12,326	397,382

2016年6月30日現在のリスク・ウェイトド・アセット（CRR/CRD 4による）は、2015年末現在の3,974億ユーロに対し、4,027億ユーロとなった。全体で53億ユーロの増加は、主に、オペレーショナル・リスクRWAの64億ユーロの増加や信用リスクRWAの63億ユーロの増加を反映しているが、これはマーケット・リスクRWAおよびCVAに関するRWAの減少により一部相殺された。オペレーショナル・リスクRWAの増加は、合理的に予想される訴訟損失や銀行業界のオペレーショナル・リスク損失プロファイルの増加によるものである。信用リスクRWAの増加は、主に中核事業における成長や手法の変更によるものであるが、外国為替レートの変動により一部相殺された。マーケット・リスクRWAの減少は、主に証券化ポジションに関するマーケット・リスク標準的アプローチに起因する減少や乗数の減少によるものである。CVAに関するRWAの24億ユーロの減少は、主にモデルおよび方針の変更やリスク水準の低下によるものである。

2016年6月30日現在のリスク・ウェイトド・アセット（CRR/CRD 4完全適用ベースによる）は、2015年末現在の3,967億ユーロに対し、4,022億ユーロとなった。この増加は、経過規定に基づくリスク・ウェイトド・アセットについて前述したのと同様の事由によるものであった。完全適用ベースによるリスク・ウェイトド・アセットは、一時差異から生じた繰延税金資産および金融部門事業体のCET 1金融商品の相当額の保有（いずれもCRR第48条の規定に基づきCET 1からの控除が一定の範囲で免除される）からの同条件でのリスク・ウェイトド・アセットが減少したことにより、経過規定に基づくリスク・ウェイトド・アセットを5億ユーロ下回った。

下表は、2016年上半期に信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクおよび信用評価調整に関して観察された、リスク・ウェイトド・アセットの変動の主な要因の分析である。

信用リスクに関するリスク・ウェイトド・アセットの変動

単位：百万ユーロ	2016年6月30日に終了した 6ヶ月 CRR/CRD 4		2015年12月31日に終了した 12ヶ月 CRR/CRD 4	
	信用リスク	このうち、デリバティブおよびレボ形式の取引	信用リスク	このうち、デリバティブおよびレボ形式の取引
信用リスク RWA の残高、期首現在	242,019	37,276	244,128	41,117
勘定の規模	7,263	3,423	(4,822)	(6,224)
勘定の質	(39)	189	(2,103)	(95)
モデルの更新	583	0	728	0
手法および方針	2,289	2,289	(3,346)	0
取得および処分	0	0	(206)	0
外国為替の変動	(3,430)	(775)	10,378	2,479
その他	(378)	0	(2,738)	0
信用リスク RWA の残高、期末現在	248,308	42,403	242,019	37,276

信用リスク RWA の変動の表における主な要因の分類は、開示強化タスクフォース（EDTF）の推奨に完全に則ったものである。当行のポートフォリオの規模および構成の自律的变化は、「勘定の規模」の項目において考慮されている。「勘定の質」の項目は主に、ポートフォリオの格付遷移、デフォルト時損失率、モデル・パラメーターの再調整および担保カバレッジ活動による影響を示している。「モデルの更新」の項目には、従前のモデルの改善および先進的モデルの拡張が含まれている。外部要因ないし規制上の変更（新規制の適用等）に起因して生じる RWA の変動は、現在は「手法および方針」の項において考慮されている。「取得および処分」の項目は、新規事業や処分関連業務に明確に割り当てられる重大なエクスポージャーの変動を表示するためのものである。上記項目に該当しない変動は、「その他」の項目に含まれている。

信用リスク RWA の2015年12月31日からの63億ユーロ、率にして2.6%の増加の主な要因は、中核事業における自律的成長を反映した「勘定の規模」の項目の増加である。さらに、「手法および方針」の項目の増加は、特定のデリバティブ・ポートフォリオの取扱いの改訂とこれらのリスク期間の組み合わせによるものである。「モデルの更新」の項目のわずかな変動は、当行の積立済デフォルト・ファンドの決定の変更を表している。これは、主に米ドルの下落に起因する外国為替レートの変動からの影響により一部相殺された。

信用評価調整（CVA）に関するリスク・ウェイト・アセットの変動

単位：百万ユーロ	2016年6月30日に 終了した6ヶ月 CRR/CRD 4	2015年12月31日に 終了した12ヶ月 CRR/CRD 4
CVA RWAの残高、期首現在	15,877	21,203
リスク水準の変動	(805)	(5,591)
市場データの変動および再調整	271	(1,552)
モデルの更新	0	0
手法および方針	(1,500)	(77)
取得および処分	0	0
外国為替の変動	(327)	1,894
CVA RWAの残高、期末現在	13,516	15,877

CRR/CRD 4規制のフレームワークに基づき、当行は、相手先の信用の質を考慮に入れたCVAを用いてRWAを計算することを求められている。CVAに関するRWAは、OTCデリバティブのエクスポージャーに関連して予想される相手先リスクにおける評価損リスクをカバーしている。当行は、CVAの大部分を、BaFinにより承認された当行の内部モデルに基づき計算している。2016年6月30日現在のCVAに関するRWAは135億ユーロであり、2015年12月31日現在の159億ユーロと比較すると、24億ユーロ、率にして15%の減少となっている。この減少は、ポートフォリオのさらなるリスク低減、手法および方針の変更ならびに為替変動によるものであった。

マーケット・リスクに関するリスク・ウェイト・アセットの変動

単位：百万ユーロ	2016年6月30日に 終了した6ヶ月 CRR/CRD 4	2015年12月31日に 終了した12ヶ月 CRR/CRD 4
マーケット・リスクRWAの残高、期首現在	49,553	64,209
リスク水準の変動	(5,979)	(27,671)
市場データの変動および再調整	1,956	3,919
モデルの更新	(100)	1,501
手法および方針	(754)	5,707
取得および処分	0	0
外国為替の変動	(185)	1,888
マーケット・リスクRWAの残高、期末現在	44,491	49,553

マーケット・リスクに関する分析は、バリュー・アット・リスク、ストレスのかかったバリュー・アット・リスク、追加的リスクに係る自己資本賦課および包括的リスク計測に関する当行の内部モデルに関する変動、ならびに（例えば、トレーディング証券化および特定順位参照型デリバティブに関する）マーケット・リスク標準的アプローチからの結果をカバーしている。市場データ水準、ボラティリティ、コリレーション、流動性および格付の変動によるマーケット・リスクRWAの変動は、「市場データの変動および再調整」の項目に含まれている。手法の改善やリスク範囲の拡大といった、当行のマーケット・リスクRWA内部モデルの変更は、「モデルの更新」の項目に含まれている。「手法および方針」の項目において、当行は、当行のマーケット・リスクRWAモデルおよび計算に対する規制上の変更を反映している。重要な新規事業および処分は、「取得および処分」の項目に割り当てられる。

マーケット・リスクRWAの2015年12月31日からの51億ユーロ（10%）の減少は、「リスク水準の変動」および「手法および方針」の項目における減少によるものであった。「リスク水準の変動」における減少は、主にマーケット・リスク標準的アプローチに影響を及ぼしたポートフォリオにおける処分または満期ポジションおよび包括的リスク計測の要素に影響を及ぼした非中核事業部門におけるリスク低減の取組みによるものである。「手法および方針」における減少は、主に資本乗数の減少によるものである。この減少は、「市場データの変動」の項目における増加により一部相殺された。

オペレーショナル・リスクに関するリスク・ウェイト・アセットの変動

単位：百万ユーロ	2016年6月30日に 終了した6ヶ月 CRR/CRD 4	2015年12月31日に 終了した12ヶ月 CRR/CRD 4
オペレーショナル・リスクRWAの残高、期首現在	89,923	67,082
損失プロファイルの変動（外部および内部）	6,010	24,170
予想損失の変動	(785)	(2,216)
将来のリスクの構成要素	1,197	163
モデルの更新	0	724
手法および方針	0	0
取得および処分	0	0
オペレーショナル・リスクRWAの残高、期末現在	96,345	89,923

RWA全体の64億ユーロの増加は、主に規制案件に関する金融機関の和解等、当行の先進的計測手法（AMA）モデルに反映される大きなオペレーショナル・リスク事由によるものであった。

AMAモデルの拡充によるその他のオペレーショナル・リスクRWAの要素への追加的影響は、共同監督チームによる承認待ちのモデルの承認後、当該モデル変更が実施されたときに顕在化することが見込まれる。

経済的資本

内部適正自己資本

当行の内部適正自己資本評価プロセス（ICAAP）の主要な測定尺度として、当行は、内部適正自己資本を、「破綻時を前提としたアプローチ（gone concern approach）」に基づき、以下の表に示すとおり、資本供給総額を資本需要総額で除した比率として評価している。当行の資本供給の定義は、2016年第1四半期において、CRR/CRD 4の資本フレームワークとの整合性をさらに高めた。のれんおよびその他の無形資産は、資本需要に追加されず、第2の柱の資本供給から除外されている。前年度の情報は、それに応じて修正されている。

内部適正自己資本

単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く）	2016年6月30日 現在	2015年12月31日 現在
資本供給		
株主持分	61,865	62,678
（自己の信用リスクに服する）自己債務および債務評価調整による公正価値利得 ¹	(760)	(407)
確定給付年金基金資産 ²	(1,127)	(1,173)
繰延税金資産	(7,737)	(7,762)
追加評価調整 ³	(1,541)	(1,877)
予想ショートフォール	(471)	(106)
住宅ローンおよび預金保護	(286)	(291)
資本性金融商品の自己保有	(22)	(62)
対応する資金調達が可能ではない資産に関する公正価値修正 ⁴	(668)	(147)
非支配持分 ⁵	0	0
無形資産	(9,907)	(10,078)
ハイブリッドTier 1資本性金融商品	11,066	11,962
Tier 2資本性金融商品	8,065	8,016
資本供給	58,476	60,745
所要経済的資本合計		
信用リスク	14,427	13,685
マーケット・リスク	17,447	17,436
オペレーショナル・リスク	11,066	10,243
ビジネス・リスク	4,948	5,931
分散効果	(8,731)	(8,852)
資本需要	39,157	38,442
内部適正自己資本比率（%）	149	158

1 公正価値オプションに基づき指定された自己債務に係る自己の信用効果による公正価値利得の控除後かつ債務評価調整後。

2 確定給付年金基金の純資産（資産から負債を控除したもの）として報告されている。すなわち、年金制度資産の積立超過に該当する。

3 規制自己資本において適用される。

4 IAS第39号に従って分類変更された資産および対応する資金調達が利用可能でないバンキング勘定の資産に関する公正価値修正を含む。プラスの調整は考慮されていない。

5 各子会社の所要経済的資本を上限とした非支配持分を含む。

100%超の比率であれば、資本供給総額が、リスク・ポジションにより決定された資本需要を十分にカバーしていることを示している。2016年6月30日現在のこの比率は、2015年12月31日現在の158%に対し、149%となった。この比率の変動は、資本供給の減少と資本需要のわずかな増加に起因していた。株主持分は8億1,300万ユーロ減少したが、これは主に外国為替レートの変動によるものであった。ハイブリッドTier 1資本商品は、主に金融商品の償還により、8億9,600万ユーロ減少した。資本需要の増加は、主にオペレーショナル・リスクおよび信用リスク間の経済的資本使用額の増加によるものである。

上記の適正自己資本の測定尺度は、連結グループ全体（ポストバンクを含む。）に適用され、当行のリスクおよび資本管理フレームワークの不可欠な一部をなしている。

レバレッジ比率

当行は、グループ・レベルで、および該当する場合には各地域における地域レベルで、貸借対照表を管理している。財務資源の配分において、当行は収益性および株主価値に最も高いプラスの影響を与える事業ポートフォリオを優遇する。当行は、貸借対照表の動向を監視および分析し、市場で観測される一定の貸借対照表比率を追跡する。これに基づき、当行は、グループ・リスク委員会による議論および管理活動を発動する。CRR/CRD 4フレームワークの公表を受けて、当行は当該フレームワークに従ったレバレッジ比率の計算を設定した。

改訂版CRR/CRD 4フレームワーク（完全適用ベース）に従ったレバレッジ比率

CRR/CRD 4のフレームワークは、リスクに基づく所要自己資本に対する補足的測定尺度としての役割を果たすことを目的として、リスク以外に基づくレバレッジ比率を導入した。その目的は、銀行セクターにおけるレバレッジ増大の抑制、広範な財務システムおよび経済に損害を与え得るレバレッジ解消プロセスの不安定化回避の支援、および簡素でリスク以外に基づく「バック・ストップ」測定尺度を伴う、リスクに基づく要求事項の強化である。

当行は、当行のレバレッジ比率のエクスポージャーを、規則(EU) 第575/2013号を改正した2015年1月17日の欧州委員会の欧州連合官報で公表された2014年10月10日の委任規則(EU) 第2015/62号に基づき、CRR第429条に従い完全適用ベースで算出している。

当行のレバレッジ比率のエクスポージャーの合計額は、デリバティブ、証券金融取引（以下「SFT」という。）、オフバランス・エクスポージャー、およびその他のオンバランス・エクスポージャー（デリバティブとSFT以外）の構成要素から成る。

デリバティブのレバレッジ・エクスポージャーは、現在の再構築コストを構成するデリバティブの規制上の時価評価方式に加え、潜在的な将来の調達原価にかかる規制上定義されたアドオンを使用して算出される。相手先から現金で受領した変動証拠金は、レバレッジ比率エクスポージャー測定尺度の現在の再構築コスト部分から控除され、相手先に支払った変動証拠金は、一定の条件を満たす場合、貸借対照表上で資産として認識された債権に関連するレバレッジ比率エクスポージャー測定尺度から控除される。売建クレジット・デリバティブの実質想定元本、すなわち、Tier 1資本に組み入れられた公正価値のマイナスの変動をすべて控除した想定元本は、レバレッジ比率エクスポージャー測定尺度に含まれる。その結果生じるエクスポージャー測定尺度は、一定の条件を満たす場合、同一の参照ネームに係る購入クレジット・デリバティブの実質想定元本分がさらに減額される。

SFTの構成要素には、債権総額が含まれ、これは一定の条件を満たす場合、SFT未払金と相殺される。エクスポージャー総額に加えて、相手先信用リスクにかかる規制上のアドオンをSFTエクスポージャー測定尺度に含める。

オフバランス・エクスポージャーは、信用リスクに係る標準的アプローチの信用リスク換算掛目(CCF)(0%、20%、50%、または100%)に従うが、10%を下限とするリスク区分に依拠する。

その他のオンバランスシート・エクスポージャーの構成要素（デリバティブおよびSFTを除く）は、資産（デリバティブおよびSFTを除く）の会計上の価値およびTier 1資本を算定するに当たって控除される資産の額に対する規制上の調整を反映する。

以下の表は、完全適用ベースによる、レバレッジ比率エクスポージャーおよびレバレッジ比率を示すものである。

会計上の資産およびレバレッジ比率エクスポージャーの調整の要約

単位：十億ユーロ	2016年	2015年
	6月30日現在	12月31日現在
公表された財務諸表における資産合計	1,803	1,629
会計目的上連結されたが、規制上の連結範囲には含まれない企業に関する調整	8	3
デリバティブ金融商品に関する調整	(375)	(263)
証券金融取引(SFTs)に関する調整	35	25
オフバランス項目に関する調整(すなわち、オフバランス・エクスポージャーの信用相当額への転換)	102	109
その他の調整	(159)	(107)
レバレッジ比率合計エクスポージャー測定尺度	1,415	1,395

レバレッジ比率の共通開示

単位：十億ユーロ(別途記載のものを除く)	2016年	2015年
	6月30日現在	12月31日現在
デリバティブ・エクスポージャー合計	193	215
証券金融取引エクスポージャー合計	183	164
オフバランス・エクスポージャー合計	102	109
その他の資産	953	924
完全適用によるTier 1資本の算定上控除された資産額	(16)	(17)
完全適用によるTier 1資本	48.1	48.7
エクスポージャー総額	1,415	1,395
レバレッジ比率 - 完全適用によるTier 1資本の定義を使用(%)	3.4	3.5

2016年上半期のレバレッジ比率に影響を与えた要素の説明

2016年6月30日現在の、当行のCRR/CRD 4完全適用ベースによるレバレッジ比率は3.4%であった(2015年12月31日現在では3.5%)。これは、2016年6月30日現在のTier 1自己資本481億ユーロ(CRR/CRD 4完全適用ベースによる)の、適用ある測定尺度を用いたエクスポージャー1兆4,150億ユーロに対する比率である(2015年12月31日現在では、それぞれ487億ユーロおよび1兆3,950億ユーロ)。

2016年上半期において、当行のレバレッジ比率エクスポージャーは、190億ユーロ増加し、1兆4,150億ユーロとなった。これは、主に流動性管理の取組みによる貸借対照表上の現金、中央銀行預け金およびインターバンク預け金の増加によってその他の資産が290億ユーロ増加したことを反映しているが、トレーディングの棚卸資産の減少により一部相殺された。また、SFTエクスポージャーは200億ユーロ増加したが、これは貸借対照表上の売戻条件付買入有価証券、借入有価証券およびプライム・ブローカレッジ債権の増加や、相手先の信用リスクに関するアドオンの増加を反映している。これは、主に潜在的な将来の調達原価にかかるアドオンおよび相殺後の売建クレジット・デリバティブの実質想定元本の減少に関連する220億ユーロのデリバティブ・エクスポージャーの減少や、取消不能貸出コミットメントにかかる想定元本および偶発負債の減少に対応する70億ユーロのオフバランス・エクスポージャーの減少により相殺された。

2016年上半期におけるレバレッジ比率エクスポージャーの増加は、米ドルおよび英ポンドに対するユーロの上昇に主に起因する130億ユーロの外国為替の変動によるマイナスの影響を含んでいる。

2016年6月30日現在、IFRSに基づく資産合計のIFRSに基づく資本合計に対する比率として計算した当行のレバレッジ比率は27で、これに対し、2015年12月31日現在では24であった。

Tier 1資本の変動の主な要因については、本レポートの「規制自己資本」の項を参照のこと。

信用リスク・エクスポージャー

信用エクスポージャーの分類

当行は、信用エクスポージャーを大きく分けて二つの項目、法人信用エクスポージャーおよび消費者信用エクスポージャーに分類している。

- 当行の消費者信用エクスポージャーは、主としてドイツ、イタリアおよびスペインの小口標準均質貸出金によって構成されており、個人向け貸出金、住宅用および住宅用以外のモーゲージ貸出金、当座貸越、ならびに当行の個人顧客向けおよびリテール業務の自営業および中小企業顧客向け貸出金が含まれる。
- 当行の法人信用エクスポージャーは、消費者信用エクスポージャーとして定義されたもの以外の全てのエクスポージャーによって構成される。

法人信用エクスポージャー

相手先に関する内部信用格付区分別の主要な法人信用エクスポージャー区分

2016年6月30日

単位：百万ユーロ	デフォルト確率 ¹	貸出金	取消不能貸出コミットメント ²	偶発負債	OTCデリバティブ ³	負債証券 ⁴	合計
iAAA-iAA	0.00-0.04 %	50,136	21,347	5,828	25,746	60,228	163,285
iA	0.04-0.11 %	47,686	43,189	13,623	11,048	8,942	124,488
iBBB	0.11-0.50 %	59,946	45,310	16,907	7,997	2,437	132,597
iBB	0.50-2.27 %	52,887	36,106	10,680	5,578	392	105,643
iB	2.27-10.22 %	22,845	17,784	3,897	1,545	7	46,078
iCCCおよびそれ以下	10.22-100 %	11,177	3,142	1,964	411	21	16,714
合計		244,675	166,878	52,899	52,325	72,027	588,804

1 ある一年のタイム・ホライズンのデフォルト確率を反映。

2 2016年6月30日現在、97億ユーロの消費者信用エクスポージャーに関連する取消不能貸出コミットメントを含む。

3 適用あるネットティング・アグリーメントおよび受入現金担保の影響を含む。

4 売却可能金融資産および満期保有にかかるものを含む。

2015年12月31日

単位：百万ユーロ	デフォルト確率 ¹	貸出金	取消不能貸出コミットメント ²	偶発負債	OTCデリバティブ ³	売却可能負債証券	合計
iAAA-iAA	0.00-0.04 %	50,712	23,035	6,384	22,753	59,157	162,042
iA	0.04-0.11 %	49,197	46,220	15,464	10,998	4,515	126,394
iBBB	0.11-0.50 %	62,044	44,603	18,283	7,871	1,911	134,711
iBB	0.50-2.27 %	51,454	37,643	10,827	5,358	2,621	107,904
iB	2.27-10.22 %	20,610	21,212	4,668	1,558	57	48,105
iCCCおよびそれ以下	10.22-100 %	9,853	1,834	1,700	515	4	13,906
合計		243,871	174,548	57,325	49,053	68,266	593,063

1 ある一年のタイム・ホライズンのデフォルト確率を反映。

2 2015年12月31日現在、92億ユーロの消費者信用エクスポージャーに関連する取消不能貸出コミットメントを含む。

3 適用あるネットティング・アグリーメントおよび受入現金担保の影響を含む。

上記の表は、2016年上半期の間に当行の法人信用エクスポージャーが、全体として43億ユーロ、率にして1%減少したことを示している。リスク軽減前の法人信用エクスポージャーの質は、投資適格格付のエクスポージャーが71%と横ばいであった。

2015年12月から2016年6月の間における法人信用エクスポージャーの減少は、主に取消不能貸出コミットメント（77億ユーロ、率にして4%の減少）および偶発負債（44億ユーロ、率にして8%の減少）によるものであったが、これは、負債証券（38億ユーロ、率にして6%の増加）およびO T Cデリバティブ（33億ユーロ、率にして7%の増加）の増加により一部相殺された。取消不能貸出コミットメントの減少の一部は、31億ユーロの外国為替レートの変動に関連している。負債証券の増加は、当行グループの戦略的流動性準備金の増加によるものであった。O T Cデリバティブの増加は、主にスワップ・スプレッドの縮小による金利商品に起因するものである。

消費者信用エクスポージャー

当行の消費者信用エクスポージャーにおいて、当行は期日後90日以上延滞の消費者貸出金および純信用コスト（取戻額を控除後の年間の純引当金繰入額）を監視している。

消費者信用エクスポージャー

	エクスポージャー総額 (単位：百万ユーロ)		期日後90日以上延滞の債権 (エクスポージャー総額に対する%)		純信用コスト (エクスポージャー総額に対する%) ²	
	2016年 6月30日現在	2015年 12月31日現在	2016年 6月30日現在	2015年 12月31日現在	2016年 6月30日現在	2015年 12月31日現在
消費者信用エクスポージャー - ドイツ	150,095	150,202	0.73%	0.87%	0.15%	0.16%
消費者および中小企業向け融資	20,370	20,326	1.99%	2.77%	0.98%	0.89%
モーゲージ貸付	129,726	129,876	0.53%	0.57%	0.02%	0.05%
消費者信用エクスポージャー - ドイツ国外	38,118	38,704	4.38%	4.95%	0.44%	0.55%
消費者および中小企業向け融資	13,455	13,259	7.81%	9.55%	0.82%	1.18%
モーゲージ貸付	24,663	25,444	2.51%	2.55%	0.23%	0.22%
消費者信用エクスポージャー総額 ¹	188,212	188,906	1.47%	1.70%	0.21%	0.24%

1 2016年6月30日現在で31億ユーロ、2015年12月31日現在で36億ユーロの減損債権を含む。

2 各貸借対照表の日付に終了した12ヶ月間における純信用コストを当該貸借対照表日付におけるエクスポージャーで除した割合。

2016年6月30日現在の当行の消費者信用エクスポージャーの額は、当行のイタリアにおける貸出金（5億9,900万ユーロ減少）、ドイツにおける貸出金（1億800万ユーロ減少）およびインドにおける貸出金（1億2,200万ユーロ増加）に起因して、2015年末から6億9,300万ユーロ、率にして0.4%減少した。イタリアおよびドイツにおけるエクスポージャーの減少の主な要因は、不良債権ポートフォリオの売却であった。

当行の消費者信用エクスポージャーの期日後90日以上延滞比率は、2015年末現在の1.70%から減少し、2016年6月30日現在では1.47%となった。当行の消費者信用エクスポージャー総額に対する純信用コスト比率は、2015年末現在の0.24%から減少し、2016年6月30日現在では0.21%となった。これらの比率の減少はいずれも、当行が業務を行う国々における環境がより改善して安定したことや、前述のドイツおよびイタリアにおける不良債権ポートフォリオの売却の影響によるものである。

融資比率（LTV）バケット別の消費者モーゲージ貸出エクスポージャー¹

	2016年6月30日現在	2015年12月31日現在
50%以下	67%	68%
50%超70%以下	16%	16%
70%超90%以下	9%	9%
90%超100%以下	3%	3%
100%超110%以下	2%	2%
110%超130%以下	1%	1%
130%超	2%	2%

1 エクスポージャーを該当するLTVバケットに割り当てる際、エクスポージャー金額は基礎となる不動産評価額の相対的割合に従って割り当てられる。

L T V比率は、エクスポージャー金額を不動産評価額に対する比率として表現する。

当行のLTV比率は、貸出エクスポージャー総額を各不動産の現在の評価額で除して計算される。これらの評価額は、定期的に更新される。流動性の高い担保により追加担保される取引に関する貸出エクスポージャーは、当該各担保価値につき減額され、一方、先順位担保権がある場合は対応するエクスポージャー総額を増額する。LTVの計算には、不動産担保によって担保されたエクスポージャーが含まれている。不動産以外の種類の担保のみによって担保されたモーゲージ貸出エクスポージャーは、LTVの計算には含まれていない。

貸出金を組成する際ならびに当行の信用リスクを監視および管理する際において、債権者の信用度、LTVおよび担保の質は、当行のリスク管理の不可欠な部分である。当行は通常、債権者の信用度が高いほど、より高いLTVを受け入れる準備がある。しかし、経済見通しがマイナスまたは不動産価格の下落が見込まれる諸国については、LTVの制約が適用される。

2016年6月30日現在、モーゲージ貸出ポートフォリオに関連する当行のエクスポージャーの67%は、LTV比率が50%以下であった(2015年12月31日現在では68%)。

一定のユーロ圏諸国に対する信用リスク・エクスポージャー

ソブリン・リスクに関する懸念から、一定のユーロ圏諸国が以下の各表に示されている。当該リスクの高まりは、関連ソブリンに影響を及ぼす多数の要因から生じており、それには、高い公的債務水準および/または巨額の財政赤字、資本市場への限定的なアクセス、近接した債務返済期限、脆弱な経済ファンダメンタルズおよび見通し(国内総生産の低成長率、弱い競争力、高失業率および政情不安を含む。)が含まれる。

時価総額、不良債権および2016年7月29日に公表予定のEBAによるストレス・テストの結果に関する懸念の影響により、2016年第2四半期においてイタリアの銀行セクターに対するセンチメントが悪化した。救済パッケージの可能性に関するEUとの協議は、EUからの離脱を問う英国の国民投票が欧州におけるポピュリストや分離主義者の声を強める可能性がある中で、緊張を高めるリスクがある。イタリアにおける10月の上院改革の国民投票は、政治の安定に対してさらなる潜在的リスクとなる。6月の選挙が再び国会の分裂を招いたスペインや、救済の実施リスクが引き続き高まっているギリシャにおいても、政情不安の高まりが続いている。一定のユーロ圏諸国におけるブレグジット後のGDP成長率の予測は下方修正されたが、ギリシャを除くすべての国々の2016年の成長率はプラスとなることが予想されている。これらの地域における金融政策は、緩和基調が続くことが予想される。

これらのユーロ圏諸国に対する当行のエクスポージャーの表示に関して、当行は以下の2つの基本概念を適用している。

- 当行の「リスク管理」の観点において、当行は、グループ親会社の所在国を考慮し、それによって一債務者の原則を反映している。(ある事業体が他方の過半数の議決権または資本を保有することにより)相互に関係のある借手のグループに対する与信枠はすべて、一債務者の下に統合される。この借手のグループは通常、それぞれの親会社の所在国に割り当てられる。例えば、スペインに所在する相手先に対する貸出金は、所在国の観点に基づけばスペインのリスクであるが、当該各相手先がドイツに所在する親会社と関係があれば、リスク管理の観点からは上述の一債務者の原則に従ってドイツのリスクとみなされる。このリスク管理の観点において、当行はまた、デリバティブのネットティングも考慮し、エクスポージャーをヘッジおよび担保を控除後で表示する。担保の評価は、当行の2015年度の有価証券報告書において別途概説しているものと同じアプローチおよび原則に従って行われる。また、リスク管理の観点において、当行は、特別目的事業体に対するエクスポージャーを、当該特別目的事業体の所在国ではなく、基礎となる資産の所在国に基づいて分類している。仕組み商品に関しては、追加的検討が適用される。例えば、仕組み債がアイルランドに所在する特別目的事業体により発行された場合、これは「所在国」の観点においてはアイルランドのリスクとみなされるが、当該仕組み債を担保する基礎となる資産がドイツのモーゲージ貸出金である場合には、当該エクスポージャーは「リスク管理」の観点においてはドイツのリスクに含まれる。
- 当行の「所在国」の観点において、当行は、相手先に対する信用リスク・エクスポージャーを、他の相手先との関係を問わず主要な相手先の所在国に、またクレジット・デフォルト・スワップについては基礎となる参照資産の所在する当該ユーロ圏諸国に割り当てることにより集約している。このため当行は、グループ親会社が他国に所在する相手先、および他国に所在する事業体からの資産を基礎となる資産としている特別目的事業体に対するエクスポージャーも含めている。

一定のユーロ圏諸国との正味信用リスク・エクスポージャー - リスク管理の観点

単位：百万ユーロ	2016年6月30日	2015年12月31日
ギリシャ	595	473
アイルランド	3,659	2,809
イタリア	14,283	13,269
ポルトガル	853	729
スペイン	10,995	8,884
合計	30,385	26,164

正味信用リスク・エクスポージャーは、2015年末から42億ユーロ増加した。これは主に、イタリア、スペインおよびアイルランドにおける増加に起因しているが、イタリアおよびスペインにおける短期の流動性ポジションやスペインおよびアイルランドにおけるソブリン・エクスポージャーの増加が主な要因である。ギリシャのエクスポージャーは、4億ユーロ相当の米ドル建ての船舶ポートフォリオの担保の再評価により増加した。残るエクスポージャーは約1億ユーロにとどまり、引き続き厳重に管理される。

当行の上記のエクスポージャーは主に、高度に分散された低リスクのリテール・ポートフォリオ、イタリアおよびスペインの中小企業、ならびに強力かつ分散された中堅企業顧客に対するものである。当行の金融機関向けエクスポージャーは、その大部分がスペインおよびイタリアの大手銀行に対するものであり、通常は担保付である。ギリシャのユーロ圏離脱のような事態が生じてより全般的な悪影響が広がらない限り、ソブリン・エクスポージャーは当行が管理できると考える水準にある。

以下の表は、「所在国」の観点に基づいており、当該ユーロ圏諸国に対する当行の総額のポジション、未利用のエクスポージャーの割合、および当行の正味のエクスポージャーを示している。総額のエクスポージャーは、正味の信用リスク・エクスポージャーを、基礎となる参照資産がこれらの諸国の一つに所在するクレジット・デリバティブの正味購入プロテクション、受入保証および担保について総額ベースに戻した結果を反映している。こうした担保は、特に当行のリテール・ポートフォリオに関連して保有されているが、金融機関に関連しても（その大部分がデリバティブのマーギニング（証拠金の評価）の取決めに基づく）、また法人に関連しても保有されている。加えて、金額は信用リスク引当金も反映している。正味の信用エクスポージャーは、保有担保、受入保証、およびさらなるリスク低減措置の影響を考慮後で表示されており、クレジット・デリバティブの売却／（購入）プロテクションの正味名目金額が含まれている。記載されている一定のユーロ圏諸国に対する総額および正味のエクスポージャーには、クレジット・デリバティブのトランシェおよび当行のコリレーション業務に関連するクレジット・デリバティブ（設計上、信用リスク中立的な仕組みとなっている。）は含まれていない。さらに、これらのポジションのトランシェ分けされた相関性のある性質は、例えば、等しい名目金額のエクスポージャーが異なるトランシェ・レベルにつき異なるリスク・レベルを示すように、国別に区分した名目金額の意味のある表示にはなじまない。

一定のユーロ圏諸国に対する総額のポジション、それに含まれる未利用のエクスポージャーおよび正味のエクスポージャー - 所在国の観点

単位： 百万ユーロ	ソブリン		金融機関		法人		リテール		その他		合計	
	2016年 6月30日 現在	2015年 12月31日 現在	2016年 6月30日 現在	2015年 12月31日 現在	2016年 6月30日 現在	2015年 12月31日 現在	2016年 6月30日 現在	2015年 12月31日 現在	2016年 6月30日 現在	2015年 12月31日 現在	2016年 6月30日 現在 ¹	2015年 12月31日 現在
ギリシャ												
総額	100	0	826	732	1,665	1,539	6	7	0	0	2,597	2,277
未利用	0	0	25	23	76	118	0	0	0	0	101	142
正味	94	0	231	237	93	95	1	1	0	0	420	333
アイルランド												
総額	961	459	1,098	998	9,889	8,752	34	35	3,698 ²	4,361 ²	15,680	14,605
未利用	0	0	50	23	2,326	2,568	0	0	113 ²	393 ²	2,489	2,984
正味	646	28	408	528	5,478	5,327	3	5	3,908 ²	4,347 ²	10,443	10,235
イタリア												
総額	3,944	4,048	3,630	2,421	10,570	10,642	17,433	17,841	412	470	35,989	35,421
未利用	29	25	78	73	4,618	4,622	172	148	41	24	4,937	4,892
正味	925	507	1,891	754	6,956	7,093	7,193	6,989	409	448	17,374	15,792
ポルトガル												
総額	140	112	166	260	1,506	1,509	1,671	1,743	61	59	3,544	3,684
未利用	0	0	19	22	244	210	26	25	0	0	289	258
正味	241	64	118	181	1,106	1,111	165	202	61	59	1,692	1,616
スペイン												
総額	1,034	729	1,538	1,292	8,849	9,350	9,966	9,928	193	257	21,581	21,556
未利用	0	0	219	203	3,940	4,235	291	298	9	14	4,459	4,750
正味	1,109	757	595	516	6,862	6,838	1,948	1,872	359	476	10,873	10,458
総額合計	6,179	5,348	7,258	5,703	32,479	31,792	29,111	29,553	4,364	5,147	79,392	77,544
未利用合計	29	25	390	344	11,203	11,754	489	472	163	431	12,275	13,026
正味合計 ³	3,015	1,356	3,242	2,216	20,495	20,463	9,311	9,069	4,737	5,330	40,801	38,434

- 1 エクスポージャー全体の約68%が翌5年以内に期日到来する。
- 2 アイルランドに対するその他のエクスポージャーは、グループ親会社の所在国がアイルランド外である相手先に対するエクスポージャー、および他国を所在国とする事業体からの資産を基礎となる資産としている特別目的事業体に対するエクスポージャーを含む。
- 3 正味合計に、デリバティブに関する信用評価調整額（2016年6月30日現在で1億1,700万ユーロ、2015年12月31日現在で1億5,900万ユーロ）は含まれていない。

上記の特定のユーロ圏諸国に対する正味のエクスポージャー合計は、主にイタリアおよびスペインにおける増加により、2016年上半年期において約24億ユーロ増加した。

金融商品の種類別の一定のユーロ圏諸国に対する正味信用リスク・エクスポージャー合計

単位： 百万ユーロ	償却原価で計上される金融資産			公正価値で測定される金融資産	純損益を通じて公正価値で測定する金融商品		2016年 6月30日現在
	貸出金（貸倒引当金控除前）	貸出金（貸倒引当金控除後）	その他 ¹	売却可能金融資産 ²	デリバティブ	その他	合計 ³
ギリシャ	146	118	238	0	93	10	459
アイルランド	3,688	3,688	2,491	1,434	1,289	1,461	10,362
イタリア	11,961	11,177	3,835	714	3,635	1,229	20,591
ポルトガル	524	463	445	13	23	694	1,638
スペイン	5,291	4,679	3,108	946	356	1,021	10,110
合計	21,610	20,124	10,117	3,107	5,396	4,415	43,159

- 1 主に、偶発負債および未利用の貸出コミットメントを含む。
- 2 エクイティおよびその他の資本持分を除く。
- 3 貸倒引当金控除後。

単位： 百万ユーロ	償却原価で計上される金融資産			公正価値で 測定される 金融資産	純損益を通じて公正価値で 測定する金融商品		2015年 12月31日現在
	貸出金（貸倒 引当金控除前）	貸出金（貸倒 引当金控除後）	その他 ¹	売却可能 金融資産 ²	デリバティブ	その他	合計 ³
ギリシャ	139	104	177	0	54	28	363
アイルランド	3,616	3,615	2,845	852	988	2,092	10,392
イタリア	11,249	10,298	4,094	671	3,433	1,480	19,976
ポルトガル	604	545	392	12	39	776	1,763
スペイン	5,205	4,598	3,355	198	335	1,539	10,025
合計	20,813	19,160	10,863	1,733	4,849	5,915	42,520

1 主に、偶発負債および未利用の貸出コミットメントを含む。

2 エクイティおよびその他の資本持分を除く。

3 貸倒引当金控除後。

上記の表には、以下の表において個別に報告されているクレジット・デリバティブ・エクスポージャーは含まれていない。当該ユーロ圏諸国に対する当行のクレジット・デリバティブ・エクスポージャーについて、当行は、売却プロテクションおよび購入プロテクションの名目金額を総額レベルで表示するとともに、結果的な正味の名目ポジションおよびその公正価値も表示している。信用リスク管理のための当行によるクレジット・デリバティブの利用に関する詳細については、当行の2015年度の有価証券報告書のリスクの各項に記載されている。

基礎となる資産が一定のユーロ圏諸国に所在するクレジット・デリバティブ・エクスポージャー

単位： 百万ユーロ	2016年6月30日現在				2015年12月31日現在			
	売却プロテクション	購入プロテクション	正味売却/ (購入)プロ テクション	正味公正 価値	売却プロテクション	購入プロテクション	正味売却/ (購入)プロ テクション	正味公正 価値
ギリシャ	1,106	(1,144)	(39)	(8)	1,144	(1,174)	(31)	(2)
アイルランド	3,868	(3,787)	81	231	3,332	(3,489)	(157)	4
イタリア	47,849	(51,067)	(3,218)	(14)	44,132	(48,316)	(4,184)	(35)
ポルトガル	4,583	(4,529)	54	8	4,497	(4,645)	(147)	23
スペイン	21,009	(20,246)	763	(151)	18,489	(18,056)	433	(2)
合計	78,415	(80,774)	(2,359)	65	71,594	(75,680)	(4,086)	(13)

一定のユーロ圏諸国に対するソブリン信用リスク・エクスポージャー

以下の金額は、当行のソブリン・エクスポージャーの正味の「所在国の観点」を反映している。

一定のユーロ圏諸国に対するソブリン信用リスク・エクスポージャー

単位： 百万ユーロ	2016年6月30日現在				2015年12月31日現在			
	直接的ソブリン・エクスポージャー ¹	CDSが参照するソブリン債務の正味名目金額	正味ソブリン・エクスポージャー	メモ項目： CDSが参照するソブリン債務の正味公正価値 ²	直接的ソブリン・エクスポージャー ¹	CDSが参照するソブリン債務の正味名目金額	正味ソブリン・エクスポージャー	メモ項目： CDSが参照するソブリン債務の正味公正価値 ²
ギリシャ	100	(6)	94	2	0	0	0	0
アイルランド	640	6	646	1	55	(28)	28	1
イタリア	3,867	(2,943)	925	102	3,989	(3,482)	507	36
ポルトガル	140	101	241	(10)	112	(48)	64	(9)
スペイン	1,030	79	1,109	3	725	32	757	(12)
合計	5,778	(2,762)	3,015	98	4,881	(3,526)	1,356	17

1 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産/負債、売却可能、および償却原価で計上される貸出金として分類されたソブリン債務を含む。

2 この金額は、それぞれの国のソブリン債務を参照資産とするデフォルト・スワップに関連した、相手先の信用リスクを表す正味公正価値を反映している。

2015年末からの正味ソブリン信用エクスポージャーの17億ユーロの増加は、主に、アイルランド、イタリアおよびスペインにおけるポートフォリオの変動を反映している。アイルランドおよびスペインでは、主に負債証券のポジションの増加によってエクスポージャーが増加した。イタリアにおける正味ソブリン・エクスポージャーは、主にクレジット・デフォルト・スワップの正味購入プロテクションの減少により増加した。

上記の直接的ソブリン・エクスポージャーは、償却原価で保有されるソブリンに対する貸出金の帳簿価額を含んでおり、これらは、2016年6月30日現在で、イタリアが2億7,000万ユーロ、スペインが4億6,000万ユーロ、2015年12月31日現在では、イタリアが2億7,300万ユーロ、スペインが4億7,800万ユーロであった。

資産の質

当行の重点産業である「石油およびガス」、「金属、鉱業、鉄鋼」ならびに「船舶」の各産業に対する当行の貸出金エクスポージャーは、当行の貸出金エクスポージャー総額の2%未満である。

「石油およびガス」に対する当行の貸出金エクスポージャーは、約80億ユーロである。当行の貸出金エクスポージャーのうち約50%が、投資適格な債務者であり、主により強靱な国際石油資本および国営石油・ガス会社に対するものである。当行の「石油およびガス」の信用ポートフォリオのうち、高リスクで、石油価格の下落により影響を受ける、非投資適格区分である「探査・製造」（大半は優先担保付）、「石油・ガスサービス、設備備品」セグメントが占める割合は25%未満である。

「金属、鉱業、鉄鋼」ポートフォリオに対する当行の貸出金エクスポージャーは、約60億ユーロである。当該ポートフォリオは当行の事業会社向け信用ポートフォリオ全体と比較して信用力が低く、投資適格比率はわずか3分の1である。当産業の構造に従い、当行のポートフォリオの重要な部分は新興市場の国々にある。当行の戦略は、著しい供給過剰の結果、価格やマージンにプレッシャーがかかっているためにリスクが増加している当該信用ポートフォリオを低減することである。

「船舶」に対する当行の貸出金エクスポージャーは、約50億ユーロであり、大半が担保で保全されている。取引先は主にヨーロッパに所在しているが、取引からの収益の分散に伴い、グローバルなリスクを有する船舶の種類全体にわたって、当該ポートフォリオを分散させている。当該ポートフォリオの大部分は、ここ数年の長引く厳しい市場環境を反映して、非投資適格区分である。ドイツ「KG」部門へのエクスポージャー（クローズド・エンド・ファンドによる船舶のノンリコース・ファイナンス）は、「船舶」に対するエクスポージャー総額の10%未満である。

上記の産業に対する貸出金エクスポージャーの開示は、改訂された産業分類方法に基づいている。2016年上半期において、貸出金エクスポージャーに対する重大な変更はなかった。

この項では、当行の貸出金の資産の質について説明している。この項には、起こり得る借手の信用問題に関する既知の情報により、当行の経営陣が借手の契約上の債務の回収可能性について重大な疑義を持つすべての貸出金が含まれている。

顧客グループ別の履行債権、再交渉された貸出金、延滞貸出金および減損債権の概要

単位： 百万ユーロ	2016年6月30日現在			2015年12月31日現在		
	法人貸出金	消費者貸出金	合計	法人貸出金	消費者貸出金	合計
延滞しておらず、再交渉され おらず、減損もしていない貸出 金	239,264	182,152	421,416	237,758	182,306	420,064
延滞しているが、再交渉され おらず、減損もしていない貸出 金	596	2,533	3,129	1,143	2,544	3,687
再交渉されたが、減損してい ない貸出金	517	464	981	438	437	875
減損債権	4,298	3,064	7,362	4,532	3,619	8,151
合計	244,675	188,212	432,888	243,871	188,906	432,777

減損債権

信用リスク管理部は、各貸借対照表の日付において、債権または債権のグループが減損しているという客観的証拠があるかどうか定期的に評価している。債権または債権のグループが減損していて減損損失が計上されるのは、以下のすべてに該当する場合である。

- 資産の最初の認識後、貸借対照表日までに発生した損失事象（以下「損失事象」という。）の結果としての減損の客観的証拠が存在する。評価を行う際、当行は、IAS第10号の要件に従い、財務書類の発表日までに合理的に入手可能な当該事象に関する情報を検討する。
- その損失事象が金融資産または金融資産のグループの将来の見積キャッシュ・フローに影響を及ぼした。
- 各報告日においてその損失の額について信頼できる見積りを行うことができる。

信用リスク管理部の損失評価は、ファイナンスと共同で行われる定期レビューの対象となっている。

減損損失および貸倒引当金

減損の証拠が存在する場合、減損損失は通常、対象債権の当初実効金利を使用した割引予想キャッシュ・フローに基づいて計算される。債権の条件が借手の財政的困難を理由に再交渉されたか、または他の方法により変更されたが、当該債権の認識中止の要件は満たしていない場合、減損損失の測定には、条件変更前の当初実効金利が使用される。当行は減損債権の帳簿価額を、引当金勘定を用いて減額し、損失金額は信用リスク引当金繰入額の構成要素として連結損益計算書に認識している。貸倒引当金の増加は、貸倒引当金繰入額の増加として損益計算書に計上している。貸倒償却は引当金を減額するが、取戻された場合、引当金勘定に貸方計上される。以前計上された引当金が不要になったと判断した場合には、引当金を減額し、その額を損益計算書に貸倒引当金繰入額の減少として計上する。現実的な回収の見込みがないと判断され、かつ、すべての担保が実現したか、または当行に移転された場合、当該貸出金およびすべての関連する貸倒引当金は、貸倒償却として処理される（つまり、当該貸出金および関連貸倒引当金が貸借対照表から除去される。）。

当行は最初に、個別に重要である貸出金について、減損の客観的証拠があるかを個別に評価する。その後、個別には重要でない貸出金、および重要ではあるが個別評価では減損の客観的証拠がない貸出金について、集合的に評価する。

減損損失および信用リスク引当金に関する当行の会計処理の詳細については、当行の2015年度の連結財務諸表の注記01「重要な会計方針および決定的に重要な会計上の見積り」に記載されている。

業務部門別の減損債権、貸倒引当金および減損債権カバーレージ比率の概要

単位： 百万ユーロ	2016年6月30日現在			2015年12月31日現在			増減	
	減損債権	貸倒引当金	減損債権カ バレッジ比 率（%）	減損債権	貸倒引当金	減損債権カ バレッジ比 率（%）	減損債権	減損債権カ バレッジ比 率（ppt）
グローバル・マー ケッツ	134	136	102 ¹	5	83	1,814	130	(1,712)
コーポレート・アン ド・インベストメン ト・バンキング	2,422	1,498	62	2,154	1,375	64	268	(2)
プライベート・ウェ ルズ & コマーシャ ル・クライアント	1,963	1,162	59	2,157	1,332	62	(195)	(3)
ドイチェ・アセッ ト・マネジメント	0	1	0	0	1	0	0	0
ポストバンク	1,550	965	62	1,846	1,126	61	(296)	1
非中核事業部門	1,294	712	55	1,989	1,109	56	(695)	(1)
このうち、IAS第39 号に従って貸出金お よび債権に分類変更 された資産	250	144	58	667	389	58	(417)	(1)
連結および調整なら びにその他	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	7,362	4,476	61	8,151	5,028	62	(788)	(1)

¹ 貸倒引当金は非減損債権に関する集合的評価引当金を含むため、グローバル・マーケッツの減損債権は貸倒引当金によって全額はカバーされない。

産業部門別減損債権

単位：百万ユーロ	2016年6月30日現在			2015年12月31日現在		
	個別評価	集成的評価	合計	個別評価	集成的評価	合計
金融仲介	107	3	110	150	5	155
ファンド運用管理	14	1	15	6	2	8
製造	506	199	705	498	215	712
卸売および小売	403	194	597	275	222	497
個人	304	2,322	2,626	332	2,931	3,263
商業用不動産	1,012	245	1,257	1,365	281	1,646
公共部門	11	0	11	16	0	16
その他 ¹	1,837	204	2,041	1,594	260	1,854
合計	4,194	3,168	7,362	4,236	3,915	8,151

1 このうち、「輸送、倉庫および通信」の減損債権合計は9億1,600万ユーロ（46%）であり、「住宅用不動産、リースおよび関連事業活動」の減損債権合計は5億2,500万ユーロ（26%）である。残りは様々な産業に分かれている（そのうち、単体で「その他」の項目の合計の25%以上を占めるものはない。）。

地域別減損債権

単位：百万ユーロ	2016年6月30日現在			2015年12月31日現在		
	個別評価	集成的評価	合計	個別評価	集成的評価	合計
ドイツ	1,351	1,346	2,697	1,362	1,642	3,004
西ヨーロッパ （ドイツを除く）	2,011	1,663	3,674	2,280	2,057	4,337
東ヨーロッパ	49	143	193	76	179	255
北アメリカ	558	0	558	340	2	342
中央および南アメリカ	1	0	1	0	6	6
アジア/太平洋	201	13	214	155	23	178
アフリカ	23	1	24	21	5	26
その他	2	0	2	2	0	2
合計	4,194	3,168	7,362	4,236	3,915	8,151

減損債権の推移

単位：百万ユーロ	2016年6月30日に終了した6ヶ月			2015年		
	個別評価	集成的評価	合計	個別評価	集成的評価	合計
期首残高	4,236	3,915	8,151	4,990	4,359	9,348
期中に減損債権に分類されたもの	1,048	628	1,676	898	1,176	2,073
期中に非減損債権に振り替えられたもの ¹	(539)	(686)	(1,225)	(1,010)	(859)	(1,869)
貸倒償却	(469)	(663)	(1,132)	(537)	(717)	(1,254)
減損債権の処分	(33)	(11)	(44)	(239)	(53)	(292)
為替レートおよびその他の変動	(48)	(15)	(63)	135	10	145
期末残高	4,194	3,168	7,362	4,236	3,915	8,151

1 返済を含む。

2016年上半年期における当行の減損債権は、主にPCC、ポストバンクおよびNCOUにおける（主に処分に関連する）集成的評価ポートフォリオにおける減少により、7億8,800万ユーロ、率にして10%減少し、74億ユーロとなった。個別評価の減損債権におけるわずかな減少は、主に、NCOUにおいて計上された主としてIAS第39号に従って区分変更された資産に関連する貸倒償却によるものであったが、とりわけ船舶業界における市場の低迷の継続ならびに金属業および鉱業における価格の下落を反映したCIBおよびグローバル・マーケットにおける新たな減損によりほぼ相殺された。

減損債権カバレッジ比率（個別に減損しているかまたは集成的に評価されるすべての貸出金のオンバランス引当金総額をIFRSに基づく減損債権（担保を除く）で除したものとして定義される。）は、2015年末現在の62%からわずかに減少し、2016年6月30日現在では61%となった。

当行の減損債権には、IAS第39号に従って貸出金および債権に区分変更された貸出金である2億5,000万ユーロが含まれていた。このポジションは前年末と比較して4億1,700万ユーロ、率にして63%減少したが、これは主に貸倒償却によるものである。

信用リスク引当金の変動

当行の信用リスク引当金は、貸倒引当金およびオフバランス信用リスク引当金で構成されている。

信用リスク引当金の増減

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2016年6月30日に終了した6ヶ月						合計
	貸倒引当金			オフバランス信用リスク引当金			
	個別評価	集成的評価	小計	個別評価	集成的評価	小計	
期首残高	2,252	2,776	5,028	144	168	312	5,340
信用リスク引当金繰入額	306	272	579	(18)	3	(15)	564
このうち：減損債権の処分による(利得)/損失	4	(14)	(11)	0	0	0	(11)
純貸倒償却額	(455)	(598)	(1,053)	0	0	0	(1,053)
貸倒償却額	(472)	(663)	(1,134)	0	0	0	(1,134)
取戻額	17	65	82	0	0	0	82
その他変動	39	(117)	(78)	(8)	(3)	(10)	(88)
期末残高	2,142	2,334	4,476	119	168	287	4,763
前年度からの増減							
信用リスク引当金繰入額							
単位：百万ユーロ	179	56	235	(34)	(6)	(41)	195
単位：%	140	26	69	(205)	(68)	(158)	53
純貸倒償却額							
単位：百万ユーロ	(233)	(271)	(504)	0	0	0	(504)
単位：%	105	83	92	0	0	0	92

2016年6月30日現在の信用リスク引当金は48億ユーロであった(2015年末現在は53億ユーロ)。この減少は貸倒償却によるものであるが、信用リスク引当金繰入額の増加により一部相殺された。

信用リスク引当金繰入額は、2015年上半年から1億9,500万ユーロ増加した。この増加は、4,100万ユーロのオフバランス信用リスク引当金の減少により一部相殺された。2億3,500万ユーロの貸倒引当金繰入額の増加によるものであるが、当行の個別評価ポートフォリオにおける増加は、主にC I Bおよびグローバル・マーケットにおいて、船舶業界における市場の低迷の継続ならびに金属業および鉱業における価格の下落を反映したものである。当行の集成的評価の貸出金ポートフォリオにおける引当金の増加は、主にN C O UにおいてI A S第39号に基づき区分変更された資産に関連した信用リスク引当金繰入額が増加したことによるものであるが、なかでも貸出金の信用の質の向上や良好な経済環境を反映してP W & C Cおよびポストバンクにおける引当金の減少により一部相殺された。オフバランス信用リスク引当金の減少は、C I Bによるものであり、貸倒引当金繰入額の増加につながるいくつかの保証エクスポージャーの現金化により生じた戻入れを反映している。

2015年上半年からの5億400万ユーロの貸倒償却額の増加は、主にP C Cインターナショナルおよびポストバンクにおける処分やN C O UにおけるI A S第39号に従って区分変更された資産によるものである。

2016年6月30日現在、I A S第39号に従って区分変更された資産に関する当行の貸倒引当金(N C O Uにおいて計上される)は1億4,400万ユーロであり、これは当行の貸倒引当金合計額の3%に相当し、2015年末現在の3億8,900万ユーロ(貸倒引当金合計額の8%)から63%減少した。この減少は、2億8,100万ユーロの貸倒償却や、I A S第39号に従って区分変更された資産の大部分がユーロ以外の通貨建てであるため外国為替レートの影響により減少したものであるが、6,600万ユーロの引当金の増加により一部相殺された。

2015年上半年と比べ、I A S第39号に従って区分変更された資産に関する貸倒引当金繰入額は、主に当行の欧州のモーゲージ・ポートフォリオに関連して、9,100万ユーロ増加した。純貸倒償却額は、欧州のモーゲージ・ポートフォリオおよび一件の多額の貸倒償却計上により1億6,300万ユーロ増加した。

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2015年6月30日に終了した6ヶ月						
	貸倒引当金			オフバランス信用リスク引当金			合計
	個別評価	集会的評価	小計	個別評価	集会的評価	小計	
期首残高	2,364	2,849	5,212	85	141	226	5,439
信用リスク引当金繰入額	127	216	343	17	9	26	369
このうち：減損債権の処分による(利得)/損失	(31)	(43)	(74)	0	0	0	(74)
純貸倒償却額	(222)	(327)	(549)	0	0	0	(549)
貸倒償却額	(246)	(391)	(637)	0	0	0	(637)
取戻額	24	64	88	0	0	0	88
その他変動	24	8	32	3	8	11	43
期末残高	2,293	2,746	5,039	104	159	263	5,302
前年度からの増減							
信用リスク引当金繰入額							
単位：百万ユーロ	(63)	(67)	(131)	4	0	4	(127)
単位：%	(33)	(24)	(28)	32	(4)	17	(26)
純貸倒償却額							
単位：百万ユーロ	418	(143)	275	0	0	0	275
単位：%	(65)	78	(33)	0	0	0	(33)

マーケット・リスク

ポストバンクを除くトレーディング・ユニットのマーケット・リスク

以下の表は、信頼水準99%および保有期間1日として計算された、当行のトレーディング・ユニットのバリュー・アット・リスク測定基準を示している。

トレーディング・ユニットのバリュー・アット・リスク（リスク種類別）

単位： 百万 ユーロ	合計		分散効果		金利リスク		クレジット・スプレッド・リスク		株価リスク		外国為替リスク ¹		コモディティ価格リスク	
	2016	2015	2016	2015	2016	2015	2016	2015	2016	2015	2016	2015	2016	2015
平均 ²	36.9	43.3	(33.6)	(40.9)	19.3	20.3	27.3	30.9	11.1	16.6	11.9	15.0	0.8	1.3
最大 ²	46.5	65.6	(42.2)	(59.2)	28.7	30.2	31.9	40.3	17.6	28.3	16.4	25.0	3.3	4.0
最小 ²	30.4	28.7	(26.5)	(31.0)	14.9	16.2	24.4	24.0	7.1	9.2	6.4	6.0	0.3	0.5
期末 ³	30.6	33.3	(37.8)	(38.8)	20.8	18.3	26.9	26.2	9.9	11.7	9.9	15.1	1.0	0.9

1 金およびその他の貴金属のポジションからのバリュー・アット・リスクを含む。

2 金額はそれぞれ、2016年1月1日から同年6月30日までの期間および2015年通期の当該数値の変動幅を示している。

3 2016年の数値は2016年6月30日現在、2015年の数値は2015年12月31日現在のものである。

2016年上半年期の平均バリュー・アット・リスクは、2015年通期から640万ユーロ減少し、3,690万ユーロとなった。これは株価リスク、クレジット・スプレッド・リスクおよび外国為替リスクの減少によるものであったが、この減少の要因は、これらのリスク・クラスにおけるディレクショナル・エクスポージャーの平均が2015年通期から全体的に減少したことであった。

2016年上半年期において、当行のトレーディング・ユニットは、取引日の88%（2015年通期は91%）についてプラスの収益を達成した。

規制上のトレーディング・マーケット・リスク測定

ストレスのかかったバリュー・アット・リスク

以下の表は、当行のトレーディング・ユニットの、ストレスのかかったバリュー・アット・リスク（信頼水準99%、保有期間1日）を示している。

ストレスのかかったバリュー・アット・リスク（リスク種類別）¹

単位： 百万 ユーロ	合計		分散効果		金利リスク		クレジット・スプレッド・リスク		株価リスク		外国為替リスク ²		コモディティ価格リスク	
	2016	2015	2016	2015	2016	2015	2016	2015	2016	2015	2016	2015	2016	2015
平均 ³	93.2	105.1	(77.1)	(114.5)	52.7	60.7	82.4	106.7	18.0	22.8	16.0	26.7	1.2	2.5
最大 ³	121.5	135.7	(128.1)	(186.7)	82.5	84.2	99.3	154.5	82.0	68.7	30.4	59.8	3.9	7.6
最小 ³	70.1	82.4	(53.4)	(71.7)	39.4	45.1	71.1	82.6	2.4	0.1	5.9	5.7	0.4	0.7
期末 ⁴	77.2	106.3	(64.1)	(98.0)	51.2	45.5	73.7	90.9	6.9	44.1	7.7	22.6	1.6	1.2

1 2015年3月末時点で、特定の構成要素の集約アプローチが改善されたことにより、「クレジット・スプレッド」のストレスのかかったバリュー・アット・リスクが減少した。

2 金およびその他の貴金属のポジションからのストレスのかかったバリュー・アット・リスクを含む。

3 金額はそれぞれ、2016年1月1日から同年6月30日までの期間および2015年通期の当該数値の変動幅を示している。

4 2016年の数値は2016年6月30日現在、2015年の数値は2015年12月31日現在のものである。

2016年上半年期のストレスのかかったバリュー・アット・リスクの平均は9,320万ユーロであり、2015年通期から1,190万ユーロ減少した。この減少は、すべての資産クラスにおいてエクスポージャーが減少したことによるものであった。

追加的リスクに係る自己資本賦課

規制報告目的では、各報告日の追加的リスクに係る自己資本賦課は、報告日におけるスポットの価額と、その報告日に先立つ12週間の平均値のいずれか大きい方を表している。以下の報告日について表示した追加的リスクに係る自己資本賦課は、スポットの価額ならびにこれらの報告日に先立つ12週間において計算された平均、最大および最小の価額である。

トレーディング・ユニットの追加的リスクに係る自己資本賦課（信頼水準99.9%、資本ホライズン1年）^{3 4 5}

単位： 百万 ユーロ	合計		NCOU		グローバル・クレジット・トレーディング		コア金利		フィクスト・インカムおよびカレンシーAPAC		エマージング・マーケット・デット		その他	
	2016	2015	2016	2015	2016	2015	2016	2015	2016	2015	2016	2015	2016	2015
平均 ¹	931.5	974.9	10.2	17.5	377.3	539.3	188.8	105.6	222.5	159.6	156.8	235.2	(24.0)	(82.4)
最大 ¹	1,008.7	1,020.8	14.7	84.7	413.5	692.8	214.6	178.9	321.2	350.7	183.0	299.7	(10.2)	(52.1)
最小 ¹	898.1	843.8	1.3	(4.8)	347.9	435.0	149.0	50.2	167.3	112.6	137.5	144.2	(38.5)	(128.4)
期末 ²	916.7	843.8	12.9	2.8	372.8	435.0	213.9	90.0	200.7	119.8	141.3	264.4	(24.8)	(68.2)

- 1 金額はそれぞれ、2016年6月30日および2015年12月31日に先立つ12週間の当該数値の変動幅を示している。
- 2 2016年の数値は2016年6月30日現在、2015年の数値は2015年12月31日現在のものである。
- 3 ビジネスラインの内訳は、現在のビジネス構造をより良く反映するために2016年の報告で更新された。
- 4 流動性ホライズンはすべて12ヶ月に設定されている。
- 5 2015年末のスポットの価額ならびに平均、最大および最小の価額は、スポットの価額および追加的リスクに係る自己資本賦課の数字に基づいて計算されている。

2016年上半期末の追加的リスクに係る自己資本賦課は9億1,700万ユーロであり、2015年末から7,300万ユーロ（9%）増加した。2016年上半期末の追加的リスクに係る自己資本賦課の12週間の平均は9億3,200万ユーロであり、2015年12月31日に終了した12週間の平均から4,300万ユーロ（4%）減少した。この減少は、2016年上半期において主にグローバル・クレジット・トレーディングおよびエマージング・マーケット・デットにより全体的なリスク水準が2015年通期から低下傾向にあることと合致する。

包括的リスク計測

規制報告目的では、各報告日の包括的リスク計測は、報告日におけるスポットの価額、その報告日に先立つ12週間の平均値および下限のうち最も大きいもので、下限は証券化フレームワークに基づく同等の自己資本賦課の8%に等しい。

トレーディング・ユニットの包括的リスク計測（信頼水準99.9%、資本ホライズン1年）^{3 4}

単位：百万ユーロ	2016	2015
平均 ¹	245.7	188.4
最大 ¹	284.0	197.3
最小 ¹	209.4	180.3
期末 ²	201.1	190.2

- 1 規制上の包括的リスク計測はそれぞれ、2016年6月30日および2015年12月31日に終了した12週間について計算されている。
- 2 期末の内部モデルによる包括的リスク計測のスポットの価額。
- 3 2016年3月末現在、包括的リスク計測には、ストレス・テスト損失の最大額のうち内部モデルを超過した金額を計上するための追加が含まれている。
- 4 流動性ホライズンはすべて12ヶ月に設定されている。

2016年上半期末の内部モデルによる包括的リスク計測は2億100万ユーロであり、2015年末から1,100万ユーロ（6%）増加した。2016年上半期末の当行の規制上の包括的リスク計測の12週間の平均は2億4,600万ユーロであり、2015年12月31日に終了した12週間の平均から5,700万ユーロ（30%）増加した。この増加は、包括的リスク計測の内部モデルの結果を超過するストレス・テスト損失分の計上を要請されたことと、2016年3月末に導入された第一順位参照型/特定順位参照型コリレーションに対するコリレーション・ショックを含めたことによるものであったが、これらは非中核事業部門における継続的なリスク低減により相殺された。

マーケット・リスク標準的アプローチ

2016年6月30日現在、マーケット・リスク標準的アプローチを用いることにより特定の金利リスクが計算される証券化ポジションにより、77億ユーロのリスク・ウェイトド・アセットに対応する6億1,570万ユーロの所要自己資本が算出された。2015年12月31日現在では、これらのポジションにより、101億ユーロのリスク・ウェイトド・アセットに対応する8億1,100万ユーロの所要自己資本が算出された。

特定順位参照型クレジット・デフォルト・スワップについては、所要自己資本は370万ユーロに減少し、対応するリスク・ウェイトド・アセットは4,680万ユーロであった。2015年12月31日現在では、これらは、それぞれ600万ユーロおよび7,800万ユーロであった。

2016年6月30日現在、マーケット・リスク標準的アプローチに基づく集団的投資事業に係る所要自己資本は6,000万ユーロであり、対応するリスク・ウェイトド・アセットは7億5,500万ユーロであった。2015年12月31日現在では、これらは、それぞれ7,000万ユーロおよび8億7,300万ユーロであった。

2016年6月30日現在の、マーケット・リスク標準的アプローチに基づく長寿リスクに係る所要自己資本は3,500万ユーロであり、対応するリスク・ウェイトド・アセットは4億4,000万ユーロであった。2015年12月31日現在では、これらはそれぞれ3,600万ユーロおよび4億5,100万ユーロであった。

ポストバンクのトレーディング勘定のマーケット・リスク

信頼水準99%および保有期間1日として計算されたポストバンクのトレーディング勘定のバリュー・アット・リスクは、2016年6月30日現在および2015年末現在でゼロであった。ポストバンクの現在のトレーディング戦略は、トレーディング勘定に関して新規のトレーディング業務を認めていないため、2016年6月30日現在および2015年末現在において、ポストバンクのトレーディング勘定にはポジションが含まれていなかったが、ポストバンクは、今後も引き続きトレーディング勘定を保有する金融機関として分類される。

オペレーショナル・リスク

2016年上半年期において、当行のオペレーショナル・リスク損失は、引き続き主に、当行のオペレーショナル・リスクの大部分を占める訴訟に関連するオペレーショナル・リスク損失および訴訟費用引当金の影響を受けた。訴訟に関連する損失がオペレーショナル・リスク損失の90%超を占めるため、法的リスクがオペレーショナル・リスクに係る所要規制自己資本および所要経済的資本の大部分を占める。法的手続および行政手続に関する詳細は、本書の「現在の個別の訴訟」の項に記載されている。当行の訴訟関連以外のオペレーショナル・リスク損失は、2015年上半年期から増加した。法律上および規制上の環境は当行の事業に引き続き影響を及ぼすものと考えられることから、2016年末に向けた見通しは引き続き慎重である。

当行のオペレーショナル・リスク管理は、法的リスク/偶発事象に関する定期的なレビューならびに損失および主要なリスク指標に関する入手可能なデータに基づくトレンド分析を重視し、潜在的な損益のモニタリングに関する将来を見据えたリスク管理を包含している。

これは、特に当行の法的リスクの管理および測定に反映されている。当行は、かかる管理および測定において、当行および特に銀行業界全体にも影響を及ぼす法的手続の経過を検討するため、内部および外部のデータソースからの情報に依拠する。法的手続は性質上複数年を要することから、当行の法的リスクの測定においては、法的手続の過程の各段階において法的リスクを把握することにより、確実性の変動も考慮する。

当行はその方針として、超過する可能性はほとんどないと思われる最大損失額を決定することにより、法的リスクを含むオペレーショナル・リスクを測定する。かかる最大損失額には、IFRS基準に基づき当行の財務書類に反映される要素および当行の財務書類内で引当金として反映されない所要規制自己資本または所要経済的資本として示される要素が含まれる。

- 当行が50%超の確率で予想する訴訟関連損失は、既にIFRS準拠の当行グループの財務書類に反映済みである。これには、かかる損失の発生可能性が高いとみなされ、かつ、かかる損失がIAS第37号に従って確実に測定可能である特定の期間における既存および新規の訴訟に対する引当金の純繰入額が含まれる。民事訴訟および規制上の執行措置に対する当行の訴訟費用引当金の増加については、当行の財務書類およびこれに対する注記「引当金」に詳述されている。
- IAS第37号に基づく認識基準を満たしていないことを理由に当行の財務書類に引当金として反映されない訴訟関連損失は、規制自己資本および経済的資本を消費する当行の法的リスク・エクスポージャーを反映した「所要規制自己資本

または所要経済的資本」として示される。当行は、A M Aモデルを使って法的リスクを含むオペレーショナル・リスクに対する当行の所要規制自己資本または所要経済的資本を測定し、数量化する。A M Aモデルにおいては、所要規制自己資本に関しては信頼水準99.9%、所要経済的資本に関しては信頼水準99.8%で、それぞれかかる損失の構成要素を計算する。

A M Aモデルでの訴訟損失の数量化において、当行は、過去の損失、引当金、偶発負債および訴訟損失予測を考慮する。訴訟損失予測は、通常、発生可能性は低いとみなされるものの合理的に予想される法的手続による各種の潜在的損失から構成される。合理的に予想される訴訟損失は、現在係属中のまたは今後発生する新たな法的手続により生じる可能性があり、当該手続を担当する弁護士により四半期毎に見直されている。

当行は、2014年にドイツの監督当局であるBaFinに対して要請したモデル変更を積極的に実施するにあたり、当行のA M Aモデルの基礎となる「関連する損失データ」セットに訴訟損失予測を含めている。この結果、訴訟損失予測の範囲が1年の資本タイム・ホライズンに制限されることなくそれ以降にまで及ぶことになり、それにより当該報告期間に計上すべき基礎となる損失を保守的な想定のもとで早期に決定することができ、複数年を要する法的手続の性質を考慮することができることとなる。こうした積極的な認識により、従前BaFinにより承認されてきたモデルに対する所要自己資本が増加することとなった。

流動性リスク

外部資金調達源泉の構成（十億ユーロ単位および外部資金調達総額に対する割合）

単位：十億ユーロ (別途記載のものを除く)	2016年6月30日現在		2015年12月31日現在	
	金額	割合	金額	割合
資本市場およびエクイティ	208	21%	212	22%
リテール	307	31%	312	32%
トランザクション・バンキング	195	20%	197	20%
その他の顧客 ¹	71	7%	81	8%
無担保ホールセール	62	6%	60	6%
担保付資金調達およびショート	147	15%	110	11%
資金調達ビークル ²	3	0%	4	0%
外部資金調達総額	992	100%	976	100%

1 その他の顧客には、信託、自己資金調達ストラクチャー（X-marketsなど）、ならびに委託証拠金/プライム・ブローカレッジに係る現金残高（純額ベースで表示されている。）が含まれる。

2 A B C Pコンジットを含む。

参考：貸借対照表との合致には、2016年6月30日現在ではデリバティブおよび決済に係る残高6,721億ユーロ（2015年12月31日現在では5,277億ユーロ）、委託証拠金/プライム・ブローカレッジに係る現金残高のネットティングによる影響額（純額ベースで表示されている。）861億ユーロ（2015年12月31日現在では711億ユーロ）、その他の資金調達以外の負債527億ユーロ（2015年12月31日現在では543億ユーロ）を加える必要がある。

2016年上半年期の担保付資金調達およびショートにおける372億ユーロの増加は、事業活動が低水準であった2015年末と比べて拡大したことを反映したものである。その他の顧客における105億ユーロの減少およびリテール（富裕層資産管理を含む。）における45億ユーロの減少の要因としては、季節要因による変動および非オペレーショナル預金の削減による収益性の向上への継続的な取組みが挙げられる。資本市場およびエクイティにおける44億ユーロの減少は、満期到来額が発行額を上回ったことや当行の公開入札による債券買入れの影響を反映したものである。外国為替レートの影響が、資金調達源泉のほとんどでの減少の一因となった。

2016年第2四半期に、当行は111億ユーロを調達した。3ヶ月物欧州銀行間取引金利（E U R I B O R）に対する平均スプレッドは、120ベース・ポイントで（欧州以外での調達スプレッドはすべて、算定基準を3ヶ月物E U R I B O Rに変換して計算される。）、満期までの平均年限は5.9年であった。2016年上半年期において、当行は、2016年の資金調達計画総額300億ユーロのうち合計で202億ユーロを調達した。これは、67%の達成率に相当し、比例案分相当額を17パーセント・ポイント上回っている。当初の資金調達計画では調達総額は最大350億ユーロとされたが、当行の流動性ポジションの改善や代替の資金調達源泉の利用を反映して300億ユーロに減額された。2016年上半年期における3ヶ月物E U R I B O Rに対する平均スプレッドは、109ベース・ポイントであり、満期までの平均年限は6.7年であった。当該期間における最も重要な調達は、3つのトランシェに分かれた36億米ドルのシニア無担保ベンチマーク債の発行（3年満期で16億米ドルの固定金利トランシェ、3年満期

で5億米ドルの変動金利トランシェおよび5年満期で15億米ドルの固定金利トランシェから構成される。)、2年満期で17億5,000万ユーロのシニア無担保ベンチマーク債の発行および10年満期で5億ユーロのファンドブリーフベンチマーク債の発行であった。2016年末にむけて、当行は、個人投資家向けの発行、機関投資家向けの私募および追加の公募ベンチマーク債の発行を含む多様な手法により、計画額の残りの資金調達を行う予定である。

定期的なストレス・テスト分析は、特異的ストレスおよび市場に関連したストレスから成る複合的シナリオにおいて発生する可能性のある潜在的な資金調達ギャップを解消するための十分な現金および流動資産を、当行が常に保有できるようにすることを目指す。この目的のため、当行は、利用可能な現金および現金同等物、流動性の高い有価証券(国債、政府保証債および政府機関債を含む。)、ならびにその他の抵当に入っていない中央銀行適格資産から成る流動性準備金を保有している。流動性準備金の額は、合計レベルと個別通貨レベルの両方での、想定されるストレス結果の関数である。高ストレスの借換えリスクを招く短期ホールセール負債の増加に対するストレス軽減策として、当該短期調達資金の大部分を現金または流動性の高い有価証券で保有する。このため、流動性準備金の合計額は、保有する短期ホールセール負債のレベルに応じて変動するが、これは、ストレス下における当行の全体的な流動性ポジションに重要な影響を及ぼすものではない。流動性準備金には、グループ内で自由に移転可能であるか、または現地の事業体のストレス・アウトフローに対して適用可能な資産のみが含まれる。これらの準備金は、当行が活動を行う主要な通貨および重要な拠点にわたって保有されている。当行の流動性準備金の大部分は、当行グループの親会社レベルまたは在外支店レベルで集中的に保有されている。その規模と構成は、上級経営陣の定期的なレビューの対象となっている。適用されるヘアカットは、主に担保付資金調達を通じて取得可能な実際の流動性価値の仮定を反映しており、ストレス期に担保付資金調達市場で観察された実績を考慮している。

親会社（支店を含む。）および子会社別の流動性準備金の構成

単位：十億ユーロ	2016年6月30日現在		2015年12月31日現在	
	帳簿価額	流動性価値	帳簿価額	流動性価値
利用可能な現金および現金同等物（主に中央銀行保有）	125	125	98	98
親会社（在外支店を含む）	96	96	75	75
子会社	29	29	23	23
流動性の高い有価証券 （国債、政府保証債および政府機関債を含む）	74	67	100	94
親会社（在外支店を含む）	62	58	78	73
子会社	12	9	22	21
その他の抵当に入っていない中央銀行適格有価証券	24	15	17	13
親会社（在外支店を含む）	19	12	14	11
子会社	5	3	3	2
流動性準備金合計	223	207	215	205
親会社（在外支店を含む）	177	166	167	159
子会社	46	41	48	46

2016年上半年期において、当行の流動性準備金は、2015年末から79億ユーロ（4%）増加した。

当行のストレスのかかった正味流動性ポジション（sNLP）は、厳しい市場ストレス事由および特異的流動性ストレス事由を反映した複合的流動性ストレスシナリオに基づくストレス下の流動性要求に対して、当行の利用可能な流動性準備金およびその他のビジネスの資金流入が上回る金額を示している。sNLPは、当行の主要なリスク測定基準の一つとして監視される。2016年6月30日現在の当行のsNLP（暫定見込額）は290億ユーロ（2015年12月31日現在のsNLPは460億ユーロ）であった。sNLPは、事業活動、市場事由および当行の内部手法の前提の変更によって変動する。当行の内部リスク選好は、少なくとも50億ユーロ以上のsNLPを維持することである。

流動性カバレッジ比率

流動性カバレッジ比率（以下「LCR」という。）は、2013年1月にバーゼル委員会によって最終決定されたが、30日間のストレス・シナリオにわたる銀行の流動性リスク・プロファイルの短期的な耐性を促進することを意図している。当該比率は、ストレスのかかったシナリオにおける正味キャッシュ・アウトフロー合計（実際のエクスポージャーと偶発的なエクスポージャーの両方から発生する。）に対する、流動性の調達に使用できる高品質の流動資産（以下「HQLA」という。）の金額として定義されている。

この要求は、2014年10月に採択された委員会委任規則（EU）第2015/61号を通じて欧州法に導入されている。LCRの遵守は、欧州では2015年10月1日より要求されている。流動性カバレッジ比率は、移行的な段階的導入期間の対象となり、2015年10月1日に60%で開始され、2016年1月1日より70%に、2017年には80%、2018年には100%に引き上げられる。

2016年6月30日現在の当行のLCRは124%であったが、これは委員会委任規則（EU）第2015/61号に従って計算されている（LCRに関する監督当局への報告に係るEBAのインプリメンテーション・テクニカル・スタンダードに従って計算されている。）。2015年12月31日現在のLCRは119%であった。

[次へ](#)

キャッシュ・フローの状況

以下は、ドイツ銀行グループのキャッシュ・フローの状況である。

キャッシュ・フロー計算書(注)	2015年1月1日から6月30日まで		2016年1月1日から6月30日まで	
	百万ユーロ	億円	百万ユーロ	億円
現金および現金同等物期首残高	51,960	59,728	105,478	121,247
営業活動から得た(に投入した)キャッシュ純額	3,928	4,515	29,747	34,194
投資活動から得た(に投入した)キャッシュ純額	- 6,422	- 7,382	- 4,026	- 4,628
財務活動から得た(に投入した)キャッシュ純額	- 3,781	- 4,346	- 1,413	- 1,624
為替レートの変動の現金および現金同等物に対する影響	2,871	3,300	- 489	- 562
現金および現金同等物中間期末残高	48,557	55,816	129,295	148,625

(注) I F R Sによる。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

(単位：百万ユーロ(百万円))

	2015年12月31日	2016年6月30日
(ドイツ銀行グループ)		
土地・建物	1,098	1,160
	(126,215)	(133,342)
備品・器具	1,748	1,691
	(200,933)	(194,380)

2【設備の新設、除却等の計画】

変更なし

第5【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

(2016年6月30日現在)

授權株数(株)(注)	発行済株式総数(株)	未発行株式(数)(注)
1,379,273,131	1,379,273,131	-

(注)ドイツ銀行AGは、上記日付現在有効な定款に、下記のような授權資本および条件付資本の増加の定めを置いている。

授權資本(2016年6月30日現在)

取締役会は、2020年4月30日またはそれ以前に、一回または数回にわたり、総額352,000,000ユーロを限度として現金払込により新株を発行することにより増資を行う権限を授与される。株主は、新株引受権を与えられる。ただし、取締役会は、株主の新株引受権から端株を除外し、また当行またはその関連会社により発行されたオプション権、転換社債および転換権付利益分配権の保有者に対し新株引受権を付与することが必要とされる場合、引受権または転換権の行使後に当該権利の付与を受けられる限りにおいて、新株引受権を排除する権限を有する。取締役会はまた、新株の発行価格が、発行価格の最終決定時において上場されている当該株式の相場価格を著しく下回らない場合は、ドイツ株式会社法第186条第(3)項第4文に基づく授權以降に発行される株式総数がかかる授權の発効時点における株式資本の10%を超えないとき、また新株の発行価格が当該相場価格を下回る場合は、かかる授權以降に発行される株式総数がかかる授權を利用する時点における株式資本の10%を超えないときには、新株引受権の付与を一切排除することができる。授權資本を利用する旨、および新株引受権を排除する旨の取締役会決議は、監査役会の承認を要する。新株式はまた、取締役会の指定する銀行が、当行株主に対して募集を行う義務を負って引き受けることもできる(間接的新株引受権)。

取締役会は、2020年4月30日またはそれ以前に、一回または数回にわたり、総額1,408,000,000ユーロを限度として現金払込により新株を発行することにより増資を行う権限を授与される。株主は、新株引受権を与えられる。ただし、取締役会は、株主の新株引受権から端株を除外し、また当行またはその関連会社により発行されたオプション権、転換社債および転換権付利益分配権の保有者に対し新株引受権を付与することが必要とされる場合、引受権または転換権の行使後に当該権利の付与を受けられる限りにおいて、新株引受権を排除する権限を有する。授權資本を利用する旨、および新株引受権を排除する旨の取締役会決議は、監査役会の承認を要する。新株式はまた、取締役会の指定する銀行が、当行株主に対して募集を行う義務を負って引き受けることもできる(間接的新株引受権)。

条件付資本

株式資本は、100,000,000株以下の記名式無額面株式の新規発行を通じて256,000,000ユーロを上限に条件付で増加する。条件付資本は、

- a) 2014年5月22日の株主総会の決議により取締役会に授与された権限に基づき2019年4月30日以前に当行またはその関連会社により発行される利益分配債、転換社債またはワラント付社債に関連する転換権もしくはオプション権の保有者がその転換権もしくはオプション権を行使する場合、または、
 - b) 上記の権限に基づき2019年4月30日以前に当行またはその関連会社により発行される転換権付利益分配債または転換義務を負う転換社債の保有者がその転換義務を履行する場合
- に限り増加できる。

新株式は、転換権もしくはオプション権の行使および/または転換義務の履行により当該株式が発行された営業年度の開始時より、分配を受領する権利を有する。取締役会は、条件付資本増加の実施に関する詳細を決定する権限を授与される。

株式資本は、90,000,000株以下の記名式無額面株式の新規発行を通じて230,400,000ユーロを上限に条件付で増加する。条件付資本は、

- a) 2012年5月31日の株主総会の決議により取締役会に授与された権限に基づき2017年4月30日以前に当行またはその関連会社により発行される利益分配債、転換社債またはワラント付社債に関連する転換権もしくはオプション権の保有者がその転換権もしくはオプション権を行使する場合、または、
 - b) 上記の権限に基づき2017年4月30日以前に当行またはその関連会社により発行される転換権付利益分配債または転換義務を負う転換社債の保有者がその転換義務を履行する場合
- に限り増加できる。

新株式は、転換権および/もしくはオプション権の行使または転換義務の履行により当該株式が発行された営業年度の開始時より、分配を受領する権利を有する。取締役会は、条件付資本増加の実施に関する詳細を決定する権限を授与される。

【発行済株式】

(2016年6月30日現在)

記名・無記名の別及び額面・無額面の別	種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
記名式無額面株式	普通株式	1,379,273,131	ドイツ国内各証券取引所 ニューヨーク証券取引所	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における標準となる株式である。当行定款上、日本の会社法に基づく単元株式数の定めはない。

(2) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

記載事項なし

(3) 【発行済株式総数及び資本金の状況】

変更なし

(4) 【大株主の状況】

当行株式は、引き続きほぼ100%浮動株式である。ドイツ証券取引法に規定する所有株式割合3%以上の報告義務に基づき通知による、2016年6月30日現在の当行の大株主は下記の通りである。

名称	所在地	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
ブラックロック・インク	アメリカ合衆国ニューヨーク	6.79% (注1)
パラマウント・サービシズ・ホールディングス・リミテッド(注2)	英領ヴァージン諸島	3.05% (注3) (注6)
スプリーム・ユニバーサル・ホールディングス・リミテッド(注4)	ケイマン諸島	3.05% (注5) (注6)

(注1) 2016年2月19日付の当行宛の通知に基づく。その後、2016年6月30日現在まで変更の通知は受けていない。

(注2) シェイク・ハマド・ビン・ジャシム・ビン・ジャポール・アルサーニ氏が実質的に所有・管理する投資ピークル。

(注3) 2015年8月20日付の当行宛の通知に基づく。その後、2016年6月30日現在まで変更の通知は受けていない。なお、同社は2014年6月25日、当行株式の5.83%を所有している旨の通知を行っていた。

(注4) シェイク・ハマド・ビン・カリファ・アルサーニ氏が実質的に所有・管理する投資ピーグル。

(注5) 2015年8月20日付の当行宛の通知に基づく。その後、2016年6月30日現在まで変更の通知は受けていない。

(注6) 当行は、これらの所有割合は、パラマウント・サービシズ・ホールディングス・リミテッドからスプリーム・ユニバーサル・ホールディングス・リミテッドへの株式譲渡を反映しているものと理解している。

2【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

下記の表は、各期間の東京証券取引所およびドイツ取引所 Xetra System（電子現金市場取引システム）における当行株式の最高・最低株価の推移を示したものである。

(1) 東京証券取引所

2006年9月29日付で、ドイツ銀行は東京証券取引所における株式の上場を廃止した。従って当該中間会計期間における月別最高・最低株価はない。

(2) ドイツ取引所 Xetra System

	月別	2016年1月 ユーロ(円)	2016年2月 ユーロ(円)	2016年3月 ユーロ(円)	2016年4月 ユーロ(円)	2016年5月 ユーロ(円)	2016年6月 ユーロ(円)
当該中間会計期間における月別最高・最低株価 (無額面株式)	最高	22.10 (2,540)	16.61 (1,909)	18.84 (2,166)	17.54 (2,016)	16.60 (1,908)	16.12 (1,853)
	最低	15.97 (1,836)	13.03 (1,498)	14.77 (1,698)	13.62 (1,566)	14.17 (1,629)	12.05 (1,385)

3【役員 の 状 況】（提出日現在）

男性21名、女性9名（役員のうち女性の比率30.0%）

以下の者は、2016年8月1日付で取締役会構成員に就任した。

氏名 (生年月日)	役職(担当)	略歴 初回就任年 任期满了年	所有株式数 (株)
キンバリー・ハモンズ (Kimberly Hammonds) (1967年5月21日)	チーフ・オペレーティング・オフィサー	2013年入行 2016年取締役就任 任期满了年：2019年	(注)
ヴェルナー・スタインミュラー (Werner Steinmüller) (1954年5月13日)	アジア太平洋地域のチーフ・エグゼクティブ・オフィサー	1991年入行 2016年取締役就任 任期满了年：2019年	(注)

(注) 当該取締役の役員就任後、本国またはその他の場所で開示されている情報はない。

以下の者は、それぞれ2016年8月2日付および2016年8月23日付で、監査役会構成員に就任した。

氏名 (生年月日)	役職/担当	略歴/初回就任年/任期满了年	所有株式数 (株)
ヤン・ドゥシェック(*) (Jan Duscheck) (1984年12月18日)	-	フェル・デイ労働組合のナショナル・ワーキング・グループ・バンキング(ベルリン)責任者 初回就任年：2016年 任期满了年：2018年	(注)
シュテファン・シモン (Prof. Dr. Stefan Simon) (1969年9月12日)	-	フリック・ゴーケ・シャウムブルク(ボン)パートナー 初回就任年：2016年 任期满了年：2017年	(注)

(*) 従業員代表として裁判所により選任された。

(注) 当該監査役の役員就任後、本国またはその他の場所で開示されている情報はない。

以下の者は、2016年7月31日付で、監査役会構成員を退任した。

氏名 (生年月日)	役職/担当
ルドルフ・ストックム (Rudolf Stockem) (1956年8月27日)	-

第6【経理の状況】

- a. 本書記載のドイツ銀行および子会社（以下「当グループ」という。）の邦文の中間財務書類（以下「邦文の中間財務書類」という。）は、ドイツ連邦共和国において2016年7月27日に公表された2016年6月30日現在の期中報告書に記載されている原文の中間財務書類（以下「原文の中間財務書類」という。）の翻訳に、以下に掲げる（ ）および（ ）の事項を反映したものである。当グループはその年次連結財務書類および中間連結財務書類を国際会計基準審議会（IASB）が公表し、欧州連合（EU）が支持した国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成している。当グループの中間財務書類の日本における開示については、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）第76条第1項の規定が適用されている。
- （ ） 原文の中間財務書類には、第2四半期会計期間の連結損益計算書および連結包括利益計算書が含まれている。日本における半期報告書の様式に準拠するため、邦文の中間財務書類にはこれらの第2四半期会計期間の財務書類の翻訳は含まれていない。
 - （ ） 邦文の中間財務書類には、中間財務諸表等規則に基づき、原文の中間財務書類中のユーロ表示の金額のうち主要なものについて円換算額が併記されている。日本円への換算には、2016年8月31日の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値、1ユーロ = 114.95円の為替レートが使用されている。
- なお、中間財務諸表等規則に基づき、IFRSと日本との会計処理の原則および手続ならびに表示方法の主要な相違については、第6の「3 国際財務報告基準と日本の会計原則との相違」に記載されている。
- 円換算額および第6の「2 その他」および「3 国際財務報告基準と日本の会計原則との相違」の事項は原文の中間財務書類には記載されていない。
- b. 原文の中間財務書類は、外国監査法人等（「公認会計士法」（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定されている外国監査法人等をいう。）から、「金融商品取引法」（昭和23年法律第25号）第193条の2第1項第1号に規定されている監査証明に相当すると認められる証明を受けていない。

1【中間財務書類】

連結損益計算書（無監査）

損益計算書

単位：百万ユーロ（億円）	2016年6月30日終了 6ヶ月間	2015年6月30日終了 6ヶ月間
利息および類似収益	12,753	13,393
利息費用	5,136	5,062
純利息収益	7,617	8,332
	(/8,756)	(/9,578)
信用リスク引当金繰入額	564	369
信用リスク引当金繰入額控除後の純利息収益	7,053	7,963
	(/8,107)	(/9,153)
手数料およびフィー収益	5,798	6,727
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）	1,721	3,579
売却可能金融資産に係る純利得（損失）	364	238
持分法適用投資による純利益（損失）	352	421
満期保有証券による純利益（損失）	0	0
その他の収益	(399)	256
利息以外の収益合計	7,837	11,221
	(/9,009)	(/12,899)
給与手当	6,153	6,880
一般管理費	6,957	9,404
保険業務に係る費用	118	163
のれんおよびその他の無形資産の減損	285	0
再構築費用	390	29
利息以外の費用合計	13,903	16,476
	(/15,981)	(/18,939)
税引前利益（損失）	987	2,708
	(/1,135)	(/3,113)
法人所得税費用（ベネフィット）	731	1,331
当期純利益（損失）	256	1,377
	(/294)	(/1,583)
非支配持分に帰属する純利益（損失）	24	38
ドイツ銀行株主に帰属する純利益（損失）およびその他の資本構成要素	232	1,339

普通株式1株当たり利益

	2016年6月30日終了 6ヶ月間	2015年6月30日終了 6ヶ月間
普通株式1株当たり利益（単位：ユーロ（円））： ¹		
基本的	-0.03 (/ 3.45)	0.80 (/91.96)
希薄化後	-0.03 (/ 3.45)	0.78 (/89.66)
株式数（単位：百万株）：		
基本的1株当たり利益計算上の分母 - 加重平均社外流通株式数	1,386.9	1,390.8
希薄化後1株当たり利益計算上の分母 - 転換想定後の修正加重平均株式数 ²	1,386.9	1,419.0

- 1 利益には、2016年4月および2015年4月にその他Tier 1ノートについて支払ったクーポンに関する、税引後でそれぞれ276百万ユーロおよび228百万ユーロの修正が加えられている。IAS第33号に従い、その他Tier 1ノートについて支払ったクーポンは、ドイツ銀行株主に帰属しないため、計算において控除する必要がある。この修正により、2016年6月30日終了6ヶ月間における普通株式1株当たり利益は純損失となった。
- 2 2016年6月30日終了6ヶ月間において純損失が生じていることから、希薄化性潜在的株式は通常、1株当たり利益の計算において考慮されていない。これは、計算において考慮すると1株当たり損失の減少となるためである。純利益が生じていれば、2016年6月30日終了6ヶ月間の転換想定後の修正加重平均株式数は、18.7百万株の増加であった。

連結包括利益計算書（無監査）

単位：百万ユーロ（億円）	2016年6月30日終了 6ヶ月間	2015年6月30日終了 6ヶ月間
損益計算書に認識された純利益（損失）	256 (/ 294)	1,377 (/ 1,583)
その他の包括利益		
純損益に振り替えられない項目		
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引前	-572	-112
純損益に振り替えられない項目に係る法人所得税の合計	298	-28
純損益に振り替えられた、または振り替えられる可能性のある項目		
売却可能金融資産		
期中未実現純利得（損失）、税引前	851	-284
（純損益に振り替えられた）期中実現純（利得）損失、税引前	-324	-214
キャッシュ・フロー・ヘッジ目的のデリバティブ		
期中未実現純利得（損失）、税引前	35	-18
（純損益に振り替えられた）期中実現純（利得）損失、税引前	8	11
売却目的保有として分類された資産		
期中未実現純利得（損失）、税引前	0	0
（純損益に振り替えられた）期中実現純（利得）損失、税引前	0	0
外貨換算調整勘定		
期中未実現純利得（損失）、税引前	-791	2,643
（純損益に振り替えられた）期中実現純（利得）損失、税引前	3	0
持分法適用投資		
期中純利得（損失）	15	67
純損益に振り替えられた、または振り替えられる可能性のある項目 に係る法人所得税の合計	-157	140
その他の包括利益（損失）、税引後	-635 (/ 730)	2,205 (/ 2,535)
包括利益（損失）合計、税引後	-378 (/ 435)	3,582 (/ 4,118)
以下に帰属：		
非支配持分	20	57
ドイツ銀行株主およびその他の資本構成要素	-399	3,525

連結貸借対照表（無監査）

資産

単位：百万ユーロ（億円）	2016年6月30日 現在	2015年12月31日 現在
現金および中央銀行預け金	122,868	96,940
インターバンク預け金（中央銀行以外）	11,346	12,842
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券（逆レポ）	24,404	22,456
借入有価証券	29,670	33,557
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産		
トレーディング資産	178,559	196,035
デリバティブ金融商品のプラスの時価	615,426	515,594
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	117,401	109,253
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	911,386	820,883
売却可能金融資産	74,274	73,583
持分法適用投資	910	1,013
貸出金	428,411	427,749
満期保有証券	3,224	0
土地建物および設備	2,851	2,846
のれんおよびその他の無形資産	9,907	10,078
その他の資産	174,940	118,137
当期税金資産	1,361	1,285
繰延税金資産	7,737	7,762
資産合計	1,803,290	1,629,130
	(/2,072,882)	(/1,872,685)

負債および資本

単位：百万ユーロ（億円）	2016年6月30日 現在	2015年12月31日 現在
預金	565,645	566,974
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券（レポ）	17,745	9,803
貸付有価証券	2,681	3,270
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債		
トレーディング負債	65,810	52,304
デリバティブ金融商品のマイナスの時価	598,837	494,076
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債	55,126	44,852
投資契約負債	7,472	8,522
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計	727,246	599,754
その他の短期借入金	24,682	28,010
その他の負債	217,795	175,005
引当金	9,306	9,207
当期税金負債	1,497	1,699
繰延税金負債	810	746
長期債務	162,905	160,016
信託優先証券	6,171	7,020
自己普通株式購入義務	0	0
負債合計	1,736,481	1,561,506
	(/1,996,085)	(/1,794,951)
普通株式、無額面、名目価額2.56ユーロ	3,531	3,531
資本剰余金	33,615	33,572
利益剰余金	20,864	21,182
自己普通株式、取得原価	-192	-10
自己普通株式購入義務振替額	0	0
その他の包括利益（損失）累計額、税引後 ¹	4,047	4,404
株主持分合計	61,865	62,678
	(/71,114)	(/72,048)
その他の資本構成要素 ²	4,675	4,675
非支配持分	269	270
資本合計	66,809	67,624
	(/76,797)	(/77,734)
負債および資本合計	1,803,290	1,629,130
	(/2,072,882)	(/1,872,685)

1 確定給付制度に係る再測定による影響、税引後を除く。

2 その他Tier 1ノートを含む。これは、ドイツ銀行の無担保劣後ノートであり、IFRSに従って資本として分類されている。

連結持分変動計算書（無監査）

単位：百万ユーロ（億円）	普通株式 （無額面）	資本剰余金	利益剰余金	自己普通株 式、取得原 価	自己普通株 式購入義務 振替額
2014年12月31日現在残高	3,531 (/4,059)	33,626 (/38,653)	29,279 (/33,656)	-8 (/ 9)	0 (/0)
包括利益（損失）合計、税引後 ²	0	0	1,339	0	0
普通株式の発行	0	0	0	0	0
現金配当の支払	0	0	-1,034	0	0
その他の資本構成要素に係るクーポン、税引後	0	0	-228	0	0
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後	0	0	-140	0	0
報告期間中の株式報奨の純変動	0	171	0	0	0
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	0	0	0	234	0
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	0	1	0	0	0
自己普通株式購入義務振替額の増加	0	0	0	0	0
自己普通株式購入義務振替額の減少	0	0	0	0	0
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	0	-34	0	0	0
自己株式の購入	0	0	0	-5,206	0
自己株式の売却	0	0	0	4,971	0
自己株式売却に係る純利得（損失）	0	0	0	0	0
その他	0	41	-31	0	0
2015年6月30日現在残高	3,531 (/4,059)	33,805 (/38,859)	29,185 (/33,548)	-9 (/ 10)	0 (/0)
2015年12月31日現在残高	3,531 (/4,059)	33,572 (/38,591)	21,182 (/24,349)	-10 (/ 11)	0 (/0)
包括利益（損失）合計、税引後 ²	0	0	232	0	0
普通株式の発行	0	0	0	0	0
現金配当の支払	0	0	0	0	0
その他の資本構成要素に係るクーポン、税引後	0	0	-276	0	0
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後	0	0	-274	0	0
報告期間中の株式報奨の純変動	0	84	0	0	0
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	0	0	0	81	0
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	0	0	0	0	0
自己普通株式購入義務振替額の増加	0	0	0	0	0
自己普通株式購入義務振替額の減少	0	0	0	0	0
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	0	-129	0	0	0
自己株式の購入	0	0	0	-3,053	0
自己株式の売却	0	0	0	2,791	0
自己株式売却に係る純利得（損失）	0	4	0	0	0
その他	0	83	-0	0	0
2016年6月30日現在残高	3,531 (/4,059)	33,615 (/38,640)	20,864 (/23,983)	-192 (/ 221)	0 (/0)

単位：百万ユーロ（億円）	売却可能金融 資産に係る未 実現純利得 （損失）、該 当する税金お よびその他控 除後 ¹	キャッシュ・ フロー・ヘッ ジ目的のデリ バティブに係 る未実現純利 得（損失）、 税引後 ¹	売却目的保 有として分 類された資 産に係る未 実現純利得 （損失）、 税引後 ¹	外貨換算 調整勘 定、税引 後 ¹	持分法適用 投資による 未実現純利 得（損失）
2014年12月31日現在残高	1,675 (/1,925)	79 (/91)	0 (/0)	151 (/174)	18 (/21)
包括利益（損失）合計、税引後 ²	-367	-6	0	2,633	67
普通株式の発行	0	0	0	0	0
現金配当の支払	0	0	0	0	0
その他の資本構成要素に係るクーポン、税引後	0	0	0	0	0
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後	0	0	0	0	0
報告期間中の株式報奨の純変動	0	0	0	0	0
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	0	0	0	0	0
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	0	0	0	0	0
自己普通株式購入義務振替額の増加	0	0	0	0	0
自己普通株式購入義務振替額の減少	0	0	0	0	0
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	0	0	0	0	0
自己株式の購入	0	0	0	0	0
自己株式の売却	0	0	0	0	0
自己株式売却に係る純利得（損失）	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
2015年6月30日現在残高	1,307 (/1,502)	73 (/84)	0 (/0)	2,784 (/3,200)	85 (/98)
2015年12月31日現在残高	1,384 (/1,591)	97 (/112)	662 (/761)	2,196 (/2,524)	66 (/76)
包括利益（損失）合計、税引後 ²	319	29	0	-720	15
普通株式の発行	0	0	0	0	0
現金配当の支払	0	0	0	0	0
その他の資本構成要素に係るクーポン、税引後	0	0	0	0	0
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後	0	0	0	0	0
報告期間中の株式報奨の純変動	0	0	0	0	0
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	0	0	0	0	0
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	0	0	0	0	0
自己普通株式購入義務振替額の増加	0	0	0	0	0
自己普通株式購入義務振替額の減少	0	0	0	0	0
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	0	0	0	0	0
自己株式の購入	0	0	0	0	0
自己株式の売却	0	0	0	0	0
自己株式売却に係る純利得（損失）	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
2016年6月30日現在残高	1,702 (/1,956)	126 (/145)	662 (/761)	1,476 (/1,697)	81 (/93)

単位：百万ユーロ（億円）	その他の包括利 益（損失）累計 額、税引後 ²	株主持分合 計	その他の 資本構成 要素 ³	非支配持分	資本合計
2014年12月31日現在残高	1,923 (/2,210)	68,351 (/78,569)	4,619 (/5,310)	253 (/291)	73,223 (/84,170)
包括利益（損失）合計、税引後 ²	2,326	3,665	0	57	3,722
普通株式の発行	0	0	0	0	0
現金配当の支払	0	-1,034	0	0	-1,034
その他の資本構成要素に係るクーポン、税引後	0	-228	0	0	-228
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後	0	-140	0	0	-140
報告期間中の株式報奨の純変動	0	171	0	0	171
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	0	234	0	0	234
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	0	1	0	0	1
自己普通株式購入義務振替額の増加	0	0	0	0	0
自己普通株式購入義務振替額の減少	0	0	0	0	0
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	0	-34	0	0	-34
自己株式の購入	0	-5,206	0	0	-5,206
自己株式の売却	0	4,971	0	0	4,971
自己株式売却に係る純利得（損失）	0	0	0	0	0
その他	0	11	56 ⁴	-10	56
2015年6月30日現在残高	4,249 (/4,884)	70,762 (/81,341)	4,675 (/5,374)	300 (/345)	75,736 (/87,059)
2015年12月31日現在残高	4,404 (/5,062)	62,678 (/72,048)	4,675 (/5,374)	270 (/310)	67,624 (/77,734)
包括利益（損失）合計、税引後 ²	-357	-125	0	20	-104
普通株式の発行	0	0	0	0	0
現金配当の支払	0	0	0	0	0
その他の資本構成要素に係るクーポン、税引後	0	-276	0	0	-276
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後	0	-274	0	0	-274
報告期間中の株式報奨の純変動	0	84	0	0	84
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	0	81	0	0	81
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	0	0	0	0	0
自己普通株式購入義務振替額の増加	0	0	0	0	0
自己普通株式購入義務振替額の減少	0	0	0	0	0
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	0	-129	0	0	-129
自己株式の購入	0	-3,053	0	0	-3,053
自己株式の売却	0	2,791	0	0	2,791
自己株式売却に係る純利得（損失）	0	4	0	0	4
その他	0	83	0	-22	62
2016年6月30日現在残高	4,047 (/4,652)	61,865 (/71,114)	4,675 (/5,374)	269 (/309)	66,809 (/76,797)

- 1 持分法適用投資による未実現純利得（損失）を除く。
- 2 確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引前を除く。
- 3 ドイツ銀行の無担保劣後債で構成され、IFRSに準拠して資本に分類されるその他Tier 1ノートを含む。
- 4 その他の資本構成要素の買入および売却による収入（純額）を含む。

連結キャッシュ・フロー計算書（無監査）

単位：百万ユーロ（億円）	2016年6月30日終了 6ヶ月間	2015年6月30日終了 6ヶ月間
当期純利益（損失）	256 (/294)	1,377 (/1,583)
営業活動によるキャッシュ・フロー：		
当期純利益を営業活動によるキャッシュ・フローに調整するための修正：		
信用リスク引当金繰入額	564	369
再構築費用	390	29
売却可能金融資産、持分法適用投資およびその他の売却益	-593	-347
繰延法人所得税、純額	205	481
減損、減価償却およびその他の償却、および評価増	1,160	372
持分法適用投資の純利益（損失）に対する持分	-105	-415
非資金損益項目等調整後利益（損失）	1,877 (/2,158)	1,866 (/2,145)
営業資産および負債の純変動に関する調整：		
中央銀行および中央銀行以外の銀行への利付定期預金 ¹	-595	-7,319
中央銀行ファンド貸出金、売却条件付買入有価証券、借入有価証券	1,484	-10,648
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	-9,370	6,087
貸出金	-1,739	-11,276
その他の資産	-56,592	-15,452
預金	81	32,751
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債および投資契約負債 ²	10,021	4,087
中央銀行ファンド借入金、買戻条件付売却有価証券、貸付有価証券	7,513	-3,197
その他の短期借入金	-3,278	-11,494
その他の負債	45,480	18,408
優先長期債務 ³	2,851	13,061
トレーディング資産および負債、デリバティブ金融商品のプラスおよびマイナスの時価、純額	35,527	-3,028
その他、純額	-3,513	-9,918
営業活動によるキャッシュ・フロー	29,747 (/34,194)	3,928 (/4,515)

単位：百万ユーロ（億円）	2016年6月30日終了 6ヶ月間	2015年6月30日終了 6ヶ月間
投資活動によるキャッシュ・フロー：		
収入：		
売却可能金融資産の売却	8,338	7,408
売却可能金融資産の満期償還	2,605	2,891
満期保有証券の満期償還	0	0
持分法適用投資の売却	29	19
土地建物および設備の売却	11	92
購入：		
売却可能金融資産	-14,161	-16,024
満期保有証券	0	0
持分法適用投資	-17	-39
土地建物および設備	-257	-211
企業結合 / 事業売却による純資金受取（支出）額	79	0
その他、純額	-653	-558
投資活動によるキャッシュ・フロー	-4,026	-6,422
	(/ 4,628)	(/ 7,382)
財務活動によるキャッシュ・フロー：		
劣後長期債務の発行	781	2,889
劣後長期債務の返済および償還	-833	-957
信託優先証券の発行	97	393
信託優先証券の返済および償還	-839	-4,600
普通株式の発行	0	0
自己株式の購入	-3,053	-5,206
自己株式の売却	2,790	4,971
その他の資本構成要素（AT 1）の発行	0	0
その他の資本構成要素（AT 1）の購入	-90	-278
その他の資本構成要素（AT 1）の売却	88	320
その他の資本構成要素に係るクーポン、税引前	-333	-269
非支配持分への配当の支払	0	0
非支配持分の純変動	-21	-10
現金配当の支払	0	-1,034
財務活動によるキャッシュ・フロー	-1,413	-3,781
	(/ 1,624)	(/ 4,346)
現金および現金同等物に対する為替レート変動の純影響	-489	2,871
	(/ 562)	(/ 3,300)

単位：百万ユーロ（億円）	2016年6月30日終了 6ヶ月間	2015年6月30日終了 6ヶ月間
現金および現金同等物の純増加（減少）	23,819	-3,404
現金および現金同等物、期首残高	105,478	51,960
現金および現金同等物、期末残高	129,295	48,556
営業活動によるキャッシュ・フローは以下を含む		
法人所得税支払額、純額	753	428
利息支払額	5,422	5,631
利息および配当受取額	12,791	13,520
現金および現金同等物の構成要素		
現金および中央銀行預け金（中央銀行への利付定期預金を含んでいない） ¹	120,953	44,962
インターバンク預け金（中央銀行以外）（2016年6月30日現在4,919百万ユーロおよび2015年6月30日現在41,466百万ユーロの定期預金を含んでいない） ¹	8,342	3,595
合計	129,295 (/148,625)	48,557 (/55,816)

- 1 2015年6月30日終了6ヶ月間の比較数値は修正再表示されている。詳細は、2015年度年次報告書の連結財務諸表の注記1「重要な会計方針および決定的に重要な会計上の見積り-重要な見積りの変更および表示の変更」を参照のこと。
- 2 2016年6月30日および2015年6月30日終了6ヶ月間において、優先長期債務の発行がそれぞれ3,715百万ユーロおよび4,833百万ユーロ、返済および償還がそれぞれ3,793百万ユーロおよび4,519百万ユーロ含まれている。
- 3 2016年6月30日および2015年6月30日終了6ヶ月間において、発行がそれぞれ27,467百万ユーロおよび34,425百万ユーロ、返済および償還がそれぞれ25,855百万ユーロおよび22,188百万ユーロ含まれている。

[次へ](#)

連結財務諸表に対する注記

作成の基本的事項（無監査）

添付の要約中間連結財務諸表は、ドイツ銀行AGおよびその子会社（以下、併せて「当行グループ」という。）を含み、当行グループの表示通貨であるユーロで表示されている。これらはIAS（国際会計基準）第34号「期中財務報告」の規定に準拠して表示され、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）が公表し、欧州連合（以下「EU」という。）が承認した国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成されている。当行グループのIFRSの適用にあたり、IASBが公表したIFRSとEUが承認したIFRSとの間に差異は生じない。

取締役会報告書（訳者注：原文の記載）に組み込まれたIFRSに基づく開示の一部は中間連結財務諸表の不可欠な一部である。これらには、取締役会報告書の「経営および財務の概況：セグメント別の業績」に表示されているセグメント別の経営成績のセグメント情報注記が含まれている。この情報の表示は、IAS第34号およびIFRS第8号「事業セグメント」に従っている。

ドイツ銀行の要約中間連結財務諸表は、無監査であり、ドイツ銀行の新たな体制および事業運営を反映する目的で2016年度第1四半期に修正再表示されたセグメント情報に係る補足開示を含んでいる。また、要約中間連結財務諸表は、損益計算書、貸借対照表およびその他の財務情報に係る補足開示も含んでいる。これらは、「会計原則変更の影響」の項に記載された新たに適用された会計基準書を除き同様の会計方針および決定的に重要な会計上の見積りが適用されている、ドイツ銀行の2015年度の監査済の連結財務諸表と併せて読むべきものである。

IFRSに基づく財務諸表の作成には、一定の種類資産および負債に関して、経営陣による見積りおよび仮定が必要である。

これらの見積りおよび仮定は、貸借対照表日現在の資産・負債の報告金額および偶発資産・偶発負債の開示内容ならびに報告期間中の収益・費用の報告金額に影響を与える。実際の結果は経営陣の見積りとは異なることがあり、報告された業績は、必ずしも年度を通じて期待される業績を示すものとみなすべきではない。

会計原則変更の影響（無監査）

最近適用された会計基準書

当行グループに関係があり、当要約連結中間財務諸表の作成に当たり適用された会計基準書は以下のとおりである。

IAS第1号

2016年1月1日、当行グループは、財務報告における表示および開示を改善する取り組みの一環として策定されたIAS第1号の修正「財務諸表の表示」を適用した。当該修正は、財務諸表全体に対して重要性の原則が適用可能なこと、開示の決定に際しては専門家の判断を適用すべきことおよび重要性のないデータを含めることが開示の有効性を低下させることを明確化している。当該修正は、当行グループの連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていない。

IFRSの改善（2012年 - 2014年サイクル）

2016年1月1日、当行グループは、2012年 - 2014年サイクルに関するIASBの年次改善プロジェクトによりIFRSの複数の基準の修正を適用した。これは、様々な個々のIFRS基準に関連した、表示、認識または測定目的に関する会計上の変更をもたらす修正および用語または編集上の修正から構成されている。当該修正は、当行グループの連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていない。

新しい会計基準書

2016年6月30日現在では適用時期が到来していなかったために当要約中間連結財務諸表の作成上は適用されなかった、当行グループに関係がある会計基準書は以下のとおりであった。

IFRS第2号 株式に基づく報酬

2016年6月、IASBIはIFRS第2号「株式に基づく報酬」について狭い範囲の修正を公表した。これは特定の株式に基づく報酬取引に関する会計処理を明確化するものである。IFRS解釈指針委員会を通じて策定された当該修正は、現金決済型の株式に基づく報酬取引に関する会計処理を明確化しており、当該会計処理には、業績条件、純額決済の特性を持つ株式に基づく報酬取引の分類、および株式に基づく報酬取引の分類を現金決済型から持分決済型に変更する際の会計処理が含まれる。当該修正は2018年1月1日以降に開始する事業年度から適用される。当行グループは現在、IFRS第2号の明確化による影響の評価を行っている。当該修正は、EUの承認をまだ受けていない。

IFRS第9号 金融商品

2014年7月、IASBIは、IAS第39号「金融商品：認識および測定」を置き換えるIFRS第9号「金融商品」を公表した。IFRS第9号は、金融資産の企業による分類および測定方法について新たな要件を導入し、公正価値で測定するものとして指定された発行債務の負債に関する「自己の信用」の報告に対する変更を要求し、金融資産の減損に関する現在の規則を置き換え、ヘッジ会計の要件を修正している。IFRS第9号は、2018年1月1日以後開始事業年度から適用される。当行グループは現在、IFRS第9号の影響の評価を行っている。当該基準は、EUの承認をまだ受けていない。

当行グループは、一元管理されたIFRS第9号プログラムを開始した。これは当行グループの最高財務責任者が後援するプログラムで、手法、データ・ソーシングおよびモデリング、IT処理ならびに報告に関する専門家を含んでいる。全体的なガバナンスは、財務部およびリスク部からの共同代表を含むIFRS第9号運営委員会を通じて実施する。当行グループにおいてIFRS第9号が2018年1月1日より適用されるのに備え、当行グループの内部統制制度の一環として、IFRS第9号に関するガイダンスおよび研修が全事業および職務を対象に実施される。

金融資産および金融負債の分類および測定

IFRS第9号は、事業体のビジネス・モデルおよび金融商品の契約上のキャッシュ・フローが、財務諸表上のその分類および測定を決定することを要求している。当初認識時に、各金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定（以下「FVTPL」という。）、償却原価、またはその他の包括利益を通じて公正価値で測定（以下「FVOCI」という。）のいずれかとして分類される。これらの要件は既存のIAS第39号の規則に基づく評価と異なることから、IAS第39号に基づく金融資産の分類および測定と一部異なることが予想される。

金融負債の分類および測定は、IFRS第9号に基づいても現在の要件からほとんど変更はない。しかし、発行債務の負債が公正価値で測定するものとして指定されている場合、事業体の自己の信用リスクに起因する公正価値の変動は、損益計算書ではなく、その他の包括利益に認識されるようになる。当該基準はまた、IFRS第9号の全面適用前に、事業体の信用リスクに起因する公正価値の変動をその他の包括利益に表示する選択を認めている。IFRS第9号はEUの承認をまだ受けていないため、当行グループは当該基準の要件を早期適用していない。

金融資産の減損

IFRS第9号に基づく減損の規則は、償却原価で測定される、またはFVOCIの金融資産、ローン・コミットメントおよび金融保証等のオフバランスの貸出コミットメントに適用される。減損損失および引当金の決定は、IAS第39号に基づく「トリガー」事象が発生した時に信用損失を認識する発生信用損失モデルから、その時点で潜在的な信用損失の予想に基づき金融資産の当初認識時（または当行グループがローン・コミットメントもしくは金融保証の当事者になった日）に引当金を計上する予想信用損失モデルに移行する。

IFRS第9号の予想信用損失アプローチに基づき、当行グループは、均質および非均質の正常債権プールの両方に関して、今後12ヶ月間に発生する可能性のある債務不履行による予想信用損失を認識する（第1段階）。IFRS第9号はまた、組成または購入以来、信用の質が大幅に悪化しているものの債務不履行にはなっていない資産（第2段階）および信用が減損している資産（第3段階）について、残存期間にわたり予想される信用損失（残存期間予想損失）の認識を求めている。IFRS第9号に基づき、予想信用損失は、マクロ経済要因を含む将来的な情報を考慮して測定される。

減損規則に対する変更の結果として、合理的かつ裏付け可能な、金融資産の全期間にわたり継続的に監視および更新される将来の経済状況に重きを置いた予測情報に基づいて引当金を計上することになるため、IFRS第9号はより主観性が高まることになる。これは、引当金の計上前に1つ以上の損失事象の発生を要求するIAS第39号に基づく減損の認識とは対照的である。IFRS第9号は、全体的な減損引当金の水準上昇をもたらすと見込まれている。これは、当初認識時以降信用リスクが著しく増加していない金融商品に係る今後12ヶ月間の予想信用損失に相当する引当金を計上することを要求されるため、およびIAS第39号に基づき損失事象がすでに発生している金融資産の母集団と比較して、全期間の予想損失が適用される金融資産の母集団の方が大きい可能性が高いためである。

ヘッジ会計

また、IFRS第9号は、ヘッジ会計とリスク管理実務を整合させることを目的とした新たなヘッジ会計の規則を組み込んでいく。一般的に、現在の規則に基づく一部の制限が削除され、より多くの種類のヘッジ手段およびヘッジ対象項目にヘッジ会計が利用可能となる。

IFRS第15号 顧客との契約から生じる収益

2014年5月、IASBIは、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を公表した。当該基準は、収益を認識する方法および時期について規定しているが、IAS第39号 / IFRS第9号の適用対象である金融商品に関連した収益認識には影響を及ぼさない。IFRS第15号は、IFRSの下で収益認識を現在規定する他のいくつかのIFRSの基準および解釈指針を置き換え、すべての顧客との契約に適用される単一の、原則主義の、5つのステップから成るモデルを規定している。当該基準はまた、より有益で目的適合性のある開示を財務諸表の利用者に提供しよう企業に要求している。IFRS第15号は、2018年1月1日以後開始事業年度から適用される。当行グループは現在、IFRS第15号の影響の評価を行っている。当該基準は、EUの承認をまだ受けていない。

IFRS第16号 リース

2016年1月、IASBIはIFRS第16号「リース」を公表した。これは、単一の借手の会計モデルを導入し、基礎となる資産の価値が低い場合を除き、期間が12ヶ月を超えるすべてのリースに関して資産および負債を認識しよう借手に求めるものである。借手は、基礎となるリース資産の使用権を表す使用権資産およびリース料の支払債務を表すリース債務を認識しよう求められる。貸手の現行の会計処理に対する変更は、軽微なものに留まる。当該基準はまた企業に対して、より有益で関連性の高い開示を財務諸表の利用者に提供しよう要求している。IFRS第16号は2019年1月1日以後開始事業年度から適用される。当行グループは現在、IFRS第16号の影響の評価を行っている。当該基準は、EUの承認をまだ受けていない。

セグメント情報（無監査）

以下のセグメント情報は、「マネジメント・アプローチ」に従って作成されている。これは、最高業務意思決定者（ドイツ銀行取締役会）が、セグメントに資源を配分し経営成績を評価するために日常的に検討を行う、企業の内部経営管理報告を基礎としたセグメントを表示することを要求している。

事業セグメント

当行グループのセグメント報告は、内部経営管理報告システムに反映されている組織体制に沿って行われており、事業セグメントの経営成績の評価および事業セグメントへの資源配分の基礎となっている。組織体制の変更による修正再表示は、概して、当行グループの経営管理報告システムにおいて考慮された場合に、前期の比較数値の表示に反映された。

2016年度以降、当行グループのストラテジー2020に従い、当行グループの事業運営は以下のセグメントに基づき組織されている。

- グローバル・マーケッツ（以下「GM」という。）
- コーポレート・アンド・インベストメント・バンキング（以下「CIB」という。）
- プライベート・ウェルス・アンド・コマーシャル・クライアント（以下「PW&CC」という。）
- ドイツ・アセット・マネジメント（以下「Deutsche AM」という。）
- ポストバンク（以下「PB」という。）
- 非中核事業部門（以下「NCOU」という。）

2016年度における主な変更の概要は以下のとおりである。

グローバル・マーケッツ（以下「GM」という。） - 2016年度第1四半期より、GMには、当行グループの旧コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ（以下「CB&S」という。）セグメントのセールス・アンド・トレーディング関連業務が含まれている。過年度においてCB&Sの「貸出金商品」に含まれていた特定の融資業務に関連する収益は「セールス・アンド・トレーディング - 債券およびその他の商品」に含まれる。過年度において「セールス・アンド・トレーディング」に計上されていた信用評価調整(CVA)RWAに係るRWAの削減、調達評価調整(FVA)および特定のCVAの計算方法の見直しに関連する時価評価による利得/損失は「その他」に含まれることになった。債務評価調整(DVA)は、引き続き「その他」に含まれる。このカテゴリーは、顧客カバレッジおよび商品分布により生じた、当行グループのコーポレート・アンド・インベストメント・バンキング（以下「CIB」という。）セグメントからの振替および当該セグメントへの振替も含んでいる。また、第2四半期において、Deutsche AMからGMへの事業の振替により、IFRSに従って、相対的価値に基づきのれんを再配分した。その後の減損の見直しにより、グローバル・マーケッツでは285百万ユーロの減損損失が発生した。

コーポレート・アンド・インベストメント・バンキング（以下「CIB」という。） - 2016年度第1四半期より、CIBは、当行グループの旧コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ（以下「CB&S」という。）のコーポレート・ファイナンス事業の構成要素とグローバル・トランザクション・バンキング（以下「GTB」という。）の事業を併合した。顧客カバレッジおよび商品分布に関連する当行グループのグローバル・マーケッツ・セグメントからの振替および当該セグメントへの振替は、「貸出金商品およびその他」に含まれることになった。

プライベート・ウェルス・アンド・コマーシャル・クライアント（以下「PW&CC」という。） - PW&CCセグメントでは、2016年度第1四半期において、過年度には個人顧客および中堅企業（以下「PBC」という。）セグメントに含まれていたドイツ国内およびドイツ国外のプライベート・アンド・コマーシャル・クライアント（以下「PCC」という。）事業と、過年度にはドイツ・アセット&ウェルス・マネジメント（以下「DeAWM」という。）に含まれていたウェルス・マネジメント（以下「WM」という。）業務が併合された。華夏銀行からの収益は、当行グループのストラテジー2020の一環として予定されている当該投資の売却を反映するため、PW&CC内で別個に表示されている。

ドイツ・アセット・マネジメント（以下「Deutsche AM」という。） - 2016年度第1四半期より、Deutsche AMには、旧DeAWMセグメントに含まれていたアセット・マネジメント業務が含まれるようになり、個人顧客にサービスを提供する金融機関および仲介業者への投資ソリューション提供に重点を置くようになった。2016年度第2四半期には、IFRSに従い、GMへの事業の振替によって、Deutsche AMからGMへの相対的価値に基づくのれんの再配分が生じた。

ポストバンク（以下「PB」という。） - 当行グループのストラテジー2020において説明されているとおり、予定されている非連結化を反映するため、PBは2016年度第1四半期より、別個のセグメントとして表示されている。当セグメントは、中核的構成要素と、過年度において当行グループのNCOUセグメントに計上されていたポストバンクの非中核的構成要素の両方を結合している。ポストバンク・セグメントにおける計上数値は、連結に関する影響および購入価格の配分項目による影響を受け、ポストバンク単独の報告から乖離している。

非中核事業部門（以下「NCOU」という。） - 当行グループの旧体制からの重要な変更として、2016年度第1四半期より、当行グループのNCOUセグメントには、ポストバンクに関連する前述の非中核的構成要素が含まれなくなった。

当行グループの2015年度業績におけるCB&SおよびPBCに関連するのれんの減損損失は、2015年度第3四半期における減損前のこれらの事業単位に関連するのれん残高に基づき、新セグメントであるグローバル・マーケット/コーポレート・アンド・インベストメント・バンキングおよびPW&CC/ポストバンクにそれぞれ配分されている。

過年度において当行グループの事業セグメントに含まれていた特定の流動性管理業務は、トレジャリーによって一元管理されているため、2016年度第1四半期より連結および調整に移管され、配賦されることにより当行グループの事業セグメントに反映されている。2016年度第2四半期において、日本を除くアジアのリクイディティ・ポートフォリオ事業はグローバル・マーケットからトレジャリーに移管された。

シングル・レゾリューション・ファンド（SRF）に係る銀行税は、第1四半期において年間の全額が事業セグメントに直接認識された。したがって、当年度にわたり事業セグメントに計上される未払額はなく、計上時期による影響を連結および調整に認識することもない。当行グループはこの時期の変更を各セグメントに反映するため、過去の期間について修正再表示を行った。

2016年度第1四半期に、運用資産に関するより厳格な定義が適用され、更なる測定基準として顧客資産が導入された。したがって、運用資産には、投資目的で顧客に代わり保有する資産および/または裁量ベースまたはアドバイザリー・ベースでDBが管理する顧客資産および/またはDBに預託された資産が含まれ、顧客資産には、運用資産ならびにDBが保管、リスク管理、管理事務代行および報告（執行に限定した仲介業務を含む）等の投資以外のサービスを提供しているその他の資産が含まれている。

資本的支出および資産の処分

2016年度上半期において、当行グループは以下の資本的支出または資産の処分を実施した。

2015年11月、ビザ・インクは、ビザ・ヨーロッパ・リミテッドの取得に関する正式契約について公表した。当該取得の一環として、ビザ・ヨーロッパ・リミテッドは、そのすべての株主、特にドイツ銀行の複数のグループ会社に対し、対価と引き換えに持分の返還を要求した。ドイツ銀行は2016年1月にビザ・ヨーロッパ・リミテッドに対する持分を返還し、2016年6月21日の取引完了日に、現金および優先株式による対価と当該取引完了日から3年目に利息を含めた繰延現金の支払を受ける権利を受領した。

2016年4月15日、当行グループは、マッコーリー・インフラストラクチャー・アンド・リアル・アセットが運用するファンドであるマッコーリー・インフラストラクチャー・パートナーズ（以下「MIP」という。）との間で、ニュージャージー州ポート・エリザベスにあるマルチ・ユーザー・コンテナ・ターミナルであるマヘル・ターミナルズ・ユーエスエー・エルエルシーの売却について合意に至ったと発表した。当該取引に基づき、MIPは、マヘル・ターミナルズ・ユーエスエー・エルエルシーを100%取得することに合意している。当該取引は、港湾管理委員会および他の規制当局の承認を条件とする。当該取引がドイツ銀行の財務書類に重大な影響を及ぼす見込みはない。

平均株主資本の配分

配分される平均株主資本の合計金額は、当行グループ全体の経済的リスク・エクスポージャーと所要規制自己資本のいずれか高い方を基に決定される。2016年度より、当行グループは、資本の配分を精緻化し、事業セグメントへの配分を平均アクティブ資本ではなく平均株主資本に変更した。新手法のもとで、のれんおよびその他の無形資産に対して保有する資本はより包括的に配分され、配分される有形株主資本の算定に公表済の利益目標が反映されるようになった。当行グループ全体の経済的リスク・エクスポージャーの要件は、DBグループのリスク選好フレームワークにおいて定義されている「正常」状態である当行グループの内部適正自己資本の閾値によって決定される。所要規制自己資本は外部に公表された当行グループの目標値、すなわちグループ・レベルでの普通株式等Tier 1資本比率目標を12.5%（2015年6月より前は10%、2015年6月以降は11%）、レバレッジ比率目標を4.5%（2015年6月より前は3.5%、2015年6月以降は5%）とし、CRR/CRD 4規則の完全実施を仮定して算出されている。当行グループが普通株式等Tier 1資本比率とレバレッジ比率の目標を超えた場合、超過した平均株主資本はC&Aに割り当てられる。平均株主資本の事業セグメントへの配分は、上記の両目標への貢献を反映している。

セグメント別の経営成績

事業セグメントの業績（IFRSに基づく連結経営成績への調整を含む。）については、「取締役会報告書：経営および財務の概況：経営成績：セグメント別の経営成績」（訳者注：原文の項）を参照のこと。

連結損益計算書に関する情報（無監査）

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益および純損益

単位：百万ユーロ	2016年6月30日 終了3ヶ月間	2015年6月30日 終了3ヶ月間	2016年6月30日 終了6ヶ月間	2015年6月30日 終了6ヶ月間
純利息収益	3,693	4,122	7,617	8,332
トレーディング収益 ¹	-20	1,555	401	3,544
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産 / 負債に係る純利得（損失） ²	444	-122	1,320	36
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）合計	424	1,433	1,721	3,579
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益および純損益合計	4,117	5,555	9,338	11,911
セールス・アンド・トレーディング（エクイティ）	552	909	1,089	1,929
セールス・アンド・トレーディング（債券およびその他の商品）	1,878	2,120	3,826	4,978
セールス・アンド・トレーディング合計	2,429	3,029	4,914	6,906
その他	-70	117	-38	-150
グローバル・マーケット	2,360	3,146	4,876	6,756
コーポレート・アンド・インベストメント・バンキング	533	558	1,046	1,090
プライベート・ウェルス・アンド・コマース・クライアント	987	999	2,395	1,996
ドイチェ・アセット・マネジメント	116	-18	128	158
ポストバンク	550	597	1,134	1,201
非中核事業部門	-684	97	-813	-56
連結および調整	255	177	572	766
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益および純損益合計	4,117	5,555	9,338	11,911

1 トレーディング収益は、ヘッジ会計に適合でないデリバティブからの利得および損失を含む。

2 証券化ストラクチャーによる利得（損失）を2016年6月30日および2015年6月30日終了3ヶ月間においてそれぞれ2百万ユーロおよび3百万ユーロ、ならびに2016年6月30日および2015年6月30日終了6ヶ月間においてそれぞれ0百万ユーロおよび7百万ユーロ含んでいる。2016年6月30日および2015年6月30日終了3ヶ月間においてそれぞれ2百万ユーロおよび4百万ユーロ、ならびに2016年6月30日および2015年6月30日終了6ヶ月間においてそれぞれ0百万ユーロおよび3百万ユーロの、関連する金融商品に係る公正価値の変動は、トレーディング収益において報告されている。いずれもセールス・アンド・トレーディング（債券およびその他の商品）に報告されている。これらの利得および損失の合計は、これら連結対象の証券化ストラクチャーの損失に対する当行グループの持分を表している。

手数料およびフィー収益

単位：百万ユーロ	2016年6月30日 終了3ヶ月間	2015年6月30日 終了3ヶ月間	2016年6月30日 終了6ヶ月間	2015年6月30日 終了6ヶ月間
信託業務による手数料およびフィー	1,026	1,127	2,053	2,186
有価証券業務による手数料およびフィー	895	1,242	1,776	2,325
その他の顧客サービスによるフィー	1,000	1,095	1,970	2,216
手数料およびフィー収益合計	2,921	3,464	5,798	6,727

年金およびその他の退職後給付

単位：百万ユーロ	2016年6月30日 終了3ヶ月間	2015年6月30日 終了3ヶ月間	2016年6月30日 終了6ヶ月間	2015年6月30日 終了6ヶ月間
勤務費用	77	80	155	163
純利息費用（収益）	-3	-1	-6	-2
確定給付制度の費用合計	74	79	149	161
確定拠出制度の費用合計	103	101	233	215
退職後給付の費用合計	177	180	382	376
強制加入のドイツ社会保障年金制度に対する事業主の拠出額	57	55	121	116

当行グループは、2016年度において退職給付制度に約350百万ユーロを定期的な拠出として支払う予定である。2016年12月31日終了年度中に制度資産が当行グループに返還されることは見込まれていない。

確定給付制度債務を算定するための割引率

単位：%	2016年6月30日 現在	2015年12月31日 現在
ドイツ	1.4	2.4
英国	2.8	3.9
米国	3.4	4.2

一般管理費

単位：百万ユーロ	2016年6月30日 終了3ヶ月間	2015年6月30日 終了3ヶ月間	2016年6月30日 終了6ヶ月間	2015年6月30日 終了6ヶ月間
IT関連費用	985	858	1,921	1,723
不動産関連費および設備費	453	515	907	978
専門的サービス報酬	566	549	1,122	1,069
通信およびデータ・サービス	190	202	383	405
旅費および交際費	126	139	232	243
バンキングおよびトランザクション費用	163	150	317	285
マーケティング費用	69	71	126	135
連結対象の投資	84	111	169	217
その他の費用 ¹	583	1,741	1,780	4,350
一般管理費合計	3,221	4,335	6,957	9,404

1 訴訟関連費用純額が2016年6月30日終了3ヶ月間において120百万ユーロ（193百万ユーロの費用がキルヒの和解契約に関連する73百万ユーロの回収額により相殺されている。）および2015年6月30日終了3ヶ月間において12億ユーロ含まれている。訴訟関連費用は2016年6月30日および2015年6月30日終了6ヶ月間においてそれぞれ308百万ユーロおよび28億ユーロであった。また、銀行税勘定には、2016年6月30日および2015年6月30日終了3ヶ月間においてそれぞれ12百万ユーロの純還付額および17百万ユーロの純費用が含まれ、2016年6月30日および2015年6月30日終了6ヶ月間においてはそれぞれ526百万ユーロおよび577百万ユーロの銀行税が含まれている。

再構築

再構築は、2015年度に発表されたストラテジー2020プログラムの一部を成している。当プログラムは、インベストメント・バンキングの再配置、リテール業務の再編、地域展開の合理化および事業モデルの転換の取り組みを含んでおり、2018年までに純額で10億ユーロから15億ユーロの費用削減を達成することを目標としている。

再構築費用は、解雇給付、雇用の打ち切りによる未償却の繰延報酬報奨の前倒しを補填するための追加費用、および不動産に関連する契約解除費用から成る。

部門別の再構築費用純額

単位：百万ユーロ	2016年6月30日 終了3ヶ月間	2015年6月30日 終了3ヶ月間	2016年6月30日 終了6ヶ月間	2015年6月30日 終了6ヶ月間
グローバル・マーケット	-32	-2	-102	-22
コーポレート・アンド・インベストメント・バンキング	-59	-3	-132	-6
プライベート・ウェルス・アンド・コマースナル・クライアント	-64	1	-120	0
ドイチェ・アセット・マネジメント	-26	0	-31	1
非中核事業部門	1	-3	-4	-3
再構築費用純額合計	-179	-6	-390	-29

再構築費用の大部分は各事業部門に配分される管理部門に関連するものであるが、再構築プログラムにより影響を受ける管理部門の従業員については下表において別個に表示されている。

種類別の再構築費用純額

単位：百万ユーロ	2016年6月30日 終了3ヶ月間	2015年6月30日 終了3ヶ月間	2016年6月30日 終了6ヶ月間	2015年6月30日 終了6ヶ月間
再構築 - 従業員関連	-187	-7	-398	-30
このうち：				
解雇給付	-173	-4	-369	-22
繰延報酬の前倒し償却	-14	-4	-27	-8
社会保障	-1	1	-3	-0
再構築 - 従業員関連以外 ¹	8	1	8	1
再構築費用純額合計	-179	-6	-390	-29

1 主に不動産および技術に関連した契約解除費用。

2016年6月30日および2015年12月31日現在の再構築引当金は、それぞれ937百万ユーロおよび651百万ユーロであった。現在の再構築引当金の大部分は、今後2年の間に使用される予定である。

2016年6月30日終了6ヶ月間において、当行グループの再構築プログラムの一環として442名の正規職員が削減された。これらの削減は以下の部門内で確認された。

	2016年6月30日 終了6ヶ月間
グローバル・マーケッツ	117
コーポレート・アンド・インベストメン ト・バンキング	90
プライベート・ウェルス・アンド・コマー シャル・クライアント	28
ドイチェ・アセット・マネジメント	54
管理部門 / リージョナル・マネジメント	153
正規職員数合計	442

実効税率

2015年度対2016年度、3ヶ月間の比較

当四半期の法人所得税費用は、388百万ユーロであった（2015年度第2四半期：410百万ユーロ）。実効税率（95%）（2015年度第2四半期：33%）は、主に税務上控除不能なのれんの減損および訴訟費用ならびに株式に基づく報酬に関連する税効果による影響を受けた。

2015年度対2016年度、6ヶ月間の比較

2016年度上半期における法人所得税費用は731百万ユーロ（2015年度上半期：13億ユーロ）であった。実効税率（74%）（2015年度上半期：49%）は、主に税務上損金不算入となるのれんの減損および訴訟費用ならびに株式に基づく報酬に関連する税効果による影響を受けた。

連結貸借対照表に関する情報（無監査）

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債

単位：百万ユーロ	2016年6月30日 現在	2015年12月31日 現在
トレーディング目的保有として分類された金融資産：		
トレーディング資産：		
トレーディング証券	163,777	179,256
その他のトレーディング資産 ¹	14,782	16,779
トレーディング資産合計	178,559	196,035
デリバティブ金融商品のプラスの時価	615,426	515,594
トレーディング目的保有として分類された金融資産合計	793,985	711,630
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産：		
売戻条件付買入有価証券	64,095	51,073
借入有価証券	20,373	21,489
貸出金	10,417	12,451
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されたその他の金融資産	22,516	24,240
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産合計	117,401	109,253
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	911,386	820,883

1 2016年6月30日および2015年12月31日現在、それぞれ132億ユーロおよび155億ユーロのトレーディング可能債権が含まれている。

単位：百万ユーロ	2016年6月30日 現在	2015年12月31日 現在
トレーディング目的保有として分類された金融負債：		
トレーディング負債：		
トレーディング証券	64,860	51,327
その他のトレーディング負債	950	977
トレーディング負債合計	65,810	52,304
デリバティブ金融商品のマイナスの時価	598,837	494,076
トレーディング目的保有として分類された金融負債合計	664,647	546,381
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債：		
買戻条件付売却有価証券	43,661	31,637
貸出コミットメント	71	79
長期債務	8,321	8,710
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されたその他の金融負債	3,073	4,425
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債合計	55,126	44,852
投資契約負債 ¹	7,472	8,522
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計	727,246	599,754

1 これらは、保険の諸条件により公正価値と等しい償還価額となる投資契約である。

売却可能金融資産

単位：百万ユーロ	2016年6月30日 現在	2015年12月31日 現在
負債証券	68,803	68,266
持分証券	1,216	1,241
その他の資本持分	1,119	974
貸出金	3,137	3,102
売却可能金融資産合計	74,274	73,583

2016年1月4日より、当行グループは32億ユーロの売却可能負債証券を満期保有投資のカテゴリーへ分類変更した。詳細は、本期中報告書の注記「満期保有証券」を参照のこと。

IAS第39号およびIFRS第7号の修正、「金融資産の分類変更」

2008年10月に公表されたIAS第39号およびIFRS第7号の修正により、2008年度下半期および2009年度第1四半期において、一定の金融資産は純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および売却可能金融資産から貸出金に分類変更された。2009年度第1四半期より後には分類変更は行われていない。

当行グループは、分類変更日現在で、短期間に売却または売買することから予見可能な将来まで保有することへと、その意思および能力に明確な変更のあった、当該修正に基づく適格な資産を識別した。当該分類変更は、分類変更日現在の資産の公正価値で行われた。

分類変更された金融資産

単位：十億ユーロ (別途記載のものを除く)	貸出金に分類変更されたト レーディング資産	貸出金に分類変更された売 却可能金融資産
分類変更日現在における帳簿価額	26.6	11.4
その他の包括利益累計額内の未実現公正価値 損失	0.0	-1.1
分類変更日現在における実効金利：		
範囲の上限	13.1%	9.9%
範囲の下限	2.8%	3.9%
分類変更日現在における回収可能見込みのキャッシュ・フ ロー	39.6	17.6

2008年度および2009年度に分類変更された資産の資産種類別の帳簿価額および公正価値

単位：百万ユーロ	2016年6月30日現在		2015年12月31日現在	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
貸出金に分類変更されたトレーディング資産：				
証券化資産	784	645	1,382	1,346
負債証券	218	229	396	405
貸出金	275	254	916	857
貸出金に分類変更されたトレーディング資産合計	1,277	1,128	2,695	2,608
貸出金に分類変更された売却可能金融資産：				
証券化資産	985	922	1,540	1,470
負債証券	0	0	168	179
貸出金に分類変更された売却可能金融資産合計	985	922	1,708	1,648
貸出金に分類変更された金融資産合計	2,261 ¹	2,050	4,403 ¹	4,256

1 上記の表で示した分類変更された資産の帳簿価額に対して、金利リスクに関する有効な公正価値ヘッジ会計による帳簿価額への影響が存在している。この影響により、2016年6月30日および2015年12月31日現在の帳簿価額が、それぞれ3百万ユーロ増加および3百万ユーロ減少している。

すべての分類変更された資産はNCOUにより管理され、当該ポートフォリオにわたる処分の決定は、リスク圧縮の決定権限に従いNCOUにより行われる。2016年6月30日終了6ヶ月間において、当行グループは帳簿価額18億ユーロの分類変更された資産を売却し、その結果、純損失27百万ユーロが発生した。

売却に加えて、分類変更された資産の帳簿価額には、償還額271百万ユーロが含まれる。帳簿価額全体では、当期における為替の影響によりさらに減少した。

当該分類変更が行われなかったと仮定した場合に、純損益に認識されていたであろう未実現公正価値利得（損失）、およびその他の包括利益に認識されていたであろう純利得（損失）

単位：百万ユーロ	2016年6月30日 終了3ヶ月間	2015年6月30日 終了3ヶ月間	2016年6月30日 終了6ヶ月間	2015年6月30日 終了6ヶ月間
分類変更されたトレーディング資産に係る未実現公正価値利得（損失）（信用リスク引当金繰入額控除前）	14	-67	-26	-19
分類変更された減損の生じた売却可能金融資産に係る減損（損失）	0	0	0	0
分類変更された減損の生じていない売却可能金融資産に係る追加の未実現公正価値利得（損失）を表す、その他の包括利益に認識された純利得（損失）	16	-17	-11	-5

すべての分類変更された資産が、損益計算書の税引前利益に寄与した金額

単位：百万ユーロ	2016年6月30日 終了3ヶ月間	2015年6月30日 終了3ヶ月間	2016年6月30日 終了6ヶ月間	2015年6月30日 終了6ヶ月間
利息収益	21	36	32	79
信用リスク引当金繰入額	-1	27	-73	23
その他の収益 ¹	36	25	27	50
分類変更されたトレーディング資産に係る税引前利益(損失)	56	89	-14	153
利息収益	0	22	5	43
信用リスク引当金繰入額	0	0	3	0
その他の収益 ¹	-52	27	-54	51
分類変更された売却可能金融資産に係る税引前利益(損失)	-52	49	-46	94

¹ 分類変更された資産の売却損益に関連する。

分類変更された金融資産：資産クラス別の帳簿価額および公正価値

IAS第39号により分類変更されたすべての資産は、2012年度第4四半期のNCOUの創設に際して当該新部門に移管された。NCOUは資本需要合計およびIFRS資産を低減させるため、リスク圧縮を加速する役割を担っている。損益計算書、規制自己資本およびレバレッジへの影響を含む多数の要因が、資産を売却するか否かおよび資産売却時期の決定に関して考慮される。帳簿価額および公正価値の変動は以下の表に示している。

2008年度および2009年度に分類変更された資産の資産クラス別の帳簿価額および公正価値

単位：百万ユーロ	2016年6月30日現在			2015年12月31日現在		
	帳簿価額 (CV)	公正価値 (FV)	未実現利 得/(損失)	帳簿価額 (CV)	公正価値 (FV)	未実現利 得/(損失)
分類変更された証券化資産および負債証券：						
米国地方債	86	91	5	405	423	19
学生ローンABS	748	704	-44	1,456	1,478	22
CD0 / CLO	386	330	-56	534	498	-36
カバード・ボンド	298	231	-68	298	234	-64
商業用モーゲージ証券	51	52	1	175	176	1
住宅用モーゲージABS	89	96	7	92	93	1
その他 ¹	328	293	-35	529	498	-31
分類変更された証券化資産および負債証券 合計	1,987	1,796	-190	3,487	3,400	-88
分類変更された貸出金：						
商業用モーゲージ	44	42	-2	56	54	-1
住宅用モーゲージ	184	167	-17	810	753	-57
その他	47	45	-2	50	49	-1
分類変更された貸出金合計	275	254	-21	916	857	-59
貸出金に分類変更された金融資産合計	2,261	2,050	-211	4,403	4,256	-147

1 航空業界に関連する資産担保証券ならびにその他の証券化資産および負債証券の組合せが含まれている。

満期保有証券

2016年度第1四半期に、当行グループは、当行のバンキング勘定における収益および資本のボラティリティをより適切に表示する目的で、満期保有カテゴリーの使用を開始した。当行の既存のバンキング勘定の金利に対するエクスポージャーの管理に加えて、この新たな会計上の分類は、当行グループの特定の資産負債管理方針（返済期限の変更など）の一助となる。

当行グループは2016年1月4日より、32億ユーロの売却可能証券を満期保有投資へ分類変更した。分類変更された資産はすべて高格付の国債、国際機関債および機関債であり、当行グループの戦略的流動性準備金の一部として当行グループのトレジャリーにより管理されている。

売却可能から満期保有へ分類変更された金融資産の帳簿価額および公正価値

単位：百万ユーロ	2016年1月4日 現在		2016年6月30日 現在
	帳簿価額 (CV)	帳簿価額 (CV)	公正価値 (FV)
分類変更された負債証券：			
G7国債	432	430	455
その他の国債、国際機関債および機関債	2,809	2,794	2,899
満期保有に分類変更された金融資産合計	3,241	3,224	3,354

公正価値で計上される金融商品

公正価値ヒエラルキー

公正価値で計上される金融商品は、以下のとおり、IFRSの公正価値ヒエラルキーの3つのレベルに分類されている。

レベル1 - 活発な市場における相場価格を使用して評価される金融商品は、活発で流動性のある市場における相場価格から直接、公正価値を決定でき、かつ、市場で観察される金融商品が、当行グループの手許有高内の価格決定される金融商品の代表的なものである場合の金融商品である。

これらには、国債、ならびに活発かつ流動性の高い取引所で取引されているデリバティブおよび持分証券が含まれている。

レベル2 - 観察可能な市場データを使用した評価技法により評価される金融商品は、活発な市場で取引される類似商品を参照することにより公正価値を決定できる金融商品か、または評価技法によりその評価額を導き出すが、評価技法に使用される入力値がすべて観察可能である金融商品である。

これらには、多くのOTCデリバティブ、多くの投資適格の上場クレジット債、一定のCDS、多くの債務担保証券(CDO)、および多くの流動性の比較的低い株式が含まれている。

レベル3 - 直接観察不可能な市場データを使用した評価技法により評価される金融商品は、市場の観察可能な情報を参照することにより直接公正価値を決定することができず、他の何らかの価格決定技法の使用を要する金融商品である。この区分に分類される金融商品は、観察不可能で、かつ、公正価値に重要な影響を及ぼす要素を有する。

これらには、より複雑なOTCデリバティブ、ディストレスト債、高度な仕組み債、流動性の低い資産担保証券(ABS)、流動性の低いICDO(現金およびシンセティック)、モノライン・エクスポージャー、第三者割当増資、多くの商業用不動産(CRE)貸出金、流動性の低い貸出金および一定の地方債が含まれている。

公正価値で保有する金融商品の帳簿価額¹

単位：百万ユーロ	2016年6月30日現在			2015年12月31日現在		
	活発な市場 における相 場価格 (レベル1)	観察可能な パラメータ による評価 技法 (レベル2)	観察不可能 なパラメー タによる評 価技法 (レベル3)	活発な市場 における相 場価格 (レベル1)	観察可能な パラメータ による評価 技法 (レベル2)	観察不可能 なパラメー タによる評 価技法 (レベル3)
公正価値で保有する金融資産：						
トレーディング資産	85,104	81,802	11,653	90,031	93,253	12,751
トレーディング証券	84,746	73,280	5,752	89,718	82,869	6,669
その他のトレーディング資産	358	8,522	5,901	313	10,384	6,082
デリバティブ金融商品のプラスの時価	5,864	600,331	9,230	5,629	500,520	9,445
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	17,358	96,442	3,601	18,024	86,751	4,478
売却可能金融資産	42,395	27,531	4,348	43,260	25,449	4,874
公正価値で測定するその他の金融資産	0	3,893 ²	51	0	3,136 ²	0
公正価値で保有する金融資産合計	150,722	810,000	28,883	156,943	709,109	31,549
公正価値で保有する金融負債：						
トレーディング負債	50,837	14,947	26	40,185	12,102	18
トレーディング証券	50,773	14,061	26	40,154	11,155	18
その他のトレーディング負債	64	886	0	30	947	0
デリバティブ金融商品のマイナスの時価	6,489	583,677	8,671	5,528	480,668	7,879
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債	4	51,902	3,221	2	41,797	3,053
投資契約負債 ³	0	7,472	0	0	8,522	0
公正価値で測定するその他の金融負債	0	4,862 ²	-961 ⁴	0	6,492 ²	-1,146 ⁴
公正価値で保有する金融負債合計	57,330	662,860	10,957	45,715	549,581	9,805

1 2015年度年次報告書の注記1「重要な会計方針および決定的に重要な会計上の見積り」に記載されているように、金融商品の相殺に関する当行グループの会計方針に従って、この表中の金額は通常総額ベースで表示されている。

2 ヘッジ会計に適切なデリバティブに主に関連している。

3 これらは、保険の諸条件により公正価値と等しい償還価額となる投資契約である。これらの契約の詳細は2015年度年次報告書の注記41「保険および投資契約」を参照。

4 主契約が償却原価で保有されている契約に組み込まれているが、組込デリバティブが分離されているデリバティブに関連している。分離された組込デリバティブは、プラスまたはマイナスの公正価値を有する可能性があるが、この表においては主契約の分類と整合させて表示されている。分離された組込デリバティブは、経常的に公正価値で保有されており、公正価値ヒエラルキーの分類間で分割されている。

評価技法

以下は、当行グループが取引している異なった種類の金融商品の公正価値を設定する際に使用される評価技法の説明である。

ソブリン債、準ソブリン債および社債ならびに持分証券 最近の取引がない場合、公正価値は、直近の市場価格（直近日以後のすべてのリスク変動および情報を調整したもの）から決定される場合がある。近い代用金融商品が活発な市場で取引されている場合、公正価値は、金融商品のリスク・プロファイルの相違に関して代用金融商品の価値を調整することにより決定される。近い代用金融商品が入手不可能な場合には、公正価値は、より複雑なモデリング技法を使用して見積られる。これらの技法には、信用、金利、流動性およびその他のリスクの現在の市場相場を使用する割引キャッシュ・フロー・モデルが含まれる。持分証券については、モデリング技法には株価収益率に基づくものも含まれることがある。

モーゲージ担保証券およびその他の資産担保証券（MBS/ABS）には、住宅用・商業用MBSおよびその他のABS（CDOを含む。）が含まれる。ABSは、それらが様々な基礎となる資産を有し、また発行事業体が様々な資本構成を有するため、固有の特性を有している。多くのCDO金融商品と同様に、基礎となる資産がそれ自体ABSである場合には、複雑度はさらに増加する。

信頼できる外部価格が入手不可能な場合において、ABSは、適用可能なときは、市場において観察可能な類似取引に基づき行われる相対的価値分析、または入手可能で観察可能な入力値を組み込む業界標準の評価モデルを使用して評価される。業界標準の外部モデルは、独立した価格テストが可能な仮定に基づき、一定取引の元本および利息の支払を計算する。入力値には期限前償還率、損失仮定（タイミングおよび強度）および割引率（スプレッド、利回りまたはディスカウント・マージン）が含まれる。これらの入力値/仮定は、適切な場合、実際の取引、外部市場調査および市場インデックスから得られる。

貸出金 一定の貸出金については、公正価値は、最近生じた取引の市場価格（同取引日より後のすべてのリスク変動および情報を調整したもの）から決定されることがある。最近の市場取引がない場合、公正価値を決定するため、ブローカーの気配値、コンセンサス・プライシング、代用金融商品または割引キャッシュ・フロー・モデルが使用される。割引キャッシュ・フロー・モデルは、必要に応じて、信用リスク、金利リスク、為替リスク、予想デフォルト時損失率およびデフォルト時利用金額のパラメータ入力値を組み込んでいる。信用リスク、デフォルト時損失率およびデフォルト時利用率のパラメータは、入手可能かつ適切な場合、貸出金市場またはCDS市場からの情報を使用して決定される。

レバレッジ貸出金は、取引固有の特性を有する場合があります。それにより市場で観察される取引の関連性が限定される可能性がある。外部プライシング・サービスから観察可能な価格が入手可能な類似の取引が存在する場合、この情報は、取引の相違を反映させるための適切な調整をした上で使用される。類似の取引が存在しない場合、割引キャッシュ・フロー評価技法が、適切なレバレッジ貸出金インデックス（産業分類、貸出金の劣後化ならびに貸出金および貸出相手先のその他の関連情報を組み込んでいる。）から得られた信用スプレッドとともに使用される。

店頭デリバティブ金融商品 流動性の高い取引市場における市場標準取引（金利スワップ、G7通貨による外国為替予約およびオプション契約、ならびに上場証券またはインデックスに係るエクイティ・スワップおよびオプション契約等）は、市場標準モデルおよび公表パラメータ入力値を使用して評価される。パラメータ入力値は、可能な限り、プライシング・サービス、コンセンサス・プライシング・サービスおよび活発な市場において最近生じた取引から入手される。

より複雑な金融商品は、その金融商品に特有のより洗練されたモデリング技法を使用してモデル化され、入手可能な市場価格に調整される。モデルから出力された価値が関連する市場参照値に調整されない場合、モデルから出力された価値に対して差異を調整するための評価調整が行われる。あまり活発でない市場では、データは頻度の少ない市場取引、ブローカーの気配値から、また外挿法および内挿法を通して得られる。観察可能な価格または入力値が入手不可能な場合、過去のデータ、取引の経済性に関するファンダメンタル分析および類似取引からの代用情報等の、その他の関連する情報源を評価することにより公正価値を決定するために経営陣の判断が要求される。

公正価値オプションに基づき純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債 公正価値オプションに基づき純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債の公正価値は、その金融負債に関連する当行グループの信用リスクの測定を含む、すべてのマーケット・リスク要因を組み込んでいる。金融負債には、仕組み債の発行、仕組み預金および連結ビークルが発行するその他の仕組み証券が含まれ、これらは活発な市場で取引されていないことがある。これらの金融負債の公正価値は、関連する信用度調整後のイールド・カーブを使用して、契約上のキャッシュ・フローを割引くことにより決定される。マーケット・リスク・パラメータは、資産として保有する類似金融商品と整合する手法で評価される。例えば、仕組み債に組み込まれたデリバティブは、上記の「店頭デリバティブ金融商品」の項に記載された同様の手法を使用して評価される。

公正価値オプションに基づき純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債に担保が付されている場合（貸付有価証券および買戻条件付売却有価証券等）、当該信用補完は負債の公正価値の評価に考慮される。

投資契約負債 投資契約負債に関連する資産は当行グループが保有する。当行グループは、投資契約によりこれらの負債の決済にこれらの資産を使用することを義務付けられている。そのため、投資契約負債の公正価値は、基礎となる資産（すなわち、保険契約の解約時に支払われる金額）の公正価値によって決定される。

重要で観察不可能なパラメータを含む評価技法から得られた公正価値で計上された金融商品の分析（レベル3）
公正価値ヒエラルキーのレベル3の金融商品の一部は、観察不可能な入力値に対して、相殺関係にある同一または類似するエクスポージャーを有している。しかし、これらはIFRSに従って、総額で資産および負債として表示することを要求されている。

トレーディング証券 一定の流動性の低い新興市場における社債および流動性の低い高度な仕組み社債は、ヒエラルキーの当該レベルに含まれている。さらに、証券化事業体が発行したノート、商業用・住宅用MBS、債務担保証券およびその他のABSの一部の保有はここで報告されている。当期間における減少は主に、決済により裏付けられる売却（レベル2とレベル3の間の振替および購入によって一部相殺された。）に起因している。

公正価値ヒエラルキーの当該レベルに分類されるデリバティブ商品のプラスおよびマイナスの時価は、一つまたは複数の重要で観察不可能なパラメータに基づき評価される。観察不可能なパラメータは、一定の相関関係、一定の長期ボラティリティ、一定の期限前償還率、信用スプレッドおよびその他の取引に特有のパラメータを含む場合がある。

レベル3のデリバティブには、基礎となる企業資産の参照プールが、定期的に市場で取引されるインデックスと厳密には比較可能でないカスタマイズされたCDOデリバティブ、一定のトランシェ分けされたインデックス・クレジット・デリバティブ、ボラティリティが観察不可能な一定のオプション、参照される基礎となる資産間の相関関係が観察不可能な一定のバスケット・オプション、長期金利オプション・デリバティブ、複数通貨の外国為替デリバティブ、および信用スプレッドが観察不可能な一定のクレジット・デフォルト・スワップが含まれている。当期間における減少は、決済（利得によって一部相殺された。）によるものである。

公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類されるその他のトレーディング金融商品は、主に一つまたは複数の重要で観察不可能なパラメータに基づく評価モデルを使用して評価されるトレーディング可能債権から構成される。レベル3の貸出金は、流動性の低いレバレッジ貸出金および流動性の低い住宅用・商業用モーゲージ貸出金から構成される。当期間におけるわずかな減少は、決済（レベル2とレベル3の間の振替によって大部分が相殺された。）によるものである。

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産 / 負債 公正価値オプションに基づき純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された一定の企業向け貸出金および仕組み債は、公正価値ヒエラルキーの当該レベルに分類される。企業向け貸出金は、観察可能な信用スプレッド、回収率および観察不可能な利用率のパラメータを組み込んだ評価技法を使用して評価されている。リボルビング貸出枠は、デフォルト時の利用率パラメータが重要で観察不可能であるため、ヒエラルキーのレベル3において報告されている。さらに、組込デリバティブを含む、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された一定のハイブリッド債の発行は、重要で観察不可能なパラメータに基づき評価される。これらの観察不可能なパラメータは、単一の株式のボラティリティの相関関係を含んでいる。当期間における資産の減少は主に、決済およびレベル2とレベル3の間の振替に起因している。負債の増加は、発行（決済によって一部相殺された。）およびレベル2とレベル3の間の振替によるものである。

売却可能金融資産には、トレーディング目的でない不良債権のポートフォリオおよび近い代用品がなく市場の流動性が非常に低い場合の非上場の資本性金融商品が含まれている。資産は主に決済によって減少した。

レベル3に分類された金融商品の調整

2016年6月30日現在

単位： 百万ユーロ	期首残高	連結会社グループの変動	利得 / 損失合計 ¹	購入	売却	発行 ²	決済 ³	レベル3への振替 ⁴	レベル3からの振替 ⁴	期末残高
公正価値で保有する金融資産： トレーディング証券	6,669	0	56	482	-2,221	0	-786	1,969	-417	5,752
デリバティブ金融商品のプラスの時価	9,445	0	196	0	0	0	-484	1,206	-1,133	9,230
その他のトレーディング資産	6,082	0	13	1,439	-1,665	162	-503	1,277	-904	5,901
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	4,478	0	-127	0	-127	27	-496	40	-195	3,601
売却可能金融資産	4,874	0	-37 ⁵	308	-312	0	-515	108	-79	4,348
公正価値で測定するその他の金融資産	0	0	0	0	0	0	0	51	0	51
公正価値で保有する金融資産合計	31,549	0	102 ^{6,7}	2,230	-4,325	189	-2,784	4,650	-2,729	28,883
公正価値で保有する金融負債： トレーディング証券	18	0	-0	0	0	0	8	0	0	26
デリバティブ金融商品のマイナスの時価	7,879	0	39	0	0	0	-589	2,049	-707	8,671
その他のトレーディング負債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債	3,053	0	57	0	0	674	-321	85	-327	3,221
公正価値で測定するその他の金融負債	-1,146	0	6	0	0	0	17	-21	182	-961
公正価値で保有する金融負債合計	9,805	0	102 ^{6,7}	0	0	674	-885	2,113	-852	10,957

- 1 利得および損失合計は主に、連結損益計算書において報告された純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）に関連している。当該残高にはまた、連結損益計算書において報告された売却可能金融資産に係る純利得（損失）、ならびにその他の包括利益、税引後において報告された売却可能金融資産に係る未実現純利得（損失）および為替レート変動が含まれている。なお、一定の金融商品はレベル1またはレベル2の金融商品によりヘッジされているが、上記の表にはこれらのヘッジ手段に係る利得および損失が含まれていない。また、観察可能および観察不可能なパラメータの両方が、公正価値ヒエラルキーのレベル3において分類された金融商品の公正価値を決定するために使用される場合がある。表中の利得および損失は、観察可能および観察不可能なパラメータの両方の変動に起因している。
- 2 発行は、負債の発行に係る現金受取額および借手に対する貸出金の新規発行に係る現金支払額に関連している。
- 3 決済は、資産または負債を決済するためのキャッシュ・フローを表している。負債性および貸出金の金融商品については、これには満期の元本、元本の償却および元本の返済が含まれている。デリバティブについては、すべてのキャッシュ・フローは決済に表示されている。
- 4 レベル3への振替およびレベル3からの振替は、入力パラメータの観察可能性の変動に関連している。当期において、それらは当期首の公正価値で計上されている。同表は、レベル3に振り替えられた金融商品については、当期首において当該金融商品がレベル3に振り替えられたかのように当該金融商品に係る利得および損失ならびにキャッシュ・フローを示している。同様にレベル3から振り替えられた金融商品については、同表は、当期における当該金融商品に係る利得および損失ならびにキャッシュ・フローを示していない。これは、同表が、当期首において当該金融商品がレベル3から振り替えられたかのように表示しているためである。

- 5 売却可能金融資産に係る利得および損失合計には、その他の包括利益、税引後において認識された損失24百万ユーロが含まれている。
- 6 この金額には為替レート変動の影響が含まれている。公正価値で保有する金融資産合計については、この影響は93百万ユーロの損失であり、公正価値で保有する金融負債合計については、この影響は96百万ユーロの利得である。為替レート変動の影響はその他の包括利益累計額、税引後において報告されている。
- 7 資産については、プラスの残高は利得を、マイナスの残高は損失を表している。負債については、プラスの残高は損失を、マイナスの残高は利得を表している。

2015年6月30日現在

単位： 百万ユーロ	期首残高	連結会社グループの変動	利得/損失合計 ¹	購入	売却	発行 ²	決済 ³	レベル3への振替 ⁴	レベル3からの振替 ⁴	期末残高
公正価値で保有する金融資産： トレーディング証券	8,957	0	457	1,115	-1,884	0	-481	961	-814	8,311
デリバティブ金融商品のプラスの時価	9,559	0	271 ⁵	0	0	0	-749	1,228 ⁵	-744	9,564
その他のトレーディング資産	4,198	0	393	1,142	-964	275	-266	820	-345	5,254
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	4,152	0	280	0	0	1,199	-864	84	-539	4,314
売却可能金融資産	4,427	-0	186 ⁶	274	-220	0	-446	111	-18	4,315
公正価値で測定するその他の金融資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公正価値で保有する金融資産合計	31,294	-0	1,587 ^{7,8}	2,531	-3,067	1,474	-2,806	3,205	-2,460	31,758
公正価値で保有する金融負債： トレーディング証券	43	0	4	0	0	0	25	0	-39	33
デリバティブ金融商品のマイナスの時価	6,553	0	191 ⁵	0	0	0	-542	1,583 ⁵	-822	6,963
その他のトレーディング負債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債	2,366	0	133	0	0	1,168	-281	167	-49	3,504
公正価値で測定するその他の金融負債	-552	0	-32	0	0	0	15	-11	383	-197
公正価値で保有する金融負債合計	8,410	0	295 ^{7,8}	0	0	1,168	-783	1,739	-526	10,303

- 1 利得および損失合計は主に、連結損益計算書において報告された純損益を通じて公正価値で測定する金融資産/負債に係る純利得(損失)に関連している。当該残高にはまた、連結損益計算書において報告された売却可能金融資産に係る純利得(損失)、ならびにその他の包括利益、税引後において報告された売却可能金融資産に係る未実現純利得(損失)および為替レート変動が含まれている。なお、一定の金融商品はレベル1またはレベル2の金融商品によりヘッジされているが、上記の表にはこれらのヘッジ手段に係る利得および損失が含まれていない。また、観察可能および観察不可能なパラメータの両方が、公正価値ヒエラルキーのレベル3において分類された金融商品の公正価値を決定するために使用される場合がある。表中の利得および損失は、観察可能および観察不可能なパラメータの両方の変動に起因している。
- 2 発行は、負債の発行に係る現金受取額および借手に対する貸出金の新規発行に係る現金支払額に関連している。
- 3 決済は、資産または負債を決済するためのキャッシュ・フローを表している。負債性および貸出金の金融商品については、これには満期時の元本、元本の償却および元本の返済が含まれている。
デリバティブについては、すべてのキャッシュ・フローは決済に表示されている。
- 4 レベル3への振替およびレベル3からの振替は、入力パラメータの観察可能性の変動に関連している。当期において、それらは当期首の公正価値で計上されている。同表は、レベル3に振り替えられた金融商品については、当期首において当該金融商品がレベル3に振り替えられたかのように当該金融商品に係る利得および損失ならびにキャッシュ・フローを示している。同様にレベル3から振り替えられた金融商

品については、同表は、当期における当該金融商品に係る利得および損失ならびにキャッシュ・フローを示していない。これは、同表が、当期首において当該金融商品がレベル3から振り替えられたかのように表示しているためである。

- 5 利得 / 損失合計は、「デリバティブ金融商品のプラスの時価」293百万ユーロおよび「デリバティブ金融商品のマイナスの時価」343百万ユーロによって修正再表示されている。レベル3への振替は、「デリバティブ金融商品のプラスの時価」670百万ユーロおよび「デリバティブ金融商品のマイナスの時価」708百万ユーロによって修正再表示されている。
- 6 売却可能金融資産に係る利得および損失合計には、その他の包括利益、税引後において認識された損失11百万ユーロ、および売却可能金融資産に係る純利得（損失）に表示された、損益計算書に認識された利得4百万ユーロが含まれている。
- 7 この金額には為替レート変動の影響が含まれている。公正価値で保有する金融資産合計については、この影響は526百万ユーロの利得であり、公正価値で保有する金融負債合計については、この影響は156百万ユーロの損失である。為替レート変動の影響はその他の包括利益累計額、税引後において報告されている。
- 8 資産については、プラスの残高は利得を、マイナスの残高は損失を表している。負債については、プラスの残高は損失を、マイナスの残高は利得を表している。

観察不可能なパラメータの感応度分析

金融商品の価値が観察不可能なパラメータ入力値に左右される場合、貸借対照表日現在のこれらのパラメータの正確な水準は、合理的に可能性のある代替値の範囲から得られる場合がある。財務諸表を作成する際に、これらの観察不可能な入力パラメータの適切な水準は、現行の市場の証拠と整合し、また、上述の当行グループの評価統制に対するアプローチに沿うように選択される。当行グループが関連する金融商品を合理的に可能性のある代替値の範囲の両極から得られるパラメータ価値を使用して評価した場合、2016年6月30日現在では、公正価値は16億ユーロ増加または11億ユーロ減少した可能性がある。2015年12月31日現在では、公正価値は21億ユーロ増加または15億ユーロ減少した可能性がある。

この開示は、評価を観察不可能な入力パラメータに依拠している金融商品の公正価値に係る、相対的な不確実性の潜在的な影響を説明することを目的としている。しかしながら、実際には、すべての観察不可能なパラメータが同時に合理的に可能性のある代替値の範囲の両極となる可能性は低い。このため上記に開示された見積りは貸借対照表日現在における公正価値の真の不確実性より大きくなる可能性がある。さらに、当該開示は公正価値の将来の変動を予測または暗示するものではない。

ここで考慮される金融商品の多く（特にデリバティブ）については、観察不可能な入力パラメータは、金融商品の価格決定に要求されるパラメータの一部のみを表しており、残りは観察可能なパラメータである。このため、これらの金融商品については、観察不可能な入力パラメータをこれらの範囲の両極に変動させることの全体的な影響は、金融商品の公正価値合計と比較して相対的に小さい可能性がある。その他の金融商品については、公正価値は全体の金融商品価格に基づいて、例えば、合理的な代用金融商品の公正価値を調整することにより決定される。また、すべての金融商品は、当該金融商品を手仕舞いするコストの評価調整を含めた公正価値で既に計上されており、したがって、不確実性それ自体を市場の価格決定に反映させるために不確実性を既に織り込み済みである。このため、この開示において計算される不確実性のマイナスの影響は、財務諸表上の公正価値に既に織り込み済みの不確実性のマイナスの影響を超える部分である。

金融商品の種類別の感応度分析の内訳¹

	2016年6月30日現在		2015年12月31日現在	
	合理的に可能性のある代替値の使用によるプラスの公正価値変動	合理的に可能性のある代替値の使用によるマイナスの公正価値変動	合理的に可能性のある代替値の使用によるプラスの公正価値変動	合理的に可能性のある代替値の使用によるマイナスの公正価値変動
単位：百万ユーロ				
有価証券：				
負債証券	169	128	212	158
商業用モーゲージ担保証券	11	11	12	11
モーゲージ担保証券およびその他の資産担保証券	48	45	38	31
社債、ソブリン債およびその他の債務証券	109	72	161	116
持分証券	160	83	179	105
デリバティブ：				
信用	221	222	489	627
エクイティ	181	134	183	131
金利関連	254	136	364	147
外国為替	24	17	17	13
その他	156	103	161	100
貸出金：				
貸出金	409	253	539	261
貸出コミットメント	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
合計	1,574	1,076	2,144	1,542

1 観察不可能なパラメータに対するエクスポージャーが異なる金融商品の間で相殺される場合には、純影響額のみがこの表で開示される。

重要で観察不可能な入力値の感応度に関する定量的情報

レベル3の公正価値測定に係る観察不可能なパラメータの動向は、必ずしも独立したものではなく、多くの場合、他の観察不可能なパラメータおよび観察可能なパラメータの双方との間に動的な関係が存在する。こうした関係は、ある金融商品の公正価値にとって重要である場合には、相関関係パラメータを通じて明確に捕捉されるか、または価格決定モデルもしくは評価技法を通じて別の方法で管理される。評価技法が複数の入力値を使用する場合、特定の入力値の選択が他の入力値の可能値の範囲を限定することが多い。さらに、広範な市場要素（金利、株価指数、信用指数、コモディティ指数、外国為替レート等）も影響し得る。

下記の値の範囲は、レベル3内の重要なエクスポージャーの評価に使用された入力値の最大値および最小値を示している。開示を構成する金融商品の多様性は重要であることから、特定のパラメータの範囲は広くなる場合がある。例えば、モーゲージ担保証券に係る信用スプレッドの範囲は、より狭いスプレッドを伴う流動性の比較的高い正常ポジションから、より広い信用スプレッドを有する流動性の比較的低い不良ポジションまでを表している。レベル3には流動性の比較的低い公正価値金融商品が含まれていることから、関連する市場力学を捕捉するための各エクスポージャーの種類内の価格決定の分化の度合いが高いため、広範なパラメータが見られると予想される。その次に、主要な各パラメータの種類の簡単な説明が、当該パラメータ間の重要な相互関係に関するコメントとともに記載されている。

信用パラメータは、デフォルト確率およびデフォルトの結果生じる損失の表示を可能にすることにより、エクスポージャーの信用度の評価に使用される。信用スプレッドは、信用度を反映する最たるものであり、発行体と参照ベンチマークとの信用の質の違いを許容するために債券保有者が要求するであろう、ベンチマーク参照金融商品（評価対象の資産に応じて通常はLIBORまたは関連する財務省証券）を上回るプレミアムまたは利回りを示す。信用スプレッドが大きいくほど、信用の質が低いことを意味し、結果として特定の債券または借手によって当行に返済される他の貸出金資産の価値は下がる。回収率は、貸出金の債務不履行時に貸手が受け取るであろう金額、または債券の債務不履行時に債券保有者が受け取るであろう金額の見積りを示す。他のパラメータを一定にした場合、回収率が高いほど、特定の債券ポジションの評価額は高くなる。年率換算デフォルト率（Constant Default Rate (CDR)）および年率換算期限前償還率（Constant Prepayment Rate (CPR)）は、これらのパラメータが予定された返済および利払時に発生している進行中の債務不履行や、借手が追加の（通常は自主的な）繰上返済を行うか否か見積ることから、より複雑な貸出金および負債性資産の評価を可能にする。これらのパラメータは、借手による返済が長期にわたって行われる場合や、借手が貸出金を繰上返済できる場合（例えば一部の住宅用モーゲージに見られる。）にお

ける、モーゲージやその他の種類の貸出の公正価値に関する意見の形成の際に特に関連性が高い。CDRが高いほど、貸手が最終的に受け取る現金が少なくなることから、特定の貸出金またはモーゲージの評価額は低くなる。

金利、信用スプレッド、インフレ率、外国為替レートおよび株価が、一定のオプション金融商品やその他の複雑なデリバティブ（デリバティブ保有者が受け取るペイオフがこれらの参照基礎数値の長期にわたる動向に左右される場合）において参照される。ボラティリティ・パラメータは、基礎となる金融商品に係るリターンの変動性の評価を可能にすることにより、オプションの動向の主要な属性を表す。このボラティリティは確率の尺度であり、ボラティリティが高いほど特定の結果が生じる確率が高まることを意味する。参照基礎数値（金利、信用スプレッド等）は、オプションから期待できるリターンの大きさを表すことにより、オプションの評価額に影響を及ぼす。このため、特定のオプションの評価額は、基礎となる金融商品の価値および当該金融商品のボラティリティ（ペイオフの大きさを示す。）、ならびに当該ペイオフが発生する確率に左右される。ボラティリティが高いと、プラスのリターンの確率が高まることから、オプション保有者のオプションの価値は高まる。オプションによって表されるペイオフが重要である場合にも、オプションの価値は高まる。

相関関係は、デリバティブまたは他の金融商品に複数の参照基礎数値が存在する場合に、参照基礎数値間の影響力のある関係を表すために使用される。こうした関係（例えばコモディティ相関関係や金利・為替相関関係）の一部の背後には通常、世界的需要によるコモディティ群への影響や金利平価による外国為替レートへの影響といったマクロ経済的要因が存在する。クレジット・デリバティブや株式バスケット・デリバティブといった場合には、信用参照数値間や株式間により具体的な関係が存在し得る。信用相関関係は、様々な信用商品の信用パフォーマンス間関係の見積りに使用され、株式相関関係は様々な株式のリターン間関係の見積りに使用される。相関関係エクスポージャーを有するデリバティブは、ロングまたはショートの間関係のいずれかである。高い相関関係は、参照基礎数値間に強い関係が存在することを示唆し、このことはロングの相関関係デリバティブの価値の上昇につながる。負の相関関係は、参照基礎数値間関係が反対であることを意味する（すなわち、ある参照基礎数値の価格の上昇が他の参照基礎数値の価格の下落につながる。）。

流動性の比較的低い有価証券の評価にはEBITDA（利息、税金、減価償却費および償却費前利益）マルチプル法が使用され得る。この方法の下では、企業の企業価値（以下「EV」という。）は、観察可能な類似企業のEV / EBITDA倍率を識別し、評価見積りの対象である企業のEBITDAにこの倍率を適用することにより見積ることができる。この方法の下では、使用される一般に上場した類似企業と評価対象企業との流動性の差に起因した流動性の調整が頻繁に適用される。EV / EBITDA倍率が高いほど、公正価値は上昇する。

レベル3に分類された金融商品および観察不可能な入力値に関する定量的情報

2016年6月30日現在

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	公正価値		評価技法 ¹	重要で観察不可能な 入力値 (レベル3)	範囲
	資産	負債			
公正価値で保有する金融 商品-トレーディング目的保 有、公正価値で測定するもの として指定、および売却可 能： モーゲージ担保証券およびそ の他の資産担保証券	396	0	価格に基づく技法	価格	0% 176%
			割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(bps)	130 2,168
モーゲージ担保証券および その他の資産担保証券	1,412	0	価格に基づく技法	価格	0% 105%
			割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(bps)	91 2,000
				回収率	0% 100%
				年率換算デフォルト率	0% 13%
				年率換算期限前償還率	0% 40%
モーゲージ担保証券およびそ の他の資産担保証券合計	1,809	0			
負債証券およびその他の債務 証券	4,032	1,701	価格に基づく技法	価格	0% 169%
トレーディング目的保有	3,636	26	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(bps)	42 1,218
社債、ソブリン債および その他の債務証券	3,636				
売却可能	216				
公正価値で測定するものと して指定	180	1,675			
持分証券	997	0	マーケット・アプローチ	価格 / 純資産価額	70% 100%
トレーディング目的保有	306	0		企業価値 / EBITDA (マ ルチプル)	5 17
公正価値で測定するものと して指定	21				
売却可能	670		割引キャッシュ・フロー	加重平均資本コスト	9% 16%
貸出金	11,249	0	価格に基づく技法	価格	0% 160%
トレーディング目的保有	5,893	0	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(bps)	137 4,612
公正価値で測定するものと して指定	2,785			年率換算デフォルト率	0% 24%
売却可能	2,571			回収率	25% 82%
貸出コミットメント	0	69	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(bps)	6 670
				回収率	30% 75%
			ローン価格決定モデル	利用率	0% 100%
その他の金融商品	1,565 ²	1,477 ³	割引キャッシュ・フロー	IRR	4% 23%
				レポ・レート(bps)	75 131
公正価値で保有する金融商品 合計	19,652	3,247			

1 評価技法および続く重要な観察不可能な入力値は、各ポジション合計に関連している。

2 その他の金融資産には、その他のトレーディング資産8百万ユーロ、公正価値で測定するものとして指定されたその他の金融資産616百万ユーロおよびその他の売却可能金融資産891百万ユーロが含まれている。

3 その他の金融負債には、公正価値で測定するものとして指定された買戻条件付売却有価証券14億ユーロおよび公正価値で測定するものとして指定されたその他の金融負債59百万ユーロが含まれている。

2015年12月31日現在

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	公正価値		評価技法 ¹	重要で観察不可能な 入力値 (レベル3)	範囲
	資産	負債			
公正価値で保有する金融 商品-トレーディング目的保 有、公正価値で測定するもの として指定、および売却可 能： モーゲージ担保証券およびそ 他の資産担保証券					
商業用モーゲージ担保証券	224	0	価格に基づく技法	価格	0% 105%
			割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(bps)	370 1,500
モーゲージ担保証券および その他の資産担保証券	1,891	0	価格に基づく技法	価格	0% 111%
			割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(bps)	32 2,000
				回収率	0% 100%
				年率換算デフォルト率	0% 24%
				年率換算期限前償還率	0% 51%
モーゲージ担保証券およびそ 他の資産担保証券合計	2,115	0			
負債証券およびその他の債務 証券	4,721	1,654	価格に基づく技法	価格	0% 230%
トレーディング目的保有	4,229	18	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(bps)	9 984
社債、ソブリン債および その他の債務証券	4,229				
売却可能	330				
公正価値で測定するものと して指定	163	1,636			
持分証券	1,248	0	マーケット・アプローチ	価格/純資産価額	70% 100%
トレーディング目的保有	325	0		企業価値/EBITDA(マ ルチプル)	1 18
公正価値で測定するものと して指定	21				
売却可能	901		割引キャッシュ・フロー	加重平均資本コスト	8% 12%
貸出金	12,626	0	価格に基づく技法	価格	0% 146%
トレーディング目的保有	6,076	0	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(bps)	103 2,787
公正価値で測定するものと して指定	3,672			年率換算デフォルト率	0% 24%
売却可能	2,879			回収率	10% 82%
貸出コミットメント	0	84	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(bps)	5 1,257
				回収率	20% 75%
			ローン価格決定モデル	利用率	0% 100%
その他の金融商品	1,394 ²	1,333 ³	割引キャッシュ・フロー	IRR	4% 24%
				レポ・レート(bps)	125 277
公正価値で保有する金融商品 合計	22,104	3,071			

1 評価技法および続く重要な観察不可能な入力値は、各ポジション合計に関連している。

2 その他の金融資産には、その他のトレーディング資産6百万ユーロ、公正価値で測定するものとして指定されたその他の金融資産623百万ユーロおよびその他の売却可能金融資産765百万ユーロが含まれている。

3 その他の金融負債には、公正価値で測定するものとして指定された買戻条件付売却有価証券12億ユーロおよび公正価値で測定するものとして指定されたその他の金融負債84百万ユーロが含まれている。

2016年6月30日現在

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く) 公正価値で保有する金融 商品： デリバティブ金融商品の 時価：	公正価値		評価技法	重要で観察不可能 な入力値 (レベル3)	範囲	
	資産	負債				
金利デリバティブ	4,075	3,033	割引キャッシュ・フロー	スワップ・レート (bps) インフレ・スワップ・レート 年率換算デフォルト率 年率換算期限前償還率	5 0% 0% 0%	1,828 7% 7% 16%
			オプション価格決定モデル	インフレ・ボラティリティ 金利ボラティリティ	0% 1%	7% 164%
				金利間の相関関係 ハイブリッド相関関係	-25% -85%	100% 95%
クレジット・デリバティブ	2,013	2,211	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド (bps) 回収率	0 0%	31,500 100%
			相関関係価格決定モデル	信用相関関係	13%	85%
エクイティ・デリバティブ	796	1,382	オプション価格決定モデル	株式ボラティリティ インデックス・ボラティリティ インデックス間の相関関係 株式間の相関関係	9% 15% 46% 10%	81% 66% 92% 84%
FXデリバティブ	1,416	1,408	オプション価格決定モデル	ボラティリティ	8%	32%
その他のデリバティブ	932	-325	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド (bps)	-	-
			オプション価格決定モデル	インデックス・ボラティリティ コモディティ相関関係	7% -21%	85% 75%
デリバティブ金融商品の時価 合計	9,230	7,710				

1 主契約が償却原価で保有されている契約に組み込まれているが、組込デリバティブが分離されているデリバティブが含まれている。

2015年12月31日現在

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く) 公正価値で保有する金融 商品： デリバティブ金融商品の 時価：	公正価値		評価技法	重要で観察不可能な入力値 (レベル3)	範囲	
	資産	負債				
金利デリバティブ	3,775	2,337	割引キャッシュ・フロー	スワップ・レート (bps) インフレ・スワップ・レート 年率換算デフォルト率 年率換算期限前償還率	-20 0% 0% 2%	915 8% 6% 19%
			オプション価格決定モデル	インフレ・ボラティリティ 金利ボラティリティ 金利間の相関関係 ハイブリッド相関関係	0% 9% -25% -70%	8% 176% 100% 99%
クレジット・デリバティブ	2,626	1,771	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド (bps) 回収率	3 0%	8,526 100%
			相関関係価格決定モデル	信用相関関係	13%	89%
エクイティ・デリバティブ	695	1,402	オプション価格決定モデル	株式ボラティリティ インデックス・ボラティリティ インデックス間の相関関係 株式間の相関関係	9% 12% 45% 5%	89% 85% 93% 93%
FXデリバティブ	1,613	1,604	オプション価格決定モデル	ボラティリティ	2%	24%
その他のデリバティブ	736	-380 ¹	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド (bps)	-	-
			オプション価格決定モデル	インデックス・ボラティリティ コモディティ相関関係	7% -21%	36% 90%
デリバティブ金融商品の時価 合計	9,445	6,733				

1 主契約が償却原価で保有されている契約に組み込まれているが、組込デリバティブが分離されているデリバティブが含まれている。

報告日現在において保有されるまたは発行済のレベル3の金融商品に係る未実現利得または損失

レベル3の金融商品に係る未実現利得または損失は観察不可能なパラメータのみによるものではない。ヒエラルキーの当該レベルにおける金融商品の評価に対するパラメータ入力値の多くは観察可能であり、利得または損失は、当該期間にわたるこれらの観察可能なパラメータの変動が一因となっている。ヒエラルキーの当該レベルにおけるポジションの多くは、公正価値ヒエラルキーの他のレベルに分類されている金融商品によって経済的にヘッジされている。当該ヘッジのすべてに係る、計上された相殺関係にある利得または損失は以下の表には含まれていない。同表は、IFRS第13号に従って報告日において保有されているレベル3に分類された金融商品それ自体に関連する利得および損失のみを示している。レベル3の金融商品に係る未実現利得および損失は、連結損益計算書において、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益および純利益のいずれにも含まれる。

単位：百万ユーロ	2016年6月30日 終了6ヶ月間	2015年6月30日 終了6ヶ月間
公正価値で保有する金融資産：		
トレーディング証券	66	506
デリバティブ金融商品のプラスの時価	668	349 ¹
その他のトレーディング資産	68	167
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	-24	165
売却可能金融資産	52	-5
公正価値で測定するその他の金融資産	0	0
公正価値で保有する金融資産合計	830	1,182
公正価値で保有する金融負債：		
トレーディング証券	-0	0
デリバティブ金融商品のマイナスの時価	-247	350 ¹
その他のトレーディング負債	0	0
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債	-113	-74
公正価値で測定するその他の金融負債	-11	39
公正価値で保有する金融負債合計	-371	315
合計	459	1,497

¹ 金額は、「デリバティブ金融商品のプラスの時価」293百万ユーロおよび「デリバティブ金融商品のマイナスの時価」343百万ユーロによって修正再表示されている。

取引日利益の認識

評価技法で使用された入力値に重要で観察不可能なものがある場合、金融商品は取引価格で認識され、取引日利益は繰延べられる。以下の表は、純損益を通じて公正価値で分類された金融商品に関して、重要で観察不可能なパラメータにより繰延べられた取引日利益の期首から現在までの変動を示している。当該残高は主にデリバティブ金融商品に関連している。

単位：百万ユーロ	2016年6月30日	2015年6月30日
期首残高	955	973
期中の新規取引	191	274
償却	-196	-199
満期取引	-74	-92
その後の観察可能性の変動	-82	-30
為替レートの変動	-1	7
期末残高	793	934

[次へ](#)

公正価値で計上されない金融商品の公正価値

この項は、当行グループの2015年度年次報告書の注記15「公正価値で計上されない金融商品の公正価値」と併せて読むべきものである。

貸借対照表において公正価値で計上されない当行グループの金融商品の公正価値を設定するために使用される評価技法は、当行グループの2015年度年次報告書の注記14「公正価値で計上される金融商品」に記載されたものと整合している。「IAS第39号およびIFRS第7号の修正、「金融資産の分類変更」」の項に記載されているとおり、当行グループは、一部の適格資産をトレーディングおよび売却可能分類から貸出金に分類変更した。当行グループは、当行グループの2015年度年次報告書の注記14「公正価値で計上される金融商品」に記載された関連する評価技法を分類変更後の資産に対して引き続き適用する。

公正価値で計上されないその他の金融商品は、公正価値ベースで管理されていない（例えば、小口貸出金、預金および法人顧客に供与した与信枠）。これらの金融商品については、公正価値は開示目的で計算されるのみであり、貸借対照表および損益計算書に影響を及ぼさない。さらに、当該金融商品は通常取引されないため、これらの公正価値の決定には経営陣の重要な判断が要求される。

貸借対照表において公正価値で計上されない金融商品の見積公正価値¹

	2016年6月30日現在		2015年12月31日現在	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
単位：百万ユーロ				
金融資産：				
現金および中央銀行預け金	122,868	122,868	96,940	96,940
インターバンク預け金（中央銀行以外）	11,346	11,346	12,842	12,842
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券	24,404	24,390	22,456	22,456
借入有価証券	29,670	29,670	33,557	33,557
貸出金	428,411	429,092	427,749	426,365
満期保有証券	3,224	3,354	0	0
その他の金融資産	158,841	158,824	101,901	101,868
金融負債：				
預金	565,645	565,323	566,974	566,652
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券	17,745	17,745	9,803	9,803
貸付有価証券	2,681	2,681	3,270	3,270
その他の短期借入金	24,682	24,680	28,010	28,003
その他の金融負債	193,959	193,959	149,994	149,994
長期債務	162,905	160,919	160,016	160,065
信託優先証券	6,171	6,283	7,020	7,516

¹ 当行グループの2015年度年次報告書の注記1「重要な会計方針および決定的に重要な会計上の見積り」に記載されているように、金融商品の相殺に関する当行グループの会計方針に従って、金額は通常総額ベースで表示されている。

金融資産と金融負債の相殺

当行グループは、当行グループの2015年度年次報告書の注記1「重要な会計方針および決定的に重要な会計上の見積り：金融商品の相殺」に記載された基準に従って、貸借対照表上純額ベースで一定の金融資産と金融負債を表示することができる。

下表は、相殺による連結貸借対照表への影響、および強制力のあるマスター・ネットティング契約または類似契約の対象となる金融商品のネットティングによる財務上の影響、ならびに利用可能な現金担保および金融商品担保に関する情報を示している。

資産

単位：百万ユーロ	2016年6月30日現在						
	金融資産 の総額	貸借対照 表上、相 殺される 総額	貸借対照 表上で表 示される 金融資産 の純額	貸借対照表上、相殺されない金額			
				マス ター・ ネット ティ ング契 約の 影響	現金担保	金融商品 担保 ¹	純額
中央銀行ファンド貸出金および売 戻条件付買入有価証券（強制力あ り）	24,252	-5,860	18,392	0	0	-18,385	7
中央銀行ファンド貸出金および売 戻条件付買入有価証券（強制力な し）	6,012	0	6,012	0	0	-5,546	466
借入有価証券（強制力あり）	17,257	0	17,257	0	0	-2,752	14,506
借入有価証券（強制力なし）	12,413	0	12,413	0	0	-12,130	282
純損益を通じて公正価値で測定す る金融資産							
トレーディング資産	179,043	-484	178,559	0	-12	-381	178,166
デリバティブ金融商品の プラスの時価（強制力あり）	776,660	-182,639	594,021	-503,258	-57,726	-13,550	19,487
デリバティブ金融商品の プラスの時価（強制力なし）	21,405	0	21,405	0	0	0	21,405
純損益を通じて公正価値で測定 するものとして指定された金融 資産（強制力あり）	117,284	-43,668	73,615	-2,502	-1,033	-50,724	19,356
純損益を通じて公正価値で測定 するものとして指定された金融 資産（強制力なし）	43,786	0	43,786	0	0	-21,775	22,011
純損益を通じて公正価値で測定す る金融資産合計	1,138,178	-226,792	911,386	-505,760	-58,771	-86,431	260,425
貸出金	428,428	-18	428,411	0	-15,655	-50,126	362,630
その他の資産	208,844	-33,904	174,940	-71,453	-184	0	103,303
このうち、ヘッジ会計に適切な デリバティブのプラスの時価 （強制力あり）	10,399	-6,359	4,040	-2,871	0	0	1,169
ネットティングの対象とならない残 りの資産	234,480	0	234,480	0	-617	-259	233,604
資産合計	2,069,864	-266,573	1,803,290	-577,213	-75,227	-175,629	975,222

1 不動産およびその他の非金融商品担保を除く。

負債

2016年6月30日現在

単位：百万ユーロ	貸借対照表上、相殺されない金額						
	金融負債 の総額	貸借対照 表上、相 殺される 総額	貸借対照 表上で表 示される 金融負債 の純額	マス ター・ ネットィ ング契約 の影響	現金担保	金融商品 担保	純額
預金	565,662	-18	565,645	0	0	0	565,645
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券（強制力あり）	11,818	-7,390	4,428	0	0	-4,428	0
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券（強制力なし）	13,317	0	13,317	0	0	-11,146	2,171
貸付有価証券（強制力あり）	2,267	0	2,267	0	0	-2,267	0
貸付有価証券（強制力なし）	414	0	414	0	0	-113	301
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債							
トレーディング負債	66,736	-926	65,810	0	0	0	65,810
デリバティブ金融商品のマイナスの時価（強制力あり）	756,844	-179,664	577,180	-501,314	-52,454	-23,412	-0
デリバティブ金融商品のマイナスの時価（強制力なし）	21,658	0	21,658	0	0	-16,128	5,530
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債（強制力あり）	66,354	-41,212	25,142	-2,502	0	-22,639	0
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債（強制力なし）	37,457	0	37,457	0	-13,894	-23,563	-0
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計	949,048	-221,802	727,246	-503,817	-66,348	-85,742	71,340
その他の負債	255,158	-37,363	217,795	-67,354	0	0	150,440
このうち、ヘッジ会計に適切なデリバティブのマイナスの時価（強制力あり）	6,930	-2,115	4,814	-4,814	0	0	0
ネットィングの対象とならない残りの負債	205,370	0	205,370	0	0	0	205,370
負債合計	2,003,054	-266,573	1,736,481	-571,171	-66,348	-103,696	995,267

資産

2015年12月31日現在

	金融資産 の総額	貸借対照 表上、相 殺される 総額	貸借対照 表上で表 示される 金融資産 の純額	貸借対照表上、相殺されない金額			純額
				マス ター・ ネッティ ング契約 の影響	現金担保	金融商品 担保 ¹	
単位：百万ユーロ							
中央銀行ファンド貸出金および売 戻条件付買入有価証券（強制力あ り）	21,309	-5,174	16,135	0	0	-16,127	8
中央銀行ファンド貸出金および売 戻条件付買入有価証券（強制力な し）	6,321	0	6,321	0	0	-5,910	411
借入有価証券（強制力あり）	13,956	0	13,956	0	0	-13,448	508
借入有価証券（強制力なし）	19,601	0	19,601	0	0	-18,583	1,018
純損益を通じて公正価値で測定す る金融資産							
トレーディング資産	196,478	-442	196,035	0	-12	-592	195,431
デリバティブ金融商品の プラスの時価（強制力あり）	612,412	-113,977	498,435	-407,171	-55,896	-13,218	22,150
デリバティブ金融商品の プラスの時価（強制力なし）	17,159	0	17,159	0	0	0	17,159
純損益を通じて公正価値で測定 するものとして指定された金融 資産（強制力あり）	86,596	-30,801	55,796	-2,146	-1,167	-44,437	8,045
純損益を通じて公正価値で測定 するものとして指定された金融 資産（強制力なし）	53,457	0	53,457	0	0	-28,793	24,664
純損益を通じて公正価値で測定す る金融資産合計	966,102	-145,219	820,883	-409,317	-57,075	-87,041	267,449
貸出金	427,768	-19	427,749	0	-14,296	-49,117	364,335
その他の資産	134,742	-16,605	118,137	-58,478	-7	0	59,652
このうち、ヘッジ会計に適格な デリバティブのプラスの時価 （強制力あり）	8,272	-5,137	3,136	-2,461	0	0	674
ネットティングの対象とならない残 りの資産	206,348	0	206,348	0	-555	-549	205,245
資産合計	1,796,146	-167,016	1,629,130	-467,795	-71,933	-190,775	898,627

¹ 不動産およびその他の非金融商品担保を除く。

負債

2015年12月31日現在

単位：百万ユーロ	貸借対照表上、相殺されない金額						
	金融負債 の総額	貸借対照 表上、相 殺される 総額	貸借対照 表上で表 示される 金融負債 の純額	マス ター・ ネット ィング契 約の影 響	現金担保	金融商品 担保	純額
預金	566,993	-19	566,974	0	0	0	566,974
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券（強制力あり）	9,089	-5,135	3,954	0	0	-3,954	0
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券（強制力なし）	5,849	0	5,849	0	0	-5,130	719
貸付有価証券（強制力あり）	1,795	0	1,795	0	0	-1,795	0
貸付有価証券（強制力なし）	1,475	0	1,475	0	0	-951	524
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債							
トレーディング負債	53,215	-910	52,304	0	0	0	52,304
デリバティブ金融商品のマイナスの時価（強制力あり）	588,281	-117,306	470,975	-403,267	-53,149	-14,559	0
デリバティブ金融商品のマイナスの時価（強制力なし）	23,101	0	23,101	0	0	-2,867	20,234
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債（強制力あり）	50,690	-29,929	20,761	-2,105	0	-18,657	0
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債（強制力なし）	32,612	0	32,612	0	0	-11,077	21,535
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計	747,899	-148,145	599,754	-405,372	-53,149	-47,160	94,073
その他の負債	188,723	-13,718	175,005	-68,626	0	0	106,379
このうち、ヘッジ会計に適切なデリバティブのマイナスの時価（強制力あり）	8,615	-2,250	6,365	-6,365	0	0	0
ネットィングの対象とならない残りの負債	206,699	0	206,699	0	0	0	206,699
負債合計	1,728,522	-167,016	1,561,506	-473,998	-53,149	-58,990	975,368

個々の列に表示されているものの詳細な情報は、当行グループの2015年度年次報告書の注記18「金融資産と金融負債の相殺」に記載されている。

信用リスク引当金

2016年6月30日終了6ヶ月間

	貸倒引当金			オフバランス信用リスク引当金			合計
	個別評価	集合的評価	小計	個別評価	集合的評価	小計	
単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)							
期首残高	2,252	2,776	5,028	144	168	312	5,340
信用リスク引当金繰入額	306	272	579	-18	3	-15	564
このうち：							
減損債権の処分による (利得)/損失	4	-14	-11	0	0	0	-11
純貸倒償却額：	-455	-598	-1,053	0	0	0	-1,053
貸倒償却額	-472	-663	-1,134	0	0	0	-1,134
取戻額	17	65	82	0	0	0	82
その他の変動	39	-117	-78	-8	-3	-10	-88
期末残高	2,142	2,334	4,476	119	168	287	4,763

前年度からの増減

信用リスク引当金繰入額							
単位：百万ユーロ	179	56	235	-34	-6	-41	195
単位：%	140	26	69	-205	-68	-158	53
純貸倒償却額							
単位：百万ユーロ	-233	-271	-504	0	0	0	-504
単位：%	105	83	92	0	0	0	92

2015年6月30日終了6ヶ月間

	貸倒引当金			オフバランス信用リスク引当金			合計
	個別評価	集合的評価	小計	個別評価	集合的評価	小計	
単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)							
期首残高	2,364	2,849	5,212	85	141	226	5,439
信用リスク引当金繰入額	127	216	343	17	9	26	369
このうち：							
減損債権の処分による (利得)/損失	-31	-43	-74	0	0	0	-74
純貸倒償却額：	-222	-327	-549	0	0	0	-549
貸倒償却額	-246	-391	-637	0	0	0	-637
取戻額	24	64	88	0	0	0	88
その他の変動	24	8	32	3	8	11	43
期末残高	2,293	2,746	5,039	104	159	263	5,302

前年度からの増減

信用リスク引当金繰入額							
単位：百万ユーロ	-63	-67	-131	4	0	4	-127
単位：%	-33	-24	-28	32	-4	17	-26
純貸倒償却額							
単位：百万ユーロ	418	-143	275	0	0	0	275
単位：%	-65	78	-33	0	0	0	-33

その他の資産およびその他の負債

その他の資産

単位：百万ユーロ	2016年6月30日現在	2015年12月31日現在
ブローカー業務および有価証券に関連する債権		
未収金 / 未収委託証拠金	76,356	60,421
プライム・ブローカレッジ業務に係る債権	9,560	10,575
決済日経過の未決済有価証券取引	6,526	4,221
未決済の通常取引に係る受取債権	58,696	19,722
ブローカー業務および有価証券に関連する債権合計	151,138	94,939
未収利息	2,593	2,649
売却目的保有資産	2,876	3,491
その他	18,333	17,058
その他の資産合計	174,940	118,137

その他の負債

単位：百万ユーロ	2016年6月30日現在	2015年12月31日現在
ブローカー業務および有価証券に関連する債務		
未払金 / 未払委託証拠金	83,748	71,161
プライム・ブローカレッジ業務に係る債務	33,132	40,854
決済日経過の未決済有価証券取引	5,670	3,847
未決済の通常取引に係る支払債務	56,843	18,776
ブローカー業務および有価証券に関連する債務合計	179,392	134,637
未払利息	2,316	2,607
売却目的保有負債	39	37
その他	36,047	37,725
その他の負債合計	217,795	175,005

預金

単位：百万ユーロ	2016年6月30日現在	2015年12月31日現在
無利息要求払預金	193,722	192,010
利付預金		
要求払預金	156,237	153,559
定期預金	122,274	124,196
貯蓄預金	93,411	97,210
利付預金合計	371,923	374,964
預金合計	565,645	566,974

引当金

引当金の種類別の変動

単位：百万ユーロ	住宅貯蓄 事業	オペレー ショナル・リス ク	民事訴訟	規制執行	再構築	モーゲー ジ買戻し 請求	その他 ¹	合計
2016年1月1日現在残高	1,132	315	1,418	4,048	656	409	922	8,900
連結会社グループの変動	0	0	0	0	-3	0	-1	-4
新規繰入額	94	86	425	172	405	2	374	1,558
取崩額	97	10	226	5	82	0	266	686
戻入額	18	18	192	19	45	3	329	624
為替レート変動の影響 / 割引の巻 戻し	-4	-5	-14	-101	0	-8	-8	-140
振替	0	-13	75	-45	5	0	-11	11
その他	0	0	0	0	0	0	0	0
2016年6月30日現在残高	1,106	355	1,488	4,050	937	400	682	9,018

1 連結貸借対照表に開示されている引当金の残りの部分に関しては、オフバランス信用リスク引当金が開示されている注記「信用リスク引当金」を参照のこと。

引当金の種類

住宅貯蓄引当金は、ドイツ・ポストバンク・グループおよびDeutsche Bank Bauspar-Aktiengesellschaftの住宅貯蓄事業から発生する。住宅貯蓄においては、顧客が建築ローン契約を締結し、それに従って、顧客が貸出銀行に目標金額を預金すると、顧客は建築ローンによる借入を受ける権利を得る。建築ローン契約に関連して、アレンジメント・フィーが課され、また、預金額に対して（通常は他の銀行預金よりも低い金利で）利息が支払われる。顧客が借入を行わないと決めた場合には、顧客は遡及的なボーナス金利を受領する権利を得る。これは、低い契約貯蓄金利と固定金利（現在は市場金利を大幅に上回っている。）との差額を反映するものである。住宅貯蓄引当金は、ボーナス金利およびアレンジメント・フィー払戻しに係る潜在的負債に関連している。潜在的なボーナス金利負債を計算するためのモデルには、影響を受ける顧客基盤の割合、適用されるボーナス金利、顧客状況および支払時期に関するパラメータが含まれる。当該引当金に影響を及ぼすその他の要素は、顧客行動に関する利用可能な統計データ、および将来的に当該事業に影響する可能性のある一般環境である。

営業引当金は、オペレーショナル・リスクから発生するが、引当金として独立掲記される民事訴訟引当金および規制執行引当金は除かれる。オペレーショナル・リスクは、内部手続、人員およびシステムが不十分である、もしくは機能していないこと、または外部の事象によって生じる損失のリスクである。営業引当金を算定する目的で使用される定義は、民事訴訟または規制執行案件により発生する損失リスクが除外されることからリスク管理の定義とは異なる。リスク管理目的上のオペレーショナル・リスクには、民事訴訟または規制執行案件における顧客、相手先および規制機関への支払が営業上の欠陥に係る損失事象に相当する場合は法的リスクが含まれるが、ビジネス・リスクおよび風評リスクは含まれない。

民事訴訟引当金は、民事訴訟において顧客、相手先またはその他の当事者からの請求が生じている、またはその可能性があるような、契約不履行または他の法的もしくは規制上の責任の不履行を主張する現在または潜在的な請求や手続から発生する。

規制執行引当金は、政府規制当局、自主規制機関またはその他の執行機関による罰金または違約金の査定が生じている、またはその可能性があるような、法的または規制上の責任の不履行を主張する現在または潜在的な請求や手続から発生する。

再構築引当金は、再構築活動から発生する。当行グループは、今後数年にわたり、主にコスト、重複および複雑性の削減を進めることで、長期的な競争力の強化を目指している。詳細については注記「再構築」を参照のこと。

モーゲージ買戻し請求引当金は、ドイツ銀行の米国住宅用モーゲージ貸出金事業から発生する。2005年度から2008年度までの間に、ドイツ銀行はドイツ銀行の米国住宅用モーゲージ貸出金事業の一環として約840億米ドルのプライベート・レーベルの証券化商品および710億米ドルの貸出金をホール・ローンの売却を通じて売却した。ドイツ銀行は、貸出金を買戻すか、または表明・保証の重大な違反により生じたと主張されている損失に関して購入者、投資家または金融保証会社に対して補償を行うよう請求を受けている。ドイツ銀行の通常の慣行では、契約上の権利に従って行われた有効な買戻し請求についてはこれを処理する。

2016年6月30日現在、ドイツ銀行は約24億米ドルの未処理の解約合意の対象となっていないモーゲージ買戻し請求（貸出金の当初の元本残高に基づく。）を有している。これらの請求は主に、受託者またはサービスによるプライベート・レーベルの証券化商品に関する請求から構成されている。2016年6月30日現在において、ドイツ銀行はこれら未処理の請求に対して引当金445百万米ドル（400百万ユーロ）を設定した。ドイツ銀行は、請求を条件として、一部のモーゲージ貸出金のオリジネーターまたは売手からの補償契約の受益者である。これに関してドイツ銀行は、2016年6月30日現在、110百万米ドル（99百万ユーロ）の債権を認識した。2016年6月30日現在において、当該債権控除後の当該請求に対する純引当金繰入額は335百万米ドル（301百万ユーロ）であった。

2016年6月30日現在、ドイツ銀行は、当初の元本残高約73億米ドルの貸出金について、買戻しを完了したが、解約合意を取得したか、和解したかまたは時機を失した請求を却下していた。これらの買戻し、合意および和解に関連して、ドイツ銀行は、上述のようにドイツ銀行が売却した貸出金のうち約931億米ドルについて、潜在的な請求に関する義務の免除を獲得している。

ドイツ銀行は、ドイツ銀行に対してモーゲージ貸出金の買戻し請求を主張すると警告している数社の企業と、関連する出訴期限の期間の進行を停止させる契約を締結している。これらの潜在的な請求はドイツ銀行に重要な影響を及ぼす可能性がある。

ドイツ銀行は、売却したモーゲージ貸出金に関してさらにモーゲージ買戻し請求が行われる可能性があると予想しているが、それらの時期および金額を信頼性をもって見積ることができない。2015年6月11日、ニューヨーク州控訴裁判所は、手続が適時に開始されなかったことを理由に、ドイツ銀行が発行した住宅用モーゲージ担保証券に関連する訴訟において主張されたモーゲージ買戻し請求の却下を認める判決を下した。本判決および関連する判決は、ドイツ銀行に対し将来買戻し請求が行われる程度と当該請求が認められる可能性に影響する場合がある。ドイツ銀行は、ホール・ローンとして第三者に売却した貸出金（2005年度から2008年度までの間に売却したすべての米国住宅用モーゲージ貸出金のほぼ半分を占める。）のサービスではなく、売却後は、そのパフォーマンスについての情報へのアクセスを喪失した。ドイツ銀行が証券化を行ったモーゲージ貸出金についてのパフォーマンスが公表されている間は、そのパフォーマンスと受領した買戻し請求との間に直接的な相関関係はみられなかった。債務不履行となった貸出金ならびに返済中の貸出金および全額返済済みの貸出金について請求を受領している。

その他の引当金には、貸出手数料の払戻しに対する引当金、繰延販売手数料、銀行税に対する引当金、およびドイツ銀行と華夏銀行のクレジット・カード事業での業務提携に基づく引当金を含む、様々な異なる環境から発生するいくつかの特定の項目が含まれている。

引当金および偶発負債

当行グループは、過去の事象から発生した現在の債務が存在し、当該債務により経済的流出が発生する可能性が高く、かつ、当該債務を信頼性をもって見積ることが可能な場合にのみ、潜在的損失に対する引当金を認識する。かかる債務を信頼性をもって見積ることが不可能な場合、引当金は認識されず、当該債務は偶発負債とみなされる。偶発負債はまた、将来の経済的流出の可能性が「ほとんどない」よりも高いが「高い」よりも低い、潜在的債務を含んでいる。特定の請求に対して引当金が設定されている場合、偶発負債は計上されない。ただし1件以上の請求から成る案件もしくは一連の案件については、請求に対して引当金が計上される場合もあれば、偶発負債が計上される場合もある（または引当金も偶発負債も計上されない場合もある。）。

当行グループは、当行グループを重要な訴訟リスクにさらす法的および規制環境において営業活動を行っている。このため、当行グループは、ドイツおよび、米国を含むドイツ以外の多くの法域において、訴訟、仲裁ならびに規制上の手続および調査に関わっている。近年、多くの地域で規制と監督が強化され、規制機関、政府機関およびその他は金融サービス提供者に対し、強化された監督および調査に従うことを求めている。このことから追加的な規制上の調査および執行措置が発生し、民事訴訟が提起されることも多い。この傾向は、世界的な金融危機およびヨーロッパのソブリン債の危機を受けて急激に加速している。

どの請求が損失の可能性が「高い」、または「高い」よりも低い、「ほとんどない」よりも高いかを判断し、次に、そうした請求に関する可能性のある損失を見積るに当たり、当行グループは複数の要素を考慮する。これらの要素には、請求の性質およびその基礎となる事実、個々の問題の判決に至るまでの経過および訴訟経緯、裁判所や他の裁判機関による判決、類似の案件における当行グループの経験および他社の経験（当行グループが把握している範囲で）、過去の和解協議、類似の案件に

おける他社による和解（当行グループが把握している範囲で）、利用可能な補償、ならびに弁護士およびその他の専門家の意見および見解が含まれるが、これらに限定されない。

2016年6月30日現在、当行グループが民事訴訟および規制執行案件について認識している引当金は、上表に記載されている。当行グループが資金の流出の可能性が高いと考える一部の案件について、当行グループは潜在的な流出の金額を信頼性をもって見積もることが不可能であったため、引当金を認識していない。

信頼性の高い見積りが可能な案件について、当行グループは、2016年6月30日現在、可能性が「ほとんどない」よりは高いが「高い」よりも低い将来損失の合計は、民事訴訟案件については約10億ユーロ（2015年12月31日：14億ユーロ）、規制執行案件については7億ユーロ（2015年12月31日：10億ユーロ）になると見積もっている。これらの数値は、当行グループの潜在的負債が連帯負債である案件、およびかかる負債が第三者によって支払われると当行グループが予想する案件を含んでいる。その他の重要な民事訴訟および規制執行案件について、当行グループは、資金の流出の可能性が「ほとんどない」より高いが「高い」よりも低いものの、その金額を信頼性をもって見積もることは不可能であると考えており、このため、かかる案件を偶発負債の見積りに含めていない。さらに、その他の重要な民事訴訟および規制執行案件について、当行グループは、資金の流出の可能性は「ほとんどない」と考えており、そのため、引当金を認識しておらず、偶発負債の見積りにも含めていない。

当該可能性のある損失の見積額、および引当金額は、現在入手可能な情報に基づいており、重要な判断ならびに様々な仮定、変数および既知/未知の不確実性に左右される。こうした不確実性には、（特に問題の初期段階において）当行グループが入手可能な情報の不正確性や不完全性が含まれ、裁判所や他の裁決機関による将来の判決または規制機関や反対者による可能性の高い訴訟や見解に関する当行グループの仮定が誤りである可能性がある。さらに、これらの問題に関する可能性のある損失の見積りには、判断および見積りを行う際によく使用される統計的または他の定量的な分析ツールの使用を適用できない場合が多く、当行グループの判断および見積りを要する他の多くの領域と比較してより一層大きな不確実性にさらされている。可能性のある損失の見積額は、設定される引当金と同様に、規制当局または訴訟相手により当初求められる金額よりも大幅に少なくなる可能性があり、また少なくなることが多い。あるいは、発生する可能性のある潜在的な最大損失は、当行グループに不利な最終判決をもたらす案件に関するものであった。さらに、当行グループが事業を行ういくつかの法域において、訴訟相手は求める金額を表明するよう要求されないことが多く、要求される場合でも、金額には通常の申立における事実の主張または法的請求に適用される同様の要件が適用されない可能性がある。

将来損失の可能性が「ほとんどない」よりも高いと当行グループが判断する問題、ならびに信頼性の高い見積りが可能な問題およびそうした問題に関する可能性のある損失の見積額は、時々変化する。そうした見積りが行われた問題において、実際の結果は、可能性のある損失の見積額と大幅に異なる場合がある。加えて、損失の可能性はほとんどないと当行グループが考えていた問題において、損失が発生する可能性もある。とりわけ、可能性のある損失の見積総額は、それらの問題に関する当行グループの潜在的な最大損失エクスポージャーを表していない。

当行グループは、最終判決や法的責任の決定の前に訴訟や規制上の手続または調査を解決する場合がある。当行グループは、（当行グループが法的責任に対する有効な抗弁を有すると信じる場合であっても）法的責任に係る争いを継続することによるコスト、経営努力、またはビジネス上、規制上もしくは評判上のマイナスの結果を回避する目的で、そうする場合がある。さらに、勝利できないことによる潜在的な結果が解決コストとは不釣り合いな場合に、そうする場合がある。当行グループは、同様の理由により、法的にそうせざるを得ない状況ではないと当行グループが信じる状況においても、相手先に損失を払い戻しすることがある。

現在の個別の訴訟

以下は、当行グループが重要な引当金を計上している、または重大な偶発負債の可能性が「ほとんどない」よりも高い、または重要な事業リスクもしくは評判リスクの可能性のある民事訴訟および規制執行案件（または一連の案件）に関する記載であり、類似した案件は統合され、一部の案件は数件の訴訟または請求から成る。開示された案件には、損失の可能性が「ほとんどない」よりも高いが、当行グループが可能性のある損失を信頼性をもって見積もることができない案件が含まれる。

Eschファンド訴訟 Sal. Oppenheim jr. & Cie. AG & Co. KGaA (以下「Sal. Oppenheim」という。)はドイツ銀行による2010年の取得以前、クローズ・エンド型不動産ファンドへ参加するためのマーケティングおよび資金調達に参与していた。当該ファンドは、ドイツの法律に基づき民法上の組合として組成された。通常、Josef Esch Fonds-Projekt GmbHが、計画およびプロジェクトの開発を行っていた。Sal. Oppenheimは当該会社に対し、共同支配企業を通じて間接的な持分を保有していた。当該事業に関連して、多数の民事訴訟がSal. Oppenheimに対して提起されている。訴状のすべてではないが、その内のいくつかはSal. Oppenheimの元マネージング・パートナーやその他の個人に対するものである。Sal. Oppenheimに対して提起されている当該訴訟は、当初約11億ユーロの投資に関連している。一部の訴訟が却下あるいは和解がなされた後において、当初約400百万ユーロであった投資に関する訴訟が今も係属中である。現在係属中の訴訟の合計請求額は、約490百万ユーロである。投資家は、ファンドへの参加を解除し、当該投資に関連する潜在的な損失および負債に対する補償を受けることを求めている。当該訴状は、投資家の意思決定に関連するリスクおよびその他の重要な側面に関する十分な情報をSal. Oppenheimが提供しなかったとする点に一部基づいている。個別の訴訟の事実に基づき、いくつかの裁判所はSal. Oppenheimに有利な判決を下し、いくつかの裁判所は不利な判決を下した。上訴は係属中である。当行グループはこれらの案件について引当金および偶発負債を計上したが、開示することがこれらの問題の結果を著しく不利にする可能性がある結論付けたため、その金額を開示していない。

外国為替調査および訴訟 ドイツ銀行は、外国為替市場の取引および様々なその他の側面の調査を行っている世界中の一定の規制当局および法執行機関から情報要請を受け取っている。ドイツ銀行はこれらの調査に協力している。これに関連して、ドイツ銀行は、外国為替取引および外国為替ビジネスのその他の側面について内部グローバル調査を行っている。

ドイツ銀行は、外国為替相場を操作したとしてニューヨーク州南部地区米国連邦地方裁判所に提起された3件の推定上の集団訴訟における被告でもある。集団訴訟における訴状は損害賠償額を特定していない。併合された係属中の訴訟は、米国またはその海外領土において居住している、または事業を行っている店頭市場のトレーダーの推定集団および中央取引所のトレーダーの推定集団を代表して提起されたもので、ベンチマーク・レートとスポット・レートの両方、特にこれらのスポット・レートのスプレッドについて、競争を制限し、それらを操作する違法な契約があると主張している。当該訴状はさらに、これらの推定される共謀が、結果的に外国為替の先物およびオプションの中央取引所における人為的な価格につながったと主張している。第2の訴訟は当該併合訴訟の主張をなぞるもので、かかる不正とされる行為が1974年米国従業員退職所得保障法(ERISA)における被告の信託義務の違反を引き起こす結果となったと主張している。第3の推定集団訴訟がAxiom Investment Advisors, LLCによって提訴された。当該訴訟は、ドイツ銀行が、「ラスト・ルック」と呼ばれる機能を通して、電子取引プラットフォームに出された為替注文を拒否し、後に推定集団のメンバーにとって価格が前よりも不利になってからこれらの注文を執行したと主張している。原告は、契約違反に基づく請求、準契約上の請求およびニューヨーク州法に基づく請求を主張している。3件すべての訴訟の却下を求める申立が行われ、係属中である。3件すべての訴訟で開示手続が開始されている。

ドイツ銀行はまた、オンタリオ州およびケベック州において提起された2件のカナダの集団訴訟において被告として指定されている。2015年9月10日に提訴されたこれらの集団訴訟は、米国の併合訴訟と同様の事実を主張しており、カナダ競争法およびその他の訴因に基づき、損害賠償を請求している。

当行グループは、開示することがこれらの問題の結果を著しく不利にする可能性がある結論付けたため、これらの案件に関して引当金または偶発負債を設定しているか否かを開示していない。

高頻度取引/ダークプール取引 ドイツ銀行は、一定の規制当局から高頻度取引およびドイツ銀行のオルタナティブ取引システム(以下「ATS」あるいは「ダークプール」という。)であるSuperX事業に関する情報要請を受け取っている。当行はこれらの要請に協力している。当行グループは当該案件について引当金を計上した。当行グループは開示することがこれらの問題の結果を著しく不利にする可能性がある結論付けたため、当該引当金の金額を開示していない。

銀行間取引金利事項 規制執行案件 ドイツ銀行は、ヨーロッパ、北アメリカおよびアジア太平洋地域の様々な規制当局および法執行機関（米国の様々な州の検事総長を含む）から、ロンドン銀行間取引金利（LIBOR）、欧州銀行連盟の銀行間取引金利（EURIBOR）、東京銀行間取引金利（TIBOR）およびその他の銀行間取引金利の設定に関する業界全体の調査に関連した情報要請を受け取っている。ドイツ銀行はこれらの調査に協力している。

以前報告したとおり、2013年12月4日、ドイツ銀行は、ユーロ金利デリバティブおよび円金利デリバティブの取引における反競争行為に関する欧州委員会の調査を解決するための集団和解の一環として欧州委員会との間で和解に達したと発表した。和解契約の条件に従い、ドイツ銀行は総額725百万ユーロを支払うことで合意した。この罰金は全額支払われており、当行の引当金の一部を構成していない。

また、以前に報告されたとおり、2015年4月23日、ドイツ銀行は、LIBOR、EURIBOR、およびTIBORの設定に関する不正行為に対する調査を解決するため、米国司法省（DOJ）、米国商品先物取引委員会（CFTC）、英国金融行為監督機構（FCA）、ニューヨーク州金融サービス局（NYDFS）と個別の和解を締結した。これらの契約の条件に基づいて、ドイツ銀行はDOJ、CFTCおよびNYDFSに対し罰金21.75億米ドル、ならびにFCAに対し罰金226.8百万ポンドを支払うことで合意した。これらの罰金は、全額支払われており、当行の引当金の一部を構成していないが、ただし、DB Group Services (UK) Ltd.（ドイツ銀行の間接保有完全子会社）への判決を受け、1件の有線通信不正行為の有罪を認める同社の答弁（現時点で、2016年10月7日に予定されている。）に関連してDOJに支払われる150百万米ドル（裁判所の承認を条件とする）は除く。DOJとの問題解決の一環として、ドイツ銀行は3年の起訴猶予契約を締結した。これに従い、ドイツ銀行は（特に）1つは有線通信不正行為、もう1つは価格操作に関してドイツ銀行がシャーマン法に違反しているとする情報をコネチカット地区米国連邦地方裁判所に提出することに同意した。

上述のとおり、ドイツ銀行は、LIBOR、EURIBOR、およびTIBORの設定に関して、米国の州検事総長の作業部会による調査の対象となっている。当行は引き続き米国の州検事総長の調査に協力する。

様々な銀行間取引金利の設定に関するドイツ銀行のその他の規制調査は引き続き進行中であり、ドイツ銀行は引き続きさらなる規制措置にさらされている。当行グループは一部の規制調査について引当金を計上している。当行グループは、開示することがこれらの規制調査の結果を著しく不利にする可能性がある結論付けたため、当該引当金の金額を開示していない。

民事訴訟の概要 ドイツ銀行は、以下の段落において説明される、様々な銀行間取引金利の設定に関する不正とされる操作に関連する47件の民事訴訟の当事者となっている。ドイツ銀行および他の多数の被告に対する、推定集団訴訟を含む民事訴訟の大部分が、ニューヨーク州南部地区米国連邦地方裁判所（SDNY）において係属中である。6件を除くすべての民事訴訟が、米ドルLIBORの設定に関する操作の結果、損失が発生したと主張する当事者を代表して提起された。また、ドイツ銀行に対する、米ドルLIBORに関連しない16件の民事訴訟がSDNYにおいて係属中であり、このうち、2件が円LIBORおよびユーロ円TIBORに、1件がEURIBORに、1件の併合訴訟が英ポンド（GBP）LIBORに、1件がスイスフラン（CHF）LIBORに、1件が2つのシンガポールドル（SGD）ベンチマーク・レート、シンガポール銀行間取引金利（SIBOR）およびスワップ・オファー・レート（SOR）に関連している。

1件を除き、これらの米ドルLIBORに関してSDNYに係属中の民事訴訟のすべては、広域係属訴訟（以下「米ドルLIBOR MDL」という。）の一部として併合されている。1件の米ドルLIBORに関するMDL集団訴訟以外の訴訟は却下されたが、上訴が米国第九巡回控訴裁判所において係属中である。

上述の47件の民事訴訟のすべてに対する損害賠償請求が、商品取引法（CEA）、連邦および州反トラスト法、威力脅迫および腐敗組織に関する連邦法（RICO）ならびにその他の連邦法および州法の違反を含む、様々な法的理論を根拠に主張されている。5件を除くすべてにおいて、原告は賠償額を正式に明示していない。特定の賠償額を主張する5件の訴訟は、米ドルLIBOR MDLに併合された個別訴訟で、ドイツ銀行を含む全被告に対して、総額で少なくとも12.5億米ドル超の損害賠償を請求している。当行グループは、開示することがこれらの結果を著しく不利にする可能性がある結論付けたため、これらの訴訟に関して引当金または偶発負債を設定したか否かを開示していない。

米ドルLIBOR 2013年3月から2015年11月の、請求範囲を限定する一連の判決を受けて、原告は現在、CEA法に係る請求ならびに州法の不正、契約、不当利得およびその他の不法行為に係る請求を主張している。裁判所はまた、対人管轄権の欠如および時効を過ぎていることを根拠として一部の原告の請求を却下する判決を下しているが、これらの根拠は現在、追加的な概要説明の対象となっており、さらなる判決が待たれている。

2016年5月、米国第二巡回控訴裁判所は、原告の反トラスト法に係る請求を却下するMDLの裁判所の判決を覆し、原告に反トラスト法に係る請求を求める資格があるかどうかという論点を審理するよう差し戻した。この論点については現在、概要説明が行われている。さらに、ドイツ銀行およびその他のドイツ国外の被告に対する請求が対人管轄権の欠如のために却下された一部の原告は、当該判決に関して米国第二巡回控訴裁判所に控訴する手続を進めている。

最終的に、早期に提起された訴訟のうちの3件において開示手続が進められており、集団認定の申立は現在、2017年8月までに概要説明が行われる予定である。

米ドルLIBOR MDLの範囲外で、SDNYにおいて別途係属中であつた米ドルLIBORに関する追加訴訟において、裁判所は被告の却下申立を認めた。原告は、訴状を修正する申立を提起し、係属中である。

当行はまた、米ドルLIBORに関してカリフォルニア州中央地区において民事訴訟の被告として指定された。裁判所はドイツ銀行の却下申立を認めた。原告は、現在、米国第九巡回控訴裁判所への控訴を求めている。

円LIBORおよびユーロ円LIBOR 円LIBORおよびユーロ円LIBORを操作したとして、2件の別個の訴訟がSDNYにおいて係属中である。1件目の訴訟レイドン (Laydon) は現在、開示手続中である。2件目のソントラ (Sonterra) は、口頭審理の対象となっており、却下申立が主張されている。判決は未だ下されていない。

EURIBOR、英ポンド (GBP) LIBORおよびスイスフラン (CHF) LIBOR SDNYで係属中のこれらの訴訟は、却下申立の口頭審理の対象となっている。判決は未だ下されていない。

SIBORおよびSOR この訴状は、2016年7月1日にSDNYに提出されたが、ドイツ銀行には未だ送達されていない。

カウプシングのCLNに係る請求 2012年6月、アイスランドの株式会社であるカウプシングhf (清算委員会を通じて活動している) は、アイスランドと英国において、ドイツ銀行に対しアイスランドの法律に基づく約509百万ユーロ (諸費用ならびに損害賠償および支払遅延の利率に基づき算定された利息が加算される) の回収請求を起こした。当該請求は、2008年にドイツ銀行が英領バージン諸島の特別目的ビークル (以下「SPV」という。) 2社に対して発行した、カウプシングを参照するレバレッジド・クレジットリンク債 (以下「CLN」という。) に関連している。当該SPVの最終保有者は、富裕層の個人である。カウプシングは、SPVに資金供給したと主張し、カウプシング自体が当該取引において経済的リスクにさらされていたことをドイツ銀行が把握していた、または把握しているべきであったと主張している。カウプシングは、複数の根拠に基づきカウプシングが当該取引を無効とすることができると主張しており、その根拠には、カウプシングが自社のCDS (クレジット・デフォルト・スワップ) スプレッドの市場、ひいては上場債権に影響を与えることが取引の目的の一つであったことから、当該取引は不適切であったとする根拠が含まれる。さらに、2012年11月、カウプシングはドイツ銀行に対し、ロンドンにおいて英国の法律に基づく請求 (この主張はアイスランドの法律に基づく請求と類似している) を開始した。ドイツ銀行は、2013年2月下旬にアイスランドの手続において答弁を行い、引き続き当該請求に抗弁している。2014年2月、英国での両手続は、アイスランドの手続の最終決定を待って停止された。さらに、2014年12月、SPVと共同清算人は、ドイツ銀行に対し、英国においてCLN取引から生じたドイツ銀行および他の被告に対する請求と実質的に同一の請求を起こした。SPVはまた、約509百万ユーロ (諸費用および利息が加算される) を請求している。ただし、利息請求額はアイスランドよりも低い。ドイツ銀行はこれらの手続において抗弁を提起し、抗弁は継続中である。SPVの請求により、CLN取引に関するドイツ銀行の潜在的負債全体がカウプシングによる請求済の金額を超えて増加することはない見込みである。当行グループは、開示することがこれらの結果を著しく不利にする可能性があると結論付けたため、これらの案件に関して引当金または偶発負債を設定したか否かを開示していない。

キルヒ ミュンヘンの検察庁 (Staatsanwaltschaft München I) は、特にドイツ銀行の数名の元取締役会メンバーについて、キルヒ訴訟に関連した犯罪捜査を行い、現在も実施中である。キルヒ訴訟には、ドイツ銀行AGとレオ・キルヒ博士および同氏が支配していたメディア企業との間の数件の民事訴訟手続が含まれていた。主な問題は、2002年に当時ドイツ銀行の取締役会スポークスマンであったロルフ・プロイヤー博士が行ったブルームバーグ・テレビジョンとのインタビューが、キルヒ会社が破綻する原因となったか否かであった。当該インタビュー中にプロイヤー博士は、キルヒ博士 (および同氏の会社) が融資を獲得できないことについて言及していた。2014年2月、ドイツ銀行とキルヒ氏の相続人は包括的和解に達し、これにより両者間の法的な争いはすべて終了した。

検察庁の主張は、ミュンヘン上級地方裁判所および連邦裁判所におけるキルヒ氏とドイツ銀行AGとの民事訴訟のうちの1件で提出された提出物におけるドイツ銀行顧問弁護士による事実の陳述につき、該当する元取締役会メンバーが、当該陳述が誤りであることに気付いたとされた後に速やかな訂正を怠った、および/またはそれぞれが当該手続において誤った陳述を行ったというものである。

ユルゲン・フィッチェン氏および他4名の元取締役会メンバーに係る主要な捜査は終結し、2014年8月6日、全被告に対して起訴状が提出された。裁判所は、ドイツ銀行AGに補助参加を命じた。これにより当行に罰金が科される可能性があった。2016年4月25日、ミュンヘン地方裁判所は、フィッチェン氏および他4名の元取締役会メンバーに無罪判決を言い渡した。さらに、当該裁判所は当行を無罪とした。2016年4月26日、検察庁は上訴を申し立てた。上訴は事実誤認ではなく法律上の過失の再審理に限定されている。

検察庁によるもう一つの捜査は進行中である。ドイツ銀行はミュンヘン検察庁に協力している。

当行グループは、これらの訴訟手続が当行グループに及ぼす重要な経済的影響はないと考えており、これらに関して引当金または偶発負債を計上していない。

KOSPI指数下落問題 2010年11月11日のクローリング・オークションでの韓国総合株価指数200（以下「KOSPI200」という。）の約2.7%の下落を受け、韓国金融監督庁（以下「FSS」という。）は捜査を開始し、KOSPI200の下落はドイツ銀行による、KOSPI200の指数裁定ポジションの一部として保有されていた約16億ユーロ相当の株式バスケットの売却に起因するとの懸念を表明した。2011年2月23日、FSSの業務を監督する韓国金融監督委員会がFSSによる結論および勧告を検討し、以下の措置を決定した。すなわち、（ ）ドイツ銀行グループの5名の従業員およびドイツ銀行の子会社であるDeutsche Securities Korea Co.（DSK）に対し、市場を操作したとして様々な企業犯罪の法的責任について韓国検察庁に刑事告訴すること、（ ）DSKの現物株式および上場デリバティブの自己売買業務ならびにDMA(ダイレクト・マーケット・アクセス)現物株式トレーディングを2011年4月1日に開始し2011年9月30日終了する6ヶ月間に関して停止すること、およびDSKが1名の指定された従業員に対して6ヶ月間雇用を停止する要求を課すことであった。業務停止には適用除外があり、DSKが既存のデリバティブ連動証券の流動性供給者としての業務を継続することを許可している。2011年8月19日、韓国検察庁は、スポット/先物関連市場の操作の疑いでDSKおよびドイツ銀行グループの4名の従業員を起訴することを決定したと発表した。当該刑事裁判は2012年1月に開始された。2016年1月25日、ソウル中央地方法院はDSKのトレーダーおよびDSKに対し有罪の評決を下した。15億韓国ウォン（2.0百万ユーロ弱）の刑事上の罰金がDSKに科された。裁判所はまた、基礎となった取引活動により発生した利益の没収を命じた。当行グループは2011年度における基礎となった取引活動に係る利益を差し出した。刑事裁判の判決は、検察および被告の両方によって上訴されている。

加えて、2010年11月11日のKOSPI200の下落の結果損失を受けたと主張する一部の当事者によって、ドイツ銀行およびDSKに対して多数の民事訴訟が韓国裁判所に提起されている。2015年度第4四半期より、これらの訴訟のいくつかについて、第一審裁判所の決定が当行およびDSKに対して下された。未解決の既知の請求における総請求金額は50百万ユーロ弱（現在の為替レート）に上る。当行グループはこれらの未解決の民事案件に関して引当金を設定している。当行グループは、開示することがこれらの案件の結果を著しく不利にする可能性がある」と結論付けたため、この引当金の金額を開示していない。

モーゲージ関連および資産担保証券事項ならびに調査 規制当局および政府案件 ドイツ銀行および一部の関係会社（これらの段落において、合わせて「ドイツ銀行」という。）は、米国金融詐欺対策タスク・フォースの住宅用モーゲージ担保証券ワーキング・グループのメンバーを含む一定の規制当局および政府機関から、モーゲージ貸出金、住宅用モーゲージ担保証券（RMBS）、商業モーゲージ担保証券（CMBS）、債務担保証券（CDO）、その他の資産担保証券およびクレジット・デリバティブの発行、購入、証券化、販売および/または取引に関する活動についての召喚状および情報要請を受け取っている。ドイツ銀行は、これらの召喚状および情報要請に応じて、全面的に協力している。ドイツ銀行は、ドイツ銀行のRMBSの発行および証券化業務の調査を根拠として米国司法省（DOJ）が提起を検討する可能性がある請求の潜在的な和解に関して、DOJとの協議を開始した。ドイツ銀行は、様々なRMBSの売出しに関連して、出訴期限の期間の進行を停止させることでDOJと合意に至った。当行グループは一部の規制当局による調査に関して引当金を計上しているが、その他については設定していない。当行グループは、開示することがこれらの規制当局による調査の結果を著しく不利にする可能性がある」と結論付けたため、これらの引当金の金額を開示していない。

発行人および引受人としての民事訴訟 ドイツ銀行は、RMBSおよびその他の資産担保証券の売出しにおける発行人または引受人としての様々な役割について、民間の当事者により提起された多数の民事訴訟において被告として指定されている。下記に記載のこれらの訴訟には、売出書類に重要な虚偽記載および脱漏（基礎となるモーゲージ貸出金の発行において準拠した引受基準に関するものを含む。）があったと主張しているか、または発行時点において貸出金に関連した様々な表明または保証の違反があったと主張している。当行グループはこれらの民事訴訟のいくつかに関して引当金を計上しているが、すべてについては計上していない。当行グループは、開示することがこれらの案件の結果を著しく不利にする可能性がある」と結論付けたため、これらの引当金の金額を開示していない。

ドイツ銀行は、Novastar Mortgage Corporatinoが発行した6件のRMBS売出しの引受人としての役割に関連して、推定上の集団訴訟の被告となっている。当該訴状において、特定の損害賠償は主張されていない。開示手続は進行中である。

ドイツ銀行は現在、RMBSを購入したと主張する者ならびにRMBS関連取引に関与する取引相手およびその関係会社により提起された様々な非集団訴訟において被告となっている。この中には（1）Aozora Bank, Ltd.（31百万米ドルの損害賠償を主張）、（2）(a) Colonial Bank（すべての被告に対して189百万米ドル以上の損害賠償を主張）、(b) Guaranty Bank（すべての被告に対して901百万米ドル以上の損害賠償を主張）および(c) Citizens National BankとStrategic Capital Bank（すべての被告に対して66百万米ドル以上の損害賠償を主張）に関する管財人としての米国連邦預金保険公社（FDIC）、（3）Federal Home Loan Bank of San Francisco、（4）Phoenix Light SF Limited（旧WestLB AGが設立および/または管理する特別目的のピークルによる請求を意図した代理人として）、ならびに（5）Royal Park Investments（Fortis Bankの一定の資産を取得するために設立された特別目的のピークルによる請求を意図した代理人として）が含まれている。別途記載されていない限り、これらの案件の訴状では損害賠償請求額は特定されなかった。

2015年1月14日、裁判所は、Blue Edge ABS CDO, Ltd.として識別されるCDOに関連してAozora Bank, Ltd.によって提起された訴訟に対するドイツ銀行による却下の申立を認めた。Aozoraは、この判決について控訴し、2016年3月30日、控訴裁判所は下級裁判所による却下を認めた。ドイツ銀行はまた、UBS AGおよび関連企業とともに、Brooklyn Structured Finance CDO, Ltd.として識別されるCDOに関連してAozora Bank, Ltd.により提起された訴訟において被告となっている。2015年10月14日、裁判所は被告によるAozoraの不正請求の却下申立を棄却し、被告はこの判決について控訴した。2016年7月7日、下級裁判所は、控訴の結果が出るまでの間に限定的な開示手続を開始するよう両当事者に命じた。

2016年6月6日またはその前後に、Franklin Bank、Guaranty BankおよびColonial Bankの管財人であるFDICによって、Countrywideの関連企業により発行されたRMBSの引受人としての役割に関してドイツ銀行に対して提起された訴訟は、FDICと、ドイツ銀行および引受人としても訴えられた他の金融機関との間で成立した和解に関連して却下された。ドイツ銀行の当該和解の負担金は、当該訴訟の非当事者によって支払われた。

ドイツ銀行は、他のRMBS売出しに関連してFDICによって提起された3件の訴訟において引き続き被告となっている。Colonial BankおよびGuaranty Bankの管財人としてFDICによって提起された個別の訴訟において、控訴裁判所は、出訴期限を理由に過去に却下された請求を再開させており、これらの訴訟の開示手続は進行中である。Colonial Bankに関する訴訟において、米国最高裁判所への再審理および移送命令の申請は棄却された。Guaranty Bankに関する訴訟において、再審理の申請は係属中である。Citizens National BankおよびStrategic Capital Bankの管財人としてFDICによって提起された訴訟において、同様の控訴が引き続き係属中である。

Federal Home Loan Bank of San Franciscoによって提起された請求の2件の一部和解を受け、ドイツ銀行は、1件のRMBS売出しおよびRMBS証券の再証券化として説明された2件の売出しに関する訴訟において引き続き被告となっている。当該訴状において、特定の損害賠償は主張されていない。この訴訟は専門家による証拠開示開示手続の段階にある。ドイツ銀行の裁判は2016年12月5日に予定されている。

Residential Funding Companyは、Residential Funding Companyに売却した貸出金の表明・保証の違反ならびにResidential Funding Companyに対して提起されたRMBS関連の請求および訴訟を受けて発生した損失の補償に関して、ドイツ銀行に対し買戻し訴訟を提起した。当該訴状において、特定の損害賠償は主張されなかった。2016年6月24日、秘密和解契約に基づき、裁判所は再訴不能の形で当該訴訟を却下した。和解の経済的条件は、ドイツ銀行にとって重要ではない。

2012年3月、RMBS Recovery Holdings 4, LLC およびVP Structured Products, LLCは、ACE Securities Corp.の2006-SL2 RMBSオフリングのモーゲージ貸出金に関してドイツ銀行が提供した表明・保証の違反を主張し、ニューヨーク州裁判所においてドイツ銀行に対する訴訟を提起した。当該訴状において、特定の損害賠償は主張されなかった。2013年5月13日、裁判所は、時効を過ぎているとして、当該訴訟の却下を求めるドイツ銀行の申立を棄却した。2013年12月19日、控訴裁判所は、下級裁判所の判決を覆し、当該訴訟を却下した。2015年6月11日、ニューヨーク州控訴裁判所は、控訴裁判所による当該訴訟の却下を認めた。裁判所は、原告の訴因の発生から申立が提起までに6年超が経過しているため、時効を過ぎているとした。2016年3月29日、裁判所は、管財人としてのHSBCが開始した実質的に同種の訴訟を却下し、2016年4月29日、原告は上訴申立を提起した。

2016年2月18日、ドイツ銀行およびAmherst Advisory & Management LLC (Amherst) は、5件のRMBS信託に関する契約違反訴訟を解決するために、和解契約を履行した。2016年6月30日、両当事者は、過去の契約の修正および修正再表示を行い、和解契約を履行した。当該和解契約は、証書保有者からの承認を求めて管財人に託された。証書保有者は、2016年8月24日までに当該和解について票を投じなければならない。管財人が和解を受け入れる期限は、2016年9月29日である。この訴訟に動きはない。当該信託の和解案が実現した場合、5件の信託のうちの1件に関してドイツ銀行が支払う和解金の大部分は、当該訴訟の非当事者により補償されることになる。和解による純額の財務上の影響は、過年度において実質的に反映されていた。

2016年2月3日、Lehman Brothers Holdings, Inc.は、ニューヨーク州南部地区米国連邦破産裁判所において、特にMortgageIT, Inc. (MIT) およびMITの継続企業とされるドイツ銀行AGに対して、対審手続を起こした。この中で、MITの後継企業は、MITがLehmanに売却し、次にLehmanがFederal National Mortgage Association (Fannie Mae) およびFederal Home Loan Mortgage Corporation (Freddie Mac) に売却した63件のモーゲージ貸出金に関して、2003年および2004年の特定の貸出金購入契約の記載において表明および保証の違反があったとしている。当該訴状は、これらの貸出金に関する請求を解決するため、Lehmanの破産手続の一環として、Fannie MaeおよびFreddie Macとの間で達した和解に関連してLehmanが負った損失の補償を求めている。当該訴訟において、特定の損害賠償は主張されていない。申立に対する回答の期限はまだ到来していない。

他の発行体によるRMBSの売出しの引受人としてのみのドイツ銀行に対する訴訟においては、ドイツ銀行は発行体から補償を受ける契約上の権利を有している。しかし、これらの補償を受ける権利は、発行体が現在破産もしくはそれ以外で破綻しているか、または将来破産もしくはそれ以外で破綻する可能性がある場合、その全部または一部が事実上行使不能となっている可能性がある。

受託者としての民事訴訟 ドイツ銀行は、特定のRMBS信託の受託者としての役割に関して、様々な投資家グループによって提起された8件の個別の民事訴訟において被告となっている。これらの訴訟は概ね、ドイツ銀行が当該信託の受託者としての一定の義務の適切な履行を怠ったとして、契約違反、信託義務違反、利益相反を回避する義務の違反、1939年信託証書法の過失お

および/または違反に関する請求を主張するものである。これら8件の訴訟には、BlackRock Advisors, LLC、PIMCO-Advisors, L.P.およびその他(BlackRock集団訴訟)が運用するファンドを含む、ある投資家グループによって提起された2件の推定上の集団訴訟、Royal Park Investments SA/NVによって提起された1件の推定上の集団訴訟および5件の個別訴訟が含まれる。BlackRock集団訴訟のうち1件は、62件の信託に関してニューヨーク州南部地区米国連邦地方裁判所において係属中であり、当該信託では総額98億米ドルの実現損失が担保に生じたと主張しているが、訴状は損害賠償額を明らかにしていない。2016年7月15日、当該訴訟において却下申立が提起され、開示手続が進行中である。2つ目のBlackRock集団訴訟は、465件の信託に関してカリフォルニア州上級司法裁判所において係属中であり、当該信託では総額757億米ドルの実現損失が担保に生じたと主張しているが、訴状は損害賠償額を明らかにしていない。当該訴訟における開示手続は未だ開始していない。Royal Park Investments SA/NVによって提起された推定上の集団訴訟は、ニューヨーク州南部地区米国連邦地方裁判所において係属中であり、10件の信託に関係するもので、当該信託では総額31億米ドルの実現損失が担保に生じたと主張しているが、訴状は損害賠償額を明らかにしていない。開示手続は進行中である。

その他5件の個別訴訟には以下の訴訟が含まれる。(a)National Credit Union Administration Board(以下「NCUA」という。)は、97件の信託に対する投資家として、総額172億米ドルの実現損失が担保に生じたと主張しているが、訴状は損害賠償額を明らかにしていない。(b)51件のRMBS信託により発行されたRMBS証券を保有する一定のCDO(総称して「Phoenix Light SF Limited」という。)および527百万米ドルを超える損害賠償の請求。(c)Western and Southern Life Insurance Companyおよび関連事業体5社(総称して「Western & Southern」という。)は、18件のRMBS信託に対する投資家として、総額10億米ドルの実現損失が担保に生じたと主張しているが、訴状は損害賠償額を明らかにしていない。(d)50件のRMBS信託に対する投資家として、Commerzbank AGは「数億米ドルの損失」の回収を求めている。(e)IKB International, S.A.(清算中)およびIKB Deutsche Industriebank A.G.(総称して「IKB」という。)は、37件のRMBS信託の投資家として、268百万米ドルを超える損害賠償を請求している。NCUAの訴訟では、請求の原因を述べていないことを理由としたドイツ銀行の却下申立は係属中であり、開示手続は停止されている。Western & SouthernおよびCommerzbankの訴訟では、請求の原因を述べていないことを理由としたドイツ銀行の却下申立は係属中であり、開示手続は進行中である。IKBの訴訟では、却下の申立は提起されておらず、開示手続は開始されていない。残りの訴訟において、一部の請求は却下され、その他の請求は却下申立を切り抜けた。却下申立を切り抜けた請求について、開示手続は概ね進行中である。

当行グループはこれらの8件の訴訟について、偶発負債が存在するものの、現時点で偶発負債の金額を信頼性をもって見積もることはできないと考えている。

貴金属調査および訴訟 ドイツ銀行は、一定の規制当局および法執行機関から、貴金属取引および関連行為の調査に関連する情報および書類提出などの要請を受け取っている。ドイツ銀行はこれらの要請に協力し、適宜、関連当局に参与している。これに関連して、ドイツ銀行は、貴金属ベンチマークならびに貴金属取引および貴金属事業のその他の側面に対するドイツ銀行の過去の関与について、独自の内部レビューを実施している。

ドイツ銀行は、ニューヨーク州南部地区米国連邦地方裁判所において係属中の併合された2件の集団訴訟の被告となっている。これらの訴訟は、Gold FixおよびSilver Fixへの参加を通じて金および銀の価格操作を行ったとして、米国反トラスト法、米国商品取引法および関連する州法の違反を主張しているが、特定の額の損害賠償は主張していない。両訴訟の却下申立は、現在係属中である。ドイツ銀行は、両訴訟の和解のため秘密契約の原則的合意に達し、その経済的条件はドイツ銀行にとって重要ではない。この契約は引き続き裁判所の承認を条件とする。

さらに、ドイツ銀行は、オンタリオ州内で金に関して、またオンタリオ州およびケベック州内で銀に関して、カナダの集団訴訟の被告となっている。それぞれの訴訟は、カナダ競争法違反およびその他の訴因を主張して損害賠償を請求している。

当行グループは、これらの案件の一部に関して、米国の両集団訴訟の和解のための原則的合意に基づきドイツ銀行の債務を履行するための十分な引当金を含む引当金を計上している。当行グループは、開示することがこれらの結果を著しく不利にする可能性がある結論付けたため、当該引当金の金額を開示しておらず、また、上記以外の案件に関して引当金を計上したか否か、これらの案件のいずれかについて偶発負債を計上したか否かについても開示していない。

紹介雇用慣行調査 一定の規制当局は、顧客、潜在的な顧客および政府職員から紹介された候補者に関する当行の雇用慣行ならびに仲介者およびコンサルタントの契約に関して、海外腐敗行為防止法およびその他の法令へのドイツ銀行の法令順守を特に調査している。ドイツ銀行はこれらの調査に応じて協力し続けている。当行グループは、これらの規制当局による調査の一部に関して引当金を計上している。当行グループは、開示することがこれらの規制当局による調査の結果を著しく不利にする可能性がある結論付けたため、当該引当金の金額を開示していない。

ロシア/英国の株式売買に係る調査 ドイツ銀行は、モスクワとロンドンで特定のクライアントがドイツ銀行と締結した、互いに相殺される株式売買の状況について調査している。調査中の当該取引の総額は重要である。ドイツ銀行による法律、規制または方針の違反の可能性および関連する内部統制環境についての内部調査は依然、継続中である。現在までに、一部のドイ

ツ銀行の方針に対する違反およびドイツ銀行の統制環境の欠陥が特定されている。ドイツ銀行は、当該調査のいくつかの法域（ドイツ、ロシア、英国および米国を含む。）の規制当局および法執行機関に助言を行っている。ドイツ銀行は、本件において特定の個人に関して懲戒処分を行っており、他の者についても正当な場合には引き続き同様の処分を行う。当行グループは、本件に関して引当金を計上している。当行グループは、開示することがこれらの案件の結果を著しく不利にする可能性がある」と結論付けたため、当該引当金の金額を開示していない。

ソブリン債、国際機関債および公的機関債（SSA債）に関する調査および訴訟 ドイツ銀行は、一定の規制当局および法執行機関から、SSA債取引に関連する情報および書類提出などの要請を受け取っている。ドイツ銀行はこれらの調査に協力している。

ドイツ銀行は、米国ニューヨーク州南部地区米国連邦地方裁判所において提起された複数の推定上の集団訴訟において被告となっている。当該訴訟は、SSA債の流通市場を操作した疑いに関して、米国反トラスト法およびコモン・ローの違反があったと主張している。これらの訴訟は初期の段階にあり、併合手続中である。

当行グループは、本件に関して引当金または偶発負債を設定しているか否かを開示していないが、こうした開示が結果に著しく不利な影響を及ぼしうると結論付けたためである。

米国の禁輸措置に関連した事項 ドイツ銀行は、米国の禁輸措置に関する法律の対象である国々の当事者に対し米国の金融機関を通じて過去に行った米ドル建ての支払指図書処理について、一定の米国の規制当局および法執行機関から情報要請を受け取っている。これらの機関は、当該処理が米国の連邦法および州法に従っていたかについて調査している。2006年、ドイツ銀行は、イラン、スーダン、北朝鮮およびキューバの相手先ならびに一定のシリアの銀行との間で新たな米ドル建ての事業を行わないこと、および法的に可能な範囲で当該相手先との既存の米ドル建ての事業から撤退することを自主的に決定した。2007年、ドイツ銀行は、いかなる通貨においてもイラン、シリア、スーダンおよび北朝鮮の相手先との間で新たな事業を行わないこと、および法的に可能な範囲であらゆる通貨による当該相手先との既存の事業から撤退することを決定した。ドイツ銀行はさらに、キューバの相手先との米ドル建て以外の事業を制限する決定を下した。2015年11月3日、ドイツ銀行は、ドイツ銀行に対する調査を解決するため、ニューヨーク州金融監督局およびニューヨーク連邦準備銀行との間に和解契約を締結した。ドイツ銀行はこれら2つの当局に対してそれぞれ200百万米ドルおよび58百万米ドルを支払い、一部の従業員を解雇すること、一部の元従業員を再雇用しないこと、1年間、独立した監視人を設置することに合意した。さらに、ニューヨーク連邦準備銀行は特定の改善措置を命じ、特に、効果的なOFACコンプライアンス・プログラムの確立と、ニューヨーク連邦準備銀行がその効果に納得するまでの、独立した者によるプログラムの年次レビューの実施を求めた。米国法執行当局による調査は依然、継続中である。

当行グループは、開示することがこの結果を著しく不利にする可能性がある」と結論付けたため、本件に関して引当金または偶発負債を設定しているか否かを開示していない。

米国財務省証券に関する調査および訴訟 ドイツ銀行は、一定の規制当局および法執行機関から、米国財務省証券の入札、取引および関連する市場活動に関する情報および書類提出などの要請を受け取っている。ドイツ銀行はこれらの調査に協力している。

ドイツ銀行は複数の推定上の集団訴訟において被告となっている。当該訴訟は、米国財務省証券市場を操作した疑いに関して、米国反トラスト法、米国商品取引法およびコモン・ローの違反があったと主張している。これらの訴訟は初期の段階にあり、ニューヨーク州南部地区に併合されている。

当行グループは、開示することがこれらの結果を著しく不利にする可能性がある」と結論付けたため、これらの案件に関して引当金または偶発負債を設定しているか否かを開示していない。

長期債務

単位：百万ユーロ	2016年6月30日 現在	2015年12月31日 現在
優先債務：		
債券およびノート		
固定利付	84,925	86,255
変動利付	37,313	38,963
劣後債務：		
債券およびノート		
固定利付	4,866	4,602
変動利付	1,960	1,811
その他	33,841	28,385
長期債務合計	162,905	160,016

発行済および社外流通株式

単位：百万株	2016年6月30日 現在	2015年12月31日 現在
発行済株式	1,379.3	1,379.3
自己株式	12.3	0.4
このうち：		
買戻し	12.1	0.3
その他	0.1	0.1
社外流通株式	1,367.0	1,378.9

その他の財務情報（無監査）

信用関連コミットメントおよび偶発負債

取消不能貸出コミットメントおよび貸出関連偶発負債

通常の事業活動の過程において、当行グループは、フロンティング・コミットメントを含む取消不能貸出コミットメントおよび偶発負債（金融保証および履行保証、スタンドバイ信用状ならびに顧客のための補償契約から構成されている。）を定期的に締結している。これらの契約に基づいて、当行グループは、債務契約に基づく履行や、第三者の債務不履行に基づく受益者に対する支払いを要求される。これらの商品に関して、当行グループは、請求が行われるか否か、および行われる場合には、いつ、どの程度行われるかについて、詳細には把握していない。当行グループがフロンティング・コミットメントに関連して現金を支払わなければならない場合、当行グループは即時にその他のシンジケート貸主に返済を求めらるであろう。当行グループは信用エクスポージャーの監視の際に上記すべての金融商品を検討し、固有の信用リスクを軽減するために担保を要求する場合がある。信用リスクの監視により、予想される請求から損失の発生する可能性が高いと考えられた場合、引当金が設定され、貸借対照表に計上される。

以下の表は、当行グループの取消不能貸出コミットメントおよび貸出関連偶発負債を示しており、担保および引当金は考慮されていない。この表は、締結したこれらすべての負債を履行しなければならない場合の、当行グループの潜在的な最大利用額を示している。このため、この表はこれらの負債に係る予想将来キャッシュ・フローを表すものではない。それは、これらの負債の多くが引き出されることなく期限切れとなるため、および発生する請求が顧客によって履行されるかまたは取り決めた担保からの受取金により回収される可能性があるためである。

単位：百万ユーロ	2016年6月30日現在	2015年12月31日現在
取消不能貸出コミットメント	166,878	174,549
偶発負債	52,899	57,325
合計	219,777	231,874

税金に係る取消不能支払コミットメント

銀行再建・破綻処理指令（BRRD）および単一破綻処理基金（SRF）に基づく銀行税に関連する取消不能支払いコミットメントは、2016年6月現在、279.6百万ユーロおよび2015年12月現在、155.5百万ユーロであった。

関連当事者との取引

一方の当事者が、他方の当事者を直接もしくは間接的に支配しているか、または他方の当事者の財務もしくは営業上の決定に重要な影響力を有する場合、両者は関連当事者とみなされる。当行グループの関連当事者には、以下が含まれる。

- 経営幹部およびその近親者、ならびに経営幹部またはその近親者が支配しているか、重要な影響力を有しているか、または重要な議決権を有している企業
- 子会社、共同支配企業および関連会社ならびにこれらの各子会社
- ドイツ銀行の従業員を対象とした退職後給付制度

経営幹部との取引

経営幹部とは、ドイツ銀行グループの活動の計画、指揮および管理を直接的または間接的に行う権限および責任を有する者のことである。当行グループは、現在委任されている取締役および親会社の監査役が、IAS第24号でいう「経営幹部」を構成すると考えている。2016年6月30日現在の当行グループと経営幹部との取引には、貸出金およびコミットメント10百万ユーロ、ならびに預金8百万ユーロが含まれていた。2015年12月31日現在、当行グループと経営幹部との取引には、貸出金およびコミットメント11百万ユーロ、ならびに預金8百万ユーロが含まれていた。加えて、当行グループは決済および口座サービスや投資相談といった銀行サービスを、経営幹部およびその近親者に提供している。

子会社、関連会社および共同支配企業との取引

ドイツ銀行AGとその子会社との取引は、関連当事者間取引の定義を満たしている。これらの取引が連結上消去されている場合、それらは関連当事者間取引として開示されていない。当行グループとその関連会社および共同支配企業ならびにそれぞれの子会社との取引も関連当事者間取引としての条件を満たしている。

行われた貸出および付与された保証

単位：百万ユーロ	関連会社およびその他の関連当事者	
	2016年6月30日 現在	2015年12月31日 現在
貸出金残高、期首現在	396	321
期中の貸出額	103	464
期中の貸出金返済額	161	376
連結会社グループの変動	0	-31
為替レートの変動 / その他	1	18
貸出金残高、期末現在 ¹	340	396
その他の信用リスク関連取引：		
貸倒引当金	1	1
貸倒引当金繰入額	0	0
保証およびコミットメント	100	263

¹ 延滞貸出金は、2016年6月30日現在1百万ユーロおよび2015年12月31日現在4百万ユーロであった。2016年6月30日および2015年12月31日現在、当行グループは上記の貸出金に対してそれぞれ6百万ユーロおよび69百万ユーロの担保を保有していた。

受け入れた預金

単位：百万ユーロ	関連会社およびその他の関連当事者	
	2016年6月30日 現在	2015年12月31日 現在
預金、期首現在	162	128
期中の預金受入額	122	326
期中の預金払戻額	178	295
連結会社グループの変動	0	-0
為替レートの変動/その他	-1	2
預金、期末現在	105	162

その他の取引

関連会社とのトレーディング資産およびデリバティブ金融取引のプラスの時価は、2016年6月30日現在では39百万ユーロ、2015年12月31日現在では32百万ユーロであった。関連会社とのトレーディング負債およびデリバティブ金融取引のマイナスの時価は、2016年6月30日現在では0百万ユーロ、2015年12月31日現在では0百万ユーロであった。

年金制度との取引

当行グループは、多数の年金制度と取引関係がある。これに従って、当行グループは、これらの制度に対して、投資運用管理を含む金融サービスを提供している。年金基金は、ドイツ銀行AGの株式または有価証券を保有または売買することができる。2016年6月30日現在、これらの制度との取引は当行グループにとって重要ではなかった。

売却目的保有の非流動資産および処分グループ

売却目的保有の非流動資産および処分グループは、貸借対照表上その他の資産およびその他の負債に含まれている。本注記は、2016年6月30日現在の売却目的保有の非流動資産および処分グループの種類および財務上の影響について説明している。

報告日現在の売却目的保有の非流動資産および処分グループ

2016年6月30日現在、売却目的保有資産は29億ユーロ（2015年12月31日現在：35億ユーロ）であり、2016年6月30日現在、処分グループに含まれている負債は39百万ユーロ（2015年12月31日現在：37百万ユーロ）であった。

ドイツ銀行は、当行の戦略上の意図に沿って、またストラテジー2020の実施のさらなる進展により、当行の華夏銀行に対する持分19.99%のすべてを、PICC Property and Casualty Company Limitedに売却することに合意した。したがって、ドイツ銀行はPW&CCコーポレート部門で保有していた33億ユーロの持分法適用投資を2015年度末に売却目的保有のカテゴリーに分類変更した。2016年度上半期における売却目的保有投資の再評価により、当行グループは非流動資産に係る減損損失564百万ユーロを計上し、2016年6月30日現在、当該投資は28億ユーロまで減少した。その他の収益に計上された減損損失の大部分は、華夏銀行の株価の下落および為替レートの不利な動きの結果によるものである。華夏銀行に関する予想対価を受け、その他の取引関連の影響が株価の下落を部分的に相殺することから、2016年度上半期における全体的な純損失は119百万ユーロとなる。売却目的保有への分類変更により、投資に関連するその他の包括利益累計額662百万ユーロが、資本において、売却目的保有に分類された資産に係る未実現純利得（損失）に組替えられた。当該取引は慣習的な完了条件が満たされ、中国銀行業監督管理委員会を含む規制当局の承認を得る必要がある。この申請は中国銀行業監督管理委員会によって受諾され、承認手続は2016年度第3四半期に完了するものと予想されている。

2016年6月30日および2015年12月31日現在、その他の包括利益（損失）累計額（税引後）に直接認識された、売却目的保有として分類される非流動資産および処分グループに関連する未実現純利得は662百万ユーロであった。

2016年4月15日に、当行グループは、マッコーリー・インフラストラクチャー・アンド・リアル・アセット（以下「MIRA」という。）が運用するファンドであるマッコーリー・インフラストラクチャー・パートナーズ（以下「MIP」という。）との間で、ニュージャージー州ポート・エリザベスにあるマルチ・ユーザー・コンテナ・ターミナルであるマヘル・ターミナルズ・ユーエスエー・エルエルシー（以下「マヘル・ターミナルズ」という。）の売却について合意に至ったと発表した。マヘル・ターミナルズは、NCOU内で保有されているレガシー資産である。当該取引に基づき、MIPは、マヘル・ターミナルズを100%取得することに合意している。当該取引は、港湾管理委員会および他の規制当局の承認を条件としており、当該承認が本報告書の公表前に下りる見込みはない。相当数の承認が必要であることから生じる不確実性を考慮し、当行グループは、2016年6月30日現在、売却目的保有の分類が適正であると考えておらず、かかる承認が下りるまで当該処分グループを売却目的保有として分類変更しない予定である。当該取引がドイツ銀行の財務書類に重大な影響を及ぼす見込みはない。

後発事象

NCOUの縮小促進の次のステップとして、ドイツ銀行は7月に、想定元本32億ユーロの重要な債券ポートフォリオおよび関連するスワップを売却する契約を締結した。この取引によって、売却損が約150百万ユーロ生じ、また、RWAが6億ユーロ減少することになる。いずれも、2016年度第3四半期に計上される予定である。

その他の情報（無監査）

GAAP以外の財務的測定尺度

当報告書、および当行グループが発行しているまたは発行する可能性があるその他の報告書には、GAAP以外の財務的測定尺度が含まれている。GAAP以外の財務的測定尺度とは、当行グループの過去または将来の経営成績、財政状態またはキャッシュ・フローの尺度である。この尺度は、当行グループの財務諸表においてIFRSに従って計算および表示された最も直接に比較可能な尺度に含められる（から除外される）金額を除外する（含める）調整を含む場合がある。

CRR/CRD 4の完全適用による測定

測定の一環として、当行グループはCRR/CRD 4の完全適用ベースの指標を使用しており、これには規制上の資産、リスク・ウェイトド・アセット、資本および資本比率に関する指標が含まれる。このような完全適用ベースの指標は、2016年6月30日現在の当行グループの中間報告書における「取締役会報告書：リスク・レポート：リスクおよび資本のパフォーマンス：資本およびレバレッジ比率」（訳者注：原文の項）などに記されており、またこの項には各CRR/CRD 4の移行規定に基づく価額またはIFRSに基づく価額への調整表も記載されている。

資本利益率

当行グループは、税引後平均株主持分利益率および税引後平均有形株主持分を計上しているが、これらはいずれもGAAP以外の財務的測定尺度である。

税引後平均株主持分利益率および平均有形株主持分は、ドイツ銀行株主に帰属する純利益（損失）が、平均株主持分および平均有形株主持分にそれぞれ占める割合として計算されている。

ドイツ銀行株主に帰属する純利益（損失）は、GAAP以外の財務的測定尺度であり、純利益（損失）から非支配持分に帰属する税引後利益（損失）を除外した金額として定義される。当行グループでは、報告実効税率（2016年度第2四半期は95%、2015年度第2四半期は33%）を反映している。2016年6月30日終了6ヶ月間における当該税率は74%、前年同期においては49%であった。セグメント別では、適用された税率は、すべての報告期間において35%である。

グループ・レベルでは、有形株主持分は、連結貸借対照表上の株主持分の報告額からのれんおよびその他の無形資産を除外したものである。セグメント別の有形株主持分は、「平均株主持分の配分」の項（訳者注：原文の項）に記載されている通り、各セグメントに配分された株主持分からのれんおよびその他の無形資産を控除して算出されている。株主持分および有形株主持分は平均ベースで表示されている。

当行グループは、平均有形株主持分を表示することによって当行グループの競合他社との比較が容易になると考えており、当行グループによる資本利益率の開示の中で、当該尺度を記載している。しかし、平均有形株主持分はIFRSに規定された測定尺度ではないため、当行グループの当該尺度に基づく比率は、計算方法の違いを考慮せずに他社の比率と比較すべきではない。

上記の比率の調整は下表に記載されている。

2016年6月30日終了3ヶ月間

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	グローバル・マーケット	コーポレート・アンド・インベストメント・バンキング	プライベート・ウェルス・アンド・コーポレート・マーシャル・クライアント	ドイチェ・アセット・マネジメント	ポストバンク	非中核事業部門	連結および調整	連結合計
税引前利益(損失)	28	432	187	171	179	-632	42	408
法人所得税費用								-388
当期純利益(損失)	19	283	122	112	117	-413	-219	20
非支配持分に帰属する純利益(損失)	0	0	0	0	0	0	-2	-2
DB株主に帰属する純利益およびその他の資本構成要素	19	283	122	112	117	-413	-221	18
平均株主資本	24,344	11,846	8,877	6,403	5,838	4,654	50	62,011
加算(差引)：								
のれんおよびその他の無形資産の平均	-1,722	-1,108	-1,531	-4,860	-282	-542	45	-10,001
平均有形株主資本	22,621	10,738	7,346	1,542	5,556	4,112	95	52,011
税引後平均株主資本利益率(%)	0.3	9.5	5.5	7.0	8.0	N/M	N/M	0.1
税引後平均有形株主資本利益率(%)	0.3	10.5	6.7	29.1	8.4	N/M	N/M	0.1

N/M - 表記するに値しない

2015年6月30日終了3ヶ月間

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	グローバ ル・マー ケッツ	コーポ レート・ アンド・ インベス トメン ト・パン キング	プライ ベート・ ウェル ス・アン ド・コ マーシャル・クラ イアント	ドイ チエ・ア セツト・ マネジメ ント	ポストバ ンク	非中核事 業部門	連結およ び調整	連結合計
税引前利益(損 失)	1,086	595	483	265	88	-870	-418	1,228
法人所得税費用								-410
当期純利益(損 失)	702	385	312	171	57	-562	-246	818
非支配持分に帰属 する純利益(損 失)	0	0	0	0	0	0	-22	-22
DB株主に帰属する 純利益およびその 他の資本構成要素	702	385	312	171	57	-562	-268	796
平均株主資本	25,923	12,867	10,723	5,706	8,395	6,806	1,446	71,865
加算(差引)：								
のれんおよびその 他の無形資産の平 均	-2,278	-1,418	-2,448	-4,836	-2,831	-537	-1,348	-15,697
平均有形株主資本	23,645	11,448	8,275	870	5,564	6,269	98	56,168
税引後平均株主資 本利益率(%)	10.8	12.0	11.6	12.0	2.7	N/M	N/M	4.4
税引後平均有形株 主資本利益率 (%)	11.9	13.4	15.1	78.6	4.1	N/M	N/M	5.7

N/M - 表記するに値しない

2016年6月30日終了6ヶ月間

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	グローバ ル・マー ケッツ	コーポ レート・ アンド・ インベス トメン ト・パン キング	プライ ベート・ ウェル ス・アン ド・コ マーシャ ル・クラ イアント	ドイ チエ・ア セツト・ マネジメ ント	ポストバ ンク	非中核事 業部門	連結およ び調整	連結合計
税引前利益(損 失)	423	747	249	334	301	-1,165	99	987
法人所得税費用								-731
当期純利益(損 失)	277	488	163	218	197	-762	-324	256
非支配持分に帰属 する純利益(損 失)	0	0	0	0	0	0	-24	-24
DB株主に帰属する 純利益およびその 他の資本構成要素	277	488	163	218	197	-762	-349	232
平均株主資本	24,177	11,978	9,136	6,396	5,786	4,850	70	62,393
加算(差引)：								
のれんおよびその 他の無形資産の平 均	-1,640	-1,108	-1,653	-4,865	-278	-563	71	-10,036
平均有形株主資本	22,537	10,870	7,483	1,531	5,508	4,287	141	52,357
税引後平均株主資 本利益率(%)	2.3	8.2	3.6	6.8	6.8	N/M	N/M	0.7
税引後平均有形株 主資本利益率 (%)	2.5	9.0	4.4	28.5	7.1	N/M	N/M	0.9

N/M - 表記するに値しない

2015年6月30日終了6ヶ月間

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	グローバ ル・マー ケッツ	コーポ レート・ アンド・ インベス トメン ト・パン キング	プライ ベート・ ウェル ス・アン ド・コ マーシャル・クラ イアント	ドイ チエ・ア セット・ マネジメ ント	ポストバ ンク	非中核事 業部門	連結およ び調整	連結合計
税引前利益(損 失)	1,131	1,316	887	366	201	-1,188	-6	2,708
法人所得税費用								-1,331
当期純利益(損 失)	731	850	573	236	130	-767	-376	1,377
非支配持分に帰属 する純利益(損 失)	0	0	0	0	0	0	-38	-38
DB株主に帰属する 純利益およびその 他の資本構成要素	731	850	573	236	130	-767	-413	1,339
平均株主資本	24,601	12,276	10,403	5,593	8,492	7,509	2,424	71,299
加算(差引)：								
のれんおよびその 他の無形資産の平 均	-2,094	-1,299	-2,311	-4,759	-2,818	-572	-1,694	-15,548
平均有形株主資本	22,507	10,977	8,093	834	5,674	6,937	729	55,751
税引後平均株主資 本利益率(%)	5.9	13.9	11.0	8.5	3.1	N/M	N/M	3.8
税引後平均有形株 主資本利益率 (%)	6.5	15.5	14.2	56.7	4.6	N/M	N/M	4.8

N/M - 表記するに値しない

調整後費用

調整後費用は、ストラテジー2020において概説されている主要な業績評価指標の一つである。これはGAAP以外の財務的測定尺度であり、最も直接的な比較が可能であるIFRSに基づく財務的測定尺度は利息以外の費用である。調整後費用は、IFRSに基づく利息以外の費用から()のれんおよびその他の無形資産の減損、()訴訟費用、()保険業務に係る費用、()再構築費用および退職金を控除して計算される。当行グループは、これらの項目の影響を除く利息以外の費用の表示は、当行グループの事業に関連する費用をより有意に表していると考えている。

単位：百万ユーロ	2016年6月30日終了 3ヶ月間	2015年6月30日終了 3ヶ月間
利息以外の費用	6,718	7,798
のれんおよびその他の無形資産の減損	285	0
訴訟費用	120	1,227
保険業務に係る費用	74	10
再構築費用および退職金	207	45
調整後費用	6,032	6,516

単位：百万ユーロ	2016年6月30日終了 6ヶ月間	2015年6月30日終了 6ヶ月間
利息以外の費用	13,903	16,476
のれんおよびその他の無形資産の減損	285	0
訴訟費用	308	2,771
保険業務に係る費用	118	163
再構築費用および退職金	492	113
調整後費用	12,700	13,430

基本的社外流通株式1株当たり純資産および基本的社外流通株式1株当たり有形純資産

基本的社外流通株式1株当たり純資産および基本的社外流通株式1株当たり有形純資産は、投資家や業界アナリストが適正自己資本の測定基準として使用および依拠するGAAP以外の財務的測定尺度である。基本的社外流通株式1株当たり純資産は、当行の株主持分合計を期末現在の基本的社外流通株式数で除したものである。有形純資産は、当行の株主持分合計からのれんおよびその他の無形資産を控除したものである。基本的社外流通株式1株当たり有形純資産は、有形純資産を期末現在の基本的社外流通株式数で除して計算される。

有形純資産

単位：百万ユーロ	2016年6月30日 現在	2015年12月31日 現在
株主持分合計（純資産）	61,865	62,678
のれんおよびその他の無形資産	-9,907	-10,078
有形株主持分（有形純資産）	51,958	52,600

基本的社外流通株式数

単位：百万株 (別途記載のものを除く)	2016年6月30日 現在	2015年12月31日 現在
発行済株式数	1,379.3	1,379.3
自己株式	-12.3	-0.4
権利確定した株式報奨	22.1	8.9
基本的社外流通株式数	1,389.1	1,387.8
基本的社外流通株式1株当たり純資産 (単位：ユーロ)	44.54	45.16
基本的社外流通株式1株当たり有形純資産 (単位：ユーロ)	37.40	37.90

評価調整

当報告書、および当行グループが発行している、または発行する可能性があるその他の報告書において、当行グループは、債務評価調整（DVA）および資金調達評価調整（FVA）、ならびに信用評価調整（CVA）に関する規制自己資本ヘッジによる収益および損益の影響に言及している。

DVAは、当行グループの自己の信用リスクの影響を、デリバティブ契約を含む金融負債の公正価値に組み込んでいる。

FVAは、完全には担保されていないデリバティブ・ポジションに適用される。FVAは、資産および負債の両方に関する市場で暗に示された資金調達コストを反映しており、完全には担保されていないデリバティブ・ポジションの公正価値に資金調達コストの現在価値を取り入れる効果がある。

CVAは、相手先の信用リスクの影響を、デリバティブの公正価値に組み込んでいる。CRR/CRD 4自己資本規則により、信用評価調整（CVA）に関して当行グループのリスク・ウェイトド・アセット（RWA）への借方計上が生じる。当行グループは、クレジット・デフォルト・スワップでヘッジすることによりこれらのRWAの軽減に努めている。これらの規制に係る資本ヘッジは、IFRSのヘッジ会計規則に基づきCVAエクスポージャーのヘッジ目的で締結されるヘッジとは別のものであり、これによって生じた時価評価損益は収益項目として報告される。

当行グループは、これらの項目の影響を除く収益および損益の測定尺度の表示は、当行グループの事業の基礎となるファンダメンタルズをより有意に表していると考えている。

2【その他】

(1) 後発事象

2016年9月28日、ドイツ銀行（XETRA：DBKGn.DE / ニューヨーク証券取引所：DB）は、同行がドイチェ・アセット・マネジメント内で保有しているアビー・ライフ事業（アビー・ライフ・アシュアランス・カンパニー・リミテッド、アビー・ライフ・トラスティ・サービシズ・リミテッド及びアビー・ライフ・トラスト・セキュリティーズ・リミテッド）を売却することについて、フェニックス・グループ・ホールディングス・リミテッドの子会社であるフェニックス・ライフ・ホールディングス・リミテッドと合意したと発表した。

当該取引の条件に基づき、フェニックス・ライフ・ホールディングス・リミテッドは、アビー・ライフ事業のすべての持分を935百万ポンド（現在の為替レートで10.85億ユーロ）で取得する予定である。

当該取引は、健全性規制機構を含む規制当局の承認に服する。当該売却は、取引完了時点で資本にプラスの正味影響をもたらすこととなり、2016年6月30日現在のドイツ銀行の普通株式等Tier 1資本比率（CRR/CRD 4完全適用ベース）にあてはめて試算すると約10ベシス・ポイント改善する。

当該取引によって生じる税引前予想損失は約800百万ユーロであり、これは主にのれん及び無形資産の減損に起因する。当該取引は、ドイツ銀行の分配可能項目には重要な影響を及ぼさない見込みである。

(2) 訴訟

本書記載の中間連結財務諸表に対する注記「引当金」を参照。

3【国際財務報告基準と日本の会計原則との相違】

当行グループは、ドイツ商法（HGB）第315条の求めるところに従い、その年次連結財務諸表および中間連結財務諸表を、国際会計基準審議会（IASB）が公表し、欧州連合（EU）が支持した国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成することが要求されている。IFRSと日本において一般に公正妥当と認められる会計原則（以下「日本の会計原則」という。）との主要な相違は、以下のとおりである。

1) 統一的な会計方針

IFRSでは、連結財務諸表は、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、統一的な会計方針を用いて作成される。グループ会社が、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、連結財務諸表において採用されているもの以外の会計方針を使用している場合、連結財務諸表の作成時に、その財務諸表に対して適切な修正が行われる。関連会社および共同支配事業体の経営成績に対する当行グループの持分は、当行グループの会計方針と整合するよう修正される。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、連結財務諸表を作成する場合、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、親会社および子会社が採用する会計処理の原則および手続は、原則として統一しなければならない。ただし、実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（以下、「実務対応報告第18号」という。）により、在外子会社の財務諸表がIFRSまたは米国会計基準に準拠して作成されている場合には、一定の項目（のれんの償却、退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理、研究開発費の支出時費用処理など）の修正を条件に、これを連結決算手続上利用することができる。

関連会社についても、企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」に従い、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、投資会社（その子会社を含む）および持分法を適用する被投資会社が採用する会計処理の原則および手続は、原則として統一することとされた。ただし、実務対応報告第24号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」により、在外関連会社については、当面の間、実務対応報告第18号で規定される在外子会社に対する当面の取扱いに準じて行うことができる。

2) 連結の原則

IFRSでは、IFRS第10号「連結財務諸表」に基づき、当行グループは当行グループが支配しているすべての投資先を連結している。投資者が、関連性のある活動におけるパワーおよび投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャーを有し、かつ、投資先に対するパワーを通じて当該リターンに影響を及ぼす能力を有している場合には、投資先を支配していることになる。支配の評価はすべての事実および状況に基づいて行われ、事実および状況に変更が生じた兆候が存在する場合にはその結論は再評価される。これは、事業体と新たに実行されたものを含め、当行グループが有する契約上の取決めの変更を含んでおり、所有持分の変動のみに限定されない。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、実質支配力基準により連結の範囲が決定され、支配の及ぶ会社（子会社）は連結の範囲に含まれる。ただし、子会社のうち支配が一時的であると認められる

企業、または連結することにより利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれのある企業については、連結の範囲に含めないこととされている。また、非連結子会社および重要な影響力を与えることができる会社（関連会社）については、持分法の適用範囲に含める。なお、日本でも、IFRSの共同支配企業に該当するものには持分法が適用される。

また、日本では、特別目的会社については、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」および企業会計基準適用指針第22号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」に基づき、特別目的会社が適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立され、当該特別目的会社の事業がその目的に従い適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社から独立しているものと認め、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社の子会社に該当しないものと推定される。したがって、当該要件を満たす特別目的会社は、連結の範囲に含まれないことになる。ただし、このように連結の範囲に含まれない特別目的会社については、企業会計基準適用指針第15号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」に基づき、当該特別目的会社の概要、当該特別目的会社を利用した取引の概要、当期に行った当該特別目的会社との取引金額または当該取引の期末残高等の一定の開示を行うことが、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社に求められている。

3) 企業結合

IFRSでは、IFRS第3号「企業結合」に基づき、すべての企業結合（共同支配企業の設立、共通支配下の企業または事業の結合等を除く。）に取得法が適用されている。取得法では、取得日において、取得企業は識別可能な取得した資産および引き受けた負債を、原則として、取得日時点の公正価値で認識する。

日本でも、企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」に基づき、すべての企業結合（共同支配企業の形成および共通支配下の取引を除く。）はパーチェス法（取得法に類似する方法）で会計処理されている。

日本基準とIFRSの間には、主に以下の差異が存在する。

a) 取得関連コスト（企業結合に直接起因する費用）の処理

IFRSでは、IAS第32号およびIAS第39号にそれぞれ準拠して認識される負債性証券または持分証券の発行コストを除き、当該費用が発生してサービスの提供を受けた期間の費用として処理する。

日本では、取得関連費用は発生した事業年度の費用として処理される。

b) 条件付対価の処理

IFRSでは、取得企業は条件付対価を、被取得企業との交換で移転した対価に含め、取得日時点の公正価値で認識しなければならない。また、条件付対価の公正価値に事後的な変動があった場合でも、一定の場合を除き、のれんの修正は行わない。

日本では、条件付取得対価の交付または引渡しが確実となり、その時価が合理的に決定可能となった時点で、支払対価を取得原価として追加的に認識するとともに、のれんの修正を行う。

c) のれんの当初認識および非支配持分の測定

IFRSでは、企業結合ごとに以下のいずれかの方法を選択できる。

- ・ 非支配持分も含めた被取得企業全体を公正価値で測定し、のれんは非支配持分に帰属する部分も含めて測定する方法（全部のれん方式）
- ・ 非支配持分のうち、現在の所有持分であり、清算時に企業の純資産に対する比例的な取り分を保有者に与えているものは、被取得企業の識別可能純資産の認識金額に対する比例持分相当額として測定し、のれんは取得企業の持分相当額についてのみ認識する方法（購入のれん方式）

日本では、少数株主持分自体を時価評価する処理（全部のれん方式）は認められておらず、のれんは、取得原価が、取得した資産および引き受けた負債に配分された純額を超過する額として算定される（購入のれん方式）。

d) のれんの償却

IFRSでは、のれんの償却は行わず、のれんは、IAS第36号「資産の減損」に従い、毎期および減損の兆候がある場合はその都度、減損テストの対象になる。

日本では、原則として、のれんの計上後20年以内に、定額法その他の合理的な方法により定期的に償却する。ただし、金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の費用として処理することができる。

4) 非支配持分

IFRSでは、IFRS第3号「企業結合」に基づき、取得企業は、企業結合ごとに被取得企業に対する非支配持分のうち、現在の所有持分であり、清算時に企業の純資産に対する比例的な取り分を保有者に与えているものを、以下のいずれかにより測定しなければならない。

a) 取得日における非支配持分の公正価値

b) 取得日における被取得企業の識別可能純資産の認識金額に対する現在の所有権金融商品の比例的な取り分

非支配持分の他のすべての内訳項目は、他の測定基礎がIFRSで要求されている場合を除き、取得日の公正価値で測定しなければならない。

また、子会社に対する親会社の所有持分の変動（非支配持分との取引）で支配の喪失とならない場合には資本取引として会計処理される。

日本では、非支配持分自体を公正価値で測定する方法は認められておらず、非支配持分は取得日における被取得企業の識別可能純資産に対する現在の持分で測定される。

また、支配を喪失しない子会社に対する親会社持分の変動額と投資の増減額との差額は、資本剰余金として会計処理される。

5) 他の企業への関与の開示

IFRSでは、IFRS第12号「他の企業への関与の開示」に従い、子会社、共同支配の取決め、関連会社および非連結の組成された企業への関与の内容、関連するリスク、および財務上の影響を毎年開示しなければならない。

日本では、上記に関して包括的に規定する会計基準はないが、連結の範囲に含まれない特別目的会社に関する開示や、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、連結の範囲に含めた子会社、非連結子会社に関する事項その他連結の方針に関する重要な事項およびこれらに重要な変更があったときは、その旨およびその理由について開示することが要求されている。

6) 金融商品の分類および評価

当行グループは、金融資産および負債を以下の区分に分類している。すなわち、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債、貸出金、売却可能金融資産、その他の金融負債である。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債： 当行グループは、一定の金融資産および金融負債を、トレーディング目的保有または、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されたもの、のいずれかに分類する。これらは公正価値で計上され、それぞれ、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産、および純損益を通じて公正価値で測定する金融負債として表示される。トレーディング資産および負債の定義を満たさない一定の金融資産および負債は、公正価値オプションを利用し、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されている。純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定するには、金融資産および負債が、以下の基準のうちの一つを満たしていなくてはならない。(1) その指定により、測定上または認識上の矛盾が解消または著しく減少する、(2) 金融資産または負債、またはその両方からなるグループの運用管理および実績評価が、文書化されたリスク管理または投資戦略に従って、公正価値に基づいて行われている、あるいは、(3) その商品が一または複数の組込デリバティブを含んでいる（ただし、以下の場合は除く(a) 当該組込デリバティブが、そうでなければ契約で要求されていたであろうキャッシュ・フローを大きく修正しない場合、あるいは、(b) ほとんど、または全く分析しなくても、分離が禁じられていることが明らかかな場合）。

貸出金： 貸出金には、組成または購入した、支払額が固定的または決定可能なデリバティブ以外の金融資産で、活発な市場での相場価格がなく、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産にもAFS金融資産にも分類されていないものが含まれる。相場価格が、取引所、ディーラー、ブローカー、業界団体、プライシング・サービスまたは規制機関から容易かつ定期的に入手可能であり、かつこれらの価格が、独立第三者間取引条件による実際の定期的に生じる市場取引を表している場合に、活発な市場が存在するといえる。

企業結合または資産の購入以外により取得した貸出金は当初、その取引価格で認識される。取引価格とは、借手に支払った現金の額である。貸出金の当初の帳簿価額にはさらに、直接的増分取引費用およびフィーの純額が含まれる。これらの貸出金は、当初認識後は、実効金利法を用いて償却原価（減損控除後）で測定される。

企業結合の一部または資産の購入として取得した貸出金は当初、取得日の公正価値で認識される。これには、当行グループによる当初認識前に被取得企業が減損損失を計上した貸出金が含まれている。取得日の公正価値には、当該貸出金の信用の質（発生損失を含む。）を考慮した予想キャッシュ・フローが組み込まれ、新たな償却原価の基礎額となる。利息収益は、実効金利法を用いて認識される。純損益を通じて公正価値で測定するものにも、貸出金にも分類されない金融資産は、売却可能として、負債証券または持分証券のいずれかとして分類される。

売却可能金融資産： 売却可能として分類された金融資産は、当初、公正価値に当該金融資産の取得に直接起因する取引費用を加算した額で認識される。プレミアムおよびディスカウントの償却は純利息収益に計上される。売却可能として分類された金融資産は公正価値で計上され、公正価値の変動は、当該資産が公正価値ヘッジの対象である場合を除き、資本の中の、損益計算書に認識されていない純利得（損失）に計上される。当該資産が公正価値ヘッジの対象である場合には、ヘッジ対象リスクに起因する公正価値の変動は、その他の収益に計上される。

金融負債： 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債を除き、金融負債は、実効金利法を用いて償却原価で測定される。金融負債には、発行した長期および短期の債務が含まれ、当初、公正価値すなわち受け取った対価から、負担し

た取引費用を控除した額で測定される。発行債務の市場での買戻しは消滅として取り扱われ、関連する利得または損失が連結損益計算書に計上される。自己社債の後日における市場での売却は、債務の再発行として取り扱われる。

金融資産の分類変更： 当行グループは、「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」（トレーディング資産）または「AFS金融資産」に分類された一定の金融資産を、「貸出金」へと分類変更することができる。資産の分類変更には、当初認識以降、経営陣による対象資産に関する意思の明確な変更がなければならず、かつ、当該金融資産は分類変更日において貸出金の定義を充足していなければならない。加えて、分類変更日現在、当該資産を予見可能な将来まで保有する意思および能力を有していなければならない。「予見可能な将来」を定義する単一の特定期間はなく、これは経営陣の判断を要する問題である。この判断を行うに当たり、当行グループは、何が「予見可能な将来」とされるかについて、以下の最低限の要件を設定した。分類変更時に、

- 対象資産を売却または証券化を通じて1年以内に処分する意思がないこと、ならびに対象資産を保有する当行グループの能力を制限するかまたは売却を要求する内部および外部的要求がないこと。
- 今後のビジネス・プランが、短期的な価格変動による利益を享受することであってはならない。

これらの基準を満たす分類変更が提案される金融資産は、検討対象の各金融資産の事実および状況に基づいて検討される。当該資産保有の戦略を実行する能力および妥当性を考慮に入れた上で、経営陣による肯定的な主張が必要となる。

上記の基準に加えて、当行グループはまた、資産の返済見込額が見積公正価値を超過していること、および予見可能な将来まで保有することにより資産に係るリターンが最適化することを示す説得力のある証拠が存在することを要求している。

金融資産は、分類変更日現在の公正価値で分類変更される。連結損益計算書に既に認識済の損益の振戻しは行われぬ。当該商品の分類変更日現在の公正価値が、当該商品の新たな償却原価となる。当該金融商品の予想キャッシュ・フローが分類変更日現在で見積られ、これらの見積りが当該商品の新たな実効金利の計算に使用される。回収可能性の増加により、分類変更後の資産の予想将来キャッシュ・フローがその後増加した場合、この増加による影響は、見積変更日現在の当該資産の帳簿価額の修正としてではなく、見積変更日以降の実効金利の修正として認識される。予想将来キャッシュ・フローがその後減少した場合、「貸出金の減損およびオフバランス信用リスク引当金繰入額」の項に記載のとおり、当該資産の減損の評価が行われる。減損とみなされていない分類変更後の資産のキャッシュ・フローの時期の変動は、資産の帳簿価額の修正として計上される。

AFSから貸出金に分類変更された商品の場合、その他の包括利益に認識されている未実現損益は、その後当該商品の実効金利を用いて償却され、利息収益に計上される。その後当該商品に減損が生じた場合、当該商品に関連して同日現在その他の包括利益累計額に計上されていた未実現損失は、貸倒引当金繰入額として即時に連結損益計算書に認識される。

貸出金として分類されている資産が返済、条件変更または最終的に売却され、受取金額がその時点での帳簿価額を下回る範囲で、連結損益計算書に損失が、貸出金が減損している場合には信用リスク引当金繰入額の構成要素として、貸出金が減損していない場合にはその他の収益に認識される。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、金融資産および金融負債は以下のように測定される。

- ・ 売買目的有価証券は、時価で測定し、時価の変動は純損益に認識される。
- ・ 個別財務諸表においては、子会社株式および関連会社株式は、取得原価で計上される。
- ・ 満期保有目的の債券は、取得原価または償却原価で測定される。
- ・ 売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式および関連会社株式以外の有価証券（「**その他有価証券**」）は、時価で測定し、時価の変動額は
 - a) 純資産に計上され、売却、減損あるいは回収時に損益計算書に計上されるか、または
 - b) 個々の証券について、時価が原価を上回る場合には純資産に計上し、下回る場合には損益計算書に計上する。
- ・ 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券については、それぞれ次の方法による。
 - a) 社債その他の債券の貸借対照表価額は、債権の貸借対照表価額に準ずる（すなわち、取得原価または償却原価で測定される）。
 - b) 社債その他の債券以外の有価証券は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。
- ・ 貸付金および債権は、取得原価または償却原価で測定される。
- ・ 金融負債は債務額で測定される。ただし、社債については、社債金額よりも低い価格または高い価格で発行した場合など、収入に基づく金額と債務額とが異なる場合には、償却原価法に基づいて算定された価額で評価しなければならない。

日本では、IFRSで認められている公正価値オプションに関する規定はない。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、売買目的または売却可能（**その他有価証券**）から満期保有目的への分類変更は認められず、売買目的から売却可能（**その他有価証券**）への分類変更については、正

当な理由がある限られた状況（トレーディング業務の廃止を決定した場合に、売買目的として分類していた有価証券をすべて売却可能（その他有価証券）に分類変更することができる。）においてのみ認められている。

7) 資産の減損

非金融資産の減損：

IFRSでは、非流動資産の減損の兆候が認められ、その回収可能価額（正味売却価格と使用価値（使用価値は資産から生じると予想される将来キャッシュ・フローの現在価値である。）のいずれか高い金額）が帳簿価額を下回ると見積られる場合には、その差額を減損損失として認識する。減損損失が最後に認識されてから、当該資産の回収可能価額の算定に用いられた見積りに変更があった場合には、のれんの減損を除き、減損損失の戻入が要求される。なお、耐用年数を確定できない無形資産やのれんについては、減損の兆候の有無にかかわらず、毎年減損テストを実施しなければならない。

日本では、「固定資産の減損に係る会計基準」に従い、資産または資産グループの減損の兆候が認められ、かつ割引前将来キャッシュ・フローの総額（20年以内の合理的な期間に基づく）が帳簿価額を下回ると見積られた場合に、その資産または資産グループの回収可能価額（正味売却価額と使用価値（資産または資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生じると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値）のいずれか高い方の金額）と帳簿価額の差額につき減損損失を認識する。減損損失の戻入は認められない。

金融資産の減損：

IFRSでは、金融資産または金融資産のグループが減損しているという客観的証拠の有無について各報告日に評価される。

貸付金および債権：減損の証拠（例えば、取引相手先の重大な財政的困難、利息もしくは元本の支払不履行または遅滞）が存在する場合、損失の額は、資産の帳簿価額と見積将来キャッシュ・フローの現在価値との差額として測定される。減損損失の戻入は、損益計算書に認識される。

売却可能として分類された金融資産：売却可能として分類された資本性金融商品の場合、客観的証拠には、投資の公正価値の原価を下回る重要または長期的な下落が含まれる。売却可能として分類された負債証券の場合、減損は貸出金と同一の基準に基づき評価される。減損の証拠が存在する場合、以前資本において認識された金額は、資本から除去され、当期の損益計算書に認識される。この金額は、資産の取得原価（元本の返済および償却を控除後）と現在の公正価値（当該投資について以前損益計算書に認識された減損損失があればそれを控除後）との差額として決定される。売却可能として分類された資本性金融商品に係る減損損失の戻入は純損益を通じては行われず、その他の包括利益で認識される。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従って、満期保有目的の債券、子会社株式および関連会社株式ならびにその他有価証券のうち、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品以外のものについて時価が著しく下落したときは、回復する見込があると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。時価を把握することが極めて困難と認められる株式については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、相当の減額をし、評価差額は当期の損失として処理する。また、営業債権・貸付金等の債権については、債務者の財政状態および経営成績等に応じて債権を3つ（一般債権、貸倒懸念債権および破産更正債権等）（金融機関では5つ）に区分し、区分ごとに定められた方法に従い貸倒見積高を算定する。

また日本では、減損の戻入は、株式について禁止されているだけでなく、満期目的保有の債券およびその他の有価証券に分類されている債券についても原則として認められていない。貸付金および債権についても、直接減額を行った場合には、減損の戻入益の計上は認められていない。

8) ヘッジ会計

IFRSでは、公正価値変動のヘッジについては、ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象資産または負債の公正価値の変動またはその一部は、当該デリバティブのすべての公正価値の変動とともに損益計算書に認識される。ヘッジの非有効部分はその他の収益に計上され、ヘッジされたリスクに関連した市場レートまたは価格の変動によりデリバティブおよびヘッジ対象項目に対して行われた公正価値修正の純影響額として測定される。キャッシュ・フロー変動のヘッジについては、ヘッジ対象項目に対する会計処理に変更はなく、デリバティブは公正価値で計上され、公正価値の変動は当初、ヘッジが有効である限り、損益計算書に認識されていない純利得（損失）に計上される。その他の包括利益に当初計上されたこれらの金額は、その後、予定取引が損益計算書に影響を与える期間と同一の期間に損益計算書に組み替えられる。ヘッジの非有効部分は、その他の収益に計上され、通常、実際のヘッジ手段であるデリバティブと仮定の最適ヘッジの公正価値変動の差額として測定される。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従って、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益または評価差額を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰延べる方法（繰延ヘッジ）による。ただし、その他有価証券の場合等の一定の要件を満たす場合、ヘッジ対象に係る相場変動等を損益に反映させることにより、その損益とヘッジ手段に係る損益とを同一の会計期間に認識する方法（時価ヘッジ）も認められている。

また、ヘッジ全体が有効と判定され、ヘッジ会計の要件が満たされている場合には、ヘッジ手段に生じた損益のうち結果的に非有効となった部分についても、ヘッジ会計の対象として繰延処理を行うことができる。なお、非有効部分を合理的に区分できる場合には、非有効部分を繰延処理の対象とせず、当期の純損益に計上する方法を採用することができる。

資産または負債に係る金利の受払条件を変換することを目的として利用されている金利スワップが、金利変換の対象となる資産または負債とヘッジ会計の要件を充たしており、かつ、その想定元本、利息の受払条件および契約期間が当該資産または負債とほぼ同一である場合には、金利スワップを時価評価せず、その金銭の受払の純額等を当該資産または負債に係る利息に加減する「特例処理」が認められている。また、ヘッジ会計の要件を満たす為替予約等については、当分の間、為替予約等により確定する決済時における円貨額により外貨建取引および金銭債権債務等を換算し直物為替相場との差額を期間配分する方法（「振当処理」）によることができる。

9) 金融資産の認識の中止

IFRSでは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効した場合、または、当該資産からのキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を譲渡したか、もしくは一定の基準を条件として一または複数の受領者に対し当該キャッシュ・フローを支払う義務を引き受けた場合に、金融資産の認識の中止が検討される。譲渡した金融資産については、所有に関する実質上すべてのリスクおよび経済価値を移転した場合に、認識の中止を行う。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、譲渡金融資産の財務構成要素ごとに、支配が第三者に移転しているかどうかの判断に基づいて、当該金融資産の認識の中止がなされる。

10) 株式を基礎とした報酬

IFRSでは、資本性金融商品として分類された報奨に関する報酬費用は、付与日において株式を基礎とした報奨の公正価値に基づき測定される。報酬費用は、従業員の当該報奨に関連する勤務の期間にわたり、または分割で交付される報奨に関しては当該部分の期間にわたり、定額法に基づき計上される。対応する金額は資本剰余金に計上される。

日本でも、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」に基づき、ストック・オプションの付与日から権利確定日までの期間にわたり、付与日現在のストック・オプションの公正な評価額に基づいて報酬費用が認識され、対応する金額は資本（純資産の部の新株予約権）に計上される。

ただし、同基準の適用範囲は持分決済型株式報酬に限定されており、現金決済型取引等については特段規定がなく、実務上は発生時に費用（引当）処理される。また持分決済型取引について、日本では、権利確定後に失効した場合には失効に対応する新株予約権につき利益計上（戻入）を行う等、IFRSと異なる処理が行われている。

11) 退職後給付（確定給付制度）

a) 確定給付制度債務の期間配分方法

IFRSでは、IAS第19号「従業員給付」に従い、制度の給付算定式に基づいて勤務期間に給付を帰属させる方法（給付算定式基準）が原則とされている。

日本では、企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」に基づき、期間定額基準と給付算定式基準のいずれかを選択適用できる。

b) 数理計算上の仮定

・ 割引率

IFRSでは、報告期間の末日時点の優良社債の市場利回りを参照して決定しなければならない。そのような債券について厚みのある市場が存在しない国では、国債の市場利回り（報告期間の末日時点）を使用しなければならない。また割引率は、各報告日に見直さなければならない。

日本では、安全性の高い債券の利回りを基礎として決定するが、これには、期末における国債、政府機関債および優良社債の利回りが含まれ、いずれも選択可能である。また、割引率等の計算基礎に一定の重要な変動が生じていない場合には、割引率を見直さないことが認められている。

・ 制度資産に係る利息収益（長期期待運用収益）

IFRSでは、年次報告期間の開始日時点で、制度資産の公正価値に上記の割引率を乗じて算定する（期待運用収益の概念廃止）。なお、制度資産に係る利息収益は、確定給付制度債務に係る利息費用と相殺の上、確定給付負債（資産）の純額に係る利息純額に含める。

日本では、期首の年金資産の額に合理的に予想される収益率（長期期待運用収益率）を乗じて算定する。

c) 数理計算上の差異（再測定）および過去勤務費用

IFRSでは、数理計算上の差異は、発生時にその全額をその他の包括利益に認識する。その他の包括利益から純損益への振替（リサイクル）は、禁止されている。また、過去勤務費用は、純損益に即時認識する。

日本では、数理計算上の差異は、原則として各期の発生額について、平均残存勤務期間以内の一定の年数で按分した額を毎期費用処理する。数理計算上の差異の当期発生額のうち費用処理されない部分（未認識数理計算上の差異）および過去勤務費用の当期発生額のうち費用処理されない部分（未認識過去勤務費用）についてはいずれも、その他の包括利益に計上する。また、その他の包括利益累計額に計上された未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用のうち、当期に費用処理された部分については、その他の包括利益の組替調整（リサイクル）を行う。

d) 確定給付資産の上限

IFRSでは、確定給付制度が積立超過の場合には、確定給付資産の純額を次のいずれかが低い方で測定する。

- ・ 当該確定給付制度の積立超過
- ・ 制度からの返還または制度への将来掛金の減額の形で利用可能な経済的便益の現在価値（資産上限額）

日本では、そのような確定給付資産の上限はない。

12) 金融保証契約

IFRSでは、金融保証契約について、当初、公正価値で負債に計上することが要求され、以後は、当初測定額から償却累計額を控除した額と、貸借対照表日における現在の債務の決済に要する支出の最善の見積額のいずれか高い方の額で測定される。

日本では、金融資産または金融負債の消滅の認識の結果生じる債務保証を除いて、保証を当初より公正価値で貸借対照表に計上することは求められていない。銀行の場合には、第三者に負う保証債務は偶発債務として額面金額を支払承諾勘定に計上し、同時に銀行が顧客から得る求償権を偶発債権として支払承諾見返勘定に計上する。保証に起因して、将来の損失が発生する可能性が高く、かつその金額を合理的に見積ることができる場合には、債務保証損失引当金を計上する。

13) 投資不動産

IFRSでは、投資不動産の当初認識後の評価方法として、事業体は以下のいずれかを選択できる。

- a) 公正価値モデル。投資不動産は公正価値で測定され、公正価値の変動は損益計算書において認識される。
- b) 原価モデル。原価モデルでは、投資不動産を減価償却後の簿価（減損損失累計額控除後）で測定することが要求される。原価モデルを選択した事業体は、投資不動産の公正価値情報を開示する。

日本では、投資不動産についても、通常の有形固定資産と同様に取得原価に基づく会計処理を行う（原価モデルを適用）。また、企業会計基準第20号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」に従い、賃貸等不動産を保有している企業は以下の事項を注記することが求められている。

- a) 賃貸等不動産の概要
- b) 賃貸等不動産の貸借対照表計上額および期中における主な変動
- c) 賃貸等不動産の当期末における時価およびその算定方法
- d) 賃貸等不動産に関する損益

14) リース取引

IFRSでは、資産の所有権に係るすべてのリスクおよび経済価値が借手に実質的に移転されるリースは、借手の財務諸表にファイナンス・リースとして資産計上され、対応するリース債務が負債として計上される。

日本では、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に従い、ファイナンス・リース取引とは、解約不能かつフルペイアウトの要件を満たすものをいい、ファイナンス・リース取引に該当するかどうかについてはその経済的実質に基づいて判断すべきものであるとしている。ただし、解約不能リース期間がリース物件の経済的耐用年数の概ね75%以上、または解約不能のリース期間中のリース料総額の現在価値がリース物件を借手が現金で購入するものと仮定した場合の合理的見積金額の概ね90%以上のいずれかに該当する場合は、ファイナンス・リースと判定され、借手の財務諸表に資産計上し、対応するリース債務を負債に計上する。なお、少額（リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下の所有権移転外ファイナンス・リース）または短期（1年以内）のファイナンス・リースについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。

15) 金融商品の公正価値の開示

IFRSでは、事業体の財政状態および業績に対する金融商品の重要性、金融商品から生じる信用リスク、流動性リスクおよびマーケット・リスクに関する定性的および定量的情報ならびに事業体のリスク管理方法について開示することが要求されている。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」および企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」に基づき、時価等の開示がすべての金融商品に求められ、かつ金融商品から生じるリスクについての開示も求められている。ただし、金融商品から生じるリスクのうちマーケット・リスクに関する定量的開示が求められているのは、金融商品から生じるリスクが重要な企業（銀行・証券会社等）が想定されている。また、マーケット・リスク以外のリスク（流動性リスク・信用リスク）に関する定量的開示については明確な規定がない。

16) 公正価値測定

IFRSでは、IFRS第13号「公正価値測定」は、一定の場合を除き、他のIFRSが公正価値測定または公正価値測定に関する開示（および、売却コスト控除後の公正価値のような、公正価値を基礎とする測定または当該測定に関する開示）を要求または許容している場合に適用される。IFRS第13号では、公正価値を「測定日時点で、市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格または負債を移転するために支払うであろう価格」と定義している。また、IFRS第13号は、公正価値の測定に用いたインプットの性質に基づき3つのヒエラルキーに分類し、公正価値測定を当該ヒエラルキー別に開示することを求めている。

日本では、すべての金融資産・負債ならびに非金融資産・負債を対象とする公正価値測定を包括的に規定する会計基準はなく、各会計基準において時価の算定方法が個別に定められている。金融商品の時価については、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」において、時価とは公正な評価額をいい、市場価格に基づく価額、市場価格がない場合には合理的に算定された価額と定義されている。また、公正価値のヒエラルキーに関する会計基準は、現時点では基準化されていない。

第7【外国為替相場の推移】

本項目の記載は、最近6か月間の日本円とユーロの為替レートが日本において2以上の日刊新聞紙に掲載されているので、記載を省略する。

1【当該半期中における月別為替相場の推移】

本項目の記載は、最近6か月間の日本円とユーロの為替レートが日本において2以上の日刊新聞紙に掲載されているので、記載を省略する。

2【最近日の為替相場】

1ユーロ = 114.95円 (2016年8月31日)

第8【提出会社の参考情報】

提出書類	提出年月日
訂正発行登録書	2016年 1月 5日
訂正発行登録書	2016年 1月 8日
発行登録追補書類	2016年 1月14日
訂正発行登録書	2016年 1月20日
発行登録追補書類	2016年 1月20日
訂正発行登録書	2016年 1月21日
訂正発行登録書	2016年 1月21日
発行登録追補書類	2016年 1月26日
発行登録追補書類	2016年 2月 3日
発行登録追補書類	2016年 2月 3日
発行登録追補書類	2016年 2月 3日
発行登録追補書類	2016年 2月 3日
発行登録追補書類	2016年 2月17日
臨時報告書（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第1号の規定に基づく）	2016年 3月23日
訂正発行登録書	2016年 3月23日
訂正発行登録書	2016年 3月23日
発行登録追補書類	2016年 3月24日
訂正発行登録書	2016年 3月29日
訂正発行登録書	2016年 3月29日
発行登録追補書類	2016年 3月31日
発行登録追補書類	2016年 4月20日
発行登録追補書類	2016年 4月20日
訂正発行登録書	2016年 5月13日
発行登録追補書類	2016年 5月16日
発行登録追補書類	2016年 5月18日
訂正発行登録書	2016年 5月25日
訂正発行登録書	2016年 5月27日
訂正発行登録書	2016年 5月30日
発行登録追補書類	2016年 5月31日
臨時報告書（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく）	2016年 6月 1日
訂正発行登録書	2016年 6月 1日
訂正発行登録書	2016年 6月 1日
発行登録追補書類	2016年 6月 2日
発行登録追補書類	2016年 6月14日
発行登録追補書類	2016年 6月15日
発行登録追補書類	2016年 6月16日
有価証券報告書	2016年 6月29日
有価証券報告書の訂正報告書	2016年 6月29日
訂正発行登録書	2016年 6月29日
訂正発行登録書	2016年 6月29日
訂正発行登録書	2016年 7月13日
発行登録追補書類	2016年 7月25日
発行登録追補書類	2016年 8月 2日
訂正発行登録書	2016年 8月10日
臨時報告書（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第1号の規定に基づく）	2016年 8月24日

訂正発行登録書	2016年 8月24日
訂正発行登録書	2016年 8月24日
発行登録追補書類	2016年 8月26日
訂正発行登録書	2016年 8月26日
発行登録追補書類	2016年 9月26日
発行登録追補書類	2016年 9月26日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項なし

第2【保証会社以外の会社の情報】

1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

1. ドイツ銀行ロンドン支店2016年10月28日満期 複数株式参照型 早期償還条項 他社株転換条項付 円建社債（参照株式：富士重工業・ソフトバンク）

A 富士重工業株式会社の情報

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

富士重工業株式会社
東京都渋谷区恵比寿一丁目20番8号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

富士重工業株式会社は、償還対象株式の発行会社のうちの1つであり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、早期償還判定事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、いずれかの参照株式評価価格がロックイン価格以下となった場合には、交付株式数の交付および現金調整額の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式総数 : 782,865,873 (2016年8月5日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 (市場第一部)
内容 : 単元株式数は100株である。

B ソフトバンクグループ株式会社の情報

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

ソフトバンクグループ株式会社 (注)
東京都港区東新橋一丁目9番1号

(注) ソフトバンク株式会社は2015年7月1日付でソフトバンクグループ株式会社に商号を変更している。

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

ソフトバンクグループ株式会社は、償還対象株式の発行会社のうちの1つであり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、早期償還判定事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、いずれかの参照株式評価価格がロックイン価格以下となった場合には、交付株式数の交付および現金調整額の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式総数 : 1,200,660,365 (2016年8月12日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 (市場第一部)
内容 : 完全議決権株式であり権利内容に何ら限定のないソフトバンクグループ(株)における標準となる株式である。
単元株式数は、100株である。

(注) 発行済株式総数には、2016年8月1日から2016年8月12日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていない。

2. ドイツ銀行ロンドン支店2016年11月7日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（グリーン株式会社）

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

グリーン株式会社

東京都港区六本木六丁目10番1号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

グリーン株式会社は、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ノックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がノックイン水準以下となった場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式

発行済株式総数 : 241,467,600 (平成28年9月28日現在)

上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 (市場第一部)

内容 : 単元株式数100株

(注) 発行済株式総数には、平成28年9月1日から平成28年9月28日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていない。

3. ドイツ銀行ロンドン支店2016年12月19日満期 複数株式参照型 早期償還条項 他社株転換条項付 円建社債（参照株式：オリックス・ソフトバンク）

A オリックス株式会社の情報

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

オリックス株式会社

東京都港区浜松町2丁目4番1号 世界貿易センタービル内

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

オリックス株式会社は、償還対象株式の発行会社のうちの1つであり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、早期償還判定事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、いずれかの参照株式評価価格がノックイン価格以下となった場合で最終評価日におけるワーストパフォーマンス株式の参照株式評価価格が関連する転換価格未満の場合には、交付株式数の交付および現金調整額の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式

発行済株式総数 : 1,324,058,828 (注) (平成28年8月10日現在)

上場金融商品取引所 : 東京証券取引所市場第一部
ニューヨーク証券取引所

内容 : 単元株式数は100株である。

(注) 発行済株式総数には、平成28年8月1日から平成28年8月10日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていない。

B ソフトバンクグループ株式会社の情報

上記1．Bに同じ

4．ドイツ銀行ロンドン支店2016年12月22日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（株式会社コロブラ）

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

株式会社コロブラ

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

株式会社コロブラは、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がロックイン水準以下となった場合で参照水準が転換水準未満の場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式

発行済株式総数 : 126,300,500(平成28年8月3日現在)

上場金融商品取引所 : 東京証券取引所（市場第一部）

内容 : 単元株式数は100株である。

（注）平成28年8月3日現在発行数には、平成28年8月1日から平成28年8月3日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれていない。

5. ドイツ銀行ロンドン支店2017年1月30日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（富士通株式会社）

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

富士通株式会社
神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

富士通株式会社は、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がロックイン水準以下となった場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式総数 : 2,070,018,213 (2016年8月2日現在)
上場金融商品取引所 : 東京・名古屋各市場第一部
内容 : 単元株式数1,000株

6. ドイツ銀行ロンドン支店2017年3月6日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（株式会社サイバーエージェント）

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

株式会社サイバーエージェント
東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

株式会社サイバーエージェントは、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がロックイン水準以下となった場合で参照水準が転換水準未満の場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式総数 : 63,213,300 (平成28年7月22日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 (市場第一部)
内容 : 単元株式数は100株である。

7. ドイツ銀行ロンドン支店2017年4月24日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社）

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目11番1号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社は、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がロックイン水準以下となった場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式総数 : 1,057,892,400 (平成28年8月5日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所市場第一部
内容 : (注) 1、2、3

- (注) 1 完全議決権株式であり、権利の内容に何ら限定のない当該会社における標準となる株式である。
2 平成28年8月5日現在、発行済株式のうち243,080,000株は、現物出資（関係会社株式1,999百万円）によるものである。
3 単元株式数は100株である。

8. ドイツ銀行ロンドン支店2017年5月2日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（株式会社マーベラス）

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

株式会社マーベラス
東京都品川区東品川四丁目12番8号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

株式会社マーベラスは、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がロックイン水準以下となった場合で参照水準が転換水準未満の場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式総数 : 53,593,100 (平成28年7月29日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所(市場第一部)
内容 : 単元株式数100株

9. ドイツ銀行ロンドン支店2017年6月12日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債(株式会社ミクシィ)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

株式会社ミクシィ
東京都渋谷区東一丁目2番20号
住友不動産渋谷ファーストタワー

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

株式会社ミクシィは、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がロックイン水準以下となった場合で参照水準が転換水準未満の場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式総数 : 84,295,500 (平成28年8月9日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所(マザーズ)
内容 : 単元株式数は100株である。

10. ドイツ銀行ロンドン支店2017年6月12日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債(日新製鋼株式会社)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

日新製鋼株式会社
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

日新製鋼株式会社は、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がロックイン水準以下となった場合で参照水準が転換水準未満の場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式総数 : 109,843,923 (平成28年8月10日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所(市場第一部)
内容 : 単元株式数100株

11. ドイツ銀行ロンドン支店2017年6月16日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（セイコーエプソン株式会社）

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

セイコーエプソン株式会社
東京都新宿区新宿四丁目1番6号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

セイコーエプソン株式会社は、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がロックイン水準以下となった場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式総数 : 399,634,778 (2016年8月1日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所市場第一部
内容 : 権利内容に何ら限定のない当該会社における標準となる株式であり、単元株式数は100株である。

12. ドイツ銀行ロンドン支店2017年6月23日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（株式会社KADOKAWA・DWANGO）

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

カドカワ株式会社（注）
東京都千代田区富士見二丁目13番3号

（注）株式会社KADOKAWA・DWANGOは2015年10月1日付でカドカワ株式会社に商号を変更している。

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

カドカワ株式会社は、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がロックイン水準以下となった場合で参照水準が転換水準未満の場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式総数 : 70,892,060 (平成28年8月10日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所（市場第一部）
内容 : 権利内容に何ら限定のない当該会社における標準となる株式であり、単元株式数は100株である。

13. ドイツ銀行ロンドン支店2017年6月23日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（セイコーエプソン株式会社）

上記11. に同じ

14. ドイツ銀行ロンドン支店2017年7月13日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（ソフトバンク株式会社）

上記1. Bに同じ

15. ドイツ銀行ロンドン支店2017年7月14日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（マツダ株式会社）

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

マツダ株式会社

広島県安芸郡府中町新地3番1号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

マツダ株式会社は、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がロックイン水準以下となった場合で参照水準が転換水準未満の場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類	: 普通株式
発行済株式総数	: 599,875,479 (平成28年8月10日現在)
上場金融商品取引所	: 東京証券取引所 (市場第一部)
内容	: 単元株式数は100株である。

16. ドイツ銀行ロンドン支店2017年9月19日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（セイコーエプソン株式会社）

上記11. に同じ

17. ドイツ銀行ロンドン支店2017年9月26日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（日野自動車株式会社）

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

日野自動車株式会社

東京都日野市日野台3丁目1番地1

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

日野自動車株式会社は、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ノックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がノックイン水準以下となった場合で参照水準が転換水準未満の場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類	: 普通株式
発行済株式総数	: 574,580,850 (平成28年8月2日現在)
上場金融商品取引所	: 東京証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部)
内容	: 単元株式数100株

18. ドイツ銀行ロンドン支店2017年10月10日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（ヤマハ発動機株式会社）

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

ヤマハ発動機株式会社

静岡県磐田市新貝2500番地

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

ヤマハ発動機株式会社は、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ノックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がノックイン水準以下となった場合で参照水準が転換水準未満の場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式総数 : 349,914,284 (平成28年8月5日現在)
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所市場第一部
内容 : 単元株式数100株

19. ドイツ銀行ロンドン支店2017年10月13日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (株式会社サイバーエージェント)
上記6. に同じ

20. ドイツ銀行ロンドン支店2017年10月17日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (日新製鋼株式会社)
上記10. に同じ

21. ドイツ銀行ロンドン支店2017年10月17日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (ソニー株式会社)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

ソニー株式会社
東京都港区港南1丁目7番1号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

ソニー株式会社は、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ノックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がロックイン水準以下となった場合で参照水準が転換水準未満の場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式総数 : 1,262,638,760 (2016年8月4日現在)
上場金融商品取引所 : 東京・ニューヨーク各証券取引所
内容 : 単元株式数100株

(注) 1 東京証券取引所については市場第一部に上場されている。

2 発行済株式総数には、2016年8月に新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていない。

22. ドイツ銀行ロンドン支店2017年11月1日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (ヤマハ発動機株式会社)
上記18. に同じ

23. ドイツ銀行ロンドン支店2017年11月2日満期 早期償還条項付 他社株式株価連動 デジタルクーポン円建社債（株式会社村田製作所）

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

株式会社村田製作所
京都府長岡京市東神足1丁目10番1号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

株式会社村田製作所は、参照株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ノックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、参照株式水準がノックイン水準以下となった場合で最終株式水準が行使価格未満の場合には、最終株式水準を当初株式水準で除した数に額面金額を乗じた満期償還金額（0円以上額面金額以下の金額）の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式総数 : 225,263,592（平成28年8月9日現在）
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所市場第一部、シンガポール証券取引所
内容 : 単元株式数100株

（注）1 発行済株式数のうち350,000株は現物出資（株式会社 福井村田製作所株式 昭和37年9月5日払込 17百万円）によるものである。

24. ドイツ銀行ロンドン支店2017年11月27日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（ソニー株式会社）

上記21. に同じ

25. ドイツ銀行ロンドン支店2017年12月8日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（株式会社クボタ）

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

株式会社クボタ
大阪市浪速区敷津東一丁目2番47号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

株式会社クボタは、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ノックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がノックイン水準以下となった場合で参照水準が転換水準未満の場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式
発行済株式総数 : 1,244,919,180（2016年8月9日現在）
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所（市場第一部）
内容 : 単元株式数は100株である。

26. ドイツ銀行ロンドン支店2017年12月22日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（株式会社サイバーエージェント）

上記6. に同じ

27. ドイツ銀行ロンドン支店2018年4月23日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（ヤフー株式会社）

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

ヤフー株式会社

東京都港区赤坂九丁目7番1号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

ヤフー株式会社は、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ノックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がノックイン水準以下となった場合で参照水準が転換水準未満の場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式

発行済株式総数 : 5,695,411,100 (2016年8月8日現在)

上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 (市場第一部)

内容 : 単元株式数は100株である。

(注) 2016年8月8日現在の発行数には、2016年8月1日から2016年8月8日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていない。

28. ドイツ銀行ロンドン支店2018年6月18日満期 早期償還条項付 他社株式株価連動 デジタルクーポン円建社債（ミネベア株式会社）

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

ミネベア株式会社

長野県北佐久郡御代田町大字御代田4106番地73

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

ミネベア株式会社は、参照株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ノックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、参照株式水準がノックイン水準以下となった場合で最終株式水準が行使価格未満の場合には、最終株式水準を当初株式水準で除した数に額面金額を乗じた満期償還金額（0円以上額面金額以下の金額）の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式

発行済株式総数 : 399,167,695 (平成28年8月10日現在)

上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 (市場第一部)、名古屋証券取引所 (市場第一部)

内容 : 単元株式数100株

29. ドイツ銀行A G ロンドン 2018年6月22日満期 2 銘柄対象 ノックイン・期限前償還・他社株転換条項付 デジ
タルクーポン円建社債(セイコーエプソン株式会社・株式会社N T T ドコモ)

A セイコーエプソン株式会社の情報

上記11. に同じ

B 株式会社N T T ドコモの情報

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

株式会社N T T ドコモ

東京都千代田区永田町二丁目11番1号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

株式会社N T T ドコモは、償還対象株式の発行会社のうちの1つであり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、期限前償還事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、最終判定日における満期償還対象株式の対象株式判定価格が関連する転換価格未満であり、かつ、ノックイン事由が発生したことがある場合、交付株式数の交付および現金調整額の支払によって償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式

発行済株式総数 : 3,958,543,000 (2016年8月4日現在)

上場金融商品取引所 : 東京証券取引所市場第一部、ニューヨーク証券取引所

内容 : 単元株式数100株

2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

1．ドイツ銀行ロンドン支店2016年10月28日満期 複数株式参照型 早期償還条項 他社株転換条項付 円建社債（参照株式：富士重工業・ソフトバンク）

A 富士重工業株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書およびその添付書類

事業年度（第85期）（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）平成28年6月29日関東財務局長に提出
四半期報告書または半期報告書

四半期会計期間（第86期第1四半期）（自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日）四半期報告書を平成
28年8月5日関東財務局長に提出

臨時報告書

平成28年6月29日に関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する
内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

B ソフトバンクグループ株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第36期）（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）平成28年6月22日関東財務局長に提出
四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第37期第1四半期）（自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日）四半期報告書を平成
28年8月12日関東財務局長に提出

臨時報告書

ア 平成28年6月24日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関す
る内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）

イ 平成28年6月29日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関す
る内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく）

ウ 平成28年7月22日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関す
る内閣府令第19条第2項第8号の2の規定に基づく）

エ 平成28年8月23日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関す
る内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく）

訂正報告書

の有価証券報告書の訂正報告書を平成28年7月1日に関東財務局長に提出

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

2. ドイツ銀行ロンドン支店2016年11月7日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（グリー株式会社）

グリー株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第12期）（自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日）平成28年9月28日関東財務局長に提出
四半期報告書又は半期報告書

該当事項なし

臨時報告書

該当事項なし

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

3. ドイツ銀行ロンドン支店2016年12月19日満期 複数株式参照型 早期償還条項 他社株転換条項付 円建社債（参照株式：オリックス・ソフトバンク）

A オリックス株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書およびその添付書類

事業年度（第53期）（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）平成28年6月23日関東財務局長に提出
四半期報告書または半期報告書

四半期会計期間（第54期第1四半期）（自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日）四半期報告書を平成
28年8月10日関東財務局長に提出

臨時報告書

平成28年6月23日に関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する
内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）

該当事項なし

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

オリックス株式会社 大阪本社

大阪市西区西本町1丁目4番1号 オリックス本町ビル

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

B ソフトバンクグループ株式会社の情報

上記1. Bに同じ

4. ドイツ銀行ロンドン支店2016年12月22日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（株式会社コロブラ）

株式会社コロブラの情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書およびその添付書類

事業年度（第7期）（自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日）平成27年12月21日関東財務局長に提出
四半期報告書または半期報告書

四半期会計期間（第8期第3四半期）（自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日）四半期報告書を平成
28年8月3日関東財務局長に提出

臨時報告書

平成27年12月21日に関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する
内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）

訂正報告書
該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

5. ドイツ銀行ロンドン支店2017年1月30日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (富士通株式会社)

富士通株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度(第116期)(自平成27年4月1日至平成28年3月31日)平成28年6月27日関東財務局長に提出
四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間(第117期第1四半期)(自平成28年4月1日至平成28年6月30日)四半期報告書を平成
28年8月2日関東財務局長に提出

臨時報告書

平成28年6月28日関東財務局長に提出(金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく)

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

株式会社名古屋証券取引所

名古屋市中区栄三丁目8番20号

6. ドイツ銀行ロンドン支店2017年3月6日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (株式会社サイバーエージェント)

株式会社サイバーエージェントの情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書およびその添付書類

事業年度(第18期)(自平成26年10月1日至平成27年9月30日)平成27年12月14日関東財務局長に提出
四半期報告書または半期報告書

四半期会計期間(第19期第3四半期)(自平成28年4月1日至平成28年6月30日)四半期報告書を平成
28年7月22日関東財務局長に提出

臨時報告書

ア 平成27年12月15日に関東財務局長に提出(金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく)

イ 平成28年6月1日に関東財務局長に提出(金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく)

ウ 平成28年9月13日に関東財務局長に提出(金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく)

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

7. ドイツ銀行ロンドン支店2017年4月24日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社)

ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度(第19期)(自平成27年1月1日至平成27年12月31日)平成28年3月22日関東財務局長に提出

四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第20期第2四半期）（自平成28年4月1日至平成28年6月30日）四半期報告書を平成28年8月5日関東財務局長に提出

臨時報告書

ア 平成28年3月25日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）

イ 平成28年7月22日に関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく）

ウ 平成28年7月29日に関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項および第2項第2号の2の規定に基づく）

訂正報告書

ウの臨時報告書の訂正報告書を平成28年8月18日に関東財務局長に提出

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

8. ドイツ銀行ロンドン支店2017年5月2日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（株式会社マーベラス）

株式会社マーベラスの情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書およびその添付書類

事業年度（第19期）（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）平成28年6月21日関東財務局長に提出
四半期報告書または半期報告書

四半期会計期間（第20期第1四半期）（自平成28年4月1日至平成28年6月30日）四半期報告書を平成28年7月29日関東財務局長に提出

臨時報告書

平成28年6月22日に関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

9. ドイツ銀行ロンドン支店2017年6月12日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（株式会社ミクシィ）

株式会社ミクシィの情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書およびその添付書類

事業年度（第17期）（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）平成28年6月29日関東財務局長に提出
四半期報告書または半期報告書

四半期会計期間（第18期第1四半期）（自平成28年4月1日至平成28年6月30日）四半期報告書を平成28年8月9日関東財務局長に提出

臨時報告書

ア 平成28年6月29日に関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）

イ 平成28年8月5日に関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく）

訂正報告書

イの臨時報告書の訂正報告書を平成28年8月29日に関東財務局長に提出

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

10. ドイツ銀行ロンドン支店2017年6月12日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（日新製鋼株式会社）

日新製鋼株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書およびその添付書類

事業年度（第4期）（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）平成28年6月24日関東財務局長に提出
四半期報告書または半期報告書

四半期会計期間（第5期第1四半期）（自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日）四半期報告書を平成
28年8月10日関東財務局長に提出

臨時報告書

平成28年6月28日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

11. ドイツ銀行ロンドン支店2017年6月16日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（セイコーエプソン株式会社）

セイコーエプソン株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第74期）（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）平成28年6月29日関東財務局長に提出
四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第75期第1四半期）（自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日）四半期報告書を平成
28年8月1日関東財務局長に提出

臨時報告書

平成28年7月1日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

12. ドイツ銀行ロンドン支店2017年6月23日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（株式会社KADOKAWA・DWANGO）

カドカワ株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書およびその添付書類

事業年度（第2期）（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）平成28年6月22日関東財務局長に提出
四半期報告書または半期報告書

四半期会計期間（第3期第1四半期）（自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日）四半期報告書を平成
28年8月10日関東財務局長に提出

臨時報告書

平成28年6月27日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく）

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所
株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

13. ドイツ銀行ロンドン支店2017年 6 月23日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（セイコーエプソン株式会社）
セイコーエプソン株式会社の情報
上記11. に同じ

14. ドイツ銀行ロンドン支店2017年 7 月13日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（ソフトバンク株式会社）
ソフトバンクグループ株式会社の情報
上記 1 . B に同じ

15. ドイツ銀行ロンドン支店2017年 7 月14日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（マツダ株式会社）
マツダ株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第150期）（自 平成27年 4 月 1 日 至 平成28年 3 月31日）平成28年 6 月29日関東財務局長に提出
四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第151期第 1 四半期）（自 平成28年 4 月 1 日 至 平成28年 6 月30日）四半期報告書を平成
28年 8 月10日関東財務局長に提出

臨時報告書

ア 平成28年 7 月 1 日に関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の 5 第 4 項および企業内容等の開示に
関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく）

イ 平成28年 7 月29日に関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の 5 第 4 項ならびに企業内容等の開示に
関する内閣府令第19条第 1 項および第 2 項第 2 号の 2 の規定に基づく）

訂正報告書

イの臨時報告書の訂正報告書を平成28年 8 月22日に関東財務局長に提出

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所
株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

16. ドイツ銀行ロンドン支店2017年 9 月19日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（セイコーエプソン株式会社）
セイコーエプソン株式会社の情報
上記11. に同じ

17. ドイツ銀行ロンドン支店2017年 9 月26日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（日野自動車株式会社）
日野自動車株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書およびその添付書類

事業年度（第104期）（自 平成27年 4 月 1 日 至 平成28年 3 月31日）平成28年 6 月24日関東財務局長に提出
四半期報告書または半期報告書

四半期会計期間（第105期第 1 四半期）（自 平成28年 4 月 1 日 至 平成28年 6 月30日）四半期報告書を平成
28年 8 月 2 日関東財務局長に提出

臨時報告書

平成28年 6 月27日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の 5 第 4 項および企業内容等の開示に関する内
閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく）

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所
株式会社名古屋証券取引所

東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号
名古屋市中区栄 3 丁目 8 番 20 号

18. ドイツ銀行ロンドン支店2017年10月10日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (ヤマハ発動機株式会社)

ヤマハ発動機株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書およびその添付書類

事業年度 (第81期) (自 平成27年 1 月 1 日 至 平成27年12月31日) 平成28年 3 月28日関東財務局長に提出
四半期報告書または半期報告書

四半期会計期間 (第82期第 2 四半期) (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成28年 6 月30日) 四半期報告書は平成
28年 8 月 5 日関東財務局長に提出

臨時報告書

平成28年 3 月29日に関東財務局長に提出 (金融商品取引法第24条の 5 第 4 項および企業内容等の開示に関する
内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく)

訂正報告書

の有価証券報告書の訂正報告書を平成28年 5 月12日に関東財務局長に提出

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

19. ドイツ銀行ロンドン支店2017年10月13日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (株式会社サイバーエージェント)

株式会社サイバーエージェントの情報

上記 6 . に同じ

20. ドイツ銀行ロンドン支店2017年10月17日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (日新製鋼株式会社)

日新製鋼株式会社の情報

上記10 . に同じ

21. ドイツ銀行ロンドン支店2017年10月17日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (ソニー株式会社)

ソニー株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書およびその添付書類

事業年度 (第99期) (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成28年 3 月31日) 平成28年 6 月17日関東財務局長に提出
四半期報告書または半期報告書

四半期会計期間 (第100期第 1 四半期) (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成28年 6 月30日) 四半期報告書を平成
28年 8 月 4 日関東財務局長に提出

臨時報告書

平成28年 6 月22日関東財務局長に提出 (金融商品取引法第24条の 5 第 4 項ならびに企業内容等の開示に関する
内閣府令第19条第 1 項および第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく)

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

22. ドイツ銀行ロンドン支店2017年11月 1 日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (ヤマハ発動機株式会社)

ヤマハ発動機株式会社の情報

上記18. に同じ

23. ドイツ銀行ロンドン支店2017年11月2日満期 早期償還条項付 他社株式株価連動 デジタルクーポン円建社債（株式会社村田製作所）

株式会社村田製作所の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第80期）（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）平成28年6月29日関東財務局長に提出
四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第81期第1四半期）（自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日）四半期報告書を平成
28年8月9日関東財務局長に提出

臨時報告書

平成28年7月1日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社村田製作所 東京支社

東京都渋谷区渋谷3丁目29番12号

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

24. ドイツ銀行ロンドン支店2017年11月27日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（ソニー株式会社）

ソニー株式会社の情報

上記21. に同じ

25. ドイツ銀行ロンドン支店2017年12月8日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（株式会社クボタ）

株式会社クボタの情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第126期）（自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日）平成28年3月25日関東財務局長に提出
四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第127期第2四半期）（自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日）四半期報告書を平成
28年8月9日関東財務局長に提出

臨時報告書

平成28年3月29日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社クボタ 本社阪神事務所

兵庫県尼崎市浜一丁目1番1号

株式会社クボタ 東京本社

東京都中央区京橋二丁目1番3号

株式会社クボタ 中部支社

名古屋市中村区名駅三丁目22番8号

株式会社クボタ 横浜支店

横浜市中区尾上町一丁目6番地

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

26. ドイツ銀行ロンドン支店2017年12月22日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（株式会社サイバーエージェント）

株式会社サイバーエージェントの情報

上記6.に同じ

27. ドイツ銀行ロンドン支店2018年4月23日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (ヤフー株式会社)

ヤフー株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書およびその添付書類

事業年度 (第21期) (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) 平成28年6月20日関東財務局長に提出
四半期報告書または半期報告書

四半期会計期間 (第22期第1四半期) (自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日) 四半期報告書を平成
28年8月8日関東財務局長に提出

臨時報告書

平成28年6月23日関東財務局長に提出 (金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内
閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく)

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

28. ドイツ銀行ロンドン支店2018年6月18日満期 早期償還条項付 他社株式株価連動 デジタルクーポン円建社債 (ミネベア株式会社)

ミネベア株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 (第70期) (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) 平成28年6月29日関東財務局長に提出
四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間 (第71期第1四半期) (自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日) 四半期報告書を平成
28年8月10日関東財務局長に提出

臨時報告書

平成28年6月30日関東財務局長に提出 (金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内
閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく)

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

株式会社名古屋証券取引所

名古屋市中区栄3丁目8番20号

29. ドイツ銀行A G ロンドン 2018年6月22日満期 2銘柄対象 ノックイン・期限前償還・他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (セイコーエプソン株式会社・株式会社NTTドコモ)

A セイコーエプソン株式会社の情報

上記11.に同じ

B 株式会社NTTドコモの情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 (第25期) (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) 平成28年6月17日関東財務局長に提出
四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間 (第26期第1四半期) (自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日) 四半期報告書を平成
28年8月4日関東財務局長に提出

臨時報告書

平成28年6月17日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

第3【指数等の情報】

1【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】

(1)理由

1. 当行の発行している指数にかかる有価証券

ドイツ銀行ロンドン支店2016年11月24日満期 早期償還条項付 / 上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債
(NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)

ドイツ銀行ロンドン支店2017年2月27日満期 期限前償還条項付 複数指数連動円建社債(日経平均株価 / ユーロ・
ストック50指数)

ドイツ銀行ロンドン支店2017年3月24日満期 早期償還条項付 / 上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債
(NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)

ドイツ銀行ロンドン支店2017年4月13日満期 早期償還条項付 / 上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債
(NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)

ドイツ銀行ロンドン支店2017年4月13日満期 早期償還条項付 / 上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債
(NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)

ドイツ銀行ロンドン支店2017年4月24日満期 早期償還条項付 / 上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債
(NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)

ドイツ銀行ロンドン支店2017年5月2日満期 早期償還条項付 / 上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債
(NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)

ドイツ銀行ロンドン支店2017年5月2日満期 早期償還条項付 / 上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債
(NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)

ドイツ銀行ロンドン支店2017年5月25日満期 早期償還条項付 / 上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債
(NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)

ドイツ銀行ロンドン支店2017年5月26日満期 早期償還条項付 / 上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債
(NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)

ドイツ銀行ロンドン支店2017年6月5日満期 早期償還条項付 / 上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債
(NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)

ドイツ銀行ロンドン支店2017年6月7日満期 早期償還条項付 / 上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債
(NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)

ドイツ銀行ロンドン支店2017年6月9日満期 早期償還条項付 / 上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債
(NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)

ドイツ銀行ロンドン支店2017年6月12日満期 早期償還条項付 / 上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債
(NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)

ドイツ銀行ロンドン支店2017年6月21日満期 早期償還条項付 / 上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債
(NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)

ドイツ銀行ロンドン支店2017年6月23日満期 早期償還条項付 / 上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債
(NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)

ドイツ銀行ロンドン支店2017年6月26日満期 早期償還条項付 / 上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債
(NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)

ドイツ銀行ロンドン支店2017年6月28日満期 早期償還条項付 / 上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債
(NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)

ドイツ銀行ロンドン支店2017年6月29日満期 早期償還条項付 / 上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債
(NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)

ドイツ銀行ロンドン支店2017年7月21日満期 早期償還条項付 / 上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債
(NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)

ドイツ銀行ロンドン支店2017年7月24日満期 早期償還条項付 / 上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債
(NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)

ドイツ銀行ロンドン支店2017年7月26日満期 早期償還条項付 / 上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債
(NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)

ドイツ銀行ロンドン支店2017年8月1日満期 円建早期償還条項付日経平均株価連動社債

ドイツ銀行ロンドン支店2017年8月3日満期 早期償還条項付 / 上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債
 (NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)

ドイツ銀行ロンドン支店2017年8月4日満期 早期償還条項付 / 上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債
 (NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)

ドイツ銀行ロンドン支店2017年10月13日満期 早期償還条項付 / 上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債
 (NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)

ドイツ銀行ロンドン支店2017年11月2日満期 早期償還条項付 / 上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債
 (NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)

ドイツ銀行ロンドン支店2017年11月20日満期 早期償還条項付 / 上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債
 (NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)

ドイツ銀行ロンドン支店2017年12月7日満期 早期償還条項付 / 上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債
 (NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)

ドイツ銀行ロンドン支店2017年12月15日満期 期限前償還条項付 日米2指数参照円建社債(ノックイン60)

ドイツ銀行ロンドン支店2017年12月21日満期 早期償還条項付 / 上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債
 (NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)

ドイツ銀行ロンドン支店2018年2月23日満期 早期償還条項付 / 上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債
 (NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)

ドイツ銀行ロンドン支店2018年3月16日満期 期限前償還条項付 日米2指数参照円建社債(ノックイン60)

ドイツ銀行ロンドン支店2018年7月13日満期 早期償還条項付ノックイン型 日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債

ドイツ銀行ロンドン支店2018年7月20日満期 期限前償還条項付 日経平均株価参照円建社債(ノックイン65)

ドイツ銀行ロンドン支店2018年7月20日満期 期限前償還条項付 日米2指数参照円建社債(ノックイン60)

ドイツ銀行ロンドン支店2018年8月16日満期 期限前償還条項付 デジタルクーポン型日経平均株価参照円建社債
 (ノックイン60)

ドイツ銀行ロンドン支店2018年8月16日満期 期限前償還条項付 日米2指数参照円建社債(ノックイン60)

ドイツ銀行ロンドン支店 2018年10月15日満期 早期償還条項付ノックイン型 日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債

ドイツ銀行ロンドン支店2018年12月14日満期 期限前償還条項付 日経平均株価参照円建社債(ノックイン65)

ドイツ銀行ロンドン支店2019年2月15日満期 期限前償還条項付 日経平均株価参照円建社債(ノックイン65)

ドイツ銀行ロンドン支店2019年2月15日満期 期限前償還条項付 日米2指数参照円建社債(ノックイン60)

ドイツ銀行ロンドン支店2019年10月16日満期 期限前償還条項付 日経平均株価・ブラジル・リアル/円為替参照円建社債(ノックイン60)

ドイツ銀行ロンドン支店2019年12月16日満期 期限前償還条項付 日経平均株価・ブラジル・リアル/円為替参照円建社債(ノックイン55)

ドイツ銀行ロンドン支店2020年2月14日満期 期限前償還条項付 日経平均株価・ブラジル・リアル/円為替参照円建社債(ノックイン55)

ドイツ銀行ロンドン支店2020年3月16日満期 期限前償還条項付 日経平均株価・ブラジル・リアル/円為替参照円建社債(ノックイン55)

ドイツ銀行ロンドン支店 2020年4月27日満期 円建 日経平均株価指数連動 デジタルクーポン社債(ノックイン型 期限前償還条項付)

ドイツ銀行AGロンドン2020年8月14日満期 期限前償還条項付 日経平均株価連動3段デジタルクーポン円建社債

ドイツ銀行ロンドン支店2020年8月27日満期 円建 複数指数参照型 3段デジタルクーポン社債(ノックイン型 期限前償還条項付)(日経平均株価指数/ドイツDAX指数)

ドイツ銀行ロンドン支店 2021年1月29日満期円建 日経平均株価連動債(ノックイン型 早期償還条項付)

2. 上記各社債の満期償還金額、利息金額および/または早期(期限前)償還事由の有無(ならびにこれらのいずれかに相当するもの)の全部または一部(該当する場合は、日経平均株価に連動し、および/または日経平均株価の水準によって決定される。従って、日経平均株価指数の情報は、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

(2) 内容

日経平均株価指数(日経225指数)

日本経済新聞社によって公表されている株価指数であり、選択された日本株式の株価実績の合成値を計測するものである。株価指数は現在、東京証券取引所上場の225銘柄をベースにしており、これらは日本の広範囲な産業分野を代

表している。構成銘柄225種は、すべて東京証券取引所の一部上場株式であり、東京証券取引所で最も活発に取引されているものに属する。株価指数は、修正された株価加重指数であり、構成銘柄の株価指数中に占めるウェイトは、株式銘柄の発行会社の株式時価総額ではなく一株当たりの価格に基づいている。

2【当該指数等の推移】

日経平均株価指数

次表は最近5年間および当該中間会計期間中最近6か月の日経平均株価指数（終値）の最高・最低値を示したものである。

最近5年間の年度別最高・最低値	年度	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
	最高（円）	10,857.53	10,395.18	16,291.31	17,935.64	20,868.03
	最低（円）	8,160.01	8,295.63	10,486.99	13,910.16	16,795.96

最近6か月の月別最高・最低値	月別	2016年1月	2016年2月	2016年3月	2016年4月	2016年5月	2016年6月
	最高（円）	18,450.98	17,865.23	17,233.75	17,572.49	17,234.98	16,955.73
	最低（円）	16,017.26	14,952.61	16,085.51	15,715.36	16,106.72	14,952.02

2016年9月28日現在、日経平均株価指数の終値は、16,465.40円であった。